

# 障がい福祉関係事業者等 説明会・集団指導資料

NO. 1

本書は、「障害保健福祉関係主管課長会議資料(平成28年3月8日 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部)」を抜粋・編集したものです。

「平成28年3月8日実施:障害保健福祉関係主管課長会議資料」は、厚生労働省のHPの下記アドレスに掲載されています。

[http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi\\_kaigo/shougaihashukushi/kaigi\\_shiryou/index.html](http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougaihashukushi/kaigi_shiryou/index.html)

平成28年3月17日(木)・18日(金)

島根県健康福祉部障がい福祉課

資料No. 1 目次

1	平成28年度障害保健福祉部関係予算案について	1
2	障害者総合支援法の施行後3年を目途とした見直しについて	12
3	平成27年の地方からの提案等に関する対応方針について	21
4	身体障害者手帳制度について	25
5	生活のしづらさなどに関する調査（全国在宅障害児・者等実態調査）について	28
6	療育手帳のマイナンバー制度における取扱いについて	29
7	特別児童扶養手当等について	30
8	特別障害給付金制度の周知について	44
9	心身障害者扶養共済制度パンフレット等の活用について	46
10	不服審査会経費について	47
11	障害者自立支援給付支払等システムについて	48
12	障害者差別解消法について	50
13	平成28年度における障害保健福祉行政事務指導監査の実施について	53
14	平成28年度厚生労働省障害保健福祉行政事務指導監査実施計画等について	58
15	【障害福祉】業務管理体制データ管理システムについて	62
16	障害福祉関係施設等の整備について	63
17	障害福祉サービス事業所等の整備及び適切な運営等について	68
18	地域生活支援拠点について	73
19	介護職員等による喀痰吸引等の実施等について	74
20	強度行動障害を有する者への支援について	75
21	障害福祉サービス等報酬改定の実施状況等について	76
22	訪問系サービスについて	84
23	障害者の就労支援の推進等について	131
24	障害者優先調達推進法について	150
25	相談支援の充実等について	159
26	障害者の地域生活への移行等について	188
27	障害者虐待の未然防止・早期発見等について	210
28	発達障害者支援施策の推進について	217
29	障害児支援について	226
30	規制緩和（構造改革特区関係）等について	245



# 1 平成28年度障害保健福祉関係予算案について

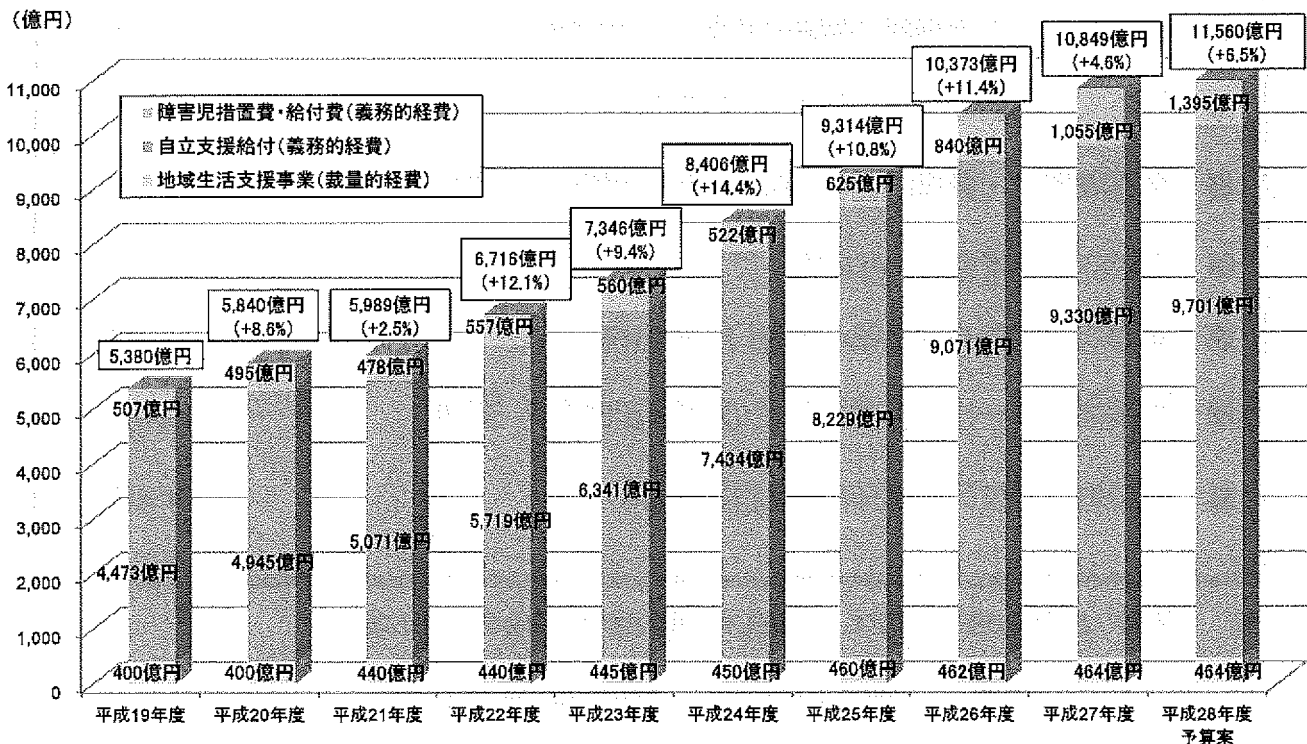
◆予算額 (27年度予算額)	(28年度予算案)
1兆5,495億円	1兆6,375億円(対前年度+880億円、+6.7%) (うち復興特会) 30億円
◆障害福祉サービス関係費(自立支援給付費+障害児措置費・給付費+地域生活支援事業費)	
(27年度予算額)	(28年度予算案)
1兆849億円	1兆1,560億円(対前年度+710億円、+6.5%)

【主な施策】

■ 障害福祉サービスの確保、地域生活支援などの障害児・者支援の推進 (対前年度増▲減額)	
① 良質な障害福祉サービス等の確保	9,701億円(+371億円)
② 地域における障害児支援の推進	1,458億円(+338億円)
③ 地域生活支援事業の着実な実施	464億円(±0億円)
④ 障害者への就労支援の推進	10.9億円(±0億円)等
うち農福連携	1.1億円
■ 障害者の社会参加の推進	
① 障害者自立支援機器の開発の促進	1.6億円(+0.6億円)
② 芸術文化活動の支援の推進	1.5億円(+0.2億円)等
■ 発達障害児・発達障害者の支援施策の推進	
○ かかりつけ医等の発達障害者への対応力向上の推進	0.4億円等
■ 障害福祉サービスの提供体制の整備(施設整備費)	70億円(+44億円)
■ 地域移行・地域定着支援などの精神障害者施策の推進	※ 補正予算(案)60億円
○ 精神科救急医療体制の整備	1.4億円(+0.8億円)等
■ 自殺対策等の推進	
○ 地域自殺対策推進センター(仮称)の設置	1.6億円(+1億円)等
■ 薬物などの依存症対策の推進	
○ 依存症者に対する治療・回復プログラムの普及促進	0.6億円(±0億円)等
■ 東日本大震災からの復興への支援	30億円

## 障害福祉サービス等予算の推移

障害福祉サービス関係予算額は10年間で2倍以上に増加している。



(注1) 平成20年度の自立支援給付費予算額は補正後予算額である。  
 (注2) 平成21年度の障害児措置費・給付費予算額は補正後予算額である。



# 平成28年度 障害保健福祉部予算案の概要

## ◆予算額

(27年度予算額) (28年度予算案) (対前年度増▲減額、伸率)  
 1兆5,495億円 → 1兆6,375億円 (+880億円、+5.7%)

## ◆障害福祉サービス関係費 (自立支援給付費+障害児措置費・給付費+地域生活支援事業費)

(27年度予算額) (28年度予算案) (対前年度増▲減額、伸率)  
 1兆849億円 → 1兆1,560億円 (+710億円、+6.5%)

### 【主な事項】

■ 良質な障害福祉サービス等の確保	9,701億円
■ 地域における障害児支援の推進	1,458億円
■ 地域生活支援事業の着実な実施【一部新規】	464億円
■ 障害者に対する良質かつ適切な医療の提供	2,301億円
■ 障害福祉サービス提供体制の整備	70億円
■ 農福連携による障害者の就農促進【新規】	1.1億円
■ 障害者自立支援機器の開発の促進【一部新規】	1.6億円
■ 芸術文化活動の支援の推進【一部新規】	1.5億円
■ 発達障害児・発達障害者の支援施策の推進【一部新規】	2.0億円
■ 自殺対策の推進【一部新規】	32億円
■ 薬物などの依存症対策の推進【一部新規】	1.1億円
■ 障害福祉サービス事業所などの災害復旧経費(復興)	14億円
■ 被災地心のケア支援体制の整備(復興)	14億円

※ (復興)と記載のあるものは、「東日本大震災復興特別会計」計上項目



厚生労働省 障害保健福祉部

障害児・障害者の社会参加の機会の確保及び地域社会における共生を支援するため、障害福祉サービスの充実及び地域生活支援事業の着実な実施、並びに就労支援、精神障害者や発達障害者などへの支援施策を推進する。

**1 障害福祉サービスの確保、地域生活支援などの障害児・障害者支援の推進** **1兆6,375億円**

**○ 障害福祉サービスの確保、地域生活支援等**

**(1) 良質な障害福祉サービス等の確保** **9,701億円**

障害児・障害者が地域や住み慣れた場所で暮らすために必要な障害福祉サービスを総合的に確保する。

**(2) 地域における障害児支援の推進**

**1,458億円**（うち障害福祉サービス関係費は**1,395億円**）

障害のある児童が、できるだけ身近な地域で、障害の特性に応じた療育などの支援を受けられるよう、それに係る必要な経費を確保する。

**(3) 地域生活支援事業の着実な実施【一部新規】** **464億円**

意思疎通支援や移動支援など障害児・障害者の地域生活を支援する事業について、必要額を確保しつつ、障害支援区分認定等事務等の一般財源化を図るとともに、事業の着実な実施を図る。

**(4) 障害児・障害者への福祉サービス提供体制の基盤整備** **70億円**

一億総活躍社会の実現にむけて障害児・者が地域で安心して生活し、それぞれの能力を発揮できるよう、就労移行支援、就労継続支援事業等を行う日中活動系事業所やグループホーム等の整備促進を図るとともに、障害児支援の充実を図るため、地域の障害児支援の拠点となる児童発達支援センター等の整備やきめ細やかな支援を行うための小規模な形態による体制の整備を推進する。

**（参考）【平成27年度補正予算案】**

**○ 障害福祉サービス事業所等の基盤整備** **60億円**

障害児・者が地域で安心して生活できるよう障害福祉サービス事業所等の整備について補助を行う。

(5) 障害児・障害者への良質かつ適切な医療の提供 2,301億円  
心身の障害の状態の軽減を図る自立支援医療（精神通院医療、身体障害者のための更生医療、身体障害児のための育成医療）を提供する。  
また、自立支援医療の利用者負担のあり方については、引き続き検討する。

(6) 特別児童扶養手当、特別障害者手当等 1,603億円  
特別児童扶養手当（1,213億円）、特別障害者手当等（390億円）。

(7) 障害児・障害者虐待防止などに関する総合的な施策の推進

① 障害者虐待防止の推進 地域生活支援事業（464億円）の内数  
都道府県や市町村で障害児・障害者虐待の未然防止や早期発見、迅速な対応、その後の適切な支援を行うため、地域の関係機関の協力体制の整備、家庭訪問、関係機関職員への研修等を実施するとともに、障害児・障害者虐待の通報義務等の制度の周知を図ることにより、支援体制の強化を図る。

② 障害児・障害者虐待防止・権利擁護に関する人材養成の推進  
【一部新規】 14百万円  
国において、障害児・障害者の虐待防止や権利擁護に関して各都道府県で指導的役割を担う者を養成するための研修等を実施する。

(8) 重度訪問介護等の利用促進に係る市町村支援 11億円  
重度障害者の地域生活を支援するため、重度障害者の割合が著しく高いこと等により訪問系サービスの給付額が国庫負担基準を超えている市町村に対する補助事業について、小規模な市町村に重点を置いた財政支援を行う。

(9) 強度行動障害を有する者の支援を行う職員の育成 地域生活支援事業（464億円）の内数  
強度行動障害を有する者等に対し、適切な支援を行う職員の人材育成を進めるため、都道府県による強度行動障害支援者養成研修（基礎研修及び実践研修）を実施する。

## ○ 障害児・障害者の自立及び社会参加の支援等

(1) 障害者自立支援機器の開発の促進【一部新規】 1,6億円  
筋電義手などのロボット技術を活用した障害者向けの自立支援機器などの開発（実用的製品化）の促進を図る。

(2) 芸術文化活動の支援の推進【一部新規】 1.5億円

芸術文化活動を通じた障害者の社会参加を一層推進するため、障害者の芸術文化活動への支援方法や著作権の権利保護等に関する相談支援などを行うモデル事業の実施、障害者の芸術・文化祭の充実を図る。

(3) 障害児・障害者の社会参加の促進 27億円

視覚障害者に対する点字情報等の提供、手話通訳技術の向上、盲ろう者向け通訳者養成等を支援し、障害児・障害者の社会参加の促進を図る。

**2 地域移行・地域定着支援などの精神障害者施策の推進 204億円**  
(※地域生活支援事業計上分を除く)

(1) 長期入院の精神障害者の地域移行・地域定着支援の推進

80百万円及び地域生活支援事業(464億円)の内数

「入院医療中心から地域生活中心へ」という基本理念に基づき、都道府県において、精神障害者の地域移行支援に係る体制整備のための広域調整及び関係機関との連携等を図る。

さらに、「長期入院精神障害者の地域移行に向けた具体的方策に係る検討会」取りまとめで提示された精神障害者の地域移行方策及び病院の構造改革に係る取組を総合的に実施し、その効果について検証することにより、精神障害者の退院促進や地域定着を支援する。

また、難治性患者に対して専門的な治療を実施するために、医療機関間のネットワークの構築等による支援体制のモデル事業を行う。

(2) 精神科救急医療体制の整備 14億円

精神疾患のある救急患者や、精神疾患と身体疾患を合併している救急患者が、地域で適切に救急医療を受けられるよう、引き続き体制を整備する。

(3) 地域で生活する精神障害者へのアウトリーチ(多職種チームによる訪問支援)体制の整備 地域生活支援事業(464億円)の内数

精神障害者の地域移行・地域生活支援の一環として、保健所等において、ひきこもり等の精神障害者を医療へつなげるための支援や関係機関との調整を行うなど、アウトリーチ(多職種チームによる訪問支援)を円滑に実施するための支援体制を確保する。

(4) 摂食障害治療体制の整備

13百万円

「摂食障害治療支援センター」を試行的に設置し、急性期の摂食障害患者への適切な対応や医療機関等との連携を図るなど、摂食障害治療の支援体制モデルの確立を目指す。

(5) 災害時心のケア支援体制の整備【一部新規】

31百万円及び地域生活支援事業（464億円）の内数

大規模自然災害・事故等による被災者への心のケアの対策を推進するため、各都道府県で災害派遣精神医療チーム（DPAT）の定期的な連絡会議を開催するなど、日常的な相談体制の強化や災害等発生時の緊急対応体制の強化を図る。

また、災害等発生時の心のケア対応として、DPAT 派遣に係る連絡調整業務や心のケア活動への技術的指導を行うとともに、被災者の心のケアに関する調査・分析を行い、東日本大震災や今後発生する災害等による被災者の支援に資する情報を提供する。

(6) 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者に関する医療提供体制の整備の推進【一部新規】

185億円

心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の社会復帰の促進を図るため、心神喪失者等医療観察法を円滑に運用するとともに、指定入院医療機関の確保や通院医療を含む継続的な医療提供体制を整備する。

また、指定医療機関の医療従事者等を対象とした研修や指定医療機関相互の技術交流等により、医療の質の向上を図るほか、新たに、地方厚生局単位で指定医療機関と関係機関による検討会を開催し、地域連携体制の更なる強化を図る。

(7) てんかんの地域診療連携体制の整備

9百万円

てんかんの治療を専門的に行っている医療機関を「てんかん診療拠点機関」として指定し、関係機関との連携・調整等を試行的に実施するとともに、各拠点機関で集積した知見の評価・検討を行う「てんかん診療全国拠点機関」を設置し、てんかんについての支援体制モデルの確立を目指す。

(8) 相談支援事業所等（地域援助事業者）における退院支援体制確保

地域生活支援事業（464億円）の内数

医療保護入院者の地域生活への移行を促進する観点から、相談支援事業所等における退院支援の体制整備を支援する。

### 3 発達障害児・発達障害者の支援施策の推進

2. 0億円

(※地域生活支援事業計上分を除く)

#### (1) 発達障害児・発達障害者の地域支援機能の強化

地域生活支援事業（464億円）の内数

乳幼児期から成人期までの一貫した発達障害に係る支援体制の整備や、困難ケースへの対応、適切な医療の提供に資するため、地域の中核である発達障害者支援センター等に発達障害者地域支援マネジャーを配置し、市町村や事業所等への支援、医療機関との連携強化を図る。

また、都道府県等において、ペアレント・プログラム（※1）等を通じた家族支援体制の整備や発達障害特有のアセスメントツール（※2）の導入を促進する研修等を実施する。

※1 ペアレント・プログラム：親が、自分の子どもの行動を観察して発達障害の特性を理解したり、適切な対応をするための知識や方法を学ぶための簡易なプログラム。

※2 アセスメントツール：発達障害を早期発見し、その後の経過を評価するための確認票のこと。

#### (2) 発達障害児・発達障害者の支援手法の開発や支援に携わる人材の育成など

##### ① 支援手法の開発、人材の育成【一部新規】

1. 3億円

発達障害者等を支援するための支援手法の開発、関係する分野との協働による支援、切れ目のない支援等を整備するためのモデル事業を実施する。その際、新たに、地域で暮らす発達障害者に困り事が生じた時に発達障害者の特性を理解した上で地域や関係機関において適切な対応が行われるよう支援手法の開発を行う。

また、国立障害者リハビリテーションセンター等で、発達障害者の就労支援に関する支援を行うとともに、発達障害者等支援の地域マネジメントに携わる者や強度行動障害者支援に携わる者に対する研修を行い、人材の専門性の向上に取り組む。

さらに、発達障害における早期発見・早期支援の重要性に鑑み、かかりつけ医等の医療従事者に対して、対応力向上研修を実施し、どの地域においても一定水準の発達障害の診療、対応が可能となるよう医療従事者の育成に取り組む。

##### ② 発達障害に関する理解の促進【一部拡充】

53百万円

全国の発達障害者支援センターの中核拠点としての役割を担う、国立障害者リハビリテーションセンターに設置されている「発達障害情報・支援センター」で、発達障害に関する各種情報を発信し、支援手法の普及や国民の理解の促進を図る。さらに、「発達障害情報・支援センター」の機能強化を図るとともに、新たに専門家等と連携を図りつつ、自治体等に対して地域における支援体制構築に向けた指導、助言を行う。

また、「世界自閉症啓発デー」(毎年4月2日)などを通じて、自閉症をはじめとする発達障害に関する正しい理解と知識の普及啓発を行う。

- (3) 発達障害の早期支援 地域生活支援事業(464億円)の内数  
市町村で、発達障害等に関して知識を有する専門員が保育所等を巡回し、施設のスタッフや親に対し、障害の早期発見・早期対応のための助言等の支援を行う。

<b>4 障害者に対する就労支援の推進</b>	<b>10.9億円</b> (※地域生活支援事業計上分を除く)
-------------------------	------------------------------------

- (1) 工賃向上のための取組の推進 2.3億円  
一般就労が困難な障害者の自立した生活を支援する観点から、就労継続支援B型事業所などに対し、経営改善や商品開発、市場開拓等に対する支援を行うとともに、様々な分野で活躍する専門家の技術指導による障害者のスキルアップを図るためのモデル事業を実施することにより、利用者の工賃向上を図る。  
また、共同受注窓口の体制整備や、企業等と障害者就労施設等との受発注のマッチングを促進することにより、障害者就労施設等に対する官公需や民需の増進を図る。
- (2) 障害者就業・生活支援センター事業の推進 7.5億円  
就業に伴う日常生活の支援を必要とする障害者に対し、窓口での相談や職場・家庭訪問等による生活面の支援などを実施する。  
また、就労継続支援事業の利用から一般就労への移行や、加齢や重度化による一般就労から就労継続支援事業の利用への移行など障害者の能力に応じた就労の場に移行できるようにするための支援を行う。
- (3) 農福連携による障害者の就農促進【新規】 1.1億円  
農業分野での障害者の就労を支援し、障害者の職域拡大や収入拡大を図るとともに、農業の担い手不足解消につなげるため、障害者就労施設へ農業の専門家の派遣、農業に取り組む障害者就労施設によるマルシェの開催等の支援を実施する。
- (4) 就労支援の充実強化 地域生活支援事業(464億円)の内数  
就労支援を行う事業所のノウハウの充実を図り、企業等での就労を希望する障害者への支援を強化するとともに、企業等で働く障害者のための交流や生活面の相談支援の場の提供等により障害者の就労支援を推進する。

## 5 自殺対策等の推進

32億円

(※地域生活支援事業計上分を除く)

### (1) 民間団体と連携した地域の自殺対策を支援するための体制の強化【一部新規】

3.4億円及び地域生活支援事業(464億円)の内数

「自殺総合対策推進センター(仮称)」において、学際的な観点から関係者が連携して自殺対策のPDCAサイクルに取り組むためのエビデンスの提供や、民間団体を含めた地域の自殺対策の支援について、機能を強化する。

また、「地域自殺対策推進センター(仮称)」のすべての都道府県・指定都市への計画的な設置に向けて取り組むとともに、市町村等の自殺対策を支援する体制や機能を強化する。

さらに、地域の保健所と職域の産業医、産業保健師等との連携や民間団体が行う全国的な自殺対策事業に対し支援をする。

#### ・ 自殺対策に取り組む民間団体への支援(再掲) 1.3億円

自殺の防止等に関する活動を行っている民間団体に対し、支援を行う。

### (2) 自殺未遂者・自死遺族などに対する支援(一部再掲)

1.8億円

自殺未遂者や自死遺族へのケアに携わる人材を養成するための研修を行うとともに、医療機関に自殺未遂者が搬送された際に再度自殺を図ることを防止するため、精神保健福祉士等によるケースマネジメントを試行的に行う。

また、「地域自殺対策推進センター(仮称)」において、自死遺族等が必要とする様々な支援情報の提供を行う。

### (3) 自殺予防に向けた相談体制の充実と人材育成

76百万円及び地域生活支援事業(464億円)の内数

うつ病の早期発見・早期治療につなげるため、一般内科医、小児科医、ケースワーカー等の地域で活動する人に対し、うつ病の基礎知識、診断、治療等に関する研修を行うこと等により、地域の各種相談体制と精神保健医療体制の連携強化を図る。

また、うつ病の治療で有効な認知行動療法(※)の普及を図るため、医療機関の従事者等の養成等を行う。

※認知行動療法：ものの受け取り方や考え方に働きかけて気持ちを楽にする精神療法。



#### (4) 災害時心のケア支援体制の整備（再掲）【一部新規】

31百万円及び地域生活支援事業（464億円）の内数

大規模自然災害・事故等の被災者への心のケアの対策を推進するため、各都道府県で災害派遣精神医療チーム（DPAT）の定期的な連絡会議を開催するなど、日常的な相談体制の強化や災害・事故等発生時の緊急対応体制の強化を図る。

また、災害発生時の心のケア対応として、DPAT 派遣に係る連絡調整業務や心のケア活動への技術的指導を行うとともに、被災者の心のケアに関する調査・分析を行い、東日本大震災や今後発生する災害等の被災者の支援のための情報を提供する。

#### (5) 地域自殺対策強化交付金等の移し替え

26億円

「内閣の重要政策に関する総合調整等に関する機能の強化のための国家行政組織法等の一部を改正する法律」に基づき、内閣府が所管する自殺対策業務が平成28年4月から厚生労働省に移管されることに伴い、厚生労働省において地域自殺対策強化交付金等の適正な執行を図る。

### 6 薬物などの依存症対策の推進

1.1億円

#### (1) 依存症治療支援体制モデルの確立

11百万円

依存症治療を専門的に行っている医療機関を「依存症治療拠点機関」に指定し、依存症者及びその家族への専門的な支援や関係機関との連携・調整を試行的に実施するとともに、各拠点機関で得られた知見の評価・検討を行い、支援体制モデルの確立を目指す。

#### (2) 認知行動療法を用いた治療・回復プログラムの普及等【一部新規】 82百万円

依存症者やその家族に対し、精神保健福祉センターが実施する認知行動療法（※）を用いた治療・回復プログラムについて、必要な経費を助成することにより、認知行動療法を用いた治療・回復プログラムの普及を図る。

また、依存症回復施設職員等に対して、薬物・アルコール・ギャンブルそれぞれの特性を踏まえた研修を実施するほか、精神保健福祉センターで支援に携わる者に対して、認知行動療法を用いた治療・回復プログラム等に関する研修を実施する。また、依存症の早期発見・早期治療のため、依存症に関する普及啓発を実施する。

※認知行動療法：ものの受け取り方や考え方に働きかけて気持ちを楽にする精神療法

## 7 東日本大震災からの復興への支援

30億円

### (1) 障害福祉サービス事業所等の災害復旧に対する支援（復興） 14億円

東日本大震災で被災した障害福祉サービス事業所等のうち、各自治体の復興計画で、平成28年度に復旧が予定されている事業所等の復旧に必要な経費について、財政支援を行う。

### (2) 障害福祉サービスの再構築支援（復興） 3億円

被災地の障害者就労支援事業所の業務受注の確保、流通経路の再建の取組や障害福祉サービス事業所等の事業再開に向けた体制整備等に必要な経費について、財政支援を行う。

### (3) 避難指示区域等での障害福祉制度の特別措置（復興） 16百万円

東京電力福島第一原発の事故により設定された帰還困難区域等及び上位所得層を除く旧緊急時避難準備区域等・旧避難指示解除準備区域等の住民について、障害福祉サービス等の利用者負担の免除の措置を延長する場合には、引き続き市町村等の負担を軽減するための財政支援を行う。

### (4) 被災地心のケア支援体制の整備（復興） 14億円

東日本大震災による被災者の心のケア等を継続的に実施するため、被災3県（岩手、宮城、福島）に設置した「心のケアセンター」で、精神保健福祉士等の専門職種による自宅や仮設住宅等への訪問相談、アウトリーチによる医療の提供支援等を行うための体制整備を支援する。

## 2 障害者総合支援法の施行後3年を目途とした見直しについて

障害者総合支援法の附則において、同法の施行（平成25年4月）から3年後を目途として、障害福祉サービスの在り方等について検討を加え、所要の措置を講ずるものとされている。

この見直しに向けて、昨年4月から12月にかけて、社会保障審議会障害者部会において検討が行われ、12月14日付けで報告書が取りまとめられた。

この報告書の内容を実現するために法律改正が必要な事項については、本年3月1日に閣議決定され、国会に提出された「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律案」により対応することとしているので、その内容についてご承知おきいただきたい。

# 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 及び児童福祉法の一部を改正する法律案について

◆障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律案（概要）	1
◆地域生活を支援する新たなサービス（自立生活援助）の創設	2
◆就労定着に向けた支援を行う新たなサービス（就労定着支援）の創設	3
◆重度訪問介護の訪問先の拡大	4
◆高齢障害者の介護保険サービスの円滑な利用	5
◆居宅訪問により児童発達支援を提供するサービスの創設	6
◆保育所等訪問支援の支援対象の拡大	7
◆医療的ケアを要する障害児に対する支援	8
◆障害児のサービス提供体制の計画的な構築	9
◆補装具費の支給範囲の拡大（貸与の追加）	10
◆障害福祉サービス等の情報公表制度の創設	11
◆自治体による調査事務・審査事務の効率化	12

## 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律案（概要）

### 趣旨

障害者が自らの望む地域生活を営むことができるよう、「生活」と「就労」に対する支援の一層の充実や高齢障害者による介護保険サービスの円滑な利用を促進するための見直しを行うとともに、障害児支援のニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援の拡充を図るほか、サービスの質の確保・向上を図るための環境整備等を行う。

### 概要

#### 1. 障害者の望む地域生活の支援

- (1) 施設入所支援や共同生活援助を利用していた者等を対象として、定期的な巡回訪問や随時の対応により、円滑な地域生活に向けた相談・助言等を行うサービスを新設する（自立生活援助）
- (2) 就業に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等の支援を行うサービスを新設する（就労定着支援）
- (3) 重度訪問介護について、医療機関への入院時も一定の支援を可能とする
- (4) 65歳に至るまで相当の長期間にわたり障害福祉サービスを利用してきた低所得の高齢障害者が引き続き障害福祉サービスに相当する介護保険サービスを利用する場合に、障害者の所得の状況や障害の程度等の事情を勘案し、当該介護保険サービスの利用者負担を障害福祉制度により軽減（償還）できる仕組みを設ける

#### 2. 障害児支援のニーズの多様化へのきめ細かな対応

- (1) 重度の障害等により外出が著しく困難な障害児に対し、居宅を訪問して発達支援を提供するサービスを新設する
- (2) 保育所等の障害児に発達支援を提供する保育所等訪問支援について、乳児院・児童養護施設の障害児に対象を拡大する
- (3) 医療的ケアを要する障害児が適切な支援を受けられるよう、自治体において保健・医療・福祉等の連携促進に努めるものとする
- (4) 障害児のサービスに係る提供体制の計画的な構築を推進するため、自治体において障害児福祉計画を策定するものとする

#### 3. サービスの質の確保・向上に向けた環境整備

- (1) 補装具費について、成長に伴い短期間で取り替える必要のある障害児の場合等に貸与の活用も可能とする
- (2) 都道府県がサービス事業所の事業内容等の情報を公表する制度を設けるとともに、自治体の事務の効率化を図るため、所要の規定を整備する

### 施行期日

平成30年4月1日(2.(3)については公布の日)

1

## 地域生活を支援する新たなサービス（自立生活援助）の創設

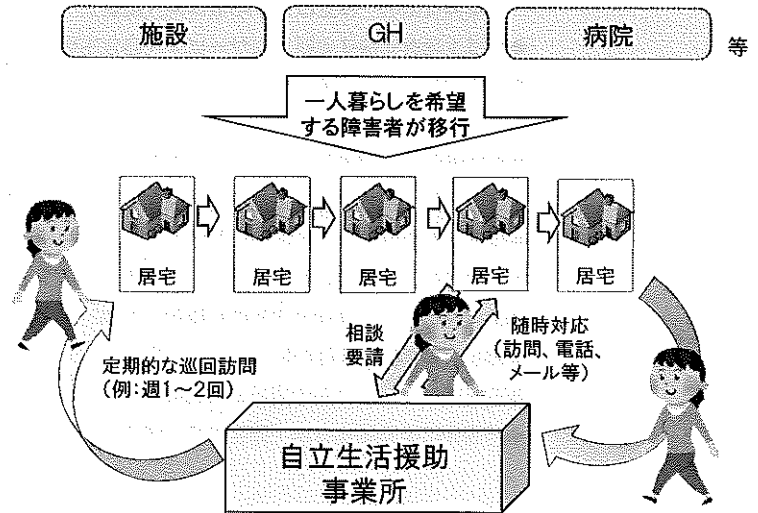
- 障害者が安心して地域で生活することができるよう、グループホーム等地域生活を支援する仕組みの見直しが求められているが、集団生活ではなく賃貸住宅等における一人暮らしを希望する障害者の中には、知的障害や精神障害により理解力や生活力等が十分ではないために一人暮らしを選択できない者がいる。
- このため、障害者支援施設やグループホーム等から一人暮らしへの移行を希望する知的障害者や精神障害者などについて、本人の意思を尊重した地域生活を支援するため、一定の期間にわたり、定期的な巡回訪問や随時の対応により、障害者の理解力、生活力等を補う観点から、適時のタイミングで適切な支援を行うサービスを新たに創設する（「自立生活援助」）。

### 対象者

- 障害者支援施設やグループホーム等を利用していた障害者で一人暮らしを希望する者等

### 支援内容

- 定期的に利用者の居宅を訪問し、
  - ・ 食事、洗濯、掃除などに課題はないか
  - ・ 公共料金や家賃に滞納はないか
  - ・ 体調に変化はないか、通院しているか
  - ・ 地域住民との関係は良好か
 などについて確認を行い、必要な助言や医療機関等との連絡調整を行う。
- 定期的な訪問だけでなく、利用者からの相談・要請があった際は、訪問、電話、メール等による随時の対応も行う。



2

## 就労定着に向けた支援を行う新たなサービス（就労定着支援）の創設

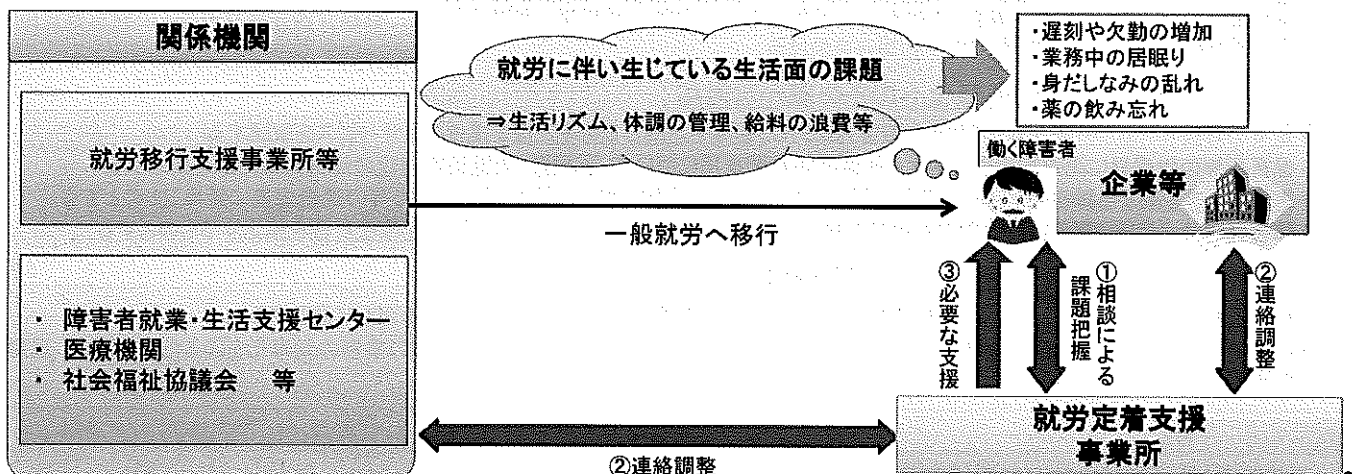
- 就労移行支援等を利用し、一般就労に移行する障害者が増加している中で、今後、在職障害者の就労に伴う生活上の支援ニーズはより一層多様化かつ増大するものと考えられる。
- このため、就労に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等の支援を一定の期間にわたり行うサービスを新たに創設する（「就労定着支援」）。

### 対象者

- 就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した障害者で、就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている者

### 支援内容

- 障害者との相談を通じて生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連絡調整やそれに伴う課題解決に向けて必要となる支援を実施。
- 具体的には、企業・自宅等への訪問や障害者の来所により、生活リズム、家計や体調の管理などに関する課題解決に向けて、必要な連絡調整や指導・助言等の支援を実施。



14

3

# 重度訪問介護の訪問先の拡大

○ 四肢の麻痺及び寝たきりの状態にある者等の最重度の障害者が医療機関に入院した時には、重度訪問介護の支援が受けられなくなることから以下のような事例があると指摘がある。

- ・体位交換などについて特殊な介護が必要な者に適切な方法が取られにくくなることにより苦痛が生じてしまう
- ・行動上著しい困難を有する者について、本人の障害特性に応じた支援が行われないことにより、強い不安や恐怖等による混乱(パニック)を起し、自傷行為等に至ってしまう

○ このため、最重度の障害者であって重度訪問介護を利用している者に対し、入院中の医療機関においても、利用者の状態などを熟知しているヘルパーを引き続き利用し、そのニーズを的確に医療従事者に伝達する等の支援を行うことができることとする。

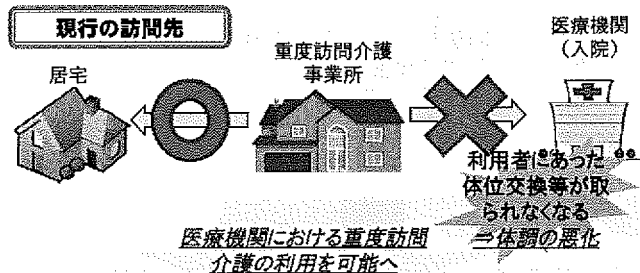
## 訪問先拡大の対象者

○ 日常的に重度訪問介護を利用している最重度の障害者であって、医療機関に入院した者

- ※障害支援区分6の者を対象とする予定
- ※通院については現行制度の移動中の支援として、既に対応

## 訪問先での支援内容

- 利用者ごとに異なる特殊な介護方法(例:体位交換)について、医療従事者などに的確に伝達し、適切な対応につなげる。
- 強い不安や恐怖等による混乱(パニック)を防ぐための本人に合った環境や生活習慣を医療従事者に伝達し、病室等の環境調整や対応の改善につなげる。



# 高齢障害者の介護保険サービスの円滑な利用

○ 障害福祉サービスに相当するサービスが介護保険法にある場合は、介護保険サービスの利用が優先されることになっている。高齢障害者が介護保険サービスを利用する場合、障害福祉制度と介護保険制度の利用者負担上限が異なるために利用者負担(1割)が新たに生じることや、これまで利用していた障害福祉サービス事業所とは別の介護保険事業所を利用することになる場合があることといった課題が指摘されている。

○ このため、65歳に至るまで相当の長期間にわたり障害福祉サービスを利用していた一定の高齢障害者に対し、介護保険サービスの利用者負担が軽減されるよう障害福祉制度により利用者負担を軽減(償還)する仕組みを設け、障害福祉サービス事業所が介護保険事業所になりやすくする等の見直しを行い、介護保険サービスの円滑な利用を促進する。

## 具体的内容

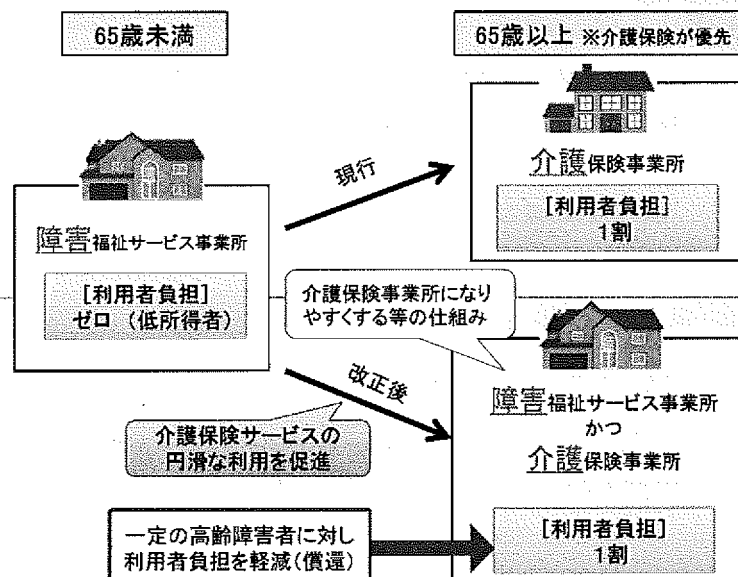
○ 一定の高齢障害者に対し、一般高齢者との公平性を踏まえ、介護保険サービスの利用者負担を軽減(償還)できる仕組みを設ける。

### 【対象者】

- ・ 65歳に至るまで相当の長期間にわたり障害福祉サービスを受けていた障害者
- ・ 障害福祉サービスに相当する介護保険サービスを利用する場合
- ・ 一定程度以上の障害支援区分
- ・ 低所得者

(具体的な要件は、今後政令で定める。)

※ この他、障害福祉サービス事業所が介護保険事業所になりやすくする等の見直しを行い、介護保険サービスの円滑な利用を促進する。



# 居宅訪問により児童発達支援を提供するサービスの創設

- 障害児支援については、一般的には複数の児童が集まる通所による支援が成長にとって望ましいと考えられるため、これまで通所支援の充実を図ってきたが、現状では、重度の障害等のために外出が著しく困難な障害児に発達支援を受ける機会が提供されていない。
- このため、重度の障害等の状態にある障害児であって、障害児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な障害児に発達支援が提供できるよう、障害児の居宅を訪問して発達支援を行うサービスを新たに創設する(「居宅訪問型児童発達支援」)。

## 対象者

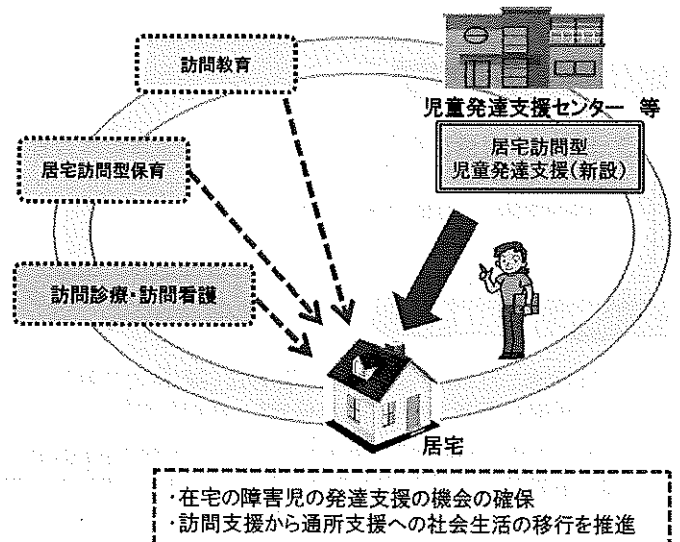
- 重症心身障害児などの重度の障害児等であって、児童発達支援等の障害児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な障害児

## 支援内容

- 障害児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を実施

### 【具体的な支援内容の例】

- ・手先の感覚と脳の認識のずれを埋めるための活動
- ・絵カードや写真を利用した言葉の理解のための活動



6

# 保育所等訪問支援の支援対象の拡大

- 乳児院や児童養護施設の入所者に占める障害児の割合は3割程度となっており、職員による支援に加えて、発達支援に関する専門的な支援が求められている。(乳児院:28.2%、児童養護施設:28.5%/平成24年度)
- このため、保育所等訪問支援の対象を乳児院や児童養護施設に入所している障害児に拡大し、障害児本人に対して他の児童との集団生活への適応のための専門的な支援を行うとともに、当該施設の職員に対して障害児の特性に応じた支援内容や関わり方についての助言等を行うことができることとする。

## 対象者の拡大

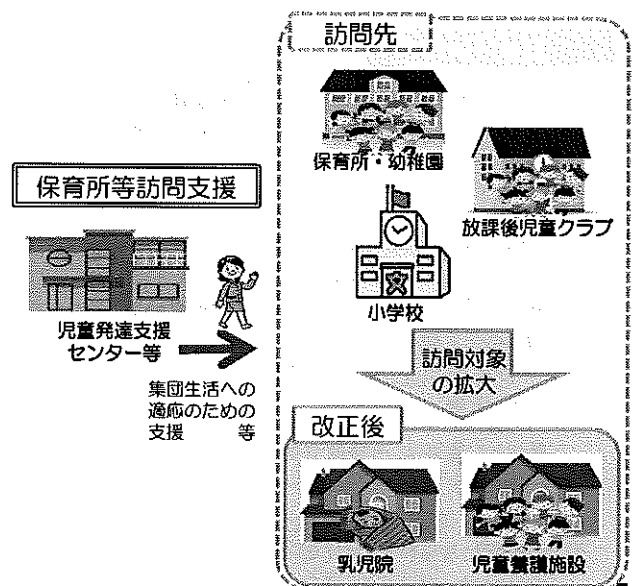
- 乳児院、児童養護施設に入所している障害児を対象として追加

※現在の対象者は、以下の施設に通う障害児

- ・保育所、幼稚園、小学校 等
- ・その他児童が集団生活を営む施設として、地方自治体が認めるもの、(例:放課後児童クラブ)

## 支援内容

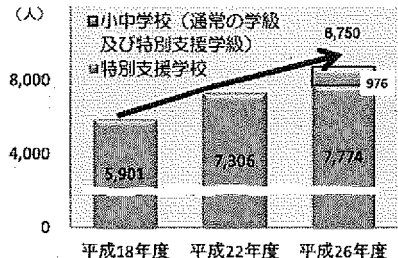
- 児童が集団生活を営む施設を訪問し、他の児童との集団生活への適応のための専門的な支援等を行う。
  - ①障害児本人に対する支援(集団生活適応のための訓練等)
  - ②訪問先施設のスタッフに対する支援(支援方法等の指導等)



# 医療的ケアを要する障害児に対する支援

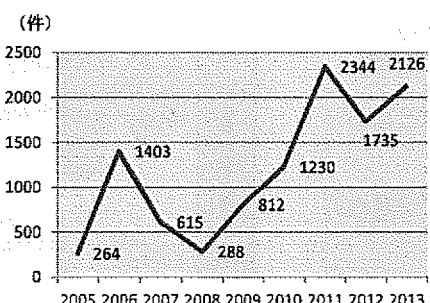
- 医療技術の進歩等を背景として、NICU等に長期間入院した後、引き続き人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが必要な障害児(医療的ケア児)が増加している。
- このため、医療的ケア児が、地域において必要な支援を円滑に受けることができるよう、地方公共団体は保健、医療、福祉その他の各関連分野の支援を行う機関との連絡調整を行うための体制の整備について必要な措置を講ずるよう努めることとする。  
※ 施策例： 都道府県や市町村による関係機関の連携の場の設置、技術・知識の共有等を通じた医療・福祉等の連携体制の構築

## ◆ 特別支援学校及び小中学校における医療的ケアが必要な幼児児童生徒数



出典：文部科学省「特別支援学校等の医療的ケアに関する調査結果」(※小中学校は平成24年度から調査)

## ◆ 在宅人工呼吸指導管理料算定件数(0~19歳)の推移



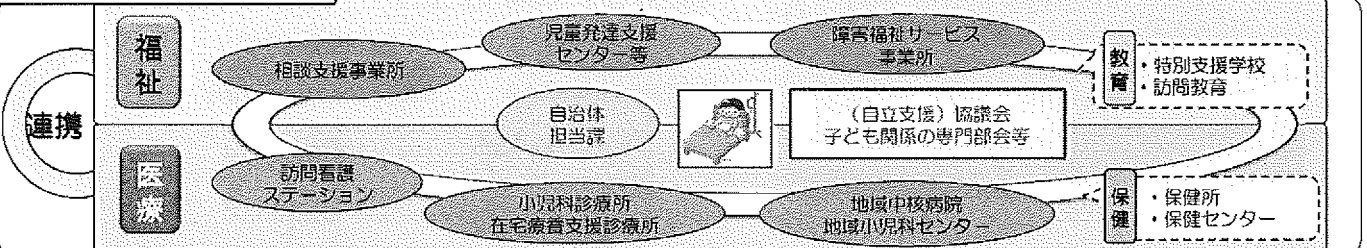
出典：社会医療診療行為別調査

## ◆ 育児や療育、在宅での生活等の全般に関する相談先

相談先	人	%
医療機関の職員(医師、看護師、MSW等)	692	77.4
訪問看護事業所等の職員(看護師等)	405	45.3
福祉サービス事業所等の職員	292	32.7
行政機関の職員(保健師等)	216	24.2
学校・保育所等の職員	317	35.5
知人・友人	412	46.1
患者団体・支援団体	46	5.1
その他	32	3.6
相談先がない・分からない	31	3.5

平成27年度厚生労働省社会・福祉局委託事業「在宅医療ケアが必要な子どもに関する調査」速報集 (N=797(複数回答))

## 関係機関による連携イメージ図



# 障害児のサービス提供体制の計画的な構築

- 児童福祉法に基づく障害児通所・入所支援などについて、サービスの提供体制を計画的に確保するため、都道府県及び市町村において障害児福祉計画を策定する等の見直しを行う。  
※ 現在、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスについては、サービスの提供体制を計画的に確保するため、都道府県及び市町村が障害福祉計画を策定し、サービスの種類ごとの必要な量の見込みや提供体制の確保に係る目標等を策定。

## 具体的内容

- 【基本指針】
  - 厚生労働大臣は、障害児通所・入所支援、障害児相談支援の提供体制の整備や円滑な実施を確保するための基本的な指針を定める。
- 【障害児福祉計画】
  - 市町村・都道府県は、基本指針に即して、障害児福祉計画を策定する。
    - (市町村障害児福祉計画)
      - ・障害児通所支援や障害児相談支援の提供体制の確保に係る目標に関する事項
      - ・各年度の自治体が指定する障害児通所支援や障害児相談支援の種類ごとの必要な量の見込み
    - (都道府県障害児福祉計画)
      - ・障害児通所・入所支援、障害児相談支援の提供体制の確保に係る目標に関する事項
      - ・都道府県が定める区域ごとに、当該区域における各年度の自治体が指定する障害児通所支援や障害児相談支援の種類ごとの必要な量の見込み
      - ・各年度の障害児入所施設の必要入所定員総数
- ※ 上記の基本指針、市町村障害児福祉計画、都道府県障害児福祉計画は、障害者総合支援法に基づく基本指針、市町村障害児福祉計画、都道府県障害児福祉計画と一体のものとして策定することができる。
- 放課後等デイサービス等の障害児通所支援や障害児入所支援については、都道府県障害児福祉計画の達成に支障を生ずるおそれがあると認めるとき(計画に定めるサービスの必要な量に達している場合等)、都道府県は事業所等の指定をしないことができる。



## 補装具費の支給範囲の拡大（貸与の追加）

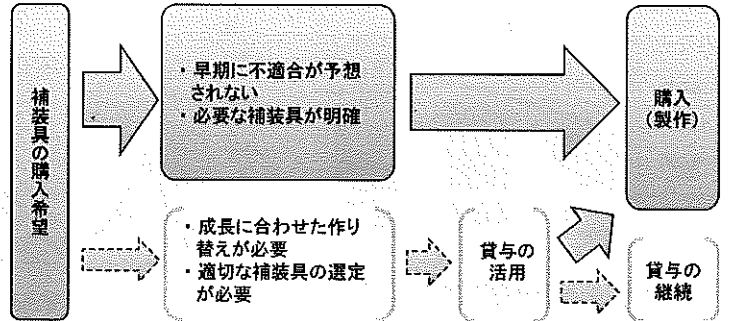
- 補装具費については、身体障害者の身体機能を補完・代替する補装具の「購入」に対して支給されているが、成長に伴って短期間での交換が必要となる障害児など、「購入」より「貸与」の方が利用者の便宜を図ることが可能な場合がある。
- このため、「購入」を基本とする原則は維持した上で、障害者の利便に照らして「貸与」が適切と考えられる場合に限り、新たに補装具費の支給の対象とする。

### 具体的内容

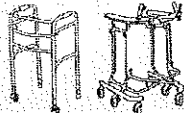
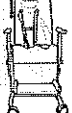
#### 貸与が適切と考えられる場合（例）

- 成長に伴って短期間での交換が必要となる障害児
- 障害の進行により、短期間の利用が想定されるもの
- 仮合わせ前の試用

- ※ 上記のような場合が想定されるが、今後、関係者の意見も踏まえて検討。
- ※ 身体への適合を図るための製作が必要なもの等については、貸与になじまないものと考えられる。



#### <貸与の活用があり得る種目（例）>

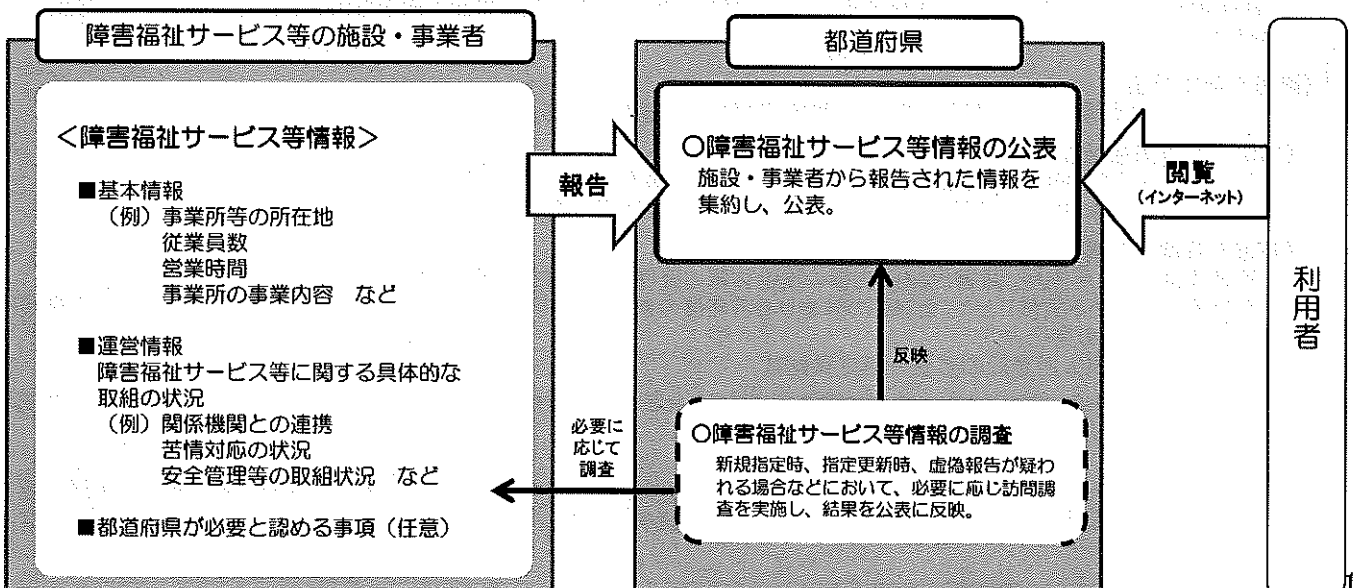
- 【歩行器】  
歩行機能を補うため、移動時に体重を支える器具  

- 【座位保持椅子】  
姿勢を保持することが困難な障害児が日常生活の中で使用  


※対象種目については、今後検討。

10

## 障害福祉サービス等の情報公表制度の創設

- 障害福祉サービス等を提供する事業所数が大幅に増加する中、利用者が個々のニーズに応じて良質なサービスを選択できるようにするとともに、事業者によるサービスの質の向上が重要な課題となっている。  
※請求事業所数：平成22年4月 48,300事業所 → 平成27年4月 90,990事業所
- このため、①施設・事業者に対して障害福祉サービスの内容等を都道府県知事へ報告することとともに、②都道府県知事が報告された内容を公表する仕組みを創設する。  
※介護保険制度と子ども・子育て支援制度においては、同様の情報公表制度が導入されている。



18

11

# 自治体による調査事務・審査事務の効率化

○ 障害者自立支援法の施行から10年が経過し、障害福祉サービス等の事業所数や利用者数は大きく増加しており、自治体による調査事務や審査事務の業務量が大幅に増加している。

※請求事業所数：平成22年4月 48,300事業所 → 平成27年4月 90,990事業所

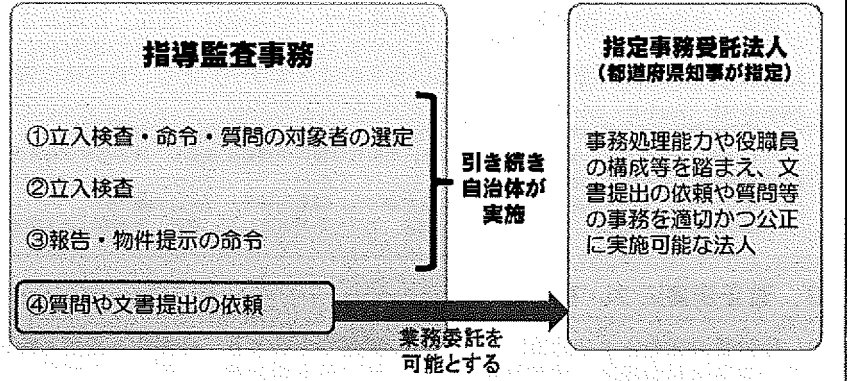
※利用者数：平成22年4月 570,499人 → 平成27年4月 906,504人

○ このため、自治体による調査事務や審査事務を効率的に実施できるよう、これらの事務の一部を委託可能とするために必要な規定を整備する。

## ①調査事務の効率化

○ 自治体の事務のうち、公権力の行使に当たらない「質問」や「文書提出の依頼」等について、これらの事務を適切に実施することができるものとして都道府県知事が指定する民間法人に対し、業務委託を可能とする。

※ 介護保険制度では、既に同様の制度が導入されている。



## ②審査事務の効率化

○ 市町村が実施する障害福祉サービスの給付費の「審査・支払」事務について、現在、「支払」を委託している国民健康保険団体連合会に、「審査」も委託することができることとする。

※ 現在、国保連では、「支払」を行う際に、必要な「点検」も併せて行っているが、今後、点検項目の精緻化等を図ることにより、審査として効果的・効率的に実施できるようにすることを検討。

# 障害福祉サービス等に係る給付費の審査について（法改正関係）

## 1. 背景

- 障害福祉サービス等は、障害者自立支援法の施行(H18.4)から10年が経過。事業として定着するとともに、規模が大きく拡大。
  - ・給付費額 H20年度：8,348億円 ⇒ H26年度：1兆9,967億円
  - ・利用者数 H19.11：51.8万人 ⇒ H27.3：136.5万人
  - ・請求事業所数 H19.11：37,415ヶ所 ⇒ H27.3：90,311ヶ所
- 社会保障審議会障害者部会の報告書（平成27年12月14日）において、「国民健康保険団体連合会について、審査を支援する機能を強化すべきである」と提言。

## 2. 現状

- 現在、自治体から国保連に対し、障害福祉サービス等の「支払」が委託されている。支払事務を円滑に行うため、国保連が一括して請求受付し、自治体審査にまわすまでの間に、都道府県や市町村から預かっている事業所や受給者の情報と突合し、疑義のあるものは「警告」、誤っているものは「エラー」とし、自治体に提供されている。

### 【警告事例】（H26年度：106万件）

- ・ 正常か誤りを含んでいるか判断できない請求（サービス提供実績記録票の記載誤り等）。
- ・ 国保連から市町村に「警告一覧表」を報告。市町村は請求明細書を審査し、請求内容どおり支払いを行うかどうかを判定。

### 【エラー事例】（H26年度：32万件）

- ・ 誤りを含んでいると判断できる請求（加算対象でない障害福祉サービスに加算等）。
- ・ 国保連から市町村に「エラー一覧表」を報告。エラーが解消されない場合、事業者に請求明細書を返戻。

## 3. 改正法案について

- 給付費の審査をより効果的・効率的に実施できるよう、今国会に提出した障害者総合支援法と児童福祉法の改正法案において、自治体が国保連に障害福祉サービス等に係る給付費の「審査」を委託することを可能とする旨の規定を盛り込んだところ。（平成30年4月施行）
- 国保連において実施する「審査」とは、自治体が支給決定したサービス量や内容についての妥当性や適否を判断するものではなく、支給決定の内容を前提として、受給資格や請求書の記載誤りの有無、報酬の算定ルールに合致しているか、さらには提供されたサービス内容が支給決定の範囲内であるか等を客観的に判定することを意味する。また、国保連だけでは判断できない場合には、引き続き、自治体が責任をもって判断することとする。
- 詳細の取扱いについては、今後検討を進めていく。

### 3 平成27年の地方からの提案等に関する対応方針について

平成26年から、地方の発意に根差した新たな地方分権の取組を推進することとして、地方分権改革に関する「提案募集方式」が導入され、平成27年にも実施されたが、この提案に基づき、平成27年12月22日に「平成27年の地方からの提案等に関する対応方針」が閣議決定された。

障害保健福祉分野に関わる内容も含まれているため、ご承知おきいただきたい。

**「平成 27 年の地方からの提案等に関する対応方針」**  
**（平成 27 年 12 月 22 日閣議決定）抜粋**

■都道府県から市町村への事務・権限の移譲等

① 指定障害福祉サービス事業者等の届出の受理等に係る事務の移譲

<対応方針（抄）>

（４）障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平 17 法 123）

指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設の設置者及び指定一般相談支援事業者の業務管理体制の整備に関する事項の届出の受理等（51 条の 2 から 51 条の 4、51 条の 31 から 51 条の 33）に係る事務・権限については、平成 27 年度に実施された指定都市への移譲の状況を踏まえ、地方公共団体から意見聴取を行った上で、中核市に移譲する方向で検討し、平成 28 年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

■義務付け・枠付けの見直し等

① 社会福祉法の規定による地方社会福祉審議会の調査審議事項の見直し

<対応方針（抄）>

（11）社会福祉法（昭 26 法 45）

地方社会福祉審議会において、精神障害者福祉に係る事項を調査審議できるようにする。その際、地方精神保健福祉審議会（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭 25 法 123））においても引き続き精神障害者福祉に係る事項を調査審議できるようにする。

② 障害者総合支援法に基づく市町村検査事務の一部委託化

<対応方針（抄）>

（20）障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平 17 法 123）

（i）自立支援給付対象サービス等を行う者等に対する指導検査（9 条から 11 条）については、その事務の一部を法人に委託することを可能とする。

③ 障害支援区分の認定に関する主治医研修の取組事例の周知

<対応方針（抄）>

（20）障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平 17 法 123）

（ii）障害支援区分の認定（21 条）については、認定に当たって必要となる医師意見書の作成に当たる医師を確保するため、都道府県が実施する主治医研修に対して引き続き支援を行うとともに、当該研修がより多くの都道府県において実施されるよう促すため、研修の取組事例を都道府県に平成 28 年中に周知する。

④ 特例介護給付費等の支給に関する基準該当事業所の認定手続等について、事業所所在地の市町村が行うことが可能であることの明確化

<対応方針（抄）>

(20) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平 17 法 123）

(iii) 支給決定障害者等が基準該当事業所で基準該当障害福祉サービスを受けた場合における特例介護給付費等の支給（30 条 1 項 2 号イ）に関して市町村が行う基準該当事業所の認定及び登録の手続については、法令上の定めはなく、支給決定障害者等が居住する市町村のみならず基準該当事業所が所在する市町村も行うことが可能であることを、市町村に平成 27 年度中に周知する。

⑤ 特別支援学校内において就労移行支援事業所のアセスメントの実施が可能であることの周知

<対応方針（抄）>

(20) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平 17 法 123）

(iv) 特別支援学校高等部の生徒が卒業後に就労継続支援 B 型事業を利用することについては、当該生徒の在学中に、就労移行支援事業所が、学校内において施設外支援としてアセスメントを実施することにより可能となることを、改めて地方公共団体に平成 27 年度中に周知する。

⑥ 障害者総合支援法に基づき施設外就労を行う場合における施設への通所日数要件の緩和

<対応方針（抄）>

(20) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平 17 法 123）

(v) 就労移行支援事業及び就労継続支援事業（A 型、B 型）における施設外就労については、事業所内において訓練目標に対する達成度の評価を行うこととされている日数要件の緩和について検討し、平成 30 年度の報酬改定に向けて結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

平成27年の地方からの提案に関する対応方針(平成27年12月22日閣議決定)について  
【障害保健福祉分野関連項目 概要】

■ 都道府県から市町村への事務・権限の移譲等

- 指定障害福祉サービス事業者等の届出の受理等に係る事務の移譲【障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)】  
⇒ 指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設の設置者及び指定一般相談支援事業者の業務管理体制の整備に関する事項の届出の受理等について、平成27年度に実施された指定都市への移譲の状況を踏まえ、地方公共団体から意見聴取を行った上で、中核市に移譲する方向で検討し、平成28年中に結論を得る。

■ 義務付け・枠付けの見直し等

- 意思疎通を図ることに支障がある障害者の入院において、意思疎通支援者の付添いが可能であることを明確化【健康保険法】
- 法定予防接種の保護者同意要件の緩和【予防接種法】  
⇒ 児童相談所長が一時保護を加えた児童、児童福祉施設に入所中の児童等に関し、保護者が行方不明等の場合については、児童福祉法に規定する親権を行う者又は未成年後見人のない場合に含まれるため、児童相談所長又は児童福祉施設の長が親権を行使して法定予防接種の実施に同意することが可能であることを、地方公共団体に平成27年中に通知する。  
⇒ 児童相談所長が一時保護を加えた児童、児童福祉施設に入所中の児童等に関し、保護者の行方は分かるものの連絡が取れない等の事由により、保護者の同意の有無を確認することができない場合については、児童相談所長又は児童福祉施設の長の同意による予防接種の実施を可能とする。

○ 地方社会福祉審議会の調査審議事項の見直し【社会福祉法】

⇒ 地方社会福祉審議会において、精神障害者福祉に係る事項を調査審議できるようにする。その際、地方精神保健福祉審議会(精神保健及び精神障害者福祉に関する法律)においても引き続き精神障害者福祉に係る事項を調査審議できるようにする。

○ 介護保険における住所地特例の見直し【介護保険法】

⇒ 障害者支援施設等の介護保険適用除外施設へ入所していた者に係る住所地特例の適用については、実態等を踏まえて検討。

○ 障害者総合支援法に基づく市町村検査事務の一部を法人に委託することを可能とする【障害者総合支援法】

○ 障害支援区分の認定にあたって必要となる医師意見書の作成に当たる医師の確保のための、主治医研修の取組事例の周知【障害者総合支援法】

○ 特例介護給付費等の支給に関する基準該当事業所の認定手続等について、事業所所在地の市町村が行うことが可能であることの明確化【障害者総合支援法】

○ 特別支援学校内において、就労移行支援事業所のアセスメントの実施が可能であることの周知【障害者総合支援法】

○ 障害者総合支援法に基づき施設外就労を行う場合における、施設への通所日数要件の緩和【障害者総合支援法】

## 4 身体障害者手帳制度について

### (1) 肝臓機能障害の身体障害認定基準等の見直しについて

肝臓機能障害の認定基準については、制度創設時の平成22年度より「認定基準が厳しすぎる」との意見があることから、医学的な知見等を得るため、平成26年度に厚生労働科学研究費補助金「障害認定の在り方に関する研究」の分担研究「肝硬変患者の生命予後の検討」を実施し、チャイルド・ピュー分類Bの患者の実態に関する報告がなされた。

平成27年5月、研究結果を踏まえて検討を行うため「肝臓機能障害の認定基準に関する検討会」を開催し、第4回（9月29日）同検討会において「チャイルド・ピュー分類Bの患者も認定対象とする等の見直しを行うことが適当」を基本的な考え方としたとりまとめを行い、本とりまとめを踏まえた見直し案については、12月9日開催の疾病・障害認定審査会身体障害認定分科会において了承されたところである。

見直しの内容（資料1）については、平成28年2月4日付けで各都道府県等に関係通知を発出したところであるが、平成28年4月からの円滑な施行に向けて、指定医への周知等について、遺漏がないようお願いしたい。

（参考）厚生労働省ホームページ「身体障害者手帳」

[http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi\\_kaigo/shougai Shahukushi/shougai shatechou/index.html](http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougai Shahukushi/shougai shatechou/index.html)

### (2) 呼吸器機能障害の身体障害認定要領等の見直しについて

呼吸器機能障害の障害認定は、身体障害認定基準において、予測肺活量1秒率（以下「指数」という。）、動脈血ガス及び医師の臨床所見に基づき、程度の判定を行うこととしている。

このうち、身体障害認定要領等において定めている指数の算出方法及び医師の臨床所見に用いる活動能力の程度について、平成25年厚生労働科学研究費補助金「呼吸器機能障害の身体障害認定に関する研究」の検証結果に基づく日本呼吸器学会からの提言を踏まえ、これまでのノモグラムを用いた算出方法を改め、肺活量予測式を用いる等の見直し（資料2）を行うこととしたので、指定医への周知等について、遺漏がないようお願いしたい。

### (3) 身体障害認定基準等の見直しについて

身体障害者手帳に係る認定基準等については、医学の進歩等に応じて、随時、現行の認定基準等の検証を行っているところである。

視覚障害の認定基準については、現行の認定基準では「両眼の視力の和」としている認定方法等について、現在、関係学会において検証結果のとりまとめがなされているところであり、厚生労働省においてはこれを受けて検討会を開催する予定としており、検討状況については、随時情報提供することとしてい



るのでご承知願いたい。

# 肝臓機能障害の認定基準の見直し

## 具体的な認定基準について

### 〔認定対象の拡大〕

- チャイルド・ピュー分類C → 分類Bに拡大

国際的な肝臓機能障害の重症度分類であるChild-Pugh分類の3段階(A・B・C)のうち、これまで認定基準の対象とされていた分類C(10点以上)に加えて、分類B(7点以上)を対象とする。

### 〔1級・2級の要件の緩和〕

- 日常生活の制限にかかる指標の見直し

血清アルブミン値、プロトロンビン時間、血清総ビリルビン値の項目のうち1項目以上が3点



肝性脳症、腹水、血清アルブミン値、プロトロンビン時間、血清総ビリルビン値の項目のうち肝性脳症又は腹水の項目を含む3項目以上が2点以上

### 〔再認定の導入〕

- 1年以上5年以内に再認定(チャイルド・ピュー分類Bの場合)

# 呼吸器機能障害の認定要領等の見直し

## 見直しのポイント

### 〔指数(予測肺活量1秒率)の算出方法の見直し〕

- ノモグラムを用いて算出 → 日本呼吸器学会が発表した計算式(※)を用いて算出

※ 肺活量予測式

男性  $0.045 \times \text{身長(cm)} - 0.023 \times \text{年齢(歳)} - 2.258$

女性  $0.032 \times \text{身長(cm)} - 0.018 \times \text{年齢(歳)} - 1.178$

### 〔呼吸器機能障害の認定における活動能力程度分類の見直し〕

- いわゆるHugh-Jones の分類に基づいた評価

⇒ 修正MRC (Medical Research Council) の分類に基づいた評価

## 5 生活のしづらさなどに関する調査（全国在宅障害児・者等実態調査）について

全国の在宅障害児・者の生活の実態とニーズを把握し、障害児・者の福祉行政の企画・推進のための基礎資料を得ることを目的として、概ね5年毎に実態調査を実施してきたところである。

前回調査した「平成23年生活のしづらさなどに関する調査」は、「精神障害者保健福祉手帳所持者」及び「障害者手帳は所持していないが、長引く病気やけが等により、日常生活にしづらさを感じている者」を新たに対象とし、また、それに応じて調査票の大幅な見直しを行い実施した。

前回調査から5年後となる平成28年度においても、障害福祉施策の検討に資する基礎資料を得ることを目的として調査を実施するため、平成28年度予算案に必要な経費の予算計上を行っている。

調査の実施にあたっては、調査客体となる障害者のプライバシー保護と調査の信頼性（有効回答率の向上等）を確保することが重要であり、そのためには、調査の準備段階から都道府県・指定都市・中核市のご協力及び貴管内市町村と連携を図り進めていただく必要があるため、ご理解とご協力をお願いしたい。

なお、調査に要する必要な経費については、委託費として交付することとしているが、調査方法等を含め詳細については追ってご連絡する。

## 6 療育手帳のマイナンバー制度における取扱いについて

「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（平成 25 年法律第 27 号）の一部が本年 1 月 1 日から施行し、身体障害者手帳や精神障害者保健福祉手帳等の障害保健福祉の分野においても、マイナンバーを利用した事務処理が行われている。また、来年 7 月を目処として、地方自治体において、マイナンバーを利用した情報連携が開始される予定であり、これに向けた準備が進められているところである。

療育手帳制度については、法令上に規定がなく、各自治体において要綱等を制定することで事務が行われていることから、番号法別表第 1 に位置づけられておらず、各自治体において番号法第 9 条第 2 項に基づく条例（独自利用事務条例）を制定することにより、各自治体の内部に限り、マイナンバーの利用が可能となるが、この場合でも、療育手帳に関する情報は番号法別表第 2 に定める情報として位置づけられていないことから、番号法別表第 2 の主務省令の改正を行わない限り、情報提供ネットワークによる情報連携を行うことはできない。

一方、番号制度の趣旨を踏まえると、療育手帳所持者についても、身体障害者手帳所持者や精神障害者保健福祉手帳所持者と同様、各種行政手続きにおいて個人番号の利便性を享受できる環境を整備することが適当であると考えている。

そのため、療育手帳に関する情報を情報連携の対象とできるよう、現在、関係省庁と調整しているところであり、その検討状況については追って連絡するが、まずは、各自治体内の事務処理においてマイナンバーが利用できるよう独自利用事務条例の制定について改めてご検討いただきたい。

## 7 特別児童扶養手当等について

### (1) 平成28年度4月定時払いに係る留意事項について

平成28年度4月定時払いに係る支払データ作成事務については、年度末の繁忙期であることや新年度の職員異動の時期と重なること等から、例年、他の時期と比べ、データの入力ミスや支払データの修正の遅延等が生じやすくなっている。

また、特別児童扶養手当支払事務は、都道府県等から提出のあった支払データについて、特別児童扶養手当支払システムに取込みを行い、債主登録を行った上で、官庁会計システム（ADAMS）に入力する必要がある。

このシステムへの入力作業は、当該年度（平成28年度）に行うことが必要とされており、来年度については、4月2日（土）及び3日（日）の休日期間にシステムが稼働せず、例年に比べ、支払業務を行うことができる期間が短くなる。

については、受給者に対して確実に特別児童扶養手当を支払うことができるよう、別添【資料1-1参照】の事項について御留意いただき、4月定時払いに係る支払データの提出について、遺漏のないようお願いする。

#### ※担当者登録依頼について

本件について、4月1日（金）の各自治体の対応者を、別紙様式【資料1-2参照】により3月28日（月）までに登録すること。なお、登録された担当者については、当日（4/1）に必ず連絡が取れるように事前準備をお願いする。

また、4月1日（金）の担当者と、新年度（平成28年度）の担当者が異なる場合は、別紙様式の項目2についても記載すること。

### (2) 手当額について

特別障害者手当、障害児福祉手当、経過的福祉手当（以下、「特別障害者手当等」という。）及び特別児童扶養手当については、毎年度、物価の変動に応じて手当額を改定することとされている。

平成28年度の手当額については、物価変動率0.8%に合わせて、0.8%の引上げとなる。（3月中に政令改正予定）

各都道府県・指定都市におかれては、管内の市区町村及び関係機関に対し周知徹底をお願いするとともに、受給者に対する周知についても特段の配慮をお願いしたい。【資料2-1・2-2参照】

平成28年度の手当額

	平成27年度 (月額)	平成28年度 (月額)
特別児童扶養手当1級	51,100円	51,500円
〃 2級	34,030円	34,300円
特別障害者手当	26,620円	26,830円
障害児福祉手当	14,480円	14,600円
経過的福祉手当	14,480円	14,600円

※特別児童扶養手当：改正後の手当額は、8月定時払いより適用。（支給対象月：4～7月）

特別障害者手当等：改正後の手当額は、5月定時払いより一部適用（4月）。

（支給対象月：2～4月 → 2月分・3月分は改正前の手当額を適用）

（3）所得制限限度額

特別児童扶養手当、障害児福祉手当、特別障害者手当及び経過的福祉手当の所得制限限度額については、障害基礎年金等の公的年金と同様、来年度も現行の限度額を据え置く予定である。【資料3-1・3-2参照】

本人

- ① 特別児童扶養手当（4人世帯・年収） 770.7万円 → 据え置き
- ② 特別障害者手当等（本人・年収） 518.0万円 → 据え置き  
（上記①及び②共通）
- 扶養義務者等（6人世帯・年収） 954.2万円 → 据え置き

（4）特別児童扶養手当事務取扱交付金について

特別児童扶養手当事務取扱交付金については、「特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づき都道府県及び市町村に交付する事務費に関する政令」（昭和40年政令第270号）に基づき交付されているところであるが、平成27年度実績報告及び平成28年度当初交付申請の事務費単価については、以下のとおり改定する予定である。

（平成27年度分については3月中に政令改正予定）

- ・平成27年度事務費単価（実績報告）
  - ① 都道府県分 1,874円
  - ② 市町村分 1,828円
  - ③ 指定都市分 3,702円（①+②）

・平成28年度事務費単価予定額（当初交付申請）

- ① 都道府県分 1,876 円
- ② 市町村分 1,829 円
- ③ 指定都市分 3,705 円（①＋②）

#### （5）特別児童扶養手当等の認定基準の一部改正について

障害児等の手当の認定については、各々の障害認定基準の規定に基づき、実施されているところであるが、近年の医学的知見等を踏まえて、以下の分野について、認定基準・診断書の見直しを行い、昨年（平成27年）10月1日から適用していることから、管内市区町村及び関係機関への周知徹底をお願いしたい。

なお、認定基準・診断書様式の改正等に関して、管内の診断書作成医等に対し、周知を行うための研修会を開催する場合、その開催に係る経費を特別児童扶養手当事務取扱交付金の支出対象経費として差し支えないことを申し添える。

#### 【各手当：改正分野】

- ① 特別児童扶養手当：聴覚の障害、音声又は言語機能の障害、心疾患（診断書様式のみ改正）、腎疾患
- ② 障害児福祉手当：聴覚障害、腎臓の機能障害
- ③ 特別障害者手当：聴覚障害、腎臓の機能障害、音声又は言語機能の障害

#### 【改正通知】

・上記①に対応：

「特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令別表第3における障害の認定要領の一部改正について」（平成27年6月19日付障発0619第4号 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）

・上記②及び③に対応：

「障害児福祉手当及び特別障害者手当の障害程度認定基準の一部改正について」（平成27年6月19日付障発0619第3号 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）

また、来年度（28年度）の認定基準の一部改正については、以下の分野について改正する予定であり、現在（平成28年3月）、パブリック・コメントを行っている。【資料4-1・4-2参照】

#### 【掲載場所】

<http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PGMMSTDETAIL&id=495150365&Mode=0>

【28年度：改正予定分野】

①特別児童扶養手当：

ア．認定要領（代謝疾患による障害）

「2 認定要領」に（6）として「その他の代謝疾患は、合併症の有無及びその程度、治療及び症状の経過、一般検査及び特殊検査の検査成績、認定時の具体的な日常生活状況等を十分考慮して、総合的に認定する。」を盛り込む。

イ．様式改正：様式第5号（呼吸機能用）、様式第7号（腎、肝疾患、糖尿病の障害用）

② 障害児福祉手当（様式改正）：様式第5号（結核及び換気機能障害用）、様式第7号（肝臓・血液疾患及びその他の疾患用）

③ 特別障害者手当（様式改正）：様式第12号（心臓疾患用）、様式第13号（結核及び換気機能障害用）、様式第14号（じん臓疾患用）、様式第15号（肝臓・血液疾患及びその他の疾患用）

（6）来年度の所得状況の届出（現況届）の提出期間の改正について

特別児童扶養手当等の所得状況の届出（現況届）の提出については、厚生労働省令（※）において、「毎年8月11日から9月10日までの間」に行うこととされているが、本年より8月11日が国民の祝日（山の日）となるため、提出期間を「毎年8月12日から9月11日までの間」に改正することを予定している。

また、本年4月から改正行政不服審査法が施行されることに伴い、特別児童扶養手当等に関する各種様式の改正を行い先般発出したところである。

なお、特別児童扶養手当の支給に関する法律に基づく処分についても、同法で特別に定められている事項を除き、一般法である行政不服審査法の適用を受けるものであるため、改正内容についてご承知おきいただき、適切に対応されたい。【資料5参照】

※・特別児童扶養手当：特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行規則（昭和39年厚生省令第38号）

・障害児福祉手当及び特別障害者手当：障害児福祉手当及び特別障害者手当の支給に関する省令（昭和50年厚生省令第34号）



事務連絡

平成28年1月20日

【一部修正 (H28. 1. 25) : 該当箇所 朱書き箇所】

各 都道府県  
指定都市 特別児童扶養手当担当係 殿

厚生労働省社会・援護局  
障害保健福祉部企画課手当係

## 平成28年度特別児童扶養手当支払データの提出期限等について

特別児童扶養手当制度の運営につきましては、平素より御尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、標記につきまして、下記のとおり日程表を作成するとともに、別添のとおり来年度（28年度）4月定時払いに係る留意事項をまとめましたので、送付いたします。

## 記

支払月	データ提出期限 (午前中)	データ修正締切日 (午前中)	支払予定日 (※)
平成28年 4月	<u>3月16日 (水)</u>	<u>3月18日 (金)</u>	<u>4月11日 (月)</u>
5	4月15日 (金)	4月18日 (月)	5月11日 (水)
6	5月18日 (水)	5月20日 (金)	6月10日 (金)
7	6月17日 (金)	6月20日 (月)	7月11日 (月)
<u>8</u>	<u>7月15日 (金)</u>	<u>7月19日 (火)</u>	<u>8月10日 (水)</u>
9	8月17日 (水)	8月19日 (金)	9月9日 (金)
10	9月16日 (金)	9月20日 (火)	10月11日 (火)
<u>11</u>	<u>10月14日 (金)</u>	<u>10月17日 (月)</u>	<u>11月11日 (金)</u>
<u>12</u>	<u>11月14日 (月)</u>	<u>11月16日 (水)</u>	<u>12月9日 (金)</u>
平成29年 1月	12月12日 (月)	12月14日 (水)	1月11日 (水)
2	1月16日 (月)	1月18日 (水)	2月10日 (金)
3	2月13日 (月)	2月15日 (水)	3月10日 (金)

注) 太字・下線箇所は定時払い月（その他は随時払い月）

※ 支給日は、原則、支給月の11日となるが、11日が休日の場合、その前営業日が支給日となる。なお、定時払いの市中銀行分及び随時払い分については、11日の前営業日が支給日となり得るので、留意すること。

## 【別添】

### 特別児童扶養手当平成28年度4月定時払いに係る留意事項について

平成28年度4月定時払いに係る支払データ作成事務については、年度末の繁忙期であることや新年度の職員異動の時期と重なること等から、例年、他の時期と比べ、データの入力ミスや支払データの修正の遅延等が生じやすくなっております。

また、特別児童扶養手当支払事務は、都道府県等から提出のあった支払データについて、特別児童扶養手当支払システムに取込みを行い、債主登録を行った上で、官庁会計システム（※ADAMS）に入力する必要があります。このシステムへの入力作業は、当該年度（平成28年度）に行うことが必要とされており、来年度については、4月2日（土）及び3日（日）の休日期間にシステムが稼働せず、例年に比べ、支払業務を行うことができる期間が短くなります。

つきましては、受給者に対して確実に特別児童扶養手当を支払うことができるよう、下記の事項について御留意いただき、4月定時払いに係る支払データの提出について、遺漏のないようお取り計らい願います。

※本システムは、国・都道府県の出納担当部局等に配置される会計システム。

## 記

- (1) 先般発出した「特別児童扶養手当支払データの適正な処理等について」（平成27年9月3日付け障企発0903第1号）の各事項に留意し、3月16日（水）までに簡易書留で当課宛てに提出すること。＜期日厳守＞

なお、新規申請・口座変更に係る手続において、以下のネット銀行（※）は使用が出来ないため、受付時において注意すること。

※ 現時点で判明している使用できないネット銀行（3行）  
ジャパンネット銀行、セブン銀行、じぶん銀行

- (2) 平成28年度4月定時払いについては、平成28年度に入ってから直ちに入力処理を行うため、平成28年4月1日（金）は、当方からのエラー修正等の連絡に対して速やかに対応できるよう、午前中から対応体制を整えておくこと。  
また、新年度の人事異動がある場合には、後任（予定）者に対し、事前に十分に引継を行うこと。

## 【担当者登録依頼】

本件について、4月1日（金）の各自治体の対応者を、別紙様式により3月28日（月）までに登録すること。なお、登録された担当者については、当日（4/1）に必ず連絡が取れるように事前準備をお願いする。

また、4月1日（金）の担当者と、新年度（平成28年度）の担当者が異なる場合は、別紙様式の項目2についても記載すること。

(3) 平成28年4月1日に行うシステムへの入力作業について、入力ミス等によりエラーが生じた場合、同日17時までに修正後のデータが得られたものについては、支払予定日<4月11日(月)>に特別児童扶養手当を支払うことが可能であること。

なお、期限までに回答が得られなかった案件については、平成28年4月中に特別児童扶養手当を支払うことができるよう対応を行うこととし、この場合、自治体から受給者に対し、特別児童扶養手当の支払時期等について十分に説明を行うこと。

**【本件担当】**

厚生労働省 障害保健福祉部 企画課手当係

山本・村野・森田

電話：(03)5253-1111(内線：3020)

メール・アドレス：

山本 ([yamamoto-hiroyuki@mhlw.go.jp](mailto:yamamoto-hiroyuki@mhlw.go.jp))

村野 ([murano-takuya@mhlw.go.jp](mailto:murano-takuya@mhlw.go.jp))

森田 ([morita-kenichiaa@mhlw.go.jp](mailto:morita-kenichiaa@mhlw.go.jp))

# 特別児童扶養手当制度等の概要

目的	①特別児童扶養手当	③特別障害者手当	②障害児福祉手当	経過的福祉手当
	精神又は身体に障害を有する児童に障害を支給する児童に、これら児童の福祉の増進を図る。	特別障害者に対して、所得保障の一環として重度の障害のため必要となる精神的、物的助により特別障害者の福祉の向上を図る。	重度障害児に対して、その障害のため必要となる精神的、物的助により重度障害児の福祉の向上を図る。	重度障害者に対して、その障害のため必要となる精神的、物的助により重度障害者の福祉の向上を図る。
支給要件	1. 20歳未満 2. 在宅のみ 3. 父母又は養育者が受給	1. 20歳以上 2. 在宅のみ 3. 本人が受給	1. 20歳未満 2. 在宅のみ 3. 本人が受給	1. 61年3月31日現在20歳以上の福祉手当受給者 2. 障害基礎年金及び特別障害者手当に非該当者
対象者	1級：障害基礎年金の1級に相当する障害を有する児童 2級：障害基礎年金の2級に相当する障害を有する児童	障害基礎年金の1級の基準に相当する障害が重複している状態と同程度又はそれ以上の障害を有する者	障害基礎年金の1級の基準に相当する障害を有する児童	障害基礎年金の1級の基準に相当する障害を有する者
給付月額(28年度)	1級 51,500円 (+400円) 2級 34,300円 (+270円)	26,830円 (+210円)	14,600円 (+120円)	同 左
所得制限(年収)	1. 本人 (4人世帯) 7,707千円 2. 扶養義務者 (6人世帯) 9,542千円	1. 本人 5,180千円 2. 扶養義務者 (6人世帯) 9,542千円	同 左	同 左
支給対象児童者数(26年度末)	1級 101,341人 2級 131,055人	122,218人	66,122人	4,779人
28年度予算案	121,310,174千円	29,781,196千円	8,682,040千円	540,889千円
負担率	国10/10	国3/4、都道府県、市及び福祉事務所設置町村1/4	同 左	同 左
認定事務	都道府県、指定都市(申請窓口は市町村)	都道府県、市及び福祉事務所設置町村	同 左	同 左

(注) 所得制限限度額は、平成14年8月からの額である。 ※出典：26年度 福祉行政報告例 (統計情報部編)

# 【別紙】障害児・者の所得保障の基本構造(平成28年度)

《障害児(20歳未満)》

合計 66,100円(①<1級>+②)

本資料:①及び②該当

①特別児童扶養手当2級 34,300円(+270円) 13.1万人	②障害児福祉手当 14,600円(+120円) 6.6万人
①特別児童扶養手当1級 51,500円(+400円) 10.1万人	

《障害者(20歳以上)》

合計 108,090円(障害年金1級+③)

本資料:③該当

障害基礎年金2級(※) 65,008円(前年度同) 104万人	③特別障害者手当 26,830円(+210円) 12.2万人
障害基礎年金1級(※) 81,260円<2級×1.25倍> 69.7万人	

(注ア) 受給者の人数については平成26年度末のものである。(障害基礎年金は25年度末) (注イ) 受給額については平成28年4月以降の月額である。  
 (注ウ) 平成27年10月より年金額(年額)の端数処理が100円未満四捨五入から1円未満四捨五入に改められたことにより、障害基礎年金1級の額がそれまでと比べ月額で2円増額している。※障害年金制度は年金局所管

# 所得制限の限度額

〔特別児童扶養手当〕

平成28年度

(単位:円)

扶養親族等の数	本人		配偶者及び扶養義務者	
	収入額	所得額	収入額	所得額
0	6,420,000	4,596,000	8,319,000	6,287,000
1	6,862,000	4,976,000	8,596,000	6,536,000
2	7,284,000	5,356,000	8,832,000	6,749,000
3	7,707,000	5,736,000	9,069,000	6,962,000
4	8,129,000	6,116,000	9,306,000	7,175,000
5	8,551,000	6,496,000	9,542,000	7,388,000

(注)

- 1 所得税法に規定する老人控除対象配偶者、老人扶養親族又は特定扶養親族がある者についての限度額(所得ベース)は、上記の金額に次の額を加算した額とする。
  - (1) 本人の場合は、
    - 1 老人控除対象配偶者又は老人扶養親族1人につき10万円
    - 2 特定扶養親族1人につき25万円
  - (2) 配偶者及び扶養義務者の場合は、老人扶養親族1人につき(当該老人扶養親族のほかに扶養親族等がないときは、当該老人扶養親族のうち1人を除いた老人扶養親族1人につき)6万円
- 2 政令上は所得額で規定されており、ここに掲げた収入額は、給与所得者を例として給与所得控除額等を加えて表示した額である。

## 所得制限の限度額

[障害児福祉手当、特別障害者手当及び経過的福祉手当]

平成28年度

(単位:円)

扶養親族等の数	本人		配偶者及び扶養義務者	
	収入額	所得額	収入額	所得額
0	5,180,000	3,604,000	8,319,000	6,287,000
1	5,656,000	3,984,000	8,596,000	6,536,000
2	6,132,000	4,364,000	8,832,000	6,749,000
3	6,604,000	4,744,000	9,069,000	6,962,000
4	7,027,000	5,124,000	9,306,000	7,175,000
5	7,449,000	5,504,000	9,542,000	7,388,000

(注)

1 所得税法に規定する老人控除対象配偶者、老人扶養親族又は特定扶養親族がある者についての限度額(所得ベース)は、上記の金額に次の額を加算した額とする。

(1) 本人の場合は、

- 1 老人控除対象配偶者又は老人扶養親族1人につき10万円
- 2 特定扶養親族1人につき25万円

(2) 配偶者及び扶養義務者の場合は、老人扶養親族1人につき(当該老人扶養親族のほかに扶養親族等がないときは、当該老人扶養親族のうち1人を除いた老人扶養親族1人につき)6万円

2 政令上は所得額で規定されており、ここに掲げた収入額は、給与所得者を例として給与所得控除額等を加えて表示した額である。

「特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令別表第3における  
障害の認定要領の一部改正（案）」の概要

平成28年2月  
厚生労働省社会・援護局  
障害保健福祉部企画課

## 1 制度の概要

特別児童扶養手当の障害の程度の認定については、「特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令別表第3における障害の認定要領」（昭和50年9月5日児発第576号。以下「認定要領」という。）に基づき、実施されているところであるが、今般、近年の医学的知見を踏まえ、認定要領及び診断書の一部改正を行うものである。

## 2. 主な改正の概要

### (1) 認定要領（代謝疾患による障害）

障害の程度の認定について、糖尿病のみについての記載であったことから、その他の代謝疾患についても明確化するものである。

### (2) 診断書の様式

#### ① 呼吸機能障害用

診断書様式中⑪肺結核症の「3 安静度」の選択肢は、「結核の治療指針」（厚生省）に準拠しているため、具体的にその内容を示すことにより明確化するものである。

#### ② 腎、肝疾患、糖尿病の障害用

「国民年金・厚生年金保険障害認定基準」の診断書様式の改正案を踏まえた改正及び「5 インスリン療法の自己管理状況」欄の「(2) 血糖値測定」において、自己管理の状況が把握しやすいよう選択肢の見直しを行うものである。

## 3. 根拠条文

特別児童扶養手当等の支給に関する法律第2条第1項及び第5項

特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令第1条第3項及び別表第3

## 4. 施行日

平成28年6月1日(予定)



## 「障害児福祉手当及び特別障害者手当の障害程度認定基準の一部改正（案）」 の概要

平成28年2月  
厚生労働省社会・援護局  
障害保健福祉部企画課

### 1. 制度の概要

障害児福祉手当及び特別障害者手当の障害の程度の認定については、「障害児福祉手当及び特別障害者手当の障害程度認定基準」（昭和60年12月28日社更第162号。以下「認定基準」という。）に基づき、実施されているところであるが、今般、近年の医学的知見を踏まえ、診断書の一部改正を行うものである。

### 2. 主な改正の概要

様式第5号及び様式第13号（結核及び換気機能障害）について、以下の改正を行う。

#### (1) 活動能力の程度について

様式第5号及び様式第13号（結核及び換気機能障害）において、「⑩活動能力の程度」について、いわゆる修正MRC（Medical Research Council）の分類に準拠した選択肢に改める。

#### (2) 換気機能等について

様式第5号及び様式第13号（結核及び換気機能障害）において、予測肺活量及び予測肺活量1秒率の算出にあたりノモグラムを使用することとしていたが、今回の見直しではノモグラムに限定しないこととするため、ノモグラムに関する記載を削除する。

#### (3) 安静度について

様式第5号及び様式第13号（結核及び換気機能障害）、様式第7号及び様式第15号（肝臓・血液疾患及びその他の疾患）、様式第12号（心臓疾患用）、様式第14号（腎臓疾患用）において、「安静度」もしくは「安静を要する程度」欄の選択肢は、「結核の治療指針」（厚生省）に準拠しているため、具体的にその内容を示すことにより明確化するものである。

### 3. 根拠条文

特別児童扶養手当等の支給に関する法律第2条第2項及び第3項

特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令第1条第1項、第2項、別表第1及び別表第2

### 4. 施行日

平成28年6月1日（予定）

## 行政不服審査制度の関する改正の概要

### 1. 行政不服審査法等の改正の概要

本年4月1日から施行される改正行政不服審査法（平成26年法律第68号）では、不服申立ての手続を「審査請求」に一元化するとともに、審査請求をすることができる期間（審査請求期間）が現行の60日から3か月に延長されることになる。

また、同法の施行に伴い、行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第69号）により特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）が改正され、本年4月1日から、不服申立前置主義が廃止されることになる。

行政不服審査制度の改正においては、このほかにも、有識者から成る第三者機関への諮問手続の導入等、審査請求の事務処理に影響する内容が含まれているので、以下のホームページ等を参照して、改正内容についてご承知おきいただきたい。

（行政不服審査制度に関するホームページ）

[http://www.soumu.go.jp/main\\_sosiki/gyoukan/kanri/fufuku/](http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/gyoukan/kanri/fufuku/)

### 2. 障害児福祉手当及び特別障害者手当等に係る各通知書の一部改正

改正行政不服審査法において、審査請求期間の延長等の改正が行われることから、「障害児福祉手当及び特別障害者手当等事務取扱細則準則について」（昭和60年12月28日社更第161号）における様式第4号（障害児福祉手当・特別障害者手当認定通知書）、第5号（障害児福祉手当・特別障害者手当認定請求却下通知書）、第6号（障害児福祉手当・特別障害者手当・（福祉手当）支給停止・支給停止解除通知書）、第7号（障害児福祉手当・特別障害者手当・（福祉手当）被災非該当通知書）、第9号（障害児福祉手当・特別障害者手当・（福祉手当）資格喪失通知書）について、教示文の改正を行い、本年4月1日から使用することとしている。

### 3. 特別児童扶養手当に係る各通知書の一部改正

特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行規則（昭和39年厚生省令第38号）で定める特別児童扶養手当認定通知書等の様式についても、「障害児福祉手当及び特別障害者手当等事務取扱細則準則について」（昭和60年12月28日社更第161号）で定める様式の改正と同様に、教示文の改正を行い、本年4月1日から使用することとしている。

## 8 特別障害給付金制度の周知について

国民年金の任意加入期間に加入しなかったことにより障害基礎年金等を受給していない障害者の方について、国民年金制度の発展過程において生じた特別な事情にかんがみ、福祉的措置として「特別障害給付金」を給付する措置が平成17年4月1日から施行されているところであるが、制度の一層の周知を図るため、引き続き各都道府県及び市区町村を通じた制度の周知・広報について、ご協力をお願いしたい。

本制度では、経過的福祉手当の受給者が特別障害給付金の支給を受けた場合、経過的福祉手当の受給資格を喪失し、再び受けることができなくなるので、ご留意願いたい。

また、特別障害給付金制度の更なる周知を図るために、福祉関係施設や事業者、医療関係者、民生委員、障害者団体等、日頃障害者と接する機会の多い方々を通じた周知についてもご協力をお願いしたい。【資料1参照】

(制度の概要については、日本年金機構のホームページを参照願いたい。

<https://www.nenkin.go.jp/service/jukyu/sonota-kyufu/tokubetsu-kyufu/20150401.html>)

なお、平成28年度の額は、物価変動率が0.8%となったことから、下記のとおり額となるので、管内市区町村及び関係機関への周知をお願いしたい。

	(平成27年度)	(平成28年度)
障害基礎年金1級相当に該当する方	51,050円	51,450円
		(2級の1.25倍)
障害基礎年金2級相当に該当する方	40,840円	41,160円

## 特別障害給付金について

### ○概要

国民年金に任意加入していなかったことにより、障害基礎年金等を受給していない障害者の方について、国民年金制度の発展過程において生じた特別な事情にかんがみ、福祉的措置として、「特別障害給付金制度」を創設。

### ○対象者

- ・平成3年3月以前に国民年金任意加入対象であった学生
- ・昭和61年3月以前に国民年金任意加入対象であった被用者等の配偶者であって、当時、任意加入していなかった期間内に初診日があり、現在、障害基礎年金の1級、2級相当の障害の状態にある方が対象。ただし、65歳に達する日の前日までに当該障害状態に該当された方に限る。

※障害基礎年金、障害厚生年金、障害共済年金との併給は対象外。

※老齢年金、遺族年金、労災補償等を受給されている場合は、その受給額分を差し引いた額を支給。

※経過的福祉手当受給者が特別障害給付金の支給を受けると、経過的福祉手当の受給資格は喪失する。

### ○支給額

(円)

	H 2 3	H 2 4	H 2 5	H 2 6	H 2 7	H 2 8
1 級	49,650	49,500	49,500	49,700	51,050	51,450
2 級	39,720	39,600	39,600	39,760	40,840	41,160

### ○支給件数（実績）

(件)

	H 2 2	H 2 3	H 2 4	H 2 5	H 2 6
支給件数	9,012	9,162	9,244	9,300	9,305
（うち学生）	(4,746)	(4,911)	(5,007)	(5,112)	(5,197)
（うち配偶者）	(4,266)	(4,251)	(4,237)	(4,188)	(4,108)

(注) 各年度3月末現在の件数

### ○請求窓口

住所地の市区町村

### ○認定事務

年金事務センター（日本年金機構）

## 9 心身障害者扶養共済制度パンフレット等の活用について

独立行政法人福祉医療機構では、毎年度、心身障害者扶養共済制度のパンフレット、加入者・年金管理者用及び受給者用の2種のリーフレット(※)を作成し、各自治体に必要部数を配布しているところ(3月中に各自治体に到着予定)である。

各自治体におかれては、本パンフレット等を活用し、本制度の普及に努め、新規加入者の促進を図るとともに、リーフレットを加入者等に送付する等、加入者の現況を確実に把握し、保険金の請求遅延等が生じないように努められたい。

### 【※福祉医療機構 HP：心身障害者扶養共済制度 リーフレット掲載場所】

○加入者・年金管理者

<http://hp.wam.go.jp/Portals/0/docs/gyoumu/fuyou/pdf/h27k.pdf>

○年金受給者

<http://hp.wam.go.jp/Portals/0/docs/gyoumu/fuyou/pdf/h27j.pdf>

## 10 不服審査会経費について

不服審査会については、障害者自立支援法の施行に伴い、法律に基づき都道府県に設置され、平成 18 年度以降、その運営経費を補助してきたところである。しかしながら、補助金創設から 10 年が経過し、都道府県の事務事業として同化、定着していると考えられることから、当該補助については、平成 28 年度より一般財源化することとしたので、御了知いただきたい。

## 11 障害者自立支援給付支払等システムについて

### (1) 障害者自立支援給付支払等システム（自治体システム分）改修ソフトウェアの導入促進

#### ア 概要

平成 27 年度から障害福祉サービスの支給決定の際に必須とされた、サービス等利用計画作成の支援を図る趣旨から、障害者自立支援給付支払等システム（自治体システム分）について、利用者一人ひとりに着目した障害福祉サービス等の利用実態を集計・分析する機能を付加するためのシステム改修を行うこととした。

そこで、都道府県合計や全国集計データとの比較を可能とするとともに、他の市町村の給付実績等との比較を容易にすることにより、より適切な給付につなげるためのシステム改修ができるようになると考えている。

具体的には、平成 26 年 9 月に取りまとめられた自治体システムの実態調査報告書（障害者自立支援給付支払等システムの在り方に関する調査研究、みずほ情報総研株式会社へ業務委託）をもとに、厚生労働省において以下の 2 つのソフトウェアの開発を行った。

- ① 障害者自立支援給付支払等システム（自治体システム分）について、給付費データをもとに、利用者一人ひとりに着目した障害福祉サービス等の利用実態データに変換、集計・分析し、これらデータを国保連合会と円滑にやり取りを可能とするソフトウェア（以下「市町村集計モジュール」という。）
- ② 障害者自立支援給付支払等システム（自治体システム分）との接続が行われておらず、システム導入が未実施の自治体に向けたソフトウェア（以下「簡易な審査支払システム」という。）

#### イ 市町村集計モジュール

平成 27 年 8 月 7 日付け企画課事務連絡「障害者自立支援給付支払等システム（自治体システム分）のソフトウェア開発について」によりお知らせしたとおり、1 月中旬から全ての市町村に対して市町村集計モジュールを、各都道府県を通じて、DVD ロムにより配付したところである。併せて、全国 5 か所の地方厚生局において、市町村集計モジュールの操作方法や活用等を含めた自治体向け説明会を開催したところである。

上記のとおり、障害福祉サービスの給付実績等を把握することにより、サービス等利用計画の円滑な作成に資するとともに、給付のより一層の効率化等に資することを目的とした取組みであるため、各都道府県においても、管内市町村での当該ソフトウェアの導入について、遺漏なきよう周知方お願いしたい。

なお、今後、集計・分析機能を強化したアップデート版パッケージソフト

を第2弾として配付する予定であるが、追って連絡するのでご了承願いたい。

#### ウ 簡易な審査支払システム

平成27年11月30日付け企画課事務連絡「障害者自立支援給付費等の「簡易な審査支払システム」について」によりお知らせしたとおり、当該ソフトウェアは、未だ自治体システムを導入していない自治体に向けて開発した、必要最小限の審査・支払機能を有したパッケージソフトである。

当該ソフトウェアを導入していない場合、前記の市町村集計モジュールの効果が十分発揮されないこととなることから、各都道府県においても、システム未導入の管内市町村を中心に、当該ソフトウェアの導入が行われるよう、周知方よろしく願いたい。

### (2) 障害者自立支援給付支払等システム（国保連システム分）における統計機能の拡充

障害者自立支援給付支払等システムでは、障害福祉サービス等の報酬支払に係る給付費データを活用し、月次でサービス種類ごとの給付費総額等について集計、把握しているところである。

今般、本システムの改修を行い、障害福祉サービス等の給付実態を把握し、動向等の分析に資するため、サービス利用者個人に着目した集計や個々の事業所サービスの給付総額を集計できるようにすること等を予定しているの  
で、ご了承願いたい。

具体的には、平成28年4月サービス提供分以降のデータより、新たに6様式（障害福祉サービス・障害児支援それぞれの、①個人ごとの決定支給量等の状況、②事業所ごとのサービス提供状況、③地域別のサービス提供と利用状況）を追加するほか、既存の集計項目の一部に内訳を設けること等を予定している。



## 12 障害者差別解消法について

平成28年4月より、「障害者差別解消法」が施行される。この間、政府全体の方針を示す「基本方針」が昨年2月に閣議決定され、その後、各省庁が職員向けの対応要領や所管事業者向けの対応指針（ガイドライン）を策定している。

厚生労働省では、職員向け対応要領を策定するとともに、事業者向けに4つの分野別（福祉、医療、生活衛生、社会保険労務士）にガイドラインを策定し、ホームページへの掲載を始め、周知に取り組んでいるところ。

平成27年11月11日付け障企発1111第1号「障害者差別解消法の施行に向けた障害福祉事業者等への周知について」により、各都道府県、指定都市、中核市障害保健福祉主管部（局）長宛て、福祉分野の事業者向けガイドラインの周知徹底に対する御協力をお願いしたところである。法の円滑な施行に向け、様々な機会をとらえて、管内の障害福祉事業者等に対し、引き続き、周知して頂くようお願いする。

障企発 1 1 1 1 第 1 号  
平成 2 7 年 1 1 月 1 1 日

各 都道府県  
指定都市  
中核市 障害保健福祉主管部（局）長 殿

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長  
( 公 印 省 略 )

### 障害者差別解消法の施行に向けた障害福祉事業者等への周知について

日頃より、障害保健福祉行政の推進に御尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

平成 25 年 6 月に成立した「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号）が、平成 28 年 4 月 1 日から施行されます。

同法第 11 条の規定に基づき、本日付けで、障害者に対する不当な差別的取扱い禁止や、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮の実施に関し、福祉分野の事業者が適切に対応するために必要な考え方を示した「障害者差別解消法福祉事業者向けガイドライン～福祉分野における事業者が講ずべき障害を理由とする差別を解消するための措置に関する対応指針～」が厚生労働大臣により決定され、下記ホームページにより公表されました。

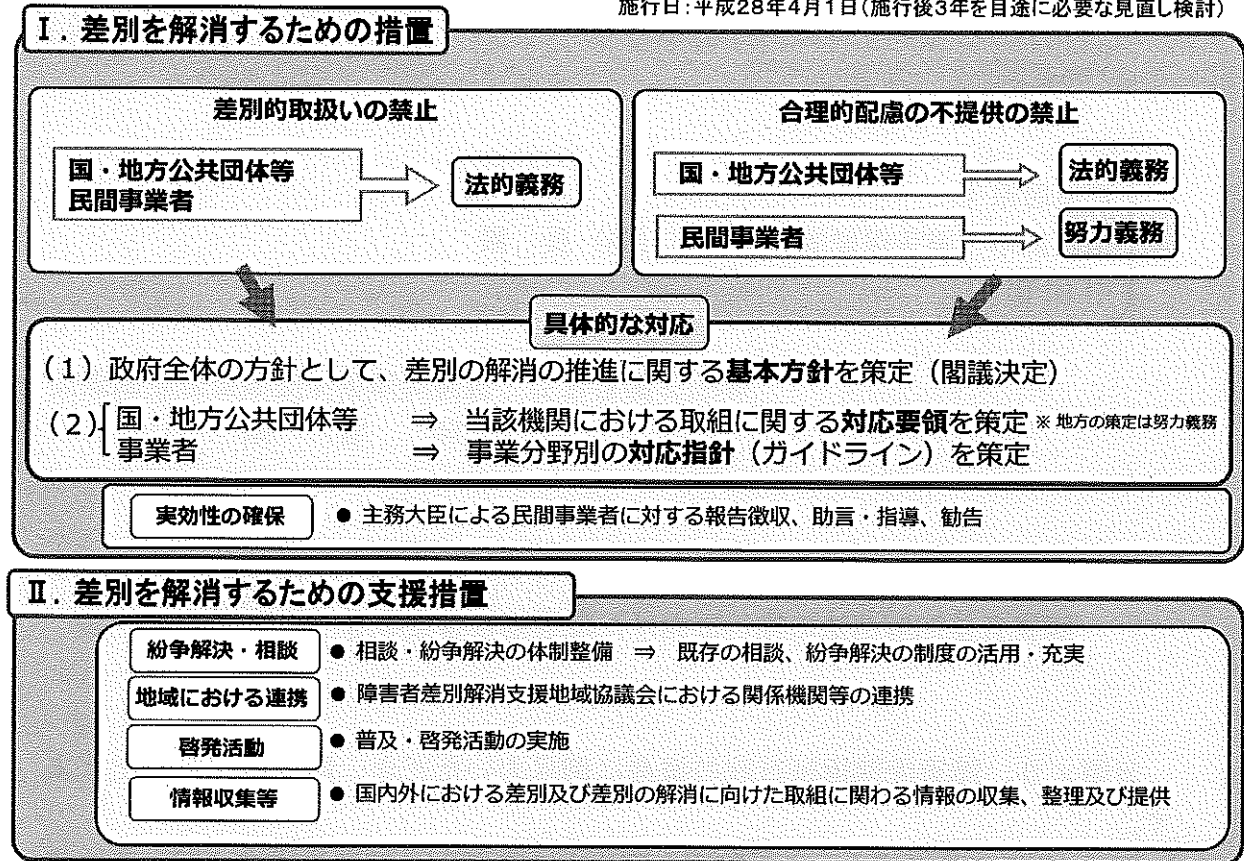
つきましては、同法の理念を御理解いただくとともに、障害者の差別解消に向けた取組を積極的に進めていただくため、管内の障害福祉事業者等に対し、本ガイドラインの周知に対する御協力をお願いいたします。

#### 記

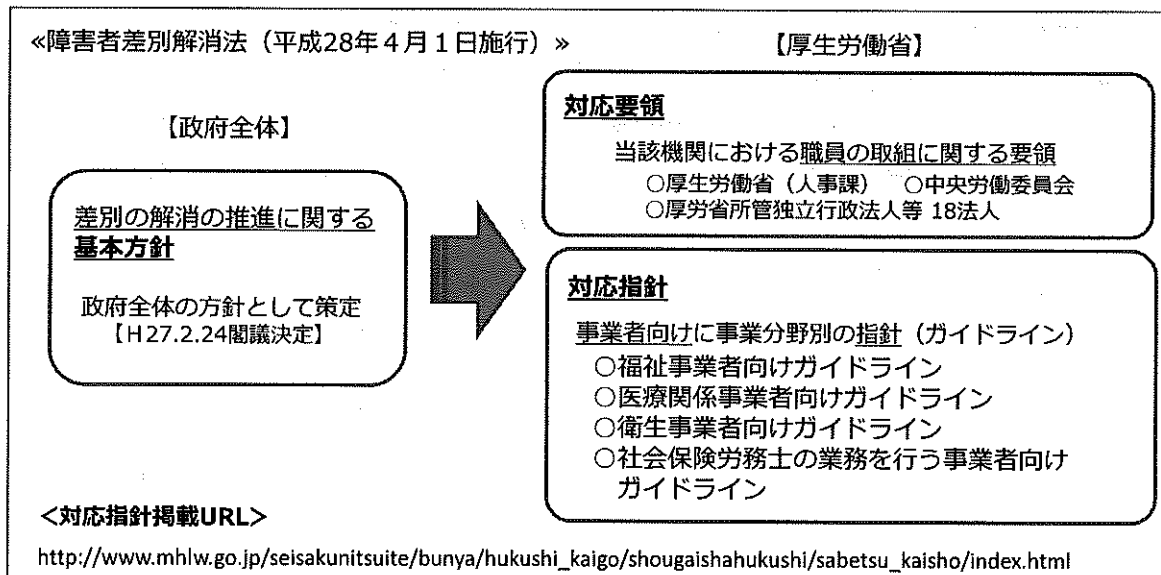
「障害者差別解消法福祉事業者向けガイドライン」掲載ホームページ  
[http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/hukushi\\_kaigo/shougaiishahu\\_kushi/sabetsu\\_kaisho/index.html](http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougaiishahu_kushi/sabetsu_kaisho/index.html)

# 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法〈平成25年法律第65号〉）の概要

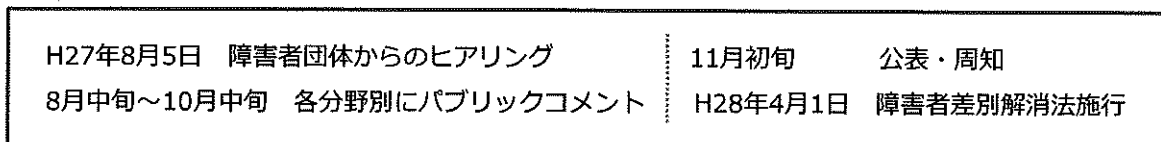
施行日：平成28年4月1日（施行後3年を目途に必要な見直し検討）



### ■ 対応要領・対応指針の策定



### ■ 公表までの工程（指針）



## 1 平成28年度における障害保健福祉行政事務指導監査の実施について

### (1) 障害者総合支援法等に基づく指導監査について

都道府県等においては、障害者総合支援法等の関係法令・通知等を参照の上、引き続き指定障害福祉サービス事業所等に対する適切な指導監査の実施をお願いしたい。

また、指定障害福祉サービス事業者等（以下「事業者」という。）に対する指導監査の実施に当たっては、法令・基準の遵守と適切なサービス提供などに重点を置いた指導を実地に行うとともに、都道府県においては、管内市町村に対し、適切な支給決定に重点を置いた指導をお願いしたい。

さらに、事業者の不正受給等による指定取消等や障害者に対する虐待に係る事件が散見されているが、これらの事案は制度の根幹を揺るがすとともに、人権に関わる問題であることから、関連する情報が寄せられた場合には、関係機関等との連携のもと機動的かつ適切に対応するようお願いしたい。

なお、厚生労働省においても、平成27年度に都道府県に対する実地指導を実施し、併せて管内の市町村に対する実地指導の検証を行ったところであるが、その結果、是正又は改善を図る必要があるとした主な指摘事項については、以下のとおりとなっているので、これらを踏まえて適切に対応するようお願いしたい。

#### (主な指摘事項)

- ・管内市町村に対する指導が低調
- ・事業者に対する実地指導が低調
- ・指定自立支援医療機関に対する指導が未実施
- ・自立支援医療費の支払いに係る審査点検が未実施

### (2) 指定障害福祉サービス事業者等に係る業務管理体制の監督について

平成24年4月1日より、指定障害福祉サービス事業者等（以下「事業者」という。）に業務管理体制の整備及び届出が義務付けされ、国、都道府県及び市町村に事業者の本社等への立ち入り権限が付与されたところである。

#### ア 事業者に対する業務管理体制整備に関する届出の周知徹底

新規参入事業者の届出や届出済事業者の届出事項変更に伴う変更届については、遅滞なく行うこととされており、都道府県及び指定都市においては、届出未済防止の観点から、新規指定申請・指定更新時や集団指導時など、事業者と接する機会を捉えて、制度の周知・届出の確認を行う等引き続き届出受理業務に遺漏のないようお願いしたい。

#### イ 業務管理体制に係る一般検査

一般検査は、事業者が整備した業務管理体制について、定期的にその

運用実態の報告を求め、当該事業者の規模・組織形態等を勘案した上で有効に機能する仕組みとなっているか確認し、必要に応じ改善に向け事業者が自主的に取組むよう助言を行うものである。都道府県及び指定都市においては、全ての事業者を対象としつつ地域の実情に応じ計画的に検査を実施されるようお願いしたい。

#### ウ 業務管理体制に係る特別検査

特別検査は、指定の取消事由に該当した事業者に対し、その本社等への立入検査を行い、業務管理体制の整備についての取組の状況や不正行為への組織的関与の有無等を検証するものである。

都道府県及び指定都市においては、事業者に対して指定取消処分を行う場合、当該事業者に対する特別検査を実施されるようお願いしたい。

また、指定取消相当の処分を行う事業者の指定権者が異なる場合においては、当該自治体と緊密に連携の上、特別検査を実施されるようお願いしたい。

### (3) 特別児童扶養手当及び特別障害者手当等支給事務指導監査について

都道府県においては、「特別児童扶養手当市町村事務取扱準則」（平成 23 年 4 月 1 日障発 0401 号の 5 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）及び「児童扶養手当及び特別児童扶養手当関係書類市町村審査要領」（昭和 48 年 10 月 31 日児企第 48 号厚生省児童家庭局企画課長通知）を踏まえて、当該手当の支給事務に係る指導監査を実施するとともに、「特別児童扶養手当等支給事務指導監査の実施について」（平成 27 年 3 月 27 日障発 0327 第 8 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）の別紙「特別児童扶養手当等支給事務指導監査要綱」を参考として、引き続き、適正な指導監査の実施をお願いしたい。

また、地方事務所等に指導監査を委任等している都道府県にあっては、監査マニュアルの作成及びこれらに関する研修を行うこと等により、監査担当職員の資質の向上、統一的な指導監査の実施をお願いしたい。

なお、厚生労働省において都道府県に対し実施した指導監査の結果、是正又は改善を図る必要があると指摘した主な項目は以下のとおりとなっているので、今後、これらを踏まえて適切に対応するようお願いしたい。

#### ア 特別児童扶養手当について

##### (ア) 適正な障害程度の認定

障害程度の認定について、昭和 50 年 9 月 5 日児発第 576 号厚生省児童家庭局長通知の別紙「特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令別表第三における障害の認定要領」に基づく的確な認定をお願いしたい。

なお、医学的総合的判断により認定する場合には、具体的かつ明確な判断理由の記録をお願いしたい。

(イ) 適正な請求書受理事務

認定請求書の受理事務について、診断書、身体障害者手帳又は療育手帳の写の添付及び住民票の写・戸籍謄本等の確認、関係機関への照会、公的年金受給権の確認の徹底をお願いしたい。

(ウ) 支給要件等の審査の徹底

支給要件の審査に当たり、生計維持（同一）関係については、戸籍及び住民票により確認し、所得状況については課税台帳等により確認することとし、障害程度の変動による手当額の改定に当たっては、診断書等の資料に基づく適正な処理をお願いしたい。

イ 特別障害者手当等について

(ア) 適正な障害程度の認定

障害程度の認定状況をみると、医学的・専門的判断が必要であるにもかかわらず、嘱託医等の意見を求めずに認定が行われている等の事例が認められるので、昭和60年12月28日社更第162号厚生省社会局長通知「障害児福祉手当及び特別障害者手当の障害程度認定基準について」に基づく適正な認定をお願いしたい。

また、医学的総合的判断により認定する場合には、具体的かつ明確な判断理由の記録をお願いしたい。

なお、有期認定にあたり、診断書の「将来再認定の要」欄の記載に基づき、画一的に認定されている事例があるが、治療等により障害の程度が変化すると見込まれる事例については、実態に即した期間で認定されるようをお願いしたい。

(イ) 適正な所得審査

所得額の把握について、税務担当部署との緊密な連携等により適正な所得審査をお願いしたい。

(ウ) 現況調査等の徹底

受給資格について、社会福祉施設等への入所の有無、3か月を超える入院の状況、死亡等を的確に把握するため、市町村、福祉事務所等の関係機関と連絡を密にして、十分な調査確認が行われるよう指導するとともに、受給資格者の資格喪失に係る届出義務について一層の周知徹底をお願いしたい。

(4) 精神科病院に対する実地指導について

都道府県及び指定都市においては、毎年度、管内の精神科病院に対する実地指導等を計画的に実施することにより、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（以下「精神保健福祉法」という。）の適正な運用の推進をお願いしたい。

厚生労働省においても、都道府県等に対し精神保健福祉法に関する行政事務指導監査を実施し、併せて都道府県等の精神科病院に対する実地指導

の検証を行ったところであるが、その結果、是正又は改善を図る必要があるとした主な指摘事例については以下のとおりとなっているので、今後、これらを踏まえて適切に対応するようお願いしたい。

(主な指摘事項)

- ・ 精神科病院における医療従事者（常勤指定医を含む。）の不足
- ・ 精神科病院に対する実地指導（指摘等）が不十分
- ・ 措置患者の入院先の選定が不適切
- ・ 新規措置入院患者の入院後おおむね3か月後の実地審査が未実施・不十分
- ・ 定期病状報告書の遅延等
- ・ 医療保護入退院届の遅延
- ・ 精神医療審査会の審査結果通知の遅延
- ・ 精神障害者保健福祉手帳の交付事務が不適切

なお、これらに適切に対応するため、福祉及び医療の各関係部局が連携した対応を図るとともに、「精神科病院に対する指導監督等の徹底について」（平成10年3月3日障第113号、健政発第232号、医薬発第176号、社援第491号厚生省大臣官房障害保健福祉部長、健康政策局長、医薬安全局長、社会・援護局長通知）等に基づく、適正かつ効果的な実地指導を実施し、人権に配慮した適正な精神医療の確保及び入院者の適切な処遇の確保を図られるようお願いしたい。

# 障害者総合支援法に基づく指導監査の実施状況

〈2ヶ年間の実地指導実施率〉

(単位: %)

都道府県	障害者支援施設	施設以外の計			
		うち訪問系	うち日中活動系	訓練系・就労系	
1 北海道	92.0	60.1	58.3	69.1	63.1
2 青森県	87.8	14.1	0.8	52.8	21.3
3 岩手県	82.3	56.2	43.8	68.9	67.5
4 宮城県	77.3	58.2	45.5	67.4	72.1
5 秋田県	21.1	5.7	2.8	9.5	9.1
6 山形県	98.6	72.4	59.7	88.1	82.7
7 福島県	78.9	22.4	12.8	32.6	34.7
8 茨城県	113.0	81.3	60.4	101.3	85.0
9 栃木県	110.3	65.5	39.2	86.0	88.1
10 群馬県	86.0	58.3	43.5	74.2	85.1
11 埼玉県	122.4	46.0	30.4	123.6	75.3
12 千葉県	200.0	52.3	40.3	72.6	103.7
13 東京都	62.0	8.5	7.4	14.2	8.9
14 神奈川県	91.1	30.6	28.6	54.3	35.0
15 新潟県	102.8	39.8	30.5	75.5	42.3
16 富山県	100.0	55.8	64.8	34.4	63.8
17 石川県	136.8	63.8	59.8	84.8	65.6
18 福井県	66.7	49.2	28.5	82.5	64.3
19 山梨県	51.7	32.9	5.5	43.3	58.0
20 長野県	101.9	68.5	60.5	58.9	98.4
21 岐阜県	200.0	86.0	86.2	82.7	82.1
22 静岡県	97.6	101.0	101.3	86.5	117.8
23 愛知県	93.2	52.9	45.3	66.9	62.7
24 三重県	19.5	10.3	6.3	9.0	24.5
25 滋賀県	169.6	76.5	69.5	76.7	77.4
26 京都府	35.5	34.0	35.4	32.7	43.2
27 大阪府	41.6	24.9	27.0	26.2	25.6
28 兵庫県	10.9	16.5	11.9	20.1	25.3
29 奈良県	72.7	17.7	16.1	32.9	15.9
30 和歌山県	100.0	70.6	59.8	75.6	125.4
31 鳥取県	85.7	85.8	54.0	70.8	156.4
32 島根県	97.3	48.9	31.8	85.3	85.6
33 岡山県	92.6	62.1	55.2	50.5	73.1
34 広島県	95.6	48.3	46.6	33.2	69.0
35 山口県	109.3	62.7	63.8	75.5	75.9
36 徳島県	104.2	34.9	10.4	109.2	112.6
37 香川県	200.0	85.0	74.0	112.8	110.2
38 愛媛県	93.8	77.0	75.0	74.1	80.3
39 高知県	168.0	52.5	15.4	204.0	51.1
40 福岡県	16.5	33.3	30.1	24.4	56.0
41 佐賀県	131.8	73.9	71.2	57.9	84.6
42 長崎県	55.6	29.8	38.0	26.5	28.2
43 熊本県	96.2	37.9	12.8	79.2	48.7
44 大分県	130.7	22.2	13.4	42.6	40.1
45 宮崎県	73.9	56.0	46.5	61.6	79.9
46 鹿児島県	54.2	34.7	25.3	38.5	45.2
47 沖縄県	0.0	11.0	8.8	4.9	17.3
2ヶ年間の平均	86.9	39.4	30.4	54.4	56.2

年度	障害者支援施設	施設以外の計			
		うち訪問系	うち日中活動系	訓練系・就労系	
平成25年度	42.1	20.3	17.1	27.2	28.6
平成26年度	46.5	21.6	17.7	28.3	30.0

(出所)平成25年度及び平成26年度障害福祉施設等に係る指導監査の実施状況の報告等から作成。  
 (注)実地指導実施率とは、実施指導先の数/指定事業所等の数。(2ヶ年間の合計)ただし、指定事業所等の数には、障害者を受け入れていない事業所も含まれる可能性があることに留意。  
 (注)枚方市は、平成26年度から中核市になったため、26年度単年度の実地指導実施率。

(単位: %)

指定都市 中核市	障害者支援施設	施設以外の計			
		うち訪問系	うち日中活動系	訓練系・就労系	
1 札幌市	186.2	50.7	49.9	51.1	57.0
2 仙台市	93.8	45.4	14.1	58.4	104.8
3 さいたま市	125.0	26.8	26.9	48.8	27.7
4 千葉市	92.3	61.3	47.6	54.7	103.0
5 横浜市	100.0	51.2	61.9	27.3	34.2
6 川崎市	115.0	17.1	4.7	63.1	65.3
7 相模原市	37.5	18.5	17.7	17.1	35.5
8 新潟市	20.0	16.0	14.5	18.0	24.4
9 静岡市	100.0	150.6	145.1	143.7	156.7
10 浜松市	98.2	107.2	104.8	104.7	121.5
11 名古屋市	70.6	66.1	65.0	65.4	75.0
12 京都市	115.8	37.6	33.0	50.8	50.0
13 大阪市	105.4	26.3	25.5	47.4	25.8
14 堺市	20.0	40.3	45.3	13.7	31.2
15 神戸市	136.0	18.1	13.1	67.4	23.5
16 岡山市	6.7	29.2	31.7	14.4	41.0
17 広島市	100.0	84.0	86.7	84.2	94.2
18 北九州市	100.0	22.4	16.6	56.1	26.7
19 福岡市	91.7	29.1	15.6	33.3	75.2
20 熊本市	92.9	40.8	24.7	61.8	55.1
21 旭川市	106.4	70.7	39.3	95.7	120.1
22 函館市	100.0	62.7	62.5	87.7	77.5
23 青森市	0.0	57.0	75.3	10.3	53.6
24 盛岡市	100.0	76.2	73.3	58.6	91.2
25 秋田市	30.0	10.2	0.0	8.1	39.5
26 郡山市	33.3	69.4	67.4	65.3	71.4
27 いわき市	100.0	18.6	13.0	38.4	34.3
28 宇都宮市	125.0	94.4	66.9	131.5	121.1
29 前橋市	114.3	98.5	78.0	120.8	149.2
30 高崎市	100.0	110.5	106.3	121.2	145.6
31 川越市	200.0	36.3	25.2	123.1	65.3
32 船橋市	100.0	83.7	93.8	67.8	82.5
33 柏市	100.0	97.6	111.4	82.6	79.5
34 横須賀市	50.0	65.2	62.5	68.3	83.3
35 富山市	16.7	18.0	16.5	27.3	8.9
36 金沢市	95.6	61.7	52.9	80.2	82.5
37 長野市	50.0	28.4	13.4	35.8	50.9
38 岐阜市	200.0	100.9	86.9	154.2	102.1
39 豊田市	20.0	56.9	59.9	34.0	40.0
40 豊橋市	80.0	43.6	33.2	60.7	52.2
41 岡崎市	120.0	80.0	61.9	87.5	105.5
42 大津市	100.0	83.9	78.7	81.3	95.2
43 豊中市	—	49.1	47.8	55.6	43.9
44 高槻市	66.7	43.0	38.4	66.7	53.7
45 東大阪市	0.0	19.4	16.4	44.3	34.5
46 枚方市	—	13.9	13.1	18.6	22.9
47 姫路市	77.8	33.9	25.2	54.5	43.1
48 西宮市	90.9	32.6	31.5	53.4	44.0
49 尼崎市	100.0	34.4	30.1	60.5	44.4
50 奈良市	44.4	8.6	8.9	4.2	15.8
51 和歌山市	187.5	34.5	7.6	87.5	179.0
52 倉敷市	116.7	44.1	39.1	61.8	55.6
53 福山市	100.0	83.3	76.9	76.4	94.7
54 下関市	100.0	73.7	69.3	71.1	59.3
55 高松市	128.6	62.5	31.3	84.4	163.7
56 松山市	107.1	88.7	87.4	93.0	90.1
57 高知市	100.0	45.9	38.6	33.3	72.9
58 久留米市	160.0	59.7	48.6	106.7	77.0
59 長崎市	200.0	82.6	72.8	143.2	67.5
60 大分市	200.0	68.9	88.7	26.1	40.1
61 宮崎市	85.7	41.3	25.1	65.3	81.7
62 鹿児島市	49.9	47.9	46.7	45.3	45.2
63 那覇市	0.0	72.5	67.1	63.8	92.3
2ヶ年間の平均	94.6	46.6	41.4	58.2	64.1



## 2 平成28年度厚生労働省障害保健福祉行政事務指導監査実施計画等について

### (1) 障害者総合支援法等に基づく指導監査について

厚生労働省における障害者自立支援業務等実地指導については、障害者総合支援法等に基づく障害福祉サービスの給付事務等の状況、都道府県等が行う指定障害福祉サービス事業者等（以下「事業者」という。）の指定事務及び指導監査並びに市町村に対する助言等の状況を対象として、別紙の計画（案）により実施することとしているので、特段のご協力をお願いしたい。

また、平成24年度より障害者総合支援法に基づく事業者の指定事務等が都道府県から指定都市及び中核市に移譲されたことを踏まえ、指定都市及び中核市に対しても、都道府県と同様の指導を行うこととしているのでよろしくをお願いしたい。

（実地指導の主な項目）

#### ○ 都道府県

- ア 都道府県における指導体制及び指導実施状況
- イ 市町村に対する指導状況等
- ウ 事業者に対する指導監査状況等
- エ 事業者の指定事務等
- オ 自立支援給付支給事務等の事務処理状況等

#### ○ 市町村

- ア 自立支援給付支給事務等の事務処理状況
- イ 事業者に対する指導監査状況等

### (2) 特別児童扶養手当及び特別障害者手当等支給事務に関する指導監査について

厚生労働省における特別児童扶養手当及び特別障害者手当等支給事務に関する指導監査については、特別児童扶養手当支給事務の実施状況、特別児童扶養手当提出事務に係る市区町村への指導監査の実施状況及び特別障害者手当等支給事務に係る管内実施機関への指導監査実施状況を対象として実施するほか、管内の市区において、特別児童扶養手当提出事務及び特別障害者手当支給事務に係る実地検証を行うこととしており、別紙の計画（案）により実施することとしているので、特段のご協力をお願いしたい。

（指導監査の項目）

#### ○ 都道府県・指定都市

- ア 特別児童扶養手当支給事務実施状況
- イ 特別児童扶養手当提出事務に係る市区町村への指導監査実施状況
- ウ 特別障害者手当等支給事務に係る管内実施機関への指導監査実施状況

#### ○ 市（区）

- ア 特別児童扶養手当提出事務の処理状況

## イ 特別障害者手当等認定支給事務の処理状況

### (3) 精神保健福祉法関係行政事務指導監査について

#### ア 指導監査の実施について

厚生労働省における精神保健福祉法関係行政事務指導監査については、都道府県・指定都市を対象に公衆衛生関係行政事務指導監査として別紙の計画（案）により実施することとしているので、特段のご協力をお願いしたい。

また、平成28年度においても当該指導監査の際に、精神科病院入院者の人権確保、適正な医療及び保護の観点から、精神科病院に対する実地指導の実地検証を併せて行う場合があるので、対象とされた精神科病院における指導監査が円滑に実施できるよう特段のご配慮をお願いしたい。

#### イ 提出資料の作成等について

指導監査の実施に当たっては、毎年度、都道府県等における事業の実施状況について事前に資料の提出をお願いしているところであり、提出資料の作成に当たっては、期限（指導監査実施時期の60日前）までに提出されるようお願いしたい。

精神科病院の実地検証を行う都道府県等にあつては、事前資料を確認し実地検証を行う病院を決定するので、検証病院の資料については指導監査実施時期の30日前までには提出されるよう併せてお願いしたい。

#### ウ 指導監査重点事項について

平成28年度の指導監査においては、以下の事項を重点事項として実施することとしている。

##### (ア) 精神科病院の状況

（指定病院の指定基準の遵守状況、病床の利用状況、医療従事者の充足状況）

##### (イ) 精神科病院の実地指導及び実地審査状況

（実地指導・実地審査要綱等の整備状況、実地体制及び実施状況、結果の処理状況、措置入院者・医療保護入院者に対する実施状況、医療監視部局との連携状況）

##### (ウ) 措置入院及び医療保護入院に係る事務処理状況

（通報等に対する調査・診察等の状況、移送手続きの状況、要措置者の入院先の選定状況、定期病状報告の状況、緊急措置入院の状況、費用徴収の状況、医療保護入退院届出の状況、応急入院の状況、特例措置の状況）

##### (エ) 精神医療審査会の状況

（審査会の開催・運営状況、退院請求・処遇改善請求等の処理状況）

- (オ) 精神医療費の公費負担事務処理状況  
(連名簿・診療報酬明細書の審査点検状況)
- (カ) 精神科病院に対する実地指導等の実地検証
- (キ) 精神障害者保健福祉手帳の交付状況

## 障害者自立支援業務等実地指導実施計画(案)

実施期間	自治体名	備考
別途通知する。	<p>(都道府県) [18]</p> <p>山形県 茨城県 群馬県 東京都 神奈川県 新潟県 石川県、山梨県 愛知県 福井県 大阪府 兵庫県 奈良県 鳥取県 広島県 愛媛県 福岡県 宮崎県</p> <p>(指定都市) [7]</p> <p>横浜市 新潟市 名古屋市 大阪市 神戸市 広島市 福岡市</p> <p>(中核市) [6]</p> <p>高崎市 八王子市 金沢市 奈良市 松山市 宮崎市</p>	

## 特別児童扶養手当及び特別障害者手当等支給事務指導監査実施計画(案)

実施期間	自治体名	備考
別途通知する。	<p>(都道府県) [7]</p> <p>山形県 群馬県 東京都 福井県 大阪府 高知県 長崎県</p> <p>(指定都市) [19]</p> <p>仙台市 さいたま市 千葉市 横浜市 川崎市 相模原市 新潟市 静岡市 浜松市 名古屋市 京都市 大阪市 堺市 神戸市 岡山市 広島市 北九州市 福岡市 熊本市</p>	(注) 市(区)の 選定について は、後日通知 する

## 公衆衛生関係行政事務指導監査実施計画(案)

(精神保健及び精神障害者福祉に関する法律関係)

実施期間	自治体名	備考
別途通知する。	<p>(都道府県) [23]</p> <p>北海道 青森県 岩手県 千葉県 東京都 新潟県 富山県 石川県 福井県 山梨県 長野県 岐阜県 静岡県 滋賀県 奈良県 和歌山県 岡山県 広島県 徳島県 香川県 愛媛県 佐賀県 大分県</p> <p>(指定都市) [10]</p> <p>札幌市 仙台市 さいたま市 新潟市 名古屋市 大阪市 神戸市 岡山市 広島市 福岡市</p>	(注) 精神科病院 の実地検証を 併せて実施す る自治体につ いては、追っ て連絡する。

### 3 【障害福祉】業務管理体制データ管理システムについて

平成27年12月22日付け企画課監査指導室事務連絡「【障害福祉】業務管理体制データ管理システムの利用端末の動作環境要件等について」によりお知らせしたとおり、【障害福祉】業務管理体制データ管理システム（以下「業務管理システム」という。）は平成24年度のシステム稼働より、WISH（厚生労働行政総合情報システム）の中の個別システムとしてきたところ、平成29年4月より、政府共通プラットフォーム上にシステムを移行する予定としている。

※ 今後のスケジュール（案）

平成28年1月～3月	厚生労働省の調達手続
平成28年4月～9月	移行設計、設定、開発等
平成28年10月～29年3月	各種テスト、データ移行 （政府共通プラットフォームの利用開始）
平成29年4月	政府共通プラットフォーム上でのシステム稼働

なお、政府共通プラットフォーム移行後の業務管理システムの詳細等については、決まり次第、適宜お知らせする予定である。

## 1 障害福祉関係施設等の整備について

### (1) 平成 28 年度社会福祉施設整備費の予算案等について

社会福祉施設等施設整備費補助金については、一億総活躍社会の実現に向けて障害児・者が安心して生活できるよう平成 28 年度当初予算案として対前年度 44 億円増の 70 億円を計上するとともに、平成 27 年度補正予算として、60 億円を計上し、総額 130 億円により、計画的に整備を推進することとしている。

平成 28 年度当初予算案の具体的な内容としては、

- ① 障害者の社会参加支援や地域生活支援を更に推進するための就労移行支援、就労継続支援事業所等の日中活動系事業所やグループホーム等の整備
- ② 障害児支援の充実を図るための児童発達支援センター等の整備や小規模な形態によるきめ細やかな支援体制の整備等の推進を引き続き行うこととしている。【関連資料 1】

### (2) 平成 27 年度社会福祉施設整備費補正予算の執行について

平成 27 年度補正予算に係る国庫補助の採択にあたっては、平成 27 年度中に都道府県等の財政措置が確実であって、地方繰越により対応可能な整備を優先することとしたところである。

平成 27 年度補正予算に係る各自治体からの要望については、予算を大きく上回る額となっているため、今回採択とならなかった整備案件については、平成 28 年度予算において改めて申請されたい。

### (3) 平成 28 年度社会福祉施設整備費の執行について

#### ① 平成 28 年度国庫補助協議について

平成 28 年度の施設整備にあたっては、平成 27 年度補正予算の執行を踏まえつつ、対応していく予定であるが、

- ① 平成 27 年度当初予算等で協議したが、未採択のまま積み残しとなっているもの

- ② 平成 28 年度に協議予定のもの

などが混在するため、平成 28 年度の補助採択にあたっては、各都道府県等が定める優先順位に沿いつつ、緊急度の高い整備から採択していくことにしている。

また、社会福祉施設整備費においては、18 年度より公立施設分の整備について一般財源化が図られていることに鑑み、公立施設を民間に移譲等する際に必要となる施設整備については、地方負担により対応いただくよう努めて

いただくとともに、社会福祉施設整備費で整備した施設が整備後にサービスの全部又は一部を休止していたり、利用が低調であることの指摘（会計検査院）も受けているため、施設整備の緊急性や必要性の高い案件に厳選して協議されたい。

協議案件については、障害福祉サービスのニーズ等を含め、地方厚生（支）局でヒアリングを行うとともに、限られた予算を真に緊急性が高く、必要性の高い施設整備に厳選して対応するため、「補助採択の基準額（目安）」などを、今後、提示していくこととしている。

今後の国庫補助協議については、以下のスケジュールで実施したいと考えているので、ご協力願いたい。

#### （国庫補助協議のスケジュール）

- ・厚生労働本省から地方自治体に対する事前の協議額調査 3月上旬
- ・地方厚生（支）局における都道府県、市ヒアリング 3月中
- ・国庫補助協議書の地方厚生（支）局への提出 4月上旬

#### ② 平成 28 年度社会福祉施設整備費国庫補助基準単価について

平成 28 年度における社会福祉施設整備費の国庫補助基準単価については、昨今の資材費及び労務費の動向を踏まえ、単価改定を行う予定であり、詳細は別途お示しすることとしているのでご承知おき願いたい。

なお、平成 27 年度補正予算において採択されたものは現行単価を適用することとしているので、留意されたい。

#### （4）福祉医療機構による融資条件の優遇について

独立行政法人福祉医療機構による障害関係施設に対する融資条件の優遇措置が引き続き実施される予定であり、管内の社会福祉法人等に対し、周知方をお願いしたい。なお、詳細の取扱いは、独立行政法人福祉医療機構の福祉医療貸付部に照会いただきたい。

##### ア 障害者自立支援基盤整備事業にかかる融資条件の優遇

障害福祉サービス事業の基盤整備を促進するため、社会福祉施設等施設整備費補助金の交付が行われた事業に対して融資率の優遇を行う。

融資率 85%

##### イ スプリンクラー整備にかかる融資条件の優遇

スプリンクラーを整備する事業に対して融資率及び貸付利率の優遇

を行う。

融資率 90%

貸付利率 当初5年間基準金利△0.5%

ウ 社会福祉施設等の高台移転にかかる融資条件の優遇措置

津波対策として、自力避難が困難な障害者が入所する社会福祉施設等の高台移転を促進するため、立地上津波による被害の恐れがあると都道府県知事等が認め、かつ、施設の安全上問題のない高台に移転する場合で、社会福祉施設等施設整備費補助金の交付が行われた事業に対して融資率及び貸付利率の優遇を行う。

融資率 95%

貸付利率 無利子

耐震化整備及びアスベスト対策事業については、それぞれの項目に記載しているので確認されたい。

(5) 社会福祉施設等におけるアスベスト対策について

① 吹付けアスベスト等使用実態調査について

社会福祉施設等におけるアスベスト（石綿）対策については、平成27年6月5日「社会福祉施設等における吹付けアスベスト（石綿）使用実態調査に係るフォローアップ調査結果」を公表したところである。未措置状態にある施設は、なくなったものの分析依頼中の施設が232施設（障害児者施設）あり、引き続き法令等に基づき適切な措置を講ずるよう指導等をお願いしたい。

また、石綿等のばく露のおそれがない又は封じ込め、囲い込み等の措置を図った施設であっても、風化・損傷等によりばく露する危険性もあることから経過観測に努めるとともに、石綿等の分析調査を行った場合は、図面、調査結果を適切に保管し、撤去工事等を実施する際に活用できるよう施設に対して周知いただくようお願いしたい。

《参照通知》

- ・「社会福祉施設等における吹付けアスベスト（石綿）等使用実態調査の第5回フォローアップ調査結果の公表等について」（平成27年6月5日 雇児発0605第1号、社援発0605第1号、障発0605第1号、老発0605第1号 厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、社会・援護局障害保健福祉部長、老健局長連名通知）

② 吹付けアスベスト等の除去等について

吹付けアスベスト等の除去等に要する費用については、社会福祉施設等施設整備費補助金等の補助対象となっていることから、これらの国庫補助



制度等を積極的に活用しながら、その早期処理に努めるよう指導をお願いしたい。

なお、独立行政法人福祉医療機構において、17年度から実施してきたアスベスト対策事業に係る融資条件の優遇措置（融資率の引き上げ（5%※）、貸付利率の引き下げ（0.05～0.4%））について、28年度も引き続き実施することとしている。

※ 融資率が80%未満のものに限る。

#### （6）社会福祉施設等の木材利用の推進について

社会福祉施設等における木材利用の推進にあたっては、「社会福祉施設等における木材利用の推進について」（平成9年3月6日付厚生省大臣官房障害保健福祉部長、社会・援護局長、老人保健福祉局長、児童家庭局長連名通知）により、木材利用の積極的な活用についてお願いしてきたところであるが、木材の持つ柔らかさ、暖かさを取り入れることにより施設入所者や利用者に精神的なゆとりと安らぎを与えるなどの効果も期待できることから、施設構造としてはもちろんのこと、内装や家具など備品についても積極的な活用が図られるよう、管内市町村及び社会福祉法人等に対し周知をお願いしたい。

# 社会福祉施設等施設整備費補助金

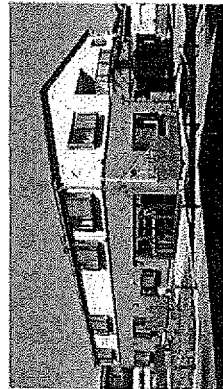
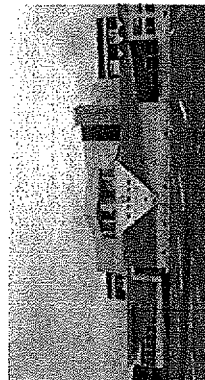
27年度補正予算額 60億円  
 28年度当初予算額 (案) 70億円

○ 地方自治体が策定する整備計画が着実に実施されるよう障害児・者の障害福祉サービス等の基盤整備を図る。

(補助率：国1/2、都道府県・指定都市・中核市1/4、設置者1/4)

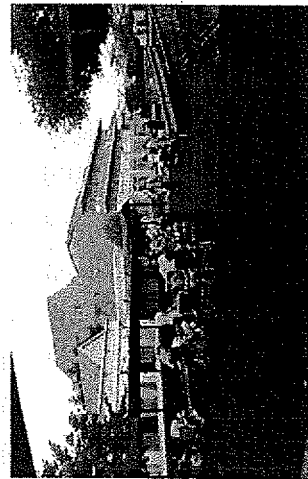
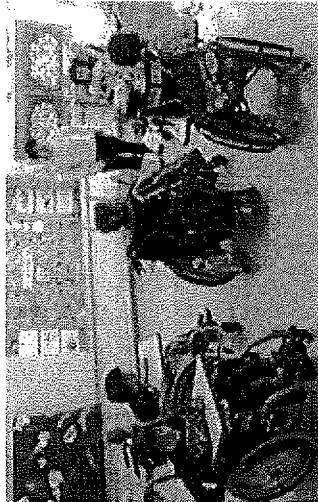
## 日中活動系サービス等の充実・地域移行の推進

○ 障害者の社会参加支援及び地域移行支援を更に推進するため、就労移行支援、就労継続支援事業所等の日中活動系サービス事業所やグループホーム等の整備促進を図る。



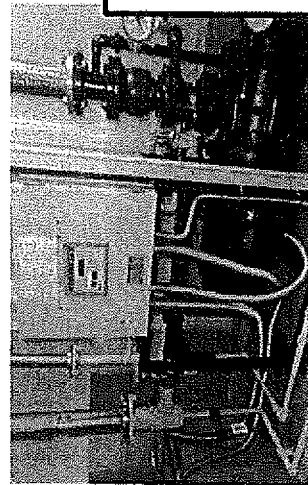
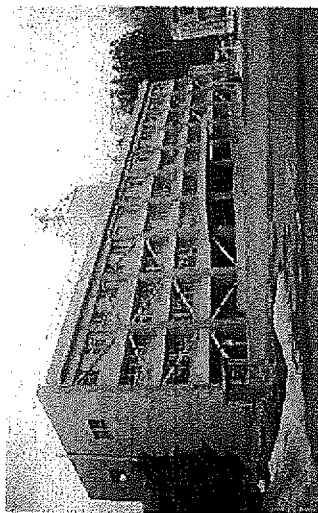
## 障害児支援の充実

○ 障害児支援の充実を図るため、地域の障害児支援の拠点となる児童発達支援センター等の整備や小規模な形態によるきめ細やかな支援体制の整備を推進する。



## 耐震化・防災対策の推進

○ 国土強靱化基本計画を踏まえ、自力避難が困難な障害児・障害者が利用する施設の安全・安心を確保するため、耐震化及びバリアフリー整備を推進する。



関連資料1

## 2 障害福祉サービス事業所等の整備及び適切な運営等について

### (1) 障害者支援施設で行う生活介護等の人員配置の適正化について

生活介護等の人員配置や人員配置体制加算の算出に当たっては、配置人数を算出する際に用いる利用者数について、前年度の延べ利用者数を開所日数で除した数を用いているところである。

しかし、入所者のみに日中活動サービスを提供している障害者支援施設等の場合、運営規程上は土日も営業日となっているにも関わらず、実際には平日しか日中活動サービスを提供していないケースがあり、この場合、開所日数を7日とすることで、必要な人員配置が少なく算出されてしまうこととなる。

このため、障害者支援施設等における配置人員の算出について、土日に日中活動サービスの利用者がなく、実質的にサービスを提供していない場合は開所日数には含まない取扱いとするよう運用の適正化を行う旨、近日中にお示しする予定であるのでご承知おきいただきたい。

### (2) 短期入所サービスの整備促進について

障害児者の地域生活の支援のためには、緊急時の対応やレスパイトとしての機能を有する短期入所の整備が重要であるが、第3期障害福祉計画における平成26年度整備目標が4.7万人であるのに対し、平成26年10月の利用者数は4.2万人であり、今後さらなる整備が必要である。

第4期障害福祉計画においては、更なる整備を計画していただいているが、一層の取組をお願いしたい。

特に、医療ニーズの高い重度の障害児者が地域で安心して暮らしていく上で、介護者が病気等になった時や一時的な休息を取るための医療型短期入所の充実を図っていくことは極めて重要であるが、事業所数の伸びはほぼ横ばいとなっている。

医療型短期入所はニーズが高いサービスであり、各都道府県市においては、引き続き地域における実情等を適切に把握し、その実情等を踏まえ、医療ニーズの高い障害児者に対して適切な支援が行われるよう、医療機関の協力を得ながら、積極的に整備を推進していただきたい。

なお、平成27年度報酬改定においては、福祉型短期入所の医療連携体制加算（Ⅰ）及び（Ⅱ）について単位数の引上げを行ったところであるので、医療ニーズの高い障害児者への支援として、更なる活用をお願いする。

また、短期入所のうち単独型短期入所は、通い慣れた生活介護事業所等の日中活動事業所や、身近な地域の事業所において短期入所サービスを利用することができる利点があり、平成24年度報酬改定における単独型加算の引上げに続き、平成27年度報酬改定においても、日中活動を利用した日において長時間支援した場合に追加の加算を設けたところであるため、単独型短期入所の整備促進についても積極的な取組を進められたい。

### (3) 今冬のインフルエンザ対策について

季節性のインフルエンザ等は毎年冬期に流行を繰り返しており、社会福祉施設等においては、集団感染等に対する十分な注意が必要とされている。

「社会福祉施設等における今冬のインフルエンザ総合対策の推進について」（平成 27 年 12 月 9 日厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、社会・援護局福祉基盤課長、社会・援護局障害保健福祉部企画課長、老健局総務課長連名通知）によりインフルエンザの予防等対策について周知徹底をお願いし、既にご対応いただいているところであるが、引き続き衛生部局、保健所及び市町村とも連携しつつ、適切な対応をお願いする。

### (4) 障害者自立支援給付費負担金の適正な執行について

平成 21 年度から平成 25 年度までの間に交付された障害者自立支援給付費負担金について、会計検査院が実地調査を行った結果、11 道県 33 市町村（前年度 6 府県 11 市町）において、障害者自立支援給付費負担金が過大に交付（約 786 百万円（前年度約 209 百万円））され、不当であるとの指摘を受けたところ。

指摘内容は、①負担金の算定に当たり、誤って、基準額を過大に算定したり、②対象経費の実支出に対象とならない経費を計上していたり、③対象経費を二重に計上していたことによるものである。

これは、負担金の算定についての理解が不十分であったことや事業実績報告書の審査・確認が十分でなかったことが、その要因となっており、特に基準額の算定については、基準額が適正に算定されるよう是正改善の処置要求を受けたところである。

各都道府県におかれては、限りある予算であることをご理解いただき、基準額の算定方法を明示した「訪問系サービスに係る国庫負担基準について」（平成 27 年 6 月 5 日障発 0605 第 1 号）等を活用し、負担金の算定方法や誤りやすい事例などについて、市町村を集めた研修会や勉強会の開催等を通じて、十分な理解を促していただくとともに、審査・確認に二重のチェックを行うなど、市町村に対する適切な助言・指導に努めていただきたい。

(参考)

会計検査院HP：

(障害者自立支援給付費負担金)

[http://www.jbaudit.go.jp/report/new/all/pdf/fy26\\_05\\_09\\_21.pdf](http://www.jbaudit.go.jp/report/new/all/pdf/fy26_05_09_21.pdf)

[http://www.jbaudit.go.jp/report/new/all/pdf/fy26\\_05\\_09\\_30.pdf](http://www.jbaudit.go.jp/report/new/all/pdf/fy26_05_09_30.pdf)

[http://www.jbaudit.go.jp/report/new/all/pdf/fy26\\_05\\_09\\_34.pdf](http://www.jbaudit.go.jp/report/new/all/pdf/fy26_05_09_34.pdf)

## (5) 障害者施設等の防災対策等について

### ① 防災対策について

障害者支援施設等の入居者の多くは自力避難が困難な者であることから、都道府県におかれては、次の事項に留意の上、施設の防火安全対策の強化に努めるよう、管内の障害者支援施設等に対して指導するとともに、特に指導監査等にあたって重点的な指導を行うようお願いしたい。

ア 火災発生の未然防止

イ 火災発生時の早期通報・連絡

ウ 初期消火対策

エ 夜間防火管理体制

オ 避難対策

カ 近隣住民、近隣施設、消防機関等との連携協力体制の確保

キ 各種の補償保険制度の活用

#### (参考)

・「社会福祉施設における防火安全対策の強化について」

(昭和 62 年 9 月 18 日社施第 107 号厚生省社会局長、児童家庭局長連名通知)

・「社会福祉施設における防災対策の再点検等について」

(平成 10 年 8 月 31 日社援第 2153 号、厚生省社会・援護局長通知)

### ② 社会福祉施設の土砂災害対策の徹底について

平成 26 年 8 月 20 日の広島における土砂災害の教訓を踏まえ、平成 26 年 11 月に「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の一部を改正する法律」が公布(平成 26 年 11 月 19 日)され、土砂災害警戒区域における警戒避難体制をさらに充実・強化していくこととされたところである。

社会福祉施設等の土砂災害対策については、「土砂災害のおそれのある箇所に立地する『主として防災上の配慮を要する者が利用する施設』に係る土砂災害対策における連携の強化について」(平成 27 年 8 月 20 日付け 27 文施施企第 19 号・科発 0820 第 1 号・国水砂第 44 号、文部科学省・厚生労働省・国土交通省連名通知)において、各都道府県民生主管部局の取組として、土砂災害警戒区域内の社会福祉施設等の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設(以下、②において「当該施設」という。)について、

- ・ 砂防部局からの情報提供により、土砂災害のおそれのある箇所に立地していることが明らかとなった当該施設の管理者に対し、適宜、砂防部局からの情報等の提供に努めること
- ・ 土砂災害のおそれのある箇所に立地する当該施設に対して、市区町村の担当部局や地域の防災関係機関、自主防災組織等と連携し、

土砂災害を対象とした防災訓練の実施やその支援等を行うことにより、避難体制の強化に努めること

- ・ 関係部局と相互に連携し、新たな当該施設に係る建設計画の関係者等に対して土砂災害のおそれのある箇所に関する情報を提供し、土砂災害に対する安全の確保の観点も加味した計画検討を促すよう努めること

などをお願いしているところであり、各都道府県におかれては、砂防部局や管内市町村と連携体制の連携強化を含め、土砂災害対策に万全を期すよう、必要な助言・指導に努めていただきたい。

### ③大規模災害への対応について

台風被害や地震災害などの大規模災害については、施設レベルだけの防災対策では十分な対応が困難であるため、市町村、消防署等関係機関との十分な連携及び地域防災計画に基づく適切な防災訓練の実施など、積極的な取組をお願いしたい。

また、障害者支援施設等は、災害時において地域の防災拠点としても重要な役割を有しており、社会福祉施設等施設整備費補助金を活用した避難スペースの整備を進めるなどにより、震災時等において緊急避難的に要援護者を積極的に受け入れていただけるよう、その体制整備をお願いしたい。

### ④障害者施設等の耐震化について

国土強靱化基本計画(平成26年6月3日閣議決定)や国土強靱化アクションプラン2015(平成27年6月16日国土強靱化推進本部決定)において、社会福祉施設等の耐震化を着実に推進していくこととされたところである。(平成30年度までに社会福祉施設の耐震化率95%)

国としても、今後、想定される南海トラフ地震や首都直下地震等に備え、引き続き、未耐震施設の耐震化整備を早急に進めていくことが喫緊の課題であると考えており、耐震化率の低い状況にある都道府県・指定都市・中核市にあっては、引き続き、社会福祉施設等施設整備費補助金等の活用を図るなど、耐震化整備が進捗するよう社会福祉法人等に対して必要な助言ご指導をお願いする。なお、平成26年10月1日現在の耐震化整備の状況については、今月中に公表する予定である。

耐震化整備の設置者負担については、独立行政法人福祉医療機構において融資を行っており、社会福祉事業施設の耐震化整備については、融資条件の優遇措置(融資率の引き上げ(90%)、貸付利率の引下げ(当初5年間は、基準金利△0.5%))を引き続き実施することとしているので、その活用の周知も併せてお願いしたい。

また、耐震診断費用については、国土交通省住宅局市街地建築課市街地住宅整備室が所管する補助制度「住宅・建築物安全ストック形成事業

(社会資本整備総合交付金において実施)」(国土交通省 1/3、地方公共団体 1/3、民間事業者 1/3) を活用するなど、事業者に対し、必要な情報提供等をお願いする。

**(6) 東日本大震災からの復旧・復興等について(自治体負担分に対する財政支援の延長について)**

東日本大震災により被災した障害福祉サービス等の利用者に係る利用者負担の免除措置の取扱いについては、財政支援の期間を下記のとおり延長する予定であり、平成 28 年度予算案に計上しているため、管内市町村、サービス事業所等に周知を図るようご配慮願いたい。

○対象者：東京電力福島第一原子力発電所事故により設定された帰還困難区域等(※1)、旧緊急時避難準備区域等(※2)及び平成 26 年度に指定が解除された避難指示解除準備区域の住民(震災発生後、他市町村に避難のため転出した住民を含む。)。ただし、旧緊急時避難準備区域等及び旧避難指示解除準備区域の上位所得層は除く。

(※1) 帰還困難区域、居住制限区域、避難指示解除準備区域

(※2) 旧緊急時避難準備区域、旧特定避難勧奨地点(ホットスポット)

○対象となるサービス：介護給付費、訓練等給付費、障害児入所給付費等、障害児通所給付費等、補装具費等、障害児入所措置費、やむを得ない事由による措置費

○実施期間：平成 29 年 2 月末(サービス提供分)まで

なお、平成 28 年 10 月以降は財政支援の対象範囲を縮小し、平成 27 年度に指定が解除された避難指示解除準備区域等の上位所得層の住民については免除措置の対象としない予定であり、近日中に交付要綱でお示しすることとしているため、管内自治体への周知をお願いしたい。

### 3 地域生活支援拠点について

#### (1) 地域生活支援拠点等整備推進モデル事業の実施状況について

障害者の高齢化・重度化や「親亡き後」も見据えつつ、障害児者の地域生活支援をさらに推進する観点から、地域における課題の解決を目指す「地域生活支援拠点」等の整備をお願いしているところであるが、平成27年度においては、拠点等の立ち上げを支援するとともに、集めたノウハウを全国にフィードバックしていく「地域生活支援拠点等整備推進モデル事業」を実施している。

昨年4月に募集を行い、9箇所の自治体（栃木市、佐野市、野田市、八王子市、大田区、上越市、京都市、宇部市、大分市）において実施していただき、これらの事例を来年度に向けて取りまとめ、お示しする予定であるので、拠点等の整備を進める上で参考としていただきたい。

なお、平成26年度厚生労働科学研究費補助金において、「障害児・者の地域生活支援推進のための機能強化の在り方に係る研究」を実施し、地域生活支援拠点等の事例をまとめており、厚生労働省ホームページに報告書を掲載しているため、こちらも参考としていただきたい。

<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-12200000-Shakaiengokyokushougaihokenfukushibu/0000088299.pdf>

#### (2) 今後の制度的対応について

昨年12月に取りまとめられた社会保障審議会障害者部会の報告書においては、「モデル事業の成果も踏まえつつ、地域で生活する障害者等に対し、地域生活を支援する拠点の整備を推進すべき」とされ、これを受けて、「グループホームにおける重度者への対応の強化」、「地域生活を支援する新たなサービスとの連携」、「医療との連携」、「短期入所による緊急時対応」等を総合的に進めることとされたところである。

これらの事項については、障害者総合支援法の改正によるサービスの新設や今後の報酬改定による対応を予定しており、拠点等の機能強化に資する方向で見直しを検討したいと考えている。地域生活支援拠点等の整備に当たっては、これらの見直しの状況も注視していただき、拠点等の機能整備の選択肢のひとつとして活用をご検討いただきたい。



#### 4 介護職員等による喀痰吸引等の実施等について

障害福祉サービス事業所等が、自らの事業の一環として喀痰吸引等を行うために、都道府県知事に登録を行う登録特定行為事業者については、登録を進めていただいているところであるが、地域において喀痰吸引等を行う事業所が身近にないなどの声も聞かれることから、各都道府県におかれては、管内市町村とも連携し、医療的ニーズがある障害者等が引き続き住み慣れた場所で適切な障害福祉サービスが受けられるよう、登録特定行為事業者の登録を促すなどご配意願いたい。

なお、平成 26 年度における各都道府県の喀痰吸引等研修（第 3 号研修）の実施状況調査について、各都道府県の協力により実施させていただいたところであるが、調査結果については厚生労働省ホームページで近日中にお示しする予定である。

本調査については、平成 27 年度も引き続き実施する予定であり、今年度中に調査票を送付する予定であるのでご協力方お願いします。

## 5 強度行動障害を有する者への支援について

### (1) 強度行動障害支援者養成研修の実施について

強度行動障害を有する者は、自傷、異食、他害など、生活環境への著しい不適応行動を頻回に示すため、支援が困難であり虐待につながる可能性が高い。しかし、適切な支援により状態の改善が見込まれることから、専門的な研修により適切な支援を行う従事者を養成することが重要である。

このため、平成 25 年度に、強度行動障害を有する者に対する支援を適切に行う者を養成する「強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）」を創設したところである。

さらに、平成 26 年度には、「強度行動障害支援者養成研修（実践研修）」を創設し、強度行動障害を有する者に対する適切な支援計画を作成することが可能な職員の養成を行うこととしたところである。

これらの研修の修了者については、平成 27 年度報酬改定において、短期入所、施設入所支援、共同生活援助及び福祉型障害児入所施設の重度障害者支援加算等の算定要件としているところであるので、各都道府県におかれては、研修の実施について積極的な取組をお願いしたい。

なお、これらの加算によっては、算定要件に平成 30 年 3 月 31 日までの経過措置を設けているものがあるため、それまでの間に本研修を積極的に実施していただくようお願いする。

また、これらの研修の指導者を養成するための研修（指導者研修）については、平成 28 年度においても独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が実施する予定であり、7 月 5 日・6 日（基礎研修）、7 日・8 日（実践研修）に研修を開催する予定である。正式な依頼等については改めて連絡させていただくので、受講者の推薦等ご協力をお願いする。

### (2) 強度行動障害支援者養成研修（基礎研修及び実践研修）と行動援護従業者養成研修について

重度訪問介護の対象拡大に伴い、行動障害を有する者が重度訪問介護を利用するに当たっては、事前に行動援護従業者等によるアセスメントや環境調整を経る必要があることを踏まえ、行動援護従業者養成研修においても、生活支援に関わる事項等を学んでいただく必要があることから、平成 27 年度より、行動援護従業者養成研修カリキュラムを強度行動障害支援者養成研修（基礎研修及び実践研修）カリキュラムと同様のものに見直しを行ったところである。

各都道府県におかれては、これらの研修の積極的な開催に努めていただくようお願いする。

## 6 障害福祉サービス等報酬改定の実施状況等について

### (1) 障害福祉サービス等経営実態調査の見直しについて

障害福祉サービス等経営実態調査（以下「経営実態調査」という。）は、障害者総合支援法に基づく自立支援給付費及び児童福祉法に基づく障害児通所給付費等について、各サービスの費用等の実態を明らかにし、障害福祉サービス等報酬改定のための基礎資料を得ることを目的として、報酬改定の前年に各サービス事業所等の直近の経営状況を把握するものであり、今回は平成 29 年 4 月に調査を実施する予定である。

経営実態調査において得られた各サービス事業所等の収支差率については、これまでの報酬改定においても、検討の際の参考指標とされてきたところであるが、平成 27 年度報酬改定においては、従来にも増してこの収支差率がクローズアップされることとなり、改定率が決定された際の厚生労働大臣と財務大臣との折衝においても、今回の報酬改定に向けて施設・事業所の経営実態を網羅的に把握できるよう所要の改善措置を講じることとされた。

このような状況を踏まえ、経営実態調査の見直しの基本的な方向性を検討するため、平成 27 年 9 月に「障害福祉サービス等経営実態調査の見直しに関する検討会」を設け、同年 12 月にその報告書を取りまとめたので内容についてご了解いただきたい。

今回の見直しは、介護保険制度における同様の見直しの状況を踏まえたものであり、今後、調査実施までの間において、具体的な調査票等の見直しを行っていく必要があると考えているが、各都道府県市におかれては、本調査の重要性をご理解いただくとともに、調査実施の際の集計客対数の確保等にご協力をお願いします。

検討会報告書 <http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000108708.html>

### (2) 障害福祉サービス等従事者処遇状況等調査の実施について

障害福祉サービス等従事者処遇状況等調査（以下「処遇状況等調査」という。）は、平成 27 年度報酬改定における福祉・介護職員処遇改善加算の拡充が確実に職員の処遇改善に繋がっているか等を把握するため、平成 27 年 10 月に調査を実施したところである。各都道府県市におかれては、未回答の管内事業所等への連絡等にご協力いただき、感謝申し上げます。調査結果については、3 月末までにホームページ等で公表する予定である。

平成 28 年度についても、引き続き職員の処遇改善の状況を把握するため、本調査を実施する予定であり、今年度同様、回収率向上に向けてご協力をお願いします。

また、平成 28 年度の調査においては、経営実態調査の見直しに関する検討会報告書の内容を踏まえ、継続的に各サービス事業所等の経営状況を把握する観点から、改定前年（平成 26 年度）及び改定年（平成 27 年度）の 2 か

年に係る各サービス事業所等の収支の状況についても併せて調査する予定であるので、ご了解いただきたい。

※ 調査票が送付された事業所のうち、調査票の回答があった事業所の割合 67.7%【関連資料 1】

### (3) 障害児サービスの地域区分について

障害児サービスに係る地域区分については、平成 27 年度報酬改定の際に、国家公務員の地域手当に係る区分割合の見直しを受けた社会福祉施設等の措置費対象施設の地域区分の見直しに合わせて見直しを行ったところである。

見直しにより上乗せ割合が変動する地域について、平成 27 年度は激変緩和のための経過措置を設けたところであるが、完全施行となる平成 28 年度以降の地域区分別単価等は、別添一覧表のとおりであるので、管内の障害児サービス事業所等に対して周知いただくとともに、算定に係る必要な届出に遺漏がないよう、適正な指導をお願いする。【関連資料 2】

### (4) 公立減算の取扱いについて

地方公共団体が設置する指定障害福祉サービス等事業所における公立減算の取扱いについては、地方公共団体の事業に対する関与の在り方の多様化等により、自治体間で相違が生じているところである。

特に、公的な関与が比較的大きい地方自治法第 244 条の 2 第 3 項に定める指定管理者によりサービスが提供される場合については、多様な運営形態が想定されることから、先般、指定管理者制度における自治体の関与の実態等について調査を実施させていただいたところである。

その結果、指定管理に係る協定書等において、運営上のリスク分担も含め一定の公金が投入されている実態が確認されたことから、今般、指定管理者によって提供された障害福祉サービス等に対する報酬については、原則として公立減算の対象となることについて、後日詳細をお示しする予定であるので、ご了解いただきたい。

#### (参考 1) 公立減算の告示上の記載ぶり

例：療養介護事業の場合

「～ただし、地方公共団体が設置する指定療養介護事業所の指定療養介護の単位の場合にあっては、所定単位数の 1000 分の 965 に相当する単位数を算定する。」

#### (参考 2) 地方自治法（抜粋）

(公の施設の設置、管理及び廃止)

第二百四十四条の二 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令

に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。

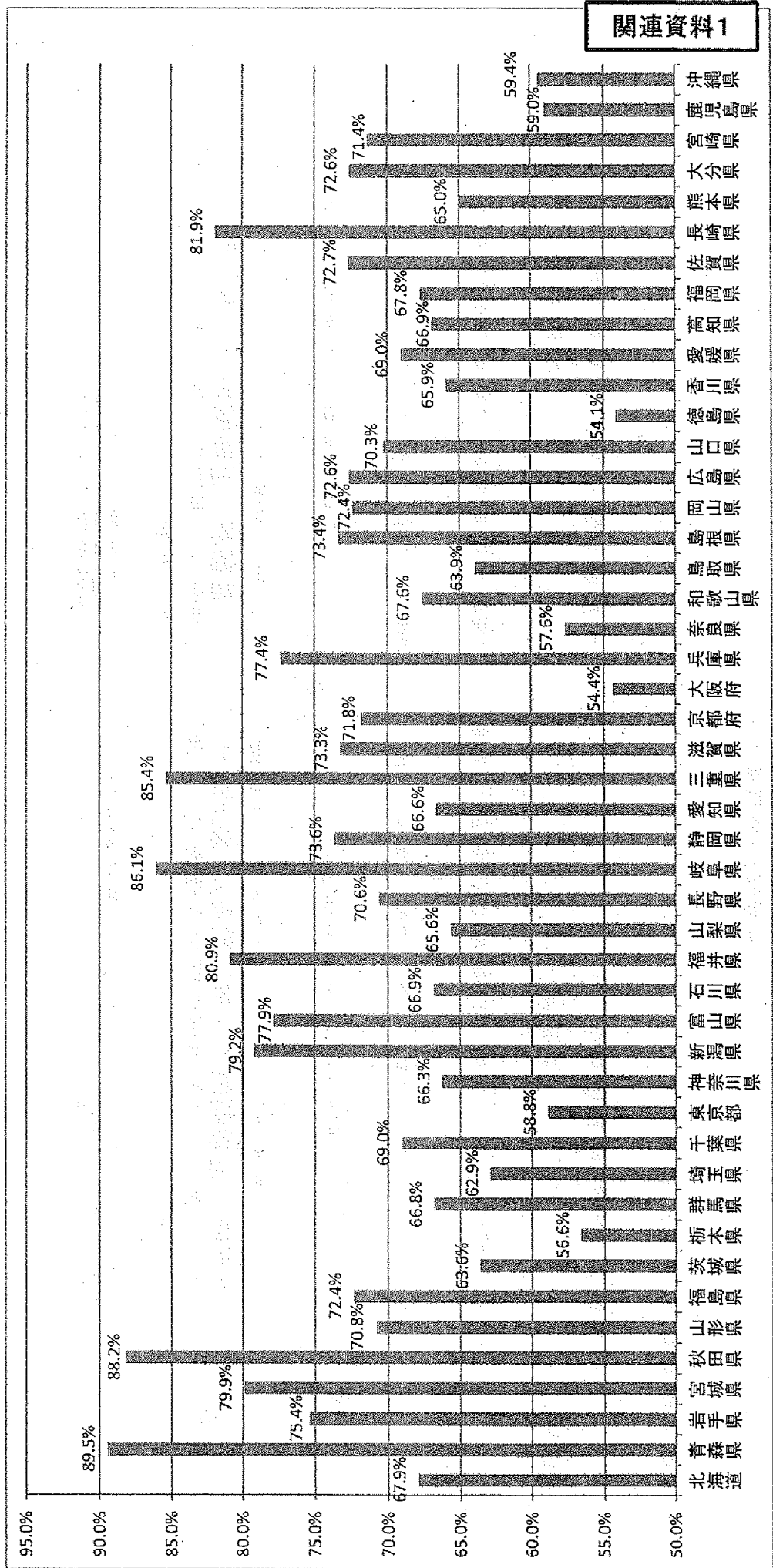
2 (略)

3 普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であつて当該普通地方公共団体が指定するもの（以下本条及び第二百四十四条の四において「指定管理者」という。）に、当該公の施設の管理を行わせることができる。

# 平成27年度障害福祉サービス等従事者処遇状況等調査 回答状況

○ 各都道府県内の調査票が送付された事業所のうち、調査票の回答があった事業所の割合である。

○ 全体の回答割合は67.7%である。



## 地域区分の見直しについて

## 障害児の地域区分の見直しについて

&lt;現行（平成26年度まで）&gt;

地域割り		8区分							
		1級地	2級地	3級地	4級地	5級地	6級地	7級地	その他
上乗せ割合		18%	15%	12%	10%	8%	6%	3%	0%
官署所在地		国家公務員の地域手当支給地域							
対象地域		<ul style="list-style-type: none"> <li>上記の対象地域に三方以上囲まれている地域（首都圏、近畿圏内で、市に限る）（※上乗せ割合は、周辺の対象地域の区分を参考とし、独自に設定）</li> <li>以前官署が所在した地域（※上乗せ割合は、従前の区分と同様）</li> </ul>							
対象とする市町村の区域の時期		平成18年4月1日							

&lt;見直し後（平成28年度以降）&gt;

地域割り		8区分							
		1級地	2級地	3級地	4級地	5級地	6級地	7級地	その他
上乗せ割合		20%	16%	15%	12%	10%	6%	3%	0%
官署所在地		国家公務員の地域手当支給地域							
対象地域		<ul style="list-style-type: none"> <li>上記の対象地域に三方以上囲まれている地域（首都圏、近畿圏内で、市に限る）（※上乗せ割合は、周辺の対象地域の区分を参考とし、独自に設定）</li> <li>以前官署が所在した地域（※上乗せ割合は、従前の区分と同様）</li> </ul>							
対象とする市町村の区域の時期		平成28年4月1日							

●地域区分の見直しによる報酬1単位単価の見直し

〔見直し後の1単位単価〕

<現行（平成26年度まで）>

児童発達支援センターの場合	1級地	2級地	3級地	4級地	5級地	6級地	7級地	その他
	15%	15%	12%	10%	8%	6%	3%	0%
児童発達支援センター以外の指定児童発達支援センターの場合	11,142円	10,934円	10,741円	10,622円	10,500円	10,371円	10,199円	10円
児童発達支援センター以外の指定児童発達支援センターの場合	11,088円	10,900円	10,721円	10,602円	10,480円	10,351円	10,180円	10円
主たる対象が重症心身障害児の場合	11,371円	11,141円	10,911円	10,761円	10,611円	10,461円	10,231円	10円
医療型児童発達支援(含:指定発達支援医療機関)								
放課後等デイサービス	11,088円	10,900円	10,721円	10,602円	10,480円	10,351円	10,180円	10円
重症心身障害児以外の障害児の場合	11,371円	11,141円	10,911円	10,761円	10,611円	10,461円	10,231円	10円
主たる対象が重症心身障害児の場合	11,121円	10,934円	10,741円	10,622円	10,500円	10,371円	10,199円	10円
保育所等訪問支援								
知的障害児が主たる施設の場合	11,009円	10,844円	10,679円	10,558円	10,437円	10,316円	10,177円	10円
当施設が主たる施設又は単独施設の場合	11,121円	10,934円	10,741円	10,622円	10,500円	10,371円	10,199円	10円
自閉症児の場合	11,109円	10,922円	10,739円	10,618円	10,497円	10,376円	10,199円	10円
福祉型	併設する施設が主たる施設の場合	10,999円	10,834円	10,669円	10,548円	10,427円	10,199円	10円
	児童発達支援センターが主たる施設又は単独施設の場合	11,111円	10,934円	10,741円	10,622円	10,500円	10,371円	10円
	当施設が主たる施設の場合	11,088円	10,900円	10,721円	10,602円	10,480円	10,351円	10円
	当施設が単独施設の場合	11,111円	10,934円	10,741円	10,622円	10,500円	10,371円	10円
併設する施設が主たる施設の場合	11,161円	10,971円	10,777円	10,644円	10,522円	10,399円	10,199円	10円
肢体不自由児の場合	11,109円	10,922円	10,739円	10,618円	10,497円	10,376円	10,199円	10円
医療型(含:指定発達支援医療機関)								
自閉症児の場合	10円							
肢体不自由児の場合	10円							
重症心身障害児の場合	10円							
児童発達支援	11,088円	10,900円	10,721円	10,602円	10,480円	10,351円	10,180円	10円

<平成28年度以降>

児童発達支援センターの場合	1級地	2級地	3級地	4級地	5級地	6級地	7級地	その他
	20%	15%	15%	12%	10%	8%	3%	0%
児童発達支援センター以外の指定児童発達支援センターの場合	11,241円	10,991円	10,834円	10,741円	10,622円	10,500円	10,371円	10円
児童発達支援センター以外の指定児童発達支援センターの場合	11,200円	10,950円	10,793円	10,700円	10,581円	10,462円	10,293円	10円
主たる対象が重症心身障害児の場合	11,521円	11,221円	11,011円	10,811円	10,661円	10,511円	10,281円	10円
医療型児童発達支援(含:指定発達支援医療機関)								
放課後等デイサービス	11,200円	10,991円	10,834円	10,741円	10,622円	10,500円	10,371円	10円
重症心身障害児以外の障害児の場合	11,521円	11,221円	11,011円	10,811円	10,661円	10,511円	10,281円	10円
主たる対象が重症心身障害児の場合	11,241円	10,991円	10,834円	10,741円	10,622円	10,500円	10,371円	10円
保育所等訪問支援								
知的障害児が主たる施設の場合	11,121円	10,900円	10,741円	10,679円	10,558円	10,437円	10,177円	10円
当施設が主たる施設又は単独施設の場合	11,241円	10,991円	10,834円	10,741円	10,622円	10,500円	10,371円	10円
自閉症児の場合	11,221円	10,981円	10,821円	10,739円	10,618円	10,497円	10,180円	10円
福祉型	併設する施設が主たる施設の場合	11,109円	10,884円	10,721円	10,669円	10,548円	10,177円	10円
	児童発達支援センターが主たる施設又は単独施設の場合	11,241円	10,991円	10,834円	10,741円	10,622円	10,499円	10円
	当施設が主たる施設の場合	11,200円	10,950円	10,793円	10,721円	10,602円	10,479円	10円
	当施設が単独施設の場合	11,241円	10,991円	10,834円	10,741円	10,622円	10,499円	10円
併設する施設が主たる施設の場合	11,281円	11,021円	10,871円	10,777円	10,644円	10,511円	10,281円	10円
肢体不自由児の場合	11,221円	10,981円	10,821円	10,739円	10,618円	10,497円	10,180円	10円
医療型(含:指定発達支援医療機関)								
自閉症児の場合	10円							
肢体不自由児の場合	10円							
重症心身障害児の場合	10円							
児童発達支援	11,200円	10,991円	10,834円	10,741円	10,622円	10,500円	10,371円	10円





●現行(平成26年度まで)の地域区分と見直し後(平成28年度以降)の地域区分を適用する対象地域の比較【官署が所在しない地域】

都道府県	市町村名	現行(26年度まで) 地域区分	28年度以降 地域区分
埼玉県	狭山市	6級地	6級地
	蕨市	6級地	6級地
	新座市	6級地	5級地
	富士見市	6級地	5級地
	鶴ヶ島市	4級地	5級地
	ふじみ野市	6級地	5級地
	三芳町	6級地	5級地
	習志野市	4級地	3級地
	八千代市	4級地	3級地
	四街道市	4級地	5級地
東京都	白井市	6級地	6級地
	昭島市	3級地	4級地
	小金井市	4級地	5級地
	東大和市	5級地	4級地
	東久留米市	3級地	2級地
	逗子市	4級地	5級地
	秦野市	6級地	6級地
	伊勢原市	6級地	6級地
	海老名市	3級地	4級地
	座間市	4級地	4級地
神奈川県	綾瀬市	4級地	4級地
	寒川町	6級地	5級地

都道府県	市町村名	現行(26年度まで) 地域区分		28年度以降 地域区分		
		地域区分	地域区分			
愛知県	稲沢市	7級地	3%	7級地		
	東海市	7級地	3%	7級地		
	大府市	6級地	6%	6級地		
	知立市	7級地	3%	7級地		
	愛西市	7級地	3%	7級地		
	長岡京市	7級地	3%	6級地		
	貝塚市	6級地	6%	6級地		
	松原市	5級地	8%	5級地		
	摂津市	4級地	10%	5級地		
	高石市	3級地	12%	4級地		
大阪府	四條畷市	7級地	3%	7級地		
	大阪狭山市	6級地	6%	6級地		
	忠岡町	6級地	6%	6級地		
	川西市	6級地	6%	5級地		
	斑鳩町	7級地	3%	7級地		
	府中町	4級地	10%	5級地		
	兵庫県	川西市	6級地	6%	5級地	
		斑鳩町	7級地	3%	7級地	
		府中町	4級地	10%	5級地	
		奈良県	斑鳩町	7級地	3%	7級地
府中町			4級地	10%	5級地	
広島県			府中町	4級地	10%	5級地

※上記以外の市町村の地域区分は「その他」(0%)。

## 7 訪問系サービスについて

### (1) 平成 28 年度重度訪問介護等の利用促進に係る市町村支援事業等について

#### ① 平成 28 年度重度訪問介護等の利用促進に係る市町村支援事業について

「重度訪問介護等の利用促進に係る市町村支援事業」については、重度障害者の地域生活を支援するため、重度障害者の割合が著しく高い等のことから、訪問系サービスの給付額が国庫負担基準を超えている小規模市町村に重点を置いた財政支援を行っているところである。

平成 28 年度予算案における本事業については、実績等を踏まえ 10.5 億円計上することとしており、また、補助要件については平成 27 年度と同様で実施することを予定している。

各都道府県におかれては、管内市町村に対し、本事業の趣旨等について、周知徹底を図るなど円滑な実施について特段の御配慮をお願いしたい。

#### ② 国庫負担基準の適切な運用について

国庫負担基準については、「厚生労働大臣が定める障害福祉サービス費等負担対象額に関する基準等」（平成 18 年厚生労働省告示第 530 号。以下「国庫負担基準告示」という。）に基づき、各サービスの障害支援区分毎に利用人数に応じて算定することとしており、また、重度障害者等包括支援対象者については、「訪問系サービスの適切な運用について」（平成 27 年 5 月 15 日付厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知）において、重度障害者等包括支援を利用していない場合であっても以下の単位数が適用できることをお示ししているところであり、各市町村におかれては、内容を御了知の上、国庫負担基準の適切な単位の適用に努めていただきたい。

#### <国庫負担基準>

重度障害者等包括支援対象者であって、重度障害者等包括支援を利用しておらず、居宅介護、重度訪問介護、同行援護又は行動援護を利用する者の国庫負担基準

区分 6	66,730 単位 (参考: 重度訪問介護の区分 6 は 46,330 単位)
介護保険 対象者	33,370 単位 (参考: 重度訪問介護は 14,140 単位)

(参考: 重度障害者等包括支援利用者は 84,070 単位)

なお、国庫負担基準単位を国庫負担基準告示に定められている単位数を用いずに算定していた等、本制度に対する理解が十分でないことから、国庫負担基準の算定を誤った市町村も散見されたため、「訪問系サービスに係る国庫負担基準について」（平成 27 年 6 月 5 日付厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知）【関連資料 1】において、国庫負担基準

の考え方や算定方法等についてお示ししているところであり、各市町村においては、内容を御了知の上、国庫負担基準の適正な算出に努めていただきたい。

## (2) 人員配置基準等について

### ① 行動援護における従業者要件等の見直しについて

行動援護における従業者要件については、平成27年度障害福祉サービス等報酬改定において、従業者の更なる資質の向上を図るため行動援護従業者養成研修の受講を必須化した上で、実務経験を短縮するとともに、平成30年3月31日までの間、経過措置を設けているので、経過措置期間中に経過措置の対象となっている者については、行動援護従業者養成研修又は強度行動障害支援者養成研修（基礎研修及び実践研修）の積極的な受講に努めていただきたい。

なお、行動援護従業者における行動援護従業者養成研修及び強度行動障害支援者養成研修（基礎研修及び実践研修）の受講状況等に関する調査を今後行う予定であるので、ご協力いただきたい。

#### <行動援護におけるヘルパーの要件>

- 行動援護従業者養成研修修了者又は強度行動障害支援者養成研修（基礎研修及び実践研修）修了者であって、知的障害児者又は精神障害者の直接業務に1年以上の従事経験を有するもの。ただし、平成30年3月31日までの間は、居宅介護従業者の要件を満たす者であって、知的障害児者又は精神障害者の直接業務に2年以上の従事経験を有するものの場合、当該基準に適合するものとみなす。

#### <行動援護におけるサービス提供責任者の要件>

- 行動援護従業者養成研修課程修了者又は強度行動障害支援者養成研修（基礎研修及び実践研修）修了者であって、知的障害児者又は精神障害者の直接業務に3年以上の従事経験を有するもの。ただし、平成30年3月31日までの間、居宅介護従業者の要件を満たす者にあつては、直接業務に5年以上従事した経験を有することにより足りるものとする。

### ② 同行援護従業者要件等に係る経過措置について

同行援護従業者要件等の経過措置については、視覚障害者等に対して同行援護が十分に提供出来なくなってしまうこと等の理由により、平成30年3月31日まで延長したところである。

経過措置期間中の同行援護事業所における留意点等については、「同行援護事業所における経過措置期間中の留意点等について」（平成26年10月1

日付厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知)において、経過措置の延長については今回限りとし再延長は行わないこと、経過措置期間中の経過措置の対象となっている者(以下「経過措置対象者」という。)の状況を定期的に報告いただくとともに、経過措置対象者が多い都道府県においては、同行援護従業者養成研修実施計画書を策定し、活用する等、経過措置期間中における経過措置対象者の積極的な解消に努めていただきたい。

なお、同行援護のサービス提供責任者及び従業者要件に係る経過措置の状況を把握するため、「同行援護従業者養成研修の受講状況等調査について」(平成27年9月29日付事務連絡)において調査を実施したところであり、平成27年10月1日の状況は以下のとおりである。【関連資料2】

### 1. 従業者の資格及び従業者数

全従業者のうち 22.7%が経過措置対象者であった。

- |  |                       |
|--|-----------------------|
| ① 同行援護従業者養成研修一般課程修了者(相当する研修課程修了者を含む。)  | 34,313人(48.1%)        |
| ② 居宅介護職員初任者研修課程修了者等及び視覚障害者外出介護従業者養成研修修了者であって、視覚障害を有する身体障害者又は障害児の福祉に関する事業(直接処遇に限る。)に1年以上従事した経験を有する者 | 17,948人(25.2%)        |
| ③ 障害者居宅介護従業者基礎研修課程修了者等であって、視覚障害を有する身体障害者又は障害児の福祉に関する事業(直接処遇に限る。)に1年以上従事した経験を有する者                   | 2,835人(4.0%)          |
| ④ 国立障害者リハビリテーションセンター学院視覚障害学科修了者等   | 37人(0.1%)             |
| ⑤ <u>平成27年10月1日時点において、実務経験が1年に満たない経過措置対象者</u> であって、 <u>研修未受講者</u>                                  | <u>16,180人(22.7%)</u> |
| ⑥ 合計(①～⑤)  | 71,313人(100.0%)       |

### 2. サービス提供責任者の資格及び従業者数

全サービス提供責任者のうち 46.5%が経過措置対象者であった。

- |   |                      |
|---|----------------------|
| ① 同行援護従業者養成研修応用課程修了者  | 9,996人(53.4%)        |
| ② 国立障害者リハビリテーションセンター学院視覚障害学科修了者等  | 14人(0.1%)            |
| ③ <u>平成30年3月31日までの経過措置者(研修未受講者)</u>                                       | <u>7,751人(41.4%)</u> |
| ④ <u>平成30年3月31日までの経過措置者(平成23年9月30日において現に地域生活支援事業における移動支援事業に3年以上従事した者)</u> | <u>950人(5.1%)</u>    |
| ⑤ 合計(①～④)   | 18,711人(100.0%)      |

### 3. 同行援護従業者養成研修の実施状況

① 同行援護従業者養成研修（一般課程）	
ア 実施回数	789回
イ 定員数	17,708人
ウ 応募者数	8,292人
② 同行援護従業者養成研修（応用課程）	
ア 実施回数	489回
イ 定員数	10,469人
ウ 応募者数	4,437人

また、平成28年度についても、平成27年度と同様に、同行援護のサービス提供責任者及び従業者要件に係る経過措置の状況について調査を行う予定としているので、各都道府県等におかれては、経過措置対象者の人数や県内における指定事業者が実施する研修を含む同行援護従業者養成研修の実施状況等の把握に努めていただきたい。

### ③ その他

ア 訪問系サービスにおけるサービス提供責任者の要件の1つである「居宅介護職員初任者研修課程修了者であって実務経験3年以上」については、「暫定的な要件（※）」とされているとともに、介護保険における訪問介護では、平成27年度より報酬上30%減算の取扱いとしているところであり、サービス提供責任者の資質の向上を図る観点から、早期に実務者研修を受講させ、又は介護福祉士の資格を取得させるようお願いしたい。

なお、サービス提供責任者の「居宅介護職員初任者研修課程修了者であって実務経験3年以上」の要件については、次期報酬改定において、各事業所における配置状況を踏まえ、見直す方向で検討することを予定しているので、ご承知おき願いたい。

また、各事業所における本要件により配置されているサービス提供責任者の状況については、「平成27年度障害福祉サービス等報酬改定検証調査（居宅介護）」において調査を実施したところであるが、現在、調査結果を集計している状況であることから、まとまり次第、追ってお知らせすることを予定しているので、ご承知おき願いたい。

#### ※ 暫定的な取扱いに係る留意点

居宅介護職員初任者研修課程の研修を修了した者であって、3年以上介護等の業務に従事したものをサービス提供責任者とする取扱いは暫定的なものであることから、指定居宅介護事業者は、できる限り早期に、これに該当するサービス提供責任者に実務者研修の研修を受講させ、又は介護福祉士の資格を取得させるよう努めなければならないものであること。（障害者の日常生活及び社会生活を総合

的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準について（平成 18 年 12 月 6 日障発 1206001 通知）

イ 訪問系サービスにおけるヘルパーの要件の 1 つであるいわゆる 3 級ヘルパーについては、介護保険における訪問介護では平成 21 年度より報酬上の評価を廃止したところであるが、障害福祉の訪問系サービスにおけるいわゆる 3 級ヘルパーに関する取扱いについては、知的・精神障害者が本研修を修了し、指定障害福祉サービス事業所等の従業者として従事している例があること等に鑑み、現在でも従事可能としている。しかしながら、ヘルパーの資質向上を図るためにも、居宅介護職員初任者研修の受講を促進していただくようお願いしたい。

なお、いわゆる 3 級ヘルパーの要件については、次期報酬改定において、各事業所における配置状況を踏まえ、見直す方向で検討することを予定しているので、ご承知おき願いたい。

また、各事業所における 3 級ヘルパーの配置状況については、「平成 27 年度障害福祉サービス等報酬改定検証調査（居宅介護）」において調査を実施したところであるが、現在、調査結果を集計している状況であることから、まとまり次第、追ってお知らせすることを予定しているので、ご承知おき願いたい。

### （3）訪問系サービスに係る適切な支給決定事務等について

#### ① 居宅介護（家事援助）の適切な実施について

居宅介護（家事援助）については、平成 27 年度予算執行調査等において、「家族等同居人の状況については、支給決定後も含め、自治体による確認が適切に行われるよう見直しを行うべき」との指摘や、社会保障審議会障害者部会において、「実質的に相談目的で利用されている事例がある」との指摘を受けたところである。

上記指摘を踏まえ、市町村、相談支援事業所及び居宅介護事業所における留意事項をまとめたので、御留意の上、居宅介護（家事援助）の適切な運用を図っていただきたい。

なお、上記留意事項については、平成 27 年度中に通知を発出することとしているので、ご承知おき願いたい。

#### ア 市町村における留意事項

- ・ 相談支援事業所から支給決定に係るサービス等利用計画案が提出された際に、同居人の有無等の状況を確認するとともに、特に、障害支援区分の低い利用者（障害支援区分 1 又は 2）の居宅介護（家事援助）における生活等に関する相談を目的とした長時間（1 回あたり概ね 1 時間以上）利用の場合にあつては、原則として支給決定を行わないこととするが、サービスの具体的な理由や必要性等について、利用者等から丁寧に確認し判断すること。

- ・ 定期的に居宅介護事業所や相談支援事業所から利用状況について確認を行うこと。
- イ 相談支援事業所における留意事項について
  - ・ サービス等利用計画案作成時に、例えば、生活等に関する相談を目的として長時間（1回あたり概ね1時間以上）の居宅介護（家事援助）の利用を希望する場合は、居宅介護（家事援助）によらず、市町村で実施する相談支援による対応等を求めるなど、適切に作成すること。
  - ・ モニタリング時に居宅に訪問した際に、家族等の同居人の状況や、サービスの具体的な利用状況等を確認した上で、必要に応じてサービス等利用計画の変更を行う等適切にサービス利用を行うこと。
- ウ 居宅介護事業所における留意事項について
 

サービス担当者会議等において、例えば、長時間（1回あたり概ね1時間以上）の居宅介護（家事援助）を利用している場合は、出席者から代替サービスの有無等について助言を求めるなど、適切なサービス提供を行うこと。

## ② 支給決定事務における留意事項について

訪問系サービスに係る支給決定事務については、「障害者自立支援法に基づく支給決定事務に係る留意事項について」（平成19年4月13日付事務連絡）において留意すべき事項をお示ししているところであるが、以下の事項について改めて御留意の上、適切に対応していただきたい。

- ア 適正かつ公平な支給決定を行うため、市町村においては、あらかじめ支給決定基準（個々の利用者の心身の状況や介護者の状況等に応じた支給量を定める基準）を定めておくこと
- イ 支給決定基準の設定に当たっては、国庫負担基準が個々の利用者に対する支給量の上限となるものではないことに留意すること
- ウ 支給決定に当たっては、申請のあった障害者等について、障害支援区分のみならず、すべての勘案事項に関する一人ひとりの事情を踏まえて適切に行うこと

また、特に日常生活に支障が生じるおそれがある場合には、個別給付のみならず、地域生活支援事業におけるサービスを含め、利用者一人ひとりの事情を踏まえ、例えば、個別給付であれば、個別に市町村審査会の意見を聴取する等し、いわゆる「非定型ケース」（支給決定基準で定められた支給量によらずに支給決定を行う場合）として取り扱うなど、障害者及び障害児が地域において自立した日常生活を営むことができるよう適切な支給量を決定していただきたい。



### ③ 障害者総合支援法と介護保険法の適用に係る適切な運用について

障害者総合支援法に基づく自立支援給付と介護保険制度との適用関係については、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく自立支援給付と介護保険制度との適用関係等について」（平成 19 年 3 月 28 日付厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長・障害福祉課長連名通知）で具体的取扱いを示すとともに、障害保健福祉関係主管課長会議において適切な運用に努めていただくよう周知してきたところである。

また、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく自立支援給付と介護保険制度の適用関係等に係る留意事項等について」（平成 27 年 2 月 18 日付事務連絡）において、制度の適切な運用について示しているところであり、障害者の個々の状況に応じた支給決定がなされるよう改めてお願いする。

### ④ 重度訪問介護等の適切な支給決定について

重度訪問介護等に係る支給決定事務については、「重度訪問介護等の適正な支給決定について」（平成 19 年 2 月 16 日付事務連絡）において留意すべき事項をお示ししているところであるが、以下の事項について改めて御留意の上、対応していただきたい。

ア 重度訪問介護は、同一箇所長時間滞在し、身体介護、家事援助、日常生活に生じる様々な介護の事態に対応するための見守り等の支援及び外出介護等のサービス提供を行うという業務形態を踏まえ、1日につき3時間を超える支給決定を基本とすること。

イ 平成 21 年 4 月より、重度訪問介護の報酬単価について、サービス提供時間の区分を 30 分単位に細分化したところであるが、これは、利用者が必要とするサービス量に即した給付とするためのものであり、重度訪問介護の想定している「同一箇所に長時間滞在しサービス提供を行うという業務形態」の変更を意味するものではなく、サービスが1日に複数回行われる場合の1回当たりのサービスについて30分単位等の短時間でを行うことを想定しているものではないこと。

ウ これまでに、利用者から「短時間かつ1日複数回にわたるサービスで、本来、居宅介護として支給決定されるはずのサービスが重度訪問介護として支給決定を受けたことにより、適切なサービスの提供がされない。」といった声が寄せられているところである。短時間集中的な身体介護を中心とするサービスを1日に複数回行う場合の支給決定については、原則として、重度訪問介護ではなく、居宅介護として支給決定すること。

エ 「見守りを含めたサービスを希望しているにもかかわらず、見守りを除いた身体介護や家事援助に必要な時間分のみしか重度訪問介護として支給決定を受けられない。」といった声も寄せられているところで

ある。重度訪問介護は、比較的長時間にわたり総合的かつ断続的に提供されるものであり、これが1日に複数回提供される場合であっても1回当たりのサービスについては基本的には見守り等を含む比較的長時間にわたる支援を想定しているものであることから、利用者一人ひとりの事情を踏まえて適切な支給量の設定を行うこと。

#### ⑤ 居宅介護における通院等介助について

居宅介護における通院等介助については、「平成20年4月以降における通院等介助の取扱いについて」（平成20年4月25日付厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知）において、「病院内の移動等の介助は、基本的には院内のスタッフにより対応されるべきものであるが、場合により算定対象となる。」等をお示ししているところである。

具体的には、適切なアセスメント等を行った上で、①院内スタッフ等による対応が難しく、②利用者が介助を必要とする心身の状態であること等が考えられる。利用者が介助を必要とする心身の状態である場合は、例えば、

- ・ 院内の移動に介助が必要な場合
- ・ 知的・行動障害等のため見守りが必要な場合
- ・ 排せつ介助を必要とする場合

等が想定されるので、参考としていただきたい。

なお、上記具体例については、従来算定対象としていた行為を制限する趣旨ではない。

#### ⑥ 訪問系サービスの周知について

訪問系サービスについては、在宅の重度障害者を支える重要な社会資源であるが、当事者自身の制度に関する理解不足を理由として、訪問系サービスを利用していない方もいるといった声も寄せられているところである。

については、各都道府県等におかれては、当事者やその家族、障害福祉サービス事業者等に対し、訪問系サービスの制度内容等の周知に努めていただきたい。

障 障 発 0605 第 1 号  
平 成 27 年 6 月 5 日

都道府県  
各 指定都市 障害保健福祉主管課（室） 御中  
中核市

厚生労働省社会・援護局  
障害保健福祉部障害福祉課長  
（ 公 印 省 略 ）

#### 訪問系サービスに係る国庫負担基準について

障害保健福祉行政の推進につきましては、平素より格別のご配慮を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、訪問系サービスに係る国庫負担基準につきましては、国庫負担基準単位を「厚生労働大臣が定める障害福祉サービス費等負担対象額に関する基準等」（平成18年厚生労働省告示第530号）に定められている単位数を用いずに算定したこと等により、障害者自立支援給付費国庫負担金の算定を誤った自治体が見受けられることから、自治体が適正に国庫負担基準額を算定できるようにすべきとの指摘を会計検査院より受けたところです。

つきましては、障害者自立支援給付費国庫負担金が適正に算定されるよう、下記のとおり国庫負担基準額の具体的な算定方法等をまとめましたので、各都道府県におかれては、管内市町村への周知徹底方よろしくお取り計らい願います。

## 1 国庫負担基準及び平成27年度国庫負担基準の見直しについて

### (1) 国庫負担基準について

#### ① 国庫負担基準の考え方

障害者総合支援法では国の費用負担を「義務化」することで財源の裏付けを強化する一方で、障害福祉に関する国と地方自治体間の役割分担を前提に、限りある国費を公平に配分し、市町村間のサービスのばらつきをなくすために、市町村に対する国庫負担（精算基準）の上限を定めたものである。

なお、これは個人のサービスの上限ではなく、市町村に対する国庫負担（精算基準）の上限であり、介護の必要度が高い者が多い市町村にはその人数に応じて国庫負担を行える仕組みであるとともに、同じ市町村の中でサービスの利用が少ない方から多い方に回すことが可能という柔軟な仕組みにしているところである。（別紙1参照）

#### ② 国庫負担基準の算定方法

##### ア 訪問系サービス利用者毎の国庫負担基準の適用方法

国庫負担基準は、「厚生労働大臣が定める障害福祉サービス費等負担対象額に関する基準等」（平成18年厚生労働省告示第530号。以下「国庫負担基準告示」という。）

（別紙2）に基づき、利用した訪問系サービスの種類や障害支援区分等に応じた単位数を各月ごとに算定する。

また、複数の訪問系サービスを利用している場合であっても、算定できるのは1つのサービスに係る単位数となっている。

なお、国庫負担基準の単位数は、当該月の訪問系サービスの利用の有無によって算定できるものであり、利用時間等によって変動するものではない。

例

- ① 重度訪問介護のみの利用者で障害支援区分6の者：46,330単位
- ② 居宅介護（通院等介助なし）と同行援護の利用者で障害支援区分3の者：  
12,080単位（居宅介護：5,310単位、同行援護12,080単位）

##### イ 各市町村の国庫負担基準額の算定

アに基づき算定した、各月の訪問系サービス利用者全ての国庫負担基準について、3月から翌年2月までを1年度とする年度に属する単位数を合計し、10円に地域区分、重度訪問介護及び重度障害者等包括支援支給決定者数に応じた嵩上げ率や給付率を乗じて得た額が当該年度の国庫負担基準額となる。

例 A市の国庫負担基準額：嵩上げあり、地域区分2級地

- ・ 訪問系サービス利用者全ての国庫負担基準を合計した年度の単位数 100万単位  
1,000,000単位×10円×1,090/1,000（2級地）×105/100（5%嵩上げ）  
×1.0（給付率）=11,445,000円

## (2) 平成 27 年度国庫負担基準の見直しについて

平成 27 年度の報酬改定において、国庫負担基準については、重度障害者の利用実態を考慮した水準を設定することとし、具体的には、訪問系サービス全体の支給決定を受けた者に占める重度訪問介護及び重度障害者等包括支援の支給決定を受けた者の割合が 5%以上の市町村に対し、市町村全体の国庫負担基準総額の 5%嵩上げを行うこととした。

なお、基本報酬の見直しや加算の創設等の影響分についても、国庫負担基準の水準に反映させ、今回の見直しにおいて、国庫負担基準の平均額は、基本報酬の見直しや加算の創設等により、11.9 万円から 12.5 万円 (+5.0%) の引き上げとなる。

## 2 障害者自立支援給付費国庫負担金の居宅介護等に係る介護給付費等の基準額の算定における留意事項について

障害者自立支援給付費国庫負担金における国庫負担基準額の算定に当たり、会計検査院より、平成 26 年度会計実地検査において、

- (1) 国庫負担基準単位を国庫負担基準告示に定められている単位数を用いずに算定
- (2) 国民健康保険団体連合会（以下「国保連合会」という。）による国庫負担基準における参考様式を用いているものの、誤った利用者数により、国庫負担基準額を算定
- (3) 都道府県において、国庫負担基準額の算定の適否について判断するに当たり、その適否が検証できない状況であっても、根拠資料を求めるなど十分に審査を行っているとは言えない

等の指摘があったところ。

このような状況を踏まえ、国庫負担基準額の算定誤りが生じないように、以下のとおり留意点をまとめたので、内容をご確認いただき、再発防止に努めていただくようお願いする。

### (1) 国庫負担基準告示について

国庫負担基準告示については、下記の点に留意すること。

#### ① 介護保険給付対象者について

国庫負担基準告示第二号イ(2)等という「介護保険給付対象者」とは、「65歳以上の者」又は「介護保険法第7条第3項第2号に掲げる者に該当する者」(＝40歳以上65歳未満の特定疾病者)であり、特に「65歳以上の者」は、介護保険における介護認定等を受けているかにかかわらず、全て介護保険給付対象者となる。

#### ② 第二号ロ(重度障害者等包括支援対象者)について

国庫負担基準告示第二号ロにおいては、「前号に掲げる者であって、居宅介護、重度訪問介護、同行援護又は行動援護に係る支給決定を受けたもの」の単位数を定めているが、ここでいう「前号に掲げる者」とは、第二号イに定める重度障害者等包括支援の支給決定を受けた者ではなく、第一号に定める「重度障害者等包括支援利用者の支援の度合に相当する支援の度合にある者であって、障害福祉サービス(療養介護、重度障害者等包括支援、施設入所支援及び外部サービス利用型指定共同生活援助を除く。)を利用する者」をいうことから、障害者等の支給決定時の認定調査の結果、重度障害者等包括支援のいずれかの種類の支給決定を受ける要件に該当する場合であれば、重度障害者等包括支援に係る支給決定を受けていなくても、区分ロの単位数を計上する。

<国庫負担基準>

重度障害者等包括支援対象者であって、重度障害者等包括支援を利用しておらず、居宅介護、重度訪問介護、同行援護又は行動援護を利用する者の国庫負担基準	
区分6	66,730 単位 (参考：重度訪問介護の区分6は46,330 単位)
介護保険 給付対象者	33,370 単位 (参考：重度訪問介護は14,140 単位)

(参考) 重度障害者等包括支援利用者は84,070 単位

<重度障害者等包括支援対象者>

障害支援区分6 (障害児にあつては区分6に相当する支援の度合) に該当する者のうち、意思疎通に著しい困難を有する者であつて、以下のいずれかに該当する者

類 型	状態像	
重度訪問介護の対象者であつて、四肢すべてに麻痺等があり、寝たきり状態にある障害者のうち、右のいずれかに該当する者	人工呼吸器による呼吸管理を行っている身体障害者 I 類型	・筋ジストロフィー ・脊椎損傷・ALS ・遷延性意識障害 等
	最重度知的障害者 II 類型	・重症心身障害 等
「厚生労働大臣が定める基準」(平成18年厚生労働省告示第543号)の別表第2に掲げる行動関連項目(以下「行動関連項目」という。)の合計点数が10点以上である者 III 類型		・強度行動障害 等

I 類型

以下のいずれにも該当する者

- (1) 障害支援区分6の「重度訪問介護」対象者
- (2) 「障害支援区分認定の実施について」(平成26年3月3日障発0303第1号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知。以下「区分通知」という。)の別添2に示す医師意見書(以下「医師意見書」という。)の「2. 身体の状態に関する意見」中の「(3) 麻痺」における「右上肢 左上肢 右下肢 左下肢」において、いずれも「軽、中、重」のいずれかに認定  
なお、医師意見書の「2. 身体の状態に関する意見」中の「(2) 四肢欠損」、「(4) 筋力の低下」、「(5) 関節の拘縮」は「麻痺」に準ずる取扱いとする。
- (3) 「障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令」(平成26年厚生労働省令第5号。以下「区分省令」という。)別表第1「1群 起居動作 寝返り」において「全面的な支援が必要」と認定(※1)
- (4) 区分省令別表第1「10群 特別な医療 レスピレーター」において「ある」と認定
- (5) 区分省令別表第1「6群 認知機能 コミュニケーション」において「日常生活に支障がない」以外と認定(※2)

II 類型

以下のいずれにも該当する者

- (1) 区分通知の別添1に示す概況調査票において知的障害の程度が「最重度」

と確認

- (2) 障害支援区分6の「重度訪問介護」対象者
- (3) 医師意見書の「2. 身体の状態に関する意見」中の「(3) 麻痺」における「右上肢 左上肢 右下肢 左下肢」において、いずれも「軽、中、重」のいずれかに認定  
なお、医師意見書の「2. 身体の状態に関する意見」中の「(2) 四肢欠損」、「(4) 筋力の低下」、「(5) 関節の拘縮」は「麻痺」に準ずる取扱いとする。
- (4) 区分省令別表第1「1群 起居動作 寝返り」において「全面的な支援が必要」と認定(※1)
- (5) 区分省令別表第1「6群 認知機能 コミュニケーション」において「日常生活に支障がない」以外と認定(※2)

### Ⅲ類型

以下のいずれにも該当する者

- (1) 障害支援区分6の「行動援護」対象者
- (2) 区分省令別表第1「6群 認知機能 コミュニケーション」において「日常生活に支障がない」以外と認定(※2)
- (3) 行動関連項目の合計点数が10点以上である者(※3)

各都道府県におかれては、国庫負担基準の算定に当たって、利用者の個別の状態を把握した上で、適切な単位の適用をしていただくよう、管内市区町村に周知いただきたい。

- (※1) 認定に当たっては、「障害者総合支援法における障害支援区分認定調査員マニュアル」の「1-1 寝返り」を参照されたい。
- (※2) 認定に当たっては、「障害者総合支援法における障害支援区分認定調査員マニュアル」の「3-3 コミュニケーション」を参照されたい。
- (※3) 平成26年4月以降、行動関連項目の合計点数(行動援護スコア)については、障害支援区分判定ソフトに認定調査の結果等を入力することにより、自動的に計算結果が表示される仕組みとなっている。

### ③ 第二号ホ(居宅介護利用者)の(1)及び(2)について

国庫負担基準告示第二号ホの(1)又は(2)に該当する者はそれぞれ以下のよう整理される。

区分	告示上の表現	該当する者
第二号ホ(1)	(2)及び(3)に掲げる者以外のもの	居宅介護の通院等介助(身体介護あり、なし)及び通院等乗降介助が算定される者(身体介護、家事援助が同時に算定される者を含む。)
第二号ホ(2)	居宅介護サービス費のイ及びハを算定される者	・居宅介護の身体介護のみ算定される者 ・居宅介護の家事援助のみ算定される者 ・居宅介護の身体介護及び家事援

**④ 第二号ト及びチ（共同生活援助事業所における居宅介護利用者）について**

国庫負担基準告示第二号トにおいては、（１）から（３）まで、それぞれ重度訪問介護、同行援護又は行動援護（以下「重度訪問介護等」という。）の「利用者の支援の度合に相当する支援の度合にあるもの」としていることから、障害者の支給決定時の認定調査の結果において、重度訪問介護等の支給決定を受ける要件に該当する場合は、単位数を計上する。

ただし、重度訪問介護等において複数のサービスの支給決定を受ける状態に該当する場合であっても、算定できるのはいずれか一つの単位数のみである。

また、重度訪問介護等のいずれの要件にも該当しない場合には、区分チの単位数を算定することになる。

**⑤ 第二号リ（同行援護利用者）について**

国庫負担基準告示第二号リにおいては、「ロからチまでに掲げる者のうち次の（１）及び（２）に掲げる単位数以上の単位数が定められている障害福祉サービス費を算定されるものを除く。」とされているが、ロからチまでにおいてリの（１）及び（２）以下の単位数が定められている場合であれば、リの（１）及び（２）の単位数のみ算定することとなる。

**（２）国庫負担基準単位の算定について**

国庫負担基準単位の算定に当たっては、基準額を算定するための様式（以下「参考様式」という。）を送付しているところであるが、当該参考様式と各都道府県の国保連合会から提供される CSV ファイルを活用すれば、より容易に国庫負担基準単位を算定できるので、積極的に活用いただきたい。

なお、市町村において、国庫負担基準どおりの単位数を集計出来るものがあれば、その使用を妨げるものでないことに留意すること。

ただし、事業所等から市町村に直接介護給付費等の請求があった利用者については、国保連合会の CSV ファイルには計上されていないため、別途計上する必要がある。

また、第二号ロの「重度障害者等包括支援対象者」については、支給決定情報を登録する際に、当該対象者である旨を登録する必要がある。

**（３）給付率の算定について**

給付率については、障害者自立支援給付費負担金交付要綱（平成 21 年 5 月 11 日厚生労働省発障第 0511002 号厚生労働事務次官通知。以下「交付要綱」という。） 3（17）において、「当該年度の 7 月サービス提供分（過誤請求分を除く。）の介護給付費等の額（以下「給付費」という。）を給付費に居宅介護等に係る介護給付費等利用者負担額を加えた額で除した割合」としていることから、各年度の 7 月サービス提供分に係る介護給付費等を用いて算定する必要がある。

7 月サービス提供分は事業者等が国保連合会に対し 8 月に請求したものが主となるが、6 月以前の月遅れ請求も一部含まれていることがあり、また、9 月以降に 7 月サービス提供分に係る月遅れ請求等を行う場合もある。

しかし、これらのケースは既に確定した年度に波及することもあり、その都度再確定等を行うことは事務が煩雑となることから、今後の給付率の変更は、現年度（3 月から



翌年2月まで)のみ修正することとする。

例えば、平成26年度で考えると、平成26年3月から平成27年2月に金額等の修正があった場合で給付率に変更が生じる場合については給付率に反映をさせ、平成27年3月以降に金額等の修正があった場合で給付率に変更が生じる場合については給付率に反映させなくても良いこととする。

#### (4) 統計情報作成処理月の取扱いについて

統計情報作成処理月(国庫負担基準内訳)に関しては、「居宅介護等の国庫負担基準の算定にかかる参考様式(エクセルファイル)について」(平成20年5月26日事務連絡)において、「国庫負担基準は市町村との精算基準という性格上、サービスが提供された年月ではなく、受付年月の処理でも差し支えありません。また、当該処理により国庫負担基準を算定する場合についても同様です。」といった取扱いとしていたところである。

今般、市町村から統計情報作成処理月について、サービス提供月で取り扱うか受付年月で取り扱うかとの照会が多いこと等を踏まえ、平成27年度以降の統計情報作成処理月については、原則、介護給付費等(障害者総合支援法第19条第1項に規定する「介護給付費等」をいう。)を集計する月と平仄を揃えることとする。

なお、介護給付費等が受付年月で取り扱われている場合においては、統計情報作成処理月においても受付年月で取り扱うこととする。

#### (5) 都道府県における審査、確認について

居宅介護等の介護給付費等に係る基準額については、交付要綱の各別紙様式においてその内訳を提出させているところであるが、基準額については、根拠資料の提出を求めなど適正な審査を行っていただくとともに、留意すべき点について別紙3のとおりまとめたので、都道府県及び市町村におかれては参照されたい。

#### (6) その他

国庫負担基準の算定手順等については、「参考様式とCSVファイルを活用した国庫負担基準単位の算定手順」(別紙4)を参照されたい。

なお、CSVファイルの入力方法等については、各都道府県の国保連合会にご照会いただきたい。



# 国庫負担基準の考え方

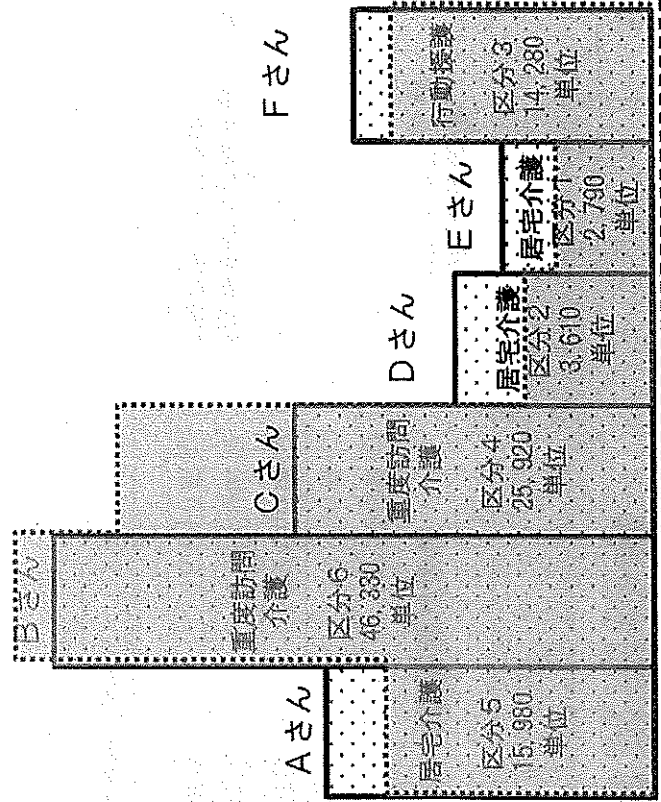
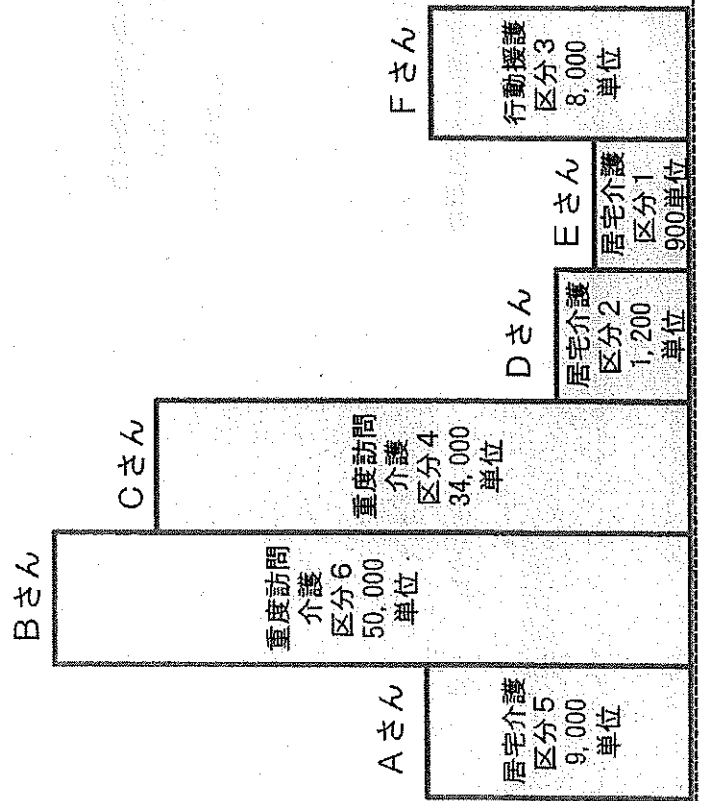
○ 国庫負担基準は、利用者毎のサービスの上限ではなく、市町村に対する国庫負担(精算基準)の上限であり、サービスの利用が少ない方(サービスの上限が国庫負担基準を下回る方)からサービスの利用が多い方(サービスの上限が国庫負担基準を上回る方)に対し国庫負担基準を回すことが可能な柔軟な仕組みとなっている。

【参考：A市の訪問系サービスの国庫負担】

Aさんは「国庫負担基準＞支給量」、Bさんは「国庫負担基準＜支給量」など、個人ベースではばらつきがあるが、A市全体では「国庫負担基準108,910単位＞支給量103,100単位」であり、国庫負担基準の枠内となっている。

サービス支給量 計103,100単位

国庫負担基準 計108,910単位



○厚生労働大臣が定める障害福祉サービス費等負担対象額に関する基準等（平成十八年厚生労働省告示第五百二十号）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>障害者自立支援法施行令（平成十八年政令第十号）第四十四条第三項第一号及び第三号の規定に基づき、厚生労働大臣が定める障害福祉サービス費等負担対象額に関する基準等を次のように定め、平成十八年十月一日から適用し、厚生労働大臣が定める障害福祉サービス費等負担対象額に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第二百五十五号）は、平成十八年九月三十日限り廃止する。ただし、この告示の適用の日前に支給された介護給付費又は特例介護給付費に係る障害福祉サービス費等負担対象額（障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第九十四条第一項第一号に規定する障害福祉サービス費等負担対象額をいう。）については、なお従前の例による。</p> <p>厚生労働大臣が定める障害福祉サービス費等負担対象額に関する基準等</p> <p>一 （略）</p> <p>二 令第四十四条第三項第一号イに規定する厚生労働大臣が定める基準は、次のイからリまでに掲げる者の区分に応じ、それぞれイからリまでに掲げる単位数を三月から翌年二月までを一年度とする当該年度に属する各月ごとに算定した単位数を合計した数に、十円に別表の上欄に掲げる当該市町村が所在する地域区分に応じ、同表の下欄の割合を乗じた額に当該市町村における当該年度の前年度に係る三月から翌年二月までの居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護及び重度障害者等包括支援に係る支給決定を受けた者のうち重度訪問介護及び重度障害者等包括支援に係る支給決定を受けた者の割合が百分の五以上である場合には、百分の百五を乗じて得た額（</p>	<p>障害者自立支援法施行令（平成十八年政令第十号）第四十四条第三項第一号及び第三号の規定に基づき、厚生労働大臣が定める障害福祉サービス費等負担対象額に関する基準等を次のように定め、平成十八年十月一日から適用し、厚生労働大臣が定める障害福祉サービス費等負担対象額に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第二百五十五号）は、平成十八年九月三十日限り廃止する。ただし、この告示の適用の日前に支給された介護給付費又は特例介護給付費に係る障害福祉サービス費等負担対象額（障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第九十四条第一項第一号に規定する障害福祉サービス費等負担対象額をいう。）については、なお従前の例による。</p> <p>厚生労働大臣が定める障害福祉サービス費等負担対象額に関する基準等</p> <p>一 （略）</p> <p>二 令第四十四条第三項第一号イに規定する厚生労働大臣が定める基準は、次のイからリまでに掲げる者の区分に応じ、それぞれイからリまでに掲げる単位数を三月から翌年二月までを一年度とする当該年度に属する各月（平成十八年度においては、平成十八年十月から平成十九年二月までのものに限る。）ごとに算定した単位数を合計した数に、十円に別表の上欄に掲げる当該市町村が所在する地域区分に応じ、同表の下欄の割合を乗じた額を乗じて得た額（その額が各市町村における当該介護給付費等の支給に係る障害福祉サービスに相当するサービスに係る平成十七年度の国庫補助の額を勘案して厚生労働大臣が定める基準に基づき算定した額を下回るときは、当</p>

その額が各市町村における当該介護給付費等の支給に係る障害福祉サービスに相当するサービスに係る平成十七年度の国庫補助の額を勘案して厚生労働大臣が定める基準に基づき算定した額を下回るときは、当該厚生労働大臣が定める基準に基づき算定した額)に当該市町村における当該介護給付費等の支給に係る障害福祉サービスを受けた障害者等の所得の状況その他の事情を勘案して厚生労働大臣が定める基準に基づき算定して得た割合を乗じた額を合計した額とする。

イ 重度障害者等包括支援に係る支給決定(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号。以下「法」という。))第十九条第一項に規定する支給決定をいう。以下同じ。)を受けた者 次の(1)又は(2)に掲げる者の区分に応じ、それぞれ(1)又は(2)に掲げる単位数

(1) (2)に掲げる者以外のもの 八四、〇七〇単位

(2) 六十五歳以上の者又は介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第七条第三項第二号に掲げる者に該当する者(以下「介護保険給付対象者」と総称する。)

三三、七三〇単位

ロ 前号に掲げる者であつて、居宅介護、重度訪問介護、同行援護又は行動援護に係る支給決定を受けたもの 次の(1)及び(2)に掲げる者の区分に応じ、それぞれ(1)及び(2)に掲げる単位数

(1) (2)に掲げる者以外のもの 六六、七三〇単位

(2) 介護保険給付対象者 三三、三七〇単位

ハ 重度訪問介護に係る支給決定を受けた者(ロに掲げる者を除く。)

次(1)から(4)までに掲げる者の区分に応じ、それぞれ(1)から(4)までに掲げる単位数

(1) (2)から(4)までに掲げる者以外のもの 次の(一)から(四)までに掲げる者の区分に応じ、それぞれ(一)から(四)までに掲げる単位数

該厚生労働大臣が定める基準に基づき算定した額)に当該市町村における当該介護給付費等の支給に係る障害福祉サービスを受けた障害者等の所得の状況その他の事情を勘案して厚生労働大臣が定める基準に基づき算定して得た割合を乗じた額を合計した額とする。

イ 重度障害者等包括支援に係る支給決定(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号。以下「法」という。))第十九条第一項に規定する支給決定をいう。以下同じ。)を受けた者 次の(1)又は(2)に掲げる者の区分に応じ、それぞれ(1)又は(2)に掲げる単位数

(1) (2)に掲げる者以外のもの 八三、六六〇単位

(2) 六十五歳以上の者又は介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第七条第三項第二号に掲げる者に該当する者(以下「介護保険給付対象者」と総称する。)

三三、二〇〇単位

ロ 前号に掲げる者であつて、居宅介護、重度訪問介護、同行援護又は行動援護に係る支給決定を受けたもの 次の(1)及び(2)に掲げる者の区分に応じ、それぞれ(1)及び(2)に掲げる単位数

(1) (2)に掲げる者以外のもの 六三、八七〇単位

(2) 介護保険給付対象者 三三、二九〇単位

ハ 重度訪問介護に係る支給決定を受けた者(ロに掲げる者を除く。)

次(1)から(4)までに掲げる者の区分に応じ、それぞれ(1)から(4)までに掲げる単位数

(1) (2)から(4)までに掲げる者以外のもの 次の(一)から(四)までに掲げる者の区分に応じ、それぞれ(一)から(四)までに掲げる単位数

- (一) 区分六（障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成二十六年厚生労働省令第五号。以下「区分省令」という。）第一条第七号に掲げる区分六をいう。以下同じ。）に該当する者 四六、三三〇単位
- (二) 区分五（区分省令第一条第六号に掲げる区分五をいう。以下同じ。）に該当する者 三二、五〇〇単位
- (三) 区分四（区分省令第一条第五号に掲げる区分四をいう。以下同じ。）に該当する者 二五、九二〇単位
- (四) 区分三（区分省令第一条第四号に掲げる区分三をいう。以下同じ。）に該当する者 二〇、七〇〇単位
- (2) 介護保険給付対象者（3）及び(4)に掲げる者を除く。）  
一四、一四〇単位
- (3) 介護給付費等単位数表の第6の1の生活介護サービス費、介護給付費等単位数表の第10の1の機能訓練サービス費、介護給付費等単位数表の第11の1の生活訓練サービス費、介護給付費等単位数表の第12の1の就労移行支援サービス費、介護給付費等単位数表の第13の1の就労継続支援A型サービス費又は介護給付費等単位数表の第14の1の就労継続支援B型サービス費（以下「生活介護サービス費等」という。）を算定される者（4）に掲げる者を除く。） 次の(一)から(五)までに掲げる者の区分に応じ、それぞれ(一)から(五)までに掲げる単位数
- (一) 区分六に該当する者のうち介護保険給付対象者以外のもの 二五、七四〇単位
- (二) 区分五に該当する者のうち介護保険給付対象者以外のもの 一八、六三〇単位
- (三) 区分五又は区分六に該当する者のうち介護保険給付対象者であるもの 一四、一四〇単位

- (一) 区分六（障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成二十六年厚生労働省令第五号。以下「区分省令」という。）第一条第七号に掲げる区分六をいう。以下同じ。）に該当する者 四四、二三〇単位
- (二) 区分五（区分省令第一条第六号に掲げる区分五をいう。以下同じ。）に該当する者 三一、二二〇単位
- (三) 区分四（区分省令第一条第五号に掲げる区分四をいう。以下同じ。）に該当する者 二四、九〇〇単位
- (四) 区分三（区分省令第一条第四号に掲げる区分三をいう。以下同じ。）に該当する者 一九、八九〇単位
- (2) 介護保険給付対象者（3）及び(4)に掲げる者を除く。）  
一三、六〇〇単位
- (3) 介護給付費等単位数表の第6の1の生活介護サービス費、介護給付費等単位数表の第10の1の機能訓練サービス費、介護給付費等単位数表の第11の1の生活訓練サービス費、介護給付費等単位数表の第12の1の就労移行支援サービス費、介護給付費等単位数表の第13の1の就労継続支援A型サービス費又は介護給付費等単位数表の第14の1の就労継続支援B型サービス費（以下「生活介護サービス費等」という。）を算定される者（4）に掲げる者を除く。） 次の(一)から(五)までに掲げる者の区分に応じ、それぞれ(一)から(五)までに掲げる単位数
- (一) 区分六に該当する者のうち介護保険給付対象者以外のもの 二四、五七〇単位
- (二) 区分五に該当する者のうち介護保険給付対象者以外のもの 一七、九〇〇単位
- (三) 区分五又は区分六に該当する者のうち介護保険給付対象者であるもの 一三、六〇〇単位

(四) 区分四に該当する者  
(五) 区分三に該当する者

一四、五五〇単位  
一一、二六〇単位

(4) 介護給付費等単位数表の第15の1の共同生活援助サービス費(以下「共同生活援助サービス費」という。)を算定される者(ト及びチに掲げる者を除く。) 次の(一)から(三)までに掲げる者の区分に応じ、それぞれ(一)から(三)までに掲げる単位数

(一) (一)及び(三)に掲げる者以外のもの

三、八一〇単位

(二) 指定障害福祉サービス基準附則第十八条の二第一項の規定の適用を受ける利用者であつて、共同生活援助サービス費の注5に掲げる単位数を算定されるもの(三)に掲げる者を除く。  
。 次のaからcまでに掲げる者の区分に応じ、それぞれaからcまでに掲げる単位数

a 区分六に該当する者

一五、七七〇単位

b 区分五に該当する者

九、九六〇単位

c 区分四に該当する者

七、七七〇単位

(三) 指定障害福祉サービス基準附則第十八条の二第一項の規定の適用を受ける利用者であつて、共同生活援助サービス費の注5に掲げる単位数を算定される者のうち介護保険給付対象者であるもの

三、八一〇単位

(四) 区分四に該当する者  
(五) 区分三に該当する者

一三、九九〇単位  
一〇、八三〇単位

(4) 介護給付費等単位数表の第15の1の共同生活援助サービス費(以下「共同生活援助サービス費」という。)を算定される者(ト及びチに掲げる者を除く。) 次の(一)から(五)までに掲げる者の区分に応じ、それぞれ(一)から(五)までに掲げる単位数

(一) (一)から(五)までに掲げる者以外のもの

三、六七〇単位

(二) 指定障害福祉サービス基準附則第十八条の二第一項の規定の適用を受ける利用者であつて、共同生活援助サービス費の注5に掲げる単位数を算定されるもの(三)に掲げる者を除く。  
。 次のaからcまでに掲げる者の区分に応じ、それぞれaからcまでに掲げる単位数

a 区分六に該当する者

一五、〇五〇単位

b 区分五に該当する者

九、五七〇単位

c 区分四に該当する者

七、四六〇単位

(三) 指定障害福祉サービス基準附則第十八条の二第一項の規定の適用を受ける利用者であつて、共同生活援助サービス費の注5に掲げる単位数を算定される者のうち介護保険給付対象者であるもの

三、六七〇単位

(四) 介護給付費等単位数表の第15の1の共同生活援助サービス費のホの経過的家宅介護利用型共同生活援助サービス費(以下「経過的家宅介護利用型共同生活援助サービス費」という。)を算定される者(五)に掲げる者を除く。) 次のaからdまでに掲げる者の区分に応じ、それぞれaからdまでに掲げる単位数

a 区分六に該当する者

一六、八四〇単位

b 区分五に該当する者

一一、一一〇単位

- 二 行動援護に係る支給決定を受けた者（ロ及びハに掲げる者を除く。） 次の(1)から(4)までに掲げる者の区分に応じ、それぞれ(1)から(4)までに掲げる単位数
- (1) (2)から(4)までに掲げる者以外のもの 次の(一)から(五)までに掲げる者の区分に応じ、それぞれ(一)から(五)までに掲げる単位数
- (一) 区分六に該当する者 三三、二四〇単位
- (二) 区分五に該当する者 二五、五八〇単位
- (三) 区分四に該当する者 一九、二四〇単位
- (四) 区分三に該当する者 一四、二八〇単位
- (五) 障害児 一八、一六〇単位
- (2) 介護保険給付対象者 (3)及び(4)に掲げる者を除く。)
- 八、五四〇単位
- (3) 生活介護サービス費等を算定される者 (4)に掲げる者を除く。
- 。 次の(一)から(六)までに掲げる者の区分に応じ、それぞれ(一)から(六)までに掲げる単位数
- (一) 区分六に該当する者のうち介護保険給付対象者以外のもの 二一、七〇〇単位
- (二) 区分五に該当する者のうち介護保険給付対象者以外のもの 一八、〇一〇単位
- (三) 区分四に該当する者のうち介護保険給付対象者以外のもの 一四、一八〇単位
- (四) 区分三に該当する者のうち介護保険給付対象者以外のもの 一〇、九〇〇単位

- c 区分四に該当する者 九、〇三〇単位
- d 区分三に該当する者 七、九三〇単位
- 四 経過的居宅介護利用型共同生活援助サービス費を算定される者のうち介護保険給付対象者であるもの 三、六七〇単位
- 二 行動援護に係る支給決定を受けた者（ロ及びハに掲げる者を除く。） 次の(1)から(4)までに掲げる者の区分に応じ、それぞれ(1)から(4)までに掲げる単位数
- (1) (2)から(4)までに掲げる者以外のもの 次の(一)から(五)までに掲げる者の区分に応じ、それぞれ(一)から(五)までに掲げる単位数
- (一) 区分六に該当する者 二九、三〇〇単位
- (二) 区分五に該当する者 二二、五五〇単位
- (三) 区分四に該当する者 一六、九六〇単位
- (四) 区分三に該当する者 一二、五九〇単位
- (五) 障害児 一六、〇一〇単位
- (2) 介護保険給付対象者 (3)及び(4)に掲げる者を除く。)
- 七、五二〇単位
- (3) 生活介護サービス費等を算定される者 (4)に掲げる者を除く。
- 。 次の(一)から(六)までに掲げる者の区分に応じ、それぞれ(一)から(六)までに掲げる単位数
- (一) 区分六に該当する者のうち介護保険給付対象者以外のもの 一九、一三〇単位
- (二) 区分五に該当する者のうち介護保険給付対象者以外のもの 一五、八八〇単位
- (三) 区分四に該当する者のうち介護保険給付対象者以外のもの 一二、五〇〇単位
- (四) 区分三に該当する者のうち介護保険給付対象者以外のもの 九、六〇〇単位



(五) 区分三から区分六までに該当する者のうち介護保険給付対象であるもの  
八、五四〇単位

(六) 障害児  
一八、一六〇単位

(4) 共同生活援助サービス費を算定される者（下及びチに掲げる者を除く。）  
二、三五〇単位

ホ 居宅介護に係る支給決定を受けた者（ロからニまで及びへからチまでに掲げる者並びに介護保険給付対象者を除く。） 次の(1)から(3)までに掲げる者の区分に応じ、それぞれ(1)から(3)までに掲げる単位数

- (1) (2)及び(3)に掲げる者以外のもの 次の(一)から(七)までに掲げる者の区分に応じ、それぞれ(一)から(七)までに掲げる単位数
- (一) 区分六に該当する者 二五、九六〇単位
- (二) 区分五に該当する者 一八、九一〇単位
- (三) 区分四に該当する者 一二、九一〇単位
- (四) 区分三に該当する者 八、二八〇単位
- (五) 区分二（区分省令第一条第三号に掲げる区分二をいう。以

(五) 区分三から区分六までに該当する者のうち介護保険給付対象であるもの  
七、五二〇単位

(六) 障害児  
一六、〇一〇単位

(4) 共同生活援助サービス費を算定される者（下及びチに掲げる者を除く。） 次の(一)から(三)までに掲げる者の区分に応じ、それぞれ(一)から(三)までに掲げる単位数

(一) (二)及び(三)に掲げる者以外のもの 二、〇六〇単位

(二) 経過的居宅介護利用型共同生活援助サービス費を算定される者（(三)に掲げる者を除く。） 次のaからdまでに掲げる者の区分に応じ、それぞれaからdまでに掲げる単位数

a 区分六に該当する者 一一、六八〇単位

b 区分五に該当する者 八、四七〇単位

c 区分四に該当する者 六、六二〇単位

d 区分三に該当する者 五、六六〇単位

ホ 居宅介護に係る支給決定を受けた者（ロからニまで及びへからチまでに掲げる者並びに介護保険給付対象者を除く。） 次の(1)から(4)までに掲げる者の区分に応じ、それぞれ(1)から(4)までに掲げる単位数

- (1) (2)から(4)までに掲げる者以外のもの 次の(一)から(七)までに掲げる者の区分に応じ、それぞれ(一)から(七)までに掲げる単位数
- (一) 区分六に該当する者 二五、〇七〇単位
- (二) 区分五に該当する者 一八、二六〇単位
- (三) 区分四に該当する者 一二、四六〇単位
- (四) 区分三に該当する者 八、〇〇〇単位
- (五) 区分二（区分省令第一条第三号に掲げる区分二をいう。以

下同じ。( )に該当する者

六、五四〇単位

(六) 区分一 (区分省令第一条第二号に掲げる区分一をいう。以下同じ。)に該当する者

五、七七〇単位

(七) 障害児

一、九五〇単位

(2) 介護給付費等単位数表第1の1の居宅介護サービス費のイ及びハを算定される者(3)に掲げる者を除く。) 次の(一)から(七)までに掲げる区分に応じ、それぞれ(一)から(七)までに掲げる単位数

(一) 区分六に該当する者

二二、九九〇単位

(二) 区分五に該当する者

一五、九八〇単位

(三) 区分四に該当する者

九、九八〇単位

(四) 区分三に該当する者

五、三一〇単位

(五) 区分二に該当する者

三、六一〇単位

(六) 区分一に該当する者

二、七九〇単位

(七) 障害児

八、九七〇単位

(3) 生活介護サービス費等を算定される者のうち区分六に該当するもの

二〇、二四〇単位

へ 居宅介護に係る支給決定を受けた者(介護給付費等単位数表第1の1の居宅介護サービス費のロ、ニ及びホを算定される者(ロ

下同じ。( )に該当する者

六、三二〇単位

(六) 区分一 (区分省令第一条第二号に掲げる区分一をいう。以下同じ。)に該当する者

五、五七〇単位

(七) 障害児

一、五四〇単位

(2) 介護給付費等単位数表第1の1の居宅介護サービス費のイ及びハを算定される者(3)及び(4)に掲げる者を除く。) 次の(一)から(七)までに掲げる区分に応じ、それぞれ(一)から(七)までに掲げる単位数

(一) 区分六に該当する者

二二、二〇〇単位

(二) 区分五に該当する者

一五、四三〇単位

(三) 区分四に該当する者

九、六四〇単位

(四) 区分三に該当する者

五、一二〇単位

(五) 区分二に該当する者

三、四八〇単位

(六) 区分一に該当する者

二、六九〇単位

(七) 障害児

八、六六〇単位

(3) 生活介護サービス費等を算定される者のうち区分六に該当するもの(4)に掲げる者を除く。)

一九、五四〇単位

(4) 経過的居宅介護利用型共同生活援助サービス費を算定される者(区分一に該当する者を除く。) 次の(一)から(五)までに掲げる者の区分に応じ、それぞれ(一)から(五)までに掲げる単位数

(一) 区分六に該当する者

九、八一〇単位

(二) 区分五に該当する者

六、五四〇単位

(三) 区分四に該当する者

四、六八〇単位

(四) 区分三に該当する者

三、七一〇単位

(五) 区分二に該当する者

一、四〇〇単位

へ 居宅介護に係る支給決定を受けた者(介護給付費等単位数表第1の1の居宅介護サービス費のロ、ニ及びホを算定される者(ロ

から二まで、ト及びチに掲げる者並びに介護保険給付対象者を除く。に限り。であつて、共同生活援助サービス費のイからニまでの共同生活援助サービス費又は介護給付費等単位数表の第15の1の2の外部サービス利用型共同生活援助サービス費を算定される者

二、一九〇単位

ト 居宅介護に係る支給決定を受けた者（ロに掲げる者及び介護保険給付対象者を除く。）のうち指定障害福祉サービス基準附則第十八条の二第一項の規定の適用を受ける利用者であつて、共同生活援助サービス費の注5に掲げる単位数を算定されるもの 次の(1)から(3)までに掲げる者の区分に応じ、それぞれ(1)から(3)までに掲げる単位数

(1) 介護給付費等単位数表第2の1の重度訪問介護サービス費の注1に規定する利用者の支援の度に相当する支援の度合にあるもの 次の(一)から(三)までに掲げる者の区分に応じ、それぞれ(一)から(三)までに掲げる単位数

(一) 区分六に該当する者

(二) 区分五に該当する者

(三) 区分四に該当する者

一一、四一〇単位

九、〇二〇単位

七、〇五〇単位

(2) 介護給付費等単位数表の第3の1の同行援護サービス費注1に規定する利用者の支援の度に相当する支援の度合にあるもの 次の(一)から(三)までに掲げる者の区分に応じ、それぞれ(一)から(三)までに掲げる単位数

三、二〇〇単位

(3) 介護給付費等単位数表の第4の1の行動援護サービス費の注1に規定する利用者の支援の度に相当する支援の度合にあるもの 次の(一)から(三)までに掲げる者の区分に応じ、それぞれ(一)から(三)までに掲げる単位数

(一) 区分六に該当する者

(二) 区分五に該当する者

一〇、九四〇単位

七、五五〇単位

から二まで、ト及びチに掲げる者並びに介護保険給付対象者を除く。に限り。であつて、共同生活援助サービス費のイからニまでの共同生活援助サービス費又は介護給付費等単位数表の第15の1の2の外部サービス利用型共同生活援助サービス費を算定される者

二、一二〇単位

ト 居宅介護に係る支給決定を受けた者（ロに掲げる者及び介護保険給付対象者を除く。）のうち指定障害福祉サービス基準附則第十八条の二第一項の規定の適用を受ける利用者であつて、共同生活援助サービス費の注5に掲げる単位数を算定されるもの 次の(1)から(3)までに掲げる者の区分に応じ、それぞれ(1)から(3)までに掲げる単位数

(1) 介護給付費等単位数表第2の1の重度訪問介護サービス費の注1に規定する利用者の支援の度に相当する支援の度合にあるもの 次の(一)から(三)までに掲げる者の区分に応じ、それぞれ(一)から(三)までに掲げる単位数

(一) 区分六に該当する者

(二) 区分五に該当する者

(三) 区分四に該当する者

一一、九八〇単位

八、七〇〇単位

六、八〇〇単位

(2) 介護給付費等単位数表の第3の1の同行援護サービス費注1に規定する利用者の支援の度に相当する支援の度合にあるもの 次の(一)から(三)までに掲げる者の区分に応じ、それぞれ(一)から(三)までに掲げる単位数

三、〇九〇単位

(3) 介護給付費等単位数表の第4の1の行動援護サービス費の注1に規定する利用者の支援の度に相当する支援の度合にあるもの 次の(一)から(三)までに掲げる者の区分に応じ、それぞれ(一)から(三)までに掲げる単位数

(一) 区分六に該当する者

(二) 区分五に該当する者

一〇、五六〇単位

七、二九〇単位

(三) 区分四に該当する者

五、五四〇単位

チ 居宅介護に係る支給決定を受けた者（ロに掲げる者及び介護保険給付対象者を除く。）のうち指定障害福祉サービス基準附則第十八条の二第二項の規定の適用を受ける利用者であつて、共同生活援助サービス費の注5に掲げる単位数を算定されるもの 次の(1)から(3)までに掲げる者の区分に応じ、それぞれ(1)から(3)までに掲げる単位数

(1) 区分六に該当する者

八、七四〇単位

(2) 区分五に該当する者

五、三五〇単位

(3) 区分四に該当する者

三、三八〇単位

リ 同行援護に係る支給決定を受けた者（ロからチまでに掲げる者のうち次の(1)及び(2)に掲げる単位数以上の単位数が定められている障害福祉サービス費を算定されるものを除く。） 次の(1)及び(2)に掲げる者の区分に応じ、それぞれ(1)及び(2)に掲げる単位数  
(1) (2)に掲げる者以外のもの  
一一、〇八〇単位  
(2) 共同生活援助サービス費を算定される者（ト及びチに掲げる者を除く。）  
三、三一〇単位

別表

地域区分	割合
厚生労働大臣が定める一単位の単価（平成十八年厚生労働省告示第五百三十九号）の第一号の表の上欄（以下「地域区分欄」という。）に掲げる一級地	千分の千八百
地域区分欄に掲げる二級地	千分の千九十

(三) 区分四に該当する者

五、三四〇単位

チ 居宅介護に係る支給決定を受けた者（ロに掲げる者及び介護保険給付対象者を除く。）のうち指定障害福祉サービス基準附則第十八条の二第二項の規定の適用を受ける利用者であつて、共同生活援助サービス費の注5に掲げる単位数を算定されるもの 次の(1)から(3)までに掲げる者の区分に応じ、それぞれ(1)から(3)までに掲げる単位数

(1) 区分六に該当する者

八、四四〇単位

(2) 区分五に該当する者

五、一六〇単位

(3) 区分四に該当する者

三、二六〇単位

リ 同行援護に係る支給決定を受けた者（ロからチまでに掲げる者のうち次の(1)及び(2)に掲げる単位数以上の単位数が定められている障害福祉サービス費を算定されるものを除く。） 次の(1)及び(2)に掲げる者の区分に応じ、それぞれ(1)及び(2)に掲げる単位数  
(1) (2)に掲げる者以外のもの  
一一、三三〇単位  
(2) 共同生活援助サービス費を算定される者（ト及びチに掲げる者を除く。）及び経過的居宅介護利用型共同生活援助サービス費を算定される者（ト及びチに掲げる者を除く。）  
三、一〇〇単位

別表

地域区分	割合
厚生労働大臣が定める一単位の単価（平成十八年厚生労働省告示第五百三十九号）の第一号の表の上欄（以下「地域区分欄」という。）に掲げる一級地	千分の千九十九
地域区分欄に掲げる二級地	千分の千八十三

地域区分欄に掲げる三級地	千分の千七十二
地域区分欄に掲げる四級地	千分の千六十
地域区分欄に掲げる五級地	千分の千三十六
地域区分欄に掲げる六級地	千分の千十八
地域区分欄に掲げるその他	千分の千

地域区分欄に掲げる三級地	千分の千七十二
地域区分欄に掲げる四級地	千分の千六十九
地域区分欄に掲げる五級地	千分の千六十八
地域区分欄に掲げる六級地	千分の千六十三
地域区分欄に掲げる七級地	千分の千六十
地域区分欄に掲げる八級地	千分の千五十九
地域区分欄に掲げる九級地	千分の千五十四
地域区分欄に掲げる十級地	千分の千五十
地域区分欄に掲げる十一級地	千分の千四十五
地域区分欄に掲げる十二級地	千分の千四十二
地域区分欄に掲げる十三級地	千分の千三十六
地域区分欄に掲げる十四級地	千分の千三十二
地域区分欄に掲げる十五級地	千分の千二十七
地域区分欄に掲げる十六級地	千分の千二十三
地域区分欄に掲げる十七級地	千分の千十八
地域区分欄に掲げる十八級地	千分の千十四
地域区分欄に掲げる十九級地	千分の千五
地域区分欄に掲げるその他	千分の千

### ◎国庫負担基準単位の算定誤りの例と関連するチェック項目

誤りの例1 国庫負担基準告示に定める単位数を使用せずに国庫負担基準単位数を算定していた。

- チェック項目 別添1(1)の内訳の「国庫負担基準単位数(a)」欄の1の位が0以外になっていませんか。  
 ※国庫負担基準告示の単位数は1の位が全ての区分において0となっています。したがって、当該単位数を基に算定される「国庫負担基準単位数(a)」欄も必ず1の位が0となりますので、注意してください。

以下の算定誤りについては、基準額の算定資料として参考様式を市町村から徴するなどしている場合、誤りを視覚的に確認できますので、確認の参考にしてください。

誤りの例2 交付申請時や変更交付申請時に算定した国庫負担基準単位数のまま、実績報告をしていた。

- チェック項目 全ての月又は一部の月の「実利用者数」欄に同じ数字が入力されていませんか。  
 ※国庫負担基準告示は月毎の実利用者数を基に算定するものであることから、支給決定をしていてもサージビスのない利用者は単位数を算定することはできません。全ての月又は一部の月の実利用者数が一定であるからと言って必ずしも誤りではありませんが、通常は月毎に利用状況は変動しますので、注意してください。

誤りの例3 4月に国庫負担基準告示の単位数が改定されているのに、12カ月分を同じ単位数で国庫負担基準単位数を算定していた。

- チェック項目 国庫負担基準告示の単位数が改定されている年度において、3月分と4月以降分を同じ単位数で算定されていませんか。  
 ※国庫負担基準単位数は3月から翌年2月までを1年度として算定することとされており、単位数が改定されている年度においては、必ず改定前の単位数と改定後の単位数を使用することになりますので、注意してください。

誤りの例4 国庫負担基準告示に定める区分のとおりに利用者数を計上していなかった。

- チェック項目 区分別の(1)と(2)は適切に区分されていますか。  
 ※区分別の(1)と(2)は大まかな区分として、(1)は通院等乗降介助又は通院等乗降介助が算定されている者(同時に身体介護や家事援助が算定されている者を含む。)、(2)は通院等介助又は通院等乗降介助が算定されていない者に分けられます。そして、通常通院等介助等が算定される者が少ないことから、(2)の区分の方が利用者数は多くなります。したがって、(1)にのみ利用者数が入力されていたり、(2)と比較して(1)の利用者数が不自然に多いなどしていないか、注意してください。

## ◎国庫負担基準単位の算定に係るチェック項目

<p>別紙様式 別添1(1)の内訳</p>	<p>1 「国庫負担基準単位(a)」欄の一の位が0以外になっていませんか。          ※国庫負担基準告示の単位数は一の位が全ての区分において0となっています。したがって、当該単位数を基に算定される「国庫負担基準単位(a)」欄も必ず一の位が0となりますので、注意してください。</p>
<p>以下、基準額の算定資料として参考様式を市町村から徴するなどしている場合、誤りを視覚的に確認できますので、確認の参考にごください。</p>	<p>参考様式(総論)</p>
<p>2</p>	<p>全ての月の「実利用者数」欄に同じ数字が入力されていませんか。          ※国庫負担基準告示は月毎の実利用者数を基に算定するものであることから、支給決定をしてもサービスのない利用者は単位数を算定することはできません。全ての月の実利用者数が一定であるからと言って必ずしも誤りではありませんが、通常は月毎に利用状況は変動しますので、注意してください。</p>
<p>3</p>	<p>国庫負担基準告示の単位数が改定されている年度において、3月分と4月以降分を同じ単位数で算定されていませんか。          ※国庫負担基準単位は3月から翌年2月までを一年度として算定することとされており、単位数が改定されている年度においては、必ず改定前の単位数と改定後の単位数を使用することになりますので、注意してください。</p>
<p>4</p>	<p>参考様式の月と利用者数の月は一致していますか。          ※参考様式は3月から2月までの一年分を入力することになっておりますので、受付月基準で入力しないように注意してください。(例:平成27年4月受付分であれば平成27年3月に入力)</p>
<p>参考様式(各論)</p>	<p>5 区分ホの(1)と(2)は適切に区分されていますか。          ※区分ホの(1)と(2)は大まかな区分として、(1)は通院等介助又は通院等乗降介助が算定されている者(同時に身体介護や家事援助が算定されている者を含む)、(2)は通院等介助又は通院等乗降介助が算定されていない者に分けられます。そして、通常通院等介助等が算定される者の方が少ないことから、(2)の区分の方が利用者数は多くなります。したがって、(1)にのみ利用者数が入力されていたり、(2)と比較して(1)の利用者数が不自然に多いなどしていないか、注意してください。</p>
<p>6</p>	<p>区分と区分子に計上すべき利用者数はありませんか。          ※国保連合会から利用者数のデータの提供を受けている市町村において、国保連合会のstyleK1.csvのデータには区分と区分子は利用者数は計上されず、styleK3.csvという別のデータに計上されています。styleK1.csvのデータだけを引用して区分と区分子に計上されず、styleK3.csvのデータも確認し忘れないように注意してください。</p>

## 参考様式とCSVファイルを活用した国庫負担基準単位の算定手順

## 1 使用する参考様式及び国保連合会のCSVファイル

## (1) 参考様式(市町村用様式ファイル)

参考様式には市町村用と都道府県用があるが、違いは貼り付けシートがあるか否かである。基本的に貼り付けシートは市町村に送付されるCSVファイルには対応していないので利用しないこと。

## (2) 国保連合会のCSVファイル

国保連合会のCSVファイルは統計情報の一環として送付されているのが一般的である。

なお、国保連合会のCSVファイルは、事業所からの請求を受け付けた年月を基準に作成されており、月遅れ請求等があった場合には、通常請求分と合わせて当該請求を受け付けた月の利用者数として計上されていることから、厳密には当該月の利用者数ではないところであるが、当該月遅れ請求等についても、別途調整等は要せず、そのまま使用して差し支えない。

国庫負担基準単位の算定に使用するファイルは以下のタイトルのファイルである。

A000000\_0\_00000000\_0000000000000styleK1.csv

I000000\_0\_00000000\_0000000000000styleK3.csv

※0は便宜上の表記である。なお、それぞれの数字の意味は次のとおり。

000000	0	0000000000	0000000	0000000
市町村番号		データ作成年月日	受付年月	市町村番号

## (3) 国庫負担基準単位の算定する期間について

国庫負担基準単位は、3月から翌年2月までを1年度とする当該年度に属する各月ごとに単位数を算定すること。

なお、上記3月から翌年2月までの算定処理年月については、介護給付費等を集計する年月と合わせること。

## 2 参考様式へのCSVファイルの貼付手順

## (1) 参考様式の月の表示、「区分」欄、「区分ごとの単位」欄を確認する。

また、単位数の改定等がある年度においては、4月受付分については、改定前単位が記載された参考様式を使用し、5月受付分以降は改定後単位が記載された参考様式を使用する(下の平成27年度の例では、「区分」の数や「区分ごとの単位」が平成27年4月受付分と平成27年5月受付分以降で異なるので注意。以降例は単位数等の大きな改定があった平成27年度を例に示す。)



◎参考様式

区分ごとの単位	実利用者数													計	区分ごとの単位×実利用者数
	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月			
84,070														0	0
33,730														0	0

◎平成27年4月受付分を入力する参考様式

区 分	区分ごとの単位
ホ 居宅介護に係る支給決定を受けた者（口から三まで及び六から七までに掲げる者並びに介護保険給付対象者を除く。）	
(1) (2)から(4)までに掲げる者以外のもの	
(一) 区分六に該当する者	25,070
(二) 区分五に該当する者	18,260
(三) 区分四に該当する者	12,460
(四) 区分三に該当する者	8,000
(五) 区分二に該当する者	6,320
(六) 区分一に該当する者	5,570
(七) 障害児	11,640
(2) 身体介護サービス費及び家事援助サービス費を算定される者（(3)及び(4)に掲げる者を除く。）	
(一) 区分六に該当する者	22,200
(二) 区分五に該当する者	15,430
(三) 区分四に該当する者	9,640
(四) 区分三に該当する者	5,120
(五) 区分二に該当する者	3,480
(六) 区分一に該当する者	2,690
(七) 障害児	8,660
(3) 生活介護サービス費等のうち区分六に該当するもの（(4)に掲げる者を除く。）	10,540
(4) 経過的居宅介護利用型共同生活介護サービス費を算定される者	
(一) 区分六に該当する者	9,810
(二) 区分五に該当する者	6,540
(三) 区分四に該当する者	4,680
(四) 区分三に該当する者	3,710
(五) 区分二に該当する者	1,400

◎平成27年5月受付分以降を入力する参考様式

区 分	区分ごとの単位
ホ 居宅介護に係る支給決定を受けた者（ロからニまで及びハからテまでに掲げる者並びに介護保険給付対象者を除く。）	
(1) (2) 及び(3)に掲げる者以外のもの	
(一) 区分六に該当する者	25,960
(二) 区分五に該当する者	18,910
(三) 区分四に該当する者	12,910
(四) 区分三に該当する者	8,280
(五) 区分二に該当する者	6,540
(六) 区分一に該当する者	5,770
(七) 障害児	11,590
(2) 身体介護サービス費及び家事援助サービス費を算定される者（(3)に掲げる者を除く。）	
(一) 区分六に該当する者	22,980
(二) 区分五に該当する者	16,980
(三) 区分四に該当する者	9,980
(四) 区分三に該当する者	5,310
(五) 区分二に該当する者	3,610
(六) 区分一に該当する者	2,790
(七) 障害児	8,970
(3) 生活介護サービス費等のうち区分六に該当するもの	20,240

(2) styleK1.csvのデータの貼り付け<区分イからへまで及びリ>

ア 国保連合会のデータのうちstyleK1.csvをエクセルで開き、D1のセル（赤枠のセル）に表示されている月を確認する。

国保連合会のデータは受付月表示であることから、下記の例として挙げているデータでは、「平成27年04月」と表示されているので、当該データは平成27年4月受付分である。

◎styleK1.csvの例

0 F5490	0	平成27年04月	〇〇県	〇〇市
1 4月				
2	0			
3	0			
----- (中略) -----				
84	0			
85	0			
86	0			
87	0			
88	0			
89	0			

イ styleK1.csvのデータをA列に表示されている数字が2の行から89の行までを範囲選択（マウスで左クリックしながらドラッグ、又はshiftキーを押しながら矢印キーで移動する。）してコピー（マウスの右ボタンを押してコピーを選択、又はCtrlキーを押しながらCキーを押す。）する。

◎平成27年4月受付分のコピー範囲

0 F5490	0 平成27年04月	〇〇県	〇〇市
1 4月			
2	0	←赤枠の範囲を範囲選択して、コピーする。	
3	0		
(中略)			
84	0		
85	0		
86	0		
87	0		
88	0		
89	0		

ウ コピーしたstyleK1.csvのデータを参考様式の該当月の下のセル（例では赤枠のセル）に値ペースト（セルの書式等は引用せずにコピーした値だけをペーストすること。マウスの右クリックを押して表示されたウィンドウから（形式を選択して貼り付け）をクリックし、表示されたウィンドウから（値）をチェックして「OK」をクリックする。）する。

例えばD1のセルに「平成27年04月」が表示されるstyleK1.csvのデータは4月受付分であるので、参考様式の「3月」の下のセルに値ペーストする。同様に「平成27年05月」が表示されるstyleK1.csvのデータは5月受付分であるので、参考様式の「4月」の下のセルに値ペーストする。

◎平成27年4月受付分のペースト場所

区分ごとの単位	実利用者数												計	区分ごとの単位 ×実利用者数		
	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月				
83,660	0	←赤枠のセルで値ペーストすると、赤色の列にデータが引用される。											0	0		
33,200	0														0	0
(中略)																
3,100	0														0	0
3,100	0														0	0
3,100	0														0	0
3,100	0														0	0
3,100	0														0	0
3,100	0														0	0
															合計	0

◎平成27年5月受付分のペースト場所

区分ごとの単位	実利用者数													区分ごとの単位×実利用者数	
	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	計		
84,070		0	←赤枠のセルで値ペーストすると、赤色の列にデータが引用される。											0	0
33,730		0												0	0
(中略)															
3,310		0												0	0
3,310		0												0	0
3,310		0												0	0
3,310		0												0	0
3,310		0												0	0
3,310		0												0	0
													合計	0	

エ 4月受付分から翌年3月受付分までの12か月分について、アからウまでの作業を繰り返す。

オ 事業所等から直接介護給付費等の請求を受けている利用者に係る実績についてはstyleK1.csvの利用者数に含まれていないため、国庫負担基準告示の定めに基づき区分を判断した上で、エまでで作成した参考様式に別途手入力で追加計上する。

(3) styleK3.csvのデータの計上<区分ト及びチ>

ア 国保連合会のデータのうちstyleK3.csvをエクセルで開き、該当者がいるか、また、データの月を確認する。

styleK1.csvと同様に受付月表示であることから、仮にA2のセル(赤枠のセル)に「平成27年04月受付分」と表示されている場合には、当該データは平成27年4月受付分である。

◎該当者有りのstyleK3.csv

告示第530号 厚生労働大臣が定める障害福祉サービス費等負担対象額に関する基準等 二.ト、チに掲げる者									
平成27年04月 受付分									
市町村番号	市町村名	証記載市町村番号	証記載市町村名	受給者番号	受給者氏名	障害支援区分	サービス提供月	種別	給付費
0	〇〇市			0	●●●●	25	201503	給付	30000
0	〇〇市			1	△△△△	26	201503	給付	100000
0	〇〇市			2	××××	25	201503	給付	80000

◎該当者無しのstyleK3.csv

告示第530号 厚生労働大臣が定める障害福祉サービス費等負担対象額に関する基準等 二.ト、チに掲げる者									
平成27年04月 受付分									
市町村番号	市町村名	証記載市町村番号	証記載市町村名	受給者番号	受給者氏名	障害支援区分	サービス提供月	種別	給付費
0	〇〇市								
該当するデータがありませんでした。									

イ styleK3.csvに該当者がいる場合、受給者番号及び受給者氏名等を基に、当該該当者の受給者証及び認定調査時の資料等により重度訪問介護等の「利用者の支援の度合いに相当する支援の度合いにあるもの」にあるかを「介護給付費等に係る支給決定事務等について（事務処理要領）」（平成26年4月1日）に従って確認する。

告示の区分	サービス	心身の状態
区分ト(1)	重度訪問介護	<p>(ア) 次の(一)及び(二)のいずれにも該当していること</p> <p>(一) 二肢以上に麻痺等があること。</p> <p>(二) 障害支援区分の認定調査項目のうち「歩行」「移乗」「排尿」「排便」のいずれも「支援が不要」以外と認定されていること。</p> <p>(イ) 障害支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目等(12項目)の合計点数が10点以上である者</p>
区分ト(2)	同行援護	<p>【身体介護を伴わない場合】</p> <p>① 同行援護アセスメント調査票による、調査項目中「視力障害」「視野障害」及び「夜盲」のいずれかが1点以上であり、かつ、「移動障害」の点数が1点以上の者。</p> <p>【身体介護を伴う場合】</p> <p>① 同行援護アセスメント調査票による、調査項目中「視力障害」「視野障害」及び「夜盲」のいずれかが1点以上であり、かつ、「移動障害」の点数が1点以上である者。</p> <p>② 区分2以上に該当するもの。</p> <p>③ 障害支援区分の認定調査項目のうち、それぞれ(ア)から(オ)までに掲げる状態のいずれか一つ以上に認定されていること。</p> <p>(ア)「歩行」 「全面的な支援が必要」「見守り等の支援が必要」「部分的な支援が必要」又は「全面的な支援が必要」</p> <p>(イ)「移乗」 「全面的な支援が必要」「見守り等の支援が必要」「部分的な支援が必要」又は「全面的な支援が必要」</p> <p>(ウ)「移動」 「全面的な支援が必要」「見守り等の支援が必要」「部分的な支援が必要」又は「全面的な支援が必要」</p> <p>(エ)「排尿」 「部分的な支援が必要」又は「全面的な支援が必要」</p> <p>(オ)「排便」 「部分的な支援が必要」又は「全面的な支援が必要」</p>
区分ト(3)	行動援護	<p>障害支援区分が区分3以上であって、障害支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目等(12項目)の合計点数が10点以上(障害児にあってはこれに相当する支援の度合い)である者</p>
区分チ		区分ト(1)から(3)のいずれにも該当しない

◎介護給付費等に係る支給決定事務等について（事務処理要領）（抜粋）

行動関連項目	0点			1点		2点	
	日常生活に支障がない			特 定 の 者	会 話 以 外 の 方 法	独 自 の 方 法	コ ミュ ニ ケー ション でき ない
コミュニケーション	日常生活に支障がない			特 定 の 者	会 話 以 外 の 方 法	独 自 の 方 法	コ ミュ ニ ケー ション でき ない
説明の理解	理解できる			理解できない		理解できているか判断できない	
大声・奇声を 出す	支 援 が 要 要	希 に 支 必	月に1 回以上	週1回以上の支 援が必要		ほぼ毎日（週5日 以上の）支援が必要	
異食行動	支 援 が 要 要	希 に 支 必	月に1 回以上	週1回以上の支 援が必要		ほぼ毎日（週5日 以上の）支援が必要	
多動・行 動停止	支 援 が 要 要	希 に 支 必	月に1 回以上	週1回以上の支 援が必要		ほぼ毎日（週5日 以上の）支援が必要	
不安定な 行動	支 援 が 要 要	希 に 支 必	月に1 回以上	週1回以上の支 援が必要		ほぼ毎日（週5日 以上の）支援が必要	
自らを傷 つける為	支 援 が 要 要	希 に 支 必	月に1 回以上	週1回以上の支 援が必要		ほぼ毎日（週5日 以上の）支援が必要	
他人を傷 つける為	支 援 が 要 要	希 に 支 必	月に1 回以上	週1回以上の支 援が必要		ほぼ毎日（週5日 以上の）支援が必要	
不適切な 行為	支 援 が 要 要	希 に 支 必	月に1 回以上	週1回以上の支 援が必要		ほぼ毎日（週5日 以上の）支援が必要	
突発的な 行動	支 援 が 要 要	希 に 支 必	月に1 回以上	週1回以上の支 援が必要		ほぼ毎日（週5日 以上の）支援が必要	
過食・反 すう等	支 援 が 要 要	希 に 支 必	月に1 回以上	週1回以上の支 援が必要		ほぼ毎日（週5日 以上の）支援が必要	
てんかん	年1回以上			月に1回以上		週1回以上	

ウイで区分トの(1)から(3)までのいずれに該当するか又は区分チに該当するかを確認したら、「障害支援区分」欄を確認し、「24」なら「区分4」、「25」なら「区分5」、「26」なら「区分6」に計上する。また、「種別」欄が「給付」となっている場合は「+1」、「過誤」となっている場合は「-1」としてカウントし、月遅れ請求や過誤調整分もstyleK3.csvに表示されている「サービス提供月」欄の月には割り振らない。例えば月遅れ請求等を含めた4月受付分については3月の欄に計上する。

◎styleK3.csvの区分例

告示第530号 厚生労働大臣が定める障害福祉サービス費等負担対象額に関する基準等 二.ト、チに掲げる者											
平成27年05月 受付分											
市町村番号	市町村名	証記載市町村番号	証記載市町村名	受給者番号	受給者氏名	障害支援区分	サービス提供月	種別	給付費	資料から判断した区分	カウント
000000	××市	000000	××市	11111111	○○○○	25	201504	給付	63875	区分ト(1)	+1
000000	××市	000000	××市	22222222	△△△△	24	201504	給付	11352	区分ト(3)	+1
000000	××市	000000	××市	33333333	■■■■	25	201501	給付	139198	区分チ	+1
000000	××市	000000	××市	33333333	■■■■	25	201501	過誤	-139198	区分チ	-1
000000	××市	000000	××市	33333333	■■■■	25	201504	給付	135329	区分チ	+1
000000	××市	000000	××市	44444444	****	26	201504	給付	42654	区分チ	+1

上記の例であれば、区分ト(1)(二)が1、区分ト(3)(三)が1、区分チ(一)が1、区分チ(二)が1(区分チ(二)の該当者の201501の給付と過誤は相殺)になる。

◎styleK3.csvデータの参考様式への入力

区分	区分ごとの単位	利用者数		区分ごとの単位×実利用者数
		4月	計	
ト 居宅介護に係る支給決定を受けた者のうち共同生活援助サービス費の注6に掲げる単位数を算定されるもの(□に掲げる者及び介護保険給付対象者を除く。)				
(1) 重度訪問介護サービス費の利用者の支援の度合に相当する支援の度合にあるもの				
(一) 区分六に該当する者	12,410		0	0
(二) 区分五に該当する者	9,020	1	1	9,020
(三) 区分四に該当する者	7,050		0	0
(2) 同行援護サービス費の利用者の支援の度合に相当する支援の度合にあるもの				
(一) 区分六に該当する者	3,200		0	0
(二) 区分五に該当する者	3,200		0	0
(三) 区分四に該当する者	3,200		0	0
(3) 行動援護サービス費の利用者の支援の度合に相当する支援の度合にあるもの				
(一) 区分六に該当する者	10,940		0	0
(二) 区分五に該当する者	7,550		0	0
(三) 区分四に該当する者	5,540	1	1	5,540
チ 居宅介護に係る支給決定を受けた者のうち共同生活援助サービス費の注6に掲げる単位数を算定されるもの(□に掲げる者及び介護保険給付対象者を除く。)				
(一) 区分六に該当する者	8,740		1	8,740
(二) 区分五に該当する者	5,350	1	1	5,350
(三) 区分四に該当する者	3,380		0	0

エ 年度中に再支給決定が行われている場合には、当該再支給決定の効力が発生した月の実績から新たな区分に割り振る。

例えば、平成27年4月の再支給決定の結果、障害支援区分は「区分4」のまま変わらないが、支援の度合が区分チから区分トの(1)に変更になった場合、平成27年4月実績から区分トの(1)に割り振る。

オ 4月受付分から翌年3月受付分までの12か月分について、アからエまでの作業を繰り返す。

カ 事業所等から直接介護給付費等の請求を受けている利用者に係る実績についてはstyleK1.csvと同様にstyleK3.csvの利用者数に含まれていないため、国庫負担基準告示の定めに基づき区分を判断した上で、才までで作成した参考様式に別途手入力で追加計上する。



同行援護事業所における従業員の資格要件等の状況(平成27年10月1日時点)

都道府県名	労働・非常勤の別	従業員							パートタイム労働者							合計
		①向行援護事業所(計)に就労している者	②向行援護事業所(計)に就労していない者	③向行援護事業所(計)に就労している者	④向行援護事業所(計)に就労していない者	⑤向行援護事業所(計)に就労している者	⑥向行援護事業所(計)に就労していない者	⑦向行援護事業所(計)に就労している者	⑧向行援護事業所(計)に就労していない者	⑨向行援護事業所(計)に就労している者	⑩向行援護事業所(計)に就労していない者	⑪向行援護事業所(計)に就労している者	⑫向行援護事業所(計)に就労していない者	⑬向行援護事業所(計)に就労している者	⑭向行援護事業所(計)に就労していない者	
1 北海道	常勤(人)	348 (57.6%)	182 (52.3%)	165 (47.4%)	123 (20.4%)	42 (7.0%)	1 (0.2%)	90 (14.9%)	604 (100.0%)	203 (46.6%)	216 (49.5%)	0 (0.0%)	17 (3.9%)	436 (100.0%)		
	非常勤(人)	470 (41.7%)	363 (77.2%)	53 (11.3%)	288 (25.5%)	68 (6.0%)	5 (0.4%)	297 (26.3%)	1,128 (100.0%)	25 (13.9%)	144 (80.0%)	0 (0.0%)	11 (6.1%)	180 (100.0%)		
	小計(人)	818 (47.2%)	545 (66.6%)	218 (26.7%)	411 (23.7%)	110 (6.4%)	6 (0.3%)	387 (22.3%)	1,732 (100.0%)	228 (37.0%)	360 (58.4%)	0 (0.0%)	28 (4.5%)	616 (100.0%)		
2 青森県	常勤(人)	119 (58.3%)	10 (8.4%)	60 (50.4%)	71 (34.8%)	4 (2.0%)	0 (0.0%)	10 (4.9%)	204 (100.0%)	69 (63.9%)	38 (33.3%)	0 (0.0%)	3 (2.8%)	108 (100.0%)		
	非常勤(人)	23 (11.0%)	8 (34.8%)	0 (0.0%)	125 (64.8%)	4 (4.7%)	0 (0.0%)	36 (18.7%)	193 (100.0%)	2 (12.5%)	13 (81.3%)	0 (0.0%)	1 (6.3%)	16 (100.0%)		
	小計(人)	142 (35.8%)	18 (12.7%)	60 (42.3%)	196 (49.4%)	8 (3.3%)	0 (0.0%)	46 (11.8%)	397 (100.0%)	71 (57.3%)	49 (39.5%)	0 (0.0%)	4 (3.2%)	124 (100.0%)		
3 岩手県	常勤(人)	38 (62.1%)	12 (31.6%)	22 (57.9%)	12 (16.4%)	8 (12.3%)	0 (0.0%)	14 (19.2%)	73 (100.0%)	35 (50.7%)	33 (47.8%)	0 (0.0%)	1 (1.4%)	69 (100.0%)		
	非常勤(人)	52 (23.5%)	34 (65.4%)	4 (7.7%)	37 (18.7%)	23 (10.4%)	0 (0.0%)	109 (49.3%)	221 (100.0%)	2 (18.2%)	9 (81.8%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	11 (100.0%)		
	小計(人)	90 (30.6%)	46 (51.1%)	26 (28.6%)	49 (16.7%)	31 (10.9%)	0 (0.0%)	123 (41.8%)	294 (100.0%)	37 (46.3%)	42 (52.5%)	0 (0.0%)	1 (1.3%)	80 (100.0%)		
4 宮城県	常勤(人)	48 (56.5%)	10 (20.8%)	22 (45.8%)	11 (12.9%)	1 (1.2%)	0 (0.0%)	25 (29.4%)	85 (100.0%)	23 (53.5%)	21 (46.5%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	43 (100.0%)		
	非常勤(人)	29 (20.3%)	2 (6.0%)	8 (27.6%)	4 (4.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	6 (66.7%)	35 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (100.0%)	0 (0.0%)	5 (100.0%)			
	小計(人)	77 (41.8%)	12 (15.6%)	30 (39.0%)	15 (8.2%)	1 (0.5%)	0 (0.0%)	31 (49.5%)	120 (100.0%)	23 (47.9%)	21 (52.1%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	48 (100.0%)		
5 秋田県	常勤(人)	28 (71.8%)	21 (75.0%)	10 (10.7%)	20 (20.5%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	7 (7.7%)	39 (100.0%)	10 (25.6%)	26 (66.7%)	0 (0.0%)	3 (7.7%)	39 (100.0%)		
	非常勤(人)	41 (68.3%)	41 (100.0%)	0 (0.0%)	13 (13.3%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	11 (18.3%)	60 (100.0%)	0 (0.0%)	16 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	16 (100.0%)		
	小計(人)	69 (69.7%)	62 (89.9%)	10 (4.3%)	33 (16.2%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	18 (14.1%)	99 (100.0%)	10 (18.2%)	42 (78.4%)	0 (0.0%)	3 (6.5%)	55 (100.0%)		
6 山形県	常勤(人)	65 (47.4%)	25 (36.5%)	26 (44.6%)	35 (25.5%)	0 (0.0%)	0 (2.2%)	34 (24.8%)	137 (100.0%)	60 (54.1%)	44 (39.6%)	0 (0.0%)	7 (6.3%)	111 (100.0%)		
	非常勤(人)	22 (11.5%)	54 (54.5%)	18 (18.2%)	94 (49.2%)	7 (3.7%)	0 (0.0%)	88 (35.6%)	191 (100.0%)	5 (7.1%)	5 (35.7%)	0 (0.0%)	8 (57.1%)	14 (100.0%)		
	小計(人)	87 (28.5%)	79 (42.5%)	44 (37.8%)	129 (39.3%)	7 (3.0%)	0 (0.0%)	122 (31.1%)	328 (100.0%)	65 (48.8%)	49 (39.2%)	0 (0.0%)	15 (12.0%)	125 (100.0%)		
7 福島県	常勤(人)	60 (33.3%)	21 (35.0%)	35 (56.3%)	101 (56.1%)	4 (2.2%)	0 (0.0%)	15 (8.3%)	180 (100.0%)	36 (48.0%)	34 (45.3%)	0 (0.0%)	5 (6.7%)	75 (100.0%)		
	非常勤(人)	19 (13.2%)	5 (26.3%)	7 (36.8%)	50 (50.3%)	18 (12.5%)	0 (0.0%)	26 (18.1%)	144 (100.0%)	2 (66.7%)	1 (33.3%)	0 (0.0%)	3 (100.0%)			
	小計(人)	79 (24.4%)	26 (32.9%)	42 (53.2%)	151 (56.2%)	22 (8.8%)	0 (0.0%)	41 (12.7%)	324 (100.0%)	38 (48.7%)	35 (44.9%)	0 (0.0%)	8 (6.4%)	78 (100.0%)		
8 茨城県	常勤(人)	115 (65.7%)	29 (25.2%)	69 (60.0%)	20 (11.4%)	16 (9.1%)	0 (0.0%)	24 (13.7%)	175 (100.0%)	68 (64.2%)	38 (35.8%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	106 (100.0%)		
	非常勤(人)	113 (44.7%)	40 (35.4%)	54 (47.8%)	39 (15.4%)	17 (6.7%)	0 (0.0%)	84 (33.2%)	253 (100.0%)	14 (35.0%)	26 (65.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	40 (100.0%)		
	小計(人)	228 (59.3%)	69 (30.3%)	123 (53.8%)	59 (13.8%)	33 (7.7%)	0 (0.0%)	108 (25.2%)	428 (100.0%)	82 (58.2%)	64 (43.8%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	146 (100.0%)		
9 栃木県	常勤(人)	88 (67.2%)	18 (20.5%)	37 (42.0%)	28 (21.4%)	8 (6.8%)	0 (0.0%)	8 (4.6%)	131 (100.0%)	43 (44.3%)	49 (50.5%)	0 (0.0%)	5 (5.2%)	97 (100.0%)		
	非常勤(人)	63 (25.6%)	42 (66.7%)	6 (9.5%)	113 (45.9%)	12 (4.9%)	0 (0.0%)	58 (23.6%)	246 (100.0%)	0 (0.0%)	31 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	31 (100.0%)		
	小計(人)	151 (40.1%)	60 (38.7%)	43 (28.5%)	141 (37.4%)	20 (5.6%)	0 (0.0%)	66 (17.0%)	377 (100.0%)	43 (33.6%)	80 (62.5%)	0 (0.0%)	5 (3.9%)	128 (100.0%)		
10 群馬県	常勤(人)	100 (70.4%)	30 (30.0%)	56 (56.0%)	26 (18.3%)	5 (3.5%)	0 (0.0%)	11 (7.7%)	142 (100.0%)	62 (72.9%)	21 (24.7%)	0 (0.0%)	2 (2.4%)	85 (100.0%)		
	非常勤(人)	75 (39.5%)	35 (46.7%)	6 (8.0%)	73 (32.6%)	2 (0.9%)	0 (0.0%)	7 (33.0%)	224 (100.0%)	8 (44.4%)	10 (55.6%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	18 (100.0%)		
	小計(人)	175 (47.8%)	65 (37.1%)	62 (35.4%)	99 (27.0%)	7 (1.9%)	0 (0.0%)	18 (23.2%)	366 (100.0%)	70 (68.0%)	31 (30.1%)	0 (0.0%)	2 (1.9%)	103 (100.0%)		
11 埼玉県	常勤(人)	142 (73.6%)	36 (25.4%)	95 (66.9%)	20 (10.4%)	6 (3.1%)	0 (0.0%)	25 (13.0%)	193 (100.0%)	117 (70.9%)	48 (29.1%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	165 (100.0%)		
	非常勤(人)	281 (42.8%)	85 (30.2%)	35 (12.5%)	168 (25.6%)	23 (3.5%)	2 (0.3%)	183 (27.0%)	657 (100.0%)	11 (20.4%)	43 (78.6%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	54 (100.0%)		
	小計(人)	423 (49.8%)	121 (28.6%)	130 (30.7%)	188 (22.1%)	29 (3.4%)	2 (0.2%)	208 (24.5%)	850 (100.0%)	128 (58.4%)	91 (41.6%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	219 (100.0%)		
12 千葉県	常勤(人)	210 (41.7%)	0 (0.0%)	152 (72.4%)	191 (37.9%)	3 (0.6%)	0 (0.0%)	100 (19.8%)	504 (100.0%)	104 (38.1%)	163 (59.7%)	0 (0.0%)	6 (2.2%)	273 (100.0%)		
	非常勤(人)	354 (18.7%)	0 (0.0%)	168 (47.5%)	1,004 (47.2%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	767 (36.1%)	2,125 (100.0%)	0 (0.0%)	34 (109.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	34 (100.0%)		
	小計(人)	564 (21.5%)	0 (0.0%)	320 (58.7%)	1,195 (45.6%)	3 (0.1%)	0 (0.0%)	867 (33.0%)	2,629 (100.0%)	104 (33.9%)	197 (64.2%)	0 (0.0%)	6 (2.0%)	307 (100.0%)		
13 東京都	常勤(人)	817 (57.2%)	155 (19.0%)	498 (61.0%)	415 (29.1%)	36 (2.5%)	1 (0.1%)	159 (11.1%)	1,428 (100.0%)	802 (62.5%)	444 (34.6%)	1 (0.1%)	1 (2.0%)	1,254 (100.0%)		
	非常勤(人)	2,066 (44.6%)	690 (33.4%)	608 (29.4%)	1,425 (30.8%)	98 (2.1%)	1 (0.0%)	1,040 (22.5%)	4,830 (100.0%)	69 (58.0%)	47 (40.2%)	0 (0.0%)	1 (0.9%)	117 (100.0%)		
	小計(人)	2,883 (47.6%)	845 (29.3%)	1,106 (38.4%)	1,840 (30.4%)	134 (2.2%)	2 (0.0%)	1,199 (19.8%)	6,058 (100.0%)	871 (62.2%)	491 (36.0%)	1 (0.1%)	2 (2.7%)	1,401 (100.0%)		
14 神奈川県	常勤(人)	184 (72.7%)	17 (9.2%)	130 (70.7%)	37 (14.0%)	1 (0.4%)	0 (0.0%)	31 (12.3%)	253 (100.0%)	120 (60.6%)	78 (39.4%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	198 (100.0%)		
	非常勤(人)	343 (50.2%)	82 (23.9%)	113 (32.9%)	175 (25.6%)	3 (0.4%)	1 (0.1%)	161 (23.6%)	683 (100.0%)	27 (42.2%)	37 (57.8%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	64 (100.0%)		
	小計(人)	527 (56.3%)	99 (18.6%)	243 (48.1%)	212 (22.6%)	4 (0.4%)	1 (0.1%)	192 (20.5%)	936 (100.0%)	147 (58.1%)	115 (43.9%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	262 (100.0%)		
15 新潟県	常勤(人)	131 (79.9%)	16 (12.2%)	87 (66.4%)	20 (12.2%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	13 (7.9%)	164 (100.0%)	63 (71.6%)	25 (28.4%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	88 (100.0%)		
	非常勤(人)	63 (32.5%)	14 (26.4%)	37 (69.8%)	25 (15.3%)	28 (17.2%)	0 (0.0%)	57 (35.0%)	165 (100.0%)	0 (36.0%)	14 (70.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	20 (100.0%)		
	小計(人)	194 (58.3%)	30 (18.3%)	124 (87.4%)	45 (13.9%)	28 (8.0%)	0 (0.0%)	70 (21.4%)	329 (100.0%)	63 (63.9%)	39 (36.1%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	108 (100.0%)		
16 富山県	常勤(人)	50 (74.6%)	16 (16.0%)	25 (50.0%)	5 (6.0%)	2 (3.0%)	0 (0.0%)	11 (16.4%)	67 (100.0%)	41 (75.9%)	13 (24.1%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	54 (100.0%)		
	非常勤(人)	20 (33.3%)	4 (20.0%)	1 (5.0%)	8 (8.3%)	2 (3.3%)	0 (0.0%)	3 (55.0%)	60 (100.0%)	9 (30.0%)	21 (70.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	30 (100.0%)		
	小計(人)	70 (59.1%)	20 (17.1%)	26 (37.1%)	13 (7.1%)	4 (3.1%)	0 (0.0%)	14 (34.8%)	127 (100.0%)	50 (59.5%)	34 (40.5%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	84 (100.0%)		
17 石川県	常勤(人)	42 (73.7%)	17 (40.9%)	25 (59.5%)	10 (10.5%)	7 (7.0%)	0 (0.0%)	5 (8.8%)	57 (100.0%)	21 (80.8%)	5 (19.2%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	26 (100.0%)		
	非常勤(人)	21 (59.3%)	7 (33.3%)	9 (42.9%)	6 (15.9%)	4 (10.5%)	0 (0.0%)	7 (18.4%)	38 (100.0%)	4 (57.1%)	3 (42.9%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	7 (100.0%)		
	小計(人)	63 (68.3%)	24 (38.1%)	34 (54.0%)	16 (12.6%)	11 (8.4%)	0 (0.0%)	12 (12.6%)	95 (100.0%)	25 (75.8%)	8 (24.2%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	33 (100.0%)		

同行援護事業所における従業員の資格要件等の状況(平成27年10月1日時点)

都道府県名	常勤・非常勤の別	氏名等								一六〇六提供責任者					合計
		①同行援護事業所勤務(常勤・非常勤)	②同行援護事業所勤務(非常勤)	③同行援護事業所勤務(非常勤)	④同行援護事業所勤務(非常勤)	⑤同行援護事業所勤務(非常勤)	⑥同行援護事業所勤務(非常勤)	⑦同行援護事業所勤務(非常勤)	⑧同行援護事業所勤務(非常勤)	⑨同行援護事業所勤務(非常勤)	⑩同行援護事業所勤務(非常勤)	⑪同行援護事業所勤務(非常勤)	⑫同行援護事業所勤務(非常勤)		
18 福井県	常勤(人)	59 (61.5%)	16 (27.1%)	36 (61.0%)	20 (20.8%)	8 (5.2%)	0 (0.0%)	12 (12.5%)	80 (100.0%)	39 (64.8%)	32 (45.1%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	71 (100.0%)	
	非常勤(人)	65 (33.5%)	6 (8.2%)	57 (87.7%)	48 (48.5%)	15 (9.3%)	0 (0.0%)	17 (8.8%)	184 (100.0%)	1 (33.3%)	33 (33.3%)	0 (0.0%)	1 (33.3%)	3 (100.0%)	
	小計(人)	124 (42.8%)	22 (17.3%)	93 (75.0%)	114 (39.3%)	23 (7.8%)	0 (0.0%)	29 (10.0%)	290 (100.0%)	290 (100.0%)	64 (54.1%)	64 (44.6%)	0 (0.0%)	1 (1.4%)	71 (100.0%)
19 山梨県	常勤(人)	61 (66.3%)	28 (45.8%)	23 (37.7%)	12 (13.0%)	9 (9.8%)	0 (0.0%)	10 (10.9%)	92 (100.0%)	31 (67.4%)	22 (40.7%)	0 (0.0%)	1 (1.9%)	54 (100.0%)	
	非常勤(人)	124 (69.7%)	64 (51.8%)	12 (9.7%)	6 (3.4%)	13 (7.3%)	0 (0.0%)	35 (19.7%)	178 (100.0%)	2 (33.3%)	4 (66.7%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	6 (100.0%)	
	小計(人)	185 (66.5%)	92 (49.7%)	35 (18.9%)	18 (6.7%)	22 (8.1%)	0 (0.0%)	45 (16.7%)	270 (100.0%)	33 (55.0%)	26 (43.3%)	0 (0.0%)	1 (1.7%)	60 (100.0%)	
20 長野県	常勤(人)	89 (69.1%)	12 (13.5%)	41 (46.1%)	46 (31.1%)	2 (1.4%)	0 (0.0%)	11 (7.4%)	148 (100.0%)	48 (63.2%)	20 (34.2%)	0 (0.0%)	2 (2.6%)	76 (100.0%)	
	非常勤(人)	56 (33.6%)	7 (12.9%)	24 (42.9%)	75 (44.9%)	11 (6.6%)	1 (0.6%)	24 (14.4%)	167 (100.0%)	9 (31.0%)	17 (58.6%)	0 (0.0%)	3 (19.3%)	29 (100.0%)	
	小計(人)	145 (46.0%)	19 (13.1%)	65 (44.8%)	121 (38.4%)	13 (4.1%)	1 (0.3%)	35 (11.1%)	315 (100.0%)	57 (54.3%)	40 (41.0%)	0 (0.0%)	5 (4.8%)	105 (100.0%)	
21 岐阜県	常勤(人)	104 (70.3%)	7 (6.7%)	60 (66.3%)	33 (22.3%)	11 (7.4%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	148 (100.0%)	83 (78.3%)	21 (19.8%)	0 (0.0%)	2 (1.9%)	108 (100.0%)	
	非常勤(人)	106 (44.2%)	15 (14.2%)	82 (58.5%)	88 (38.7%)	5 (2.1%)	0 (0.0%)	41 (17.1%)	240 (100.0%)	18 (78.3%)	4 (17.4%)	0 (0.0%)	0 (4.3%)	23 (100.0%)	
	小計(人)	210 (54.1%)	22 (10.5%)	142 (62.4%)	121 (31.2%)	16 (4.1%)	0 (0.0%)	41 (10.6%)	388 (100.0%)	101 (78.3%)	25 (18.4%)	0 (0.0%)	2 (2.3%)	129 (100.0%)	
22 静岡県	常勤(人)	101 (69.2%)	9 (8.8%)	42 (41.6%)	29 (19.8%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	16 (11.0%)	146 (100.0%)	53 (70.7%)	22 (29.3%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	75 (100.0%)	
	非常勤(人)	108 (48.2%)	13 (12.0%)	3 (2.8%)	37 (16.5%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	79 (35.3%)	224 (100.0%)	7 (50.0%)	7 (50.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	14 (100.0%)	
	小計(人)	209 (55.5%)	22 (10.8%)	45 (21.5%)	66 (17.8%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	95 (25.7%)	370 (100.0%)	60 (67.4%)	30 (32.6%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	89 (100.0%)	
23 愛知県	常勤(人)	184 (83.2%)	57 (31.0%)	111 (60.3%)	44 (15.1%)	23 (7.9%)	0 (0.0%)	40 (13.7%)	291 (100.0%)	134 (55.8%)	96 (40.0%)	0 (0.0%)	10 (4.2%)	240 (100.0%)	
	非常勤(人)	279 (40.1%)	140 (50.2%)	72 (25.8%)	109 (15.7%)	77 (11.1%)	0 (0.0%)	230 (33.1%)	695 (100.0%)	15 (34.1%)	26 (59.1%)	0 (0.0%)	6 (6.8%)	44 (100.0%)	
	小計(人)	463 (47.0%)	197 (42.8%)	183 (39.5%)	153 (15.5%)	100 (10.1%)	0 (0.0%)	270 (27.4%)	986 (100.0%)	149 (52.8%)	122 (43.0%)	0 (0.0%)	13 (4.6%)	284 (100.0%)	
24 三重県	常勤(人)	212 (70.8%)	62 (29.2%)	94 (44.3%)	56 (18.7%)	1 (0.3%)	0 (0.0%)	30 (10.0%)	299 (100.0%)	122 (67.0%)	58 (31.9%)	0 (0.0%)	2 (1.1%)	182 (100.0%)	
	非常勤(人)	291 (40.2%)	100 (34.4%)	25 (8.6%)	215 (28.7%)	19 (2.6%)	0 (0.0%)	198 (27.4%)	723 (100.0%)	4 (10.5%)	33 (86.8%)	0 (0.0%)	1 (2.8%)	38 (100.0%)	
	小計(人)	503 (49.2%)	162 (32.7%)	119 (23.7%)	271 (25.5%)	20 (2.0%)	0 (0.0%)	228 (22.3%)	1,022 (100.0%)	126 (57.3%)	81 (41.4%)	0 (0.0%)	3 (1.4%)	220 (100.0%)	
25 滋賀県	常勤(人)	129 (83.8%)	24 (18.6%)	61 (47.3%)	17 (11.0%)	3 (1.9%)	0 (0.0%)	5 (3.2%)	154 (100.0%)	74 (65.5%)	35 (34.5%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	113 (100.0%)	
	非常勤(人)	140 (61.7%)	44 (31.4%)	3 (2.1%)	85 (28.8%)	5 (2.2%)	0 (0.0%)	17 (7.5%)	227 (100.0%)	12 (75.0%)	4 (25.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	16 (100.0%)	
	小計(人)	269 (70.8%)	68 (25.3%)	64 (23.8%)	102 (21.5%)	8 (2.1%)	0 (0.0%)	22 (5.8%)	381 (100.0%)	86 (65.7%)	43 (33.3%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	129 (100.0%)	
26 京都府	常勤(人)	115 (67.3%)	26 (22.0%)	63 (54.8%)	22 (12.9%)	10 (5.8%)	0 (0.0%)	24 (14.0%)	171 (100.0%)	64 (65.3%)	31 (31.6%)	0 (0.0%)	3 (3.1%)	98 (100.0%)	
	非常勤(人)	350 (75.8%)	92 (26.3%)	10 (5.4%)	57 (12.3%)	33 (7.1%)	0 (0.0%)	22 (4.8%)	462 (100.0%)	3 (37.5%)	3 (37.5%)	0 (0.0%)	2 (25.0%)	8 (100.0%)	
	小計(人)	465 (45.5%)	118 (25.4%)	73 (17.6%)	79 (12.5%)	43 (6.8%)	0 (0.0%)	46 (7.3%)	633 (100.0%)	67 (63.2%)	34 (32.1%)	0 (0.0%)	5 (4.7%)	106 (100.0%)	
27 大阪府	常勤(人)	771 (20.7%)	201 (26.1%)	440 (57.1%)	185 (17.0%)	39 (3.6%)	0 (0.0%)	96 (8.8%)	1,091 (100.0%)	550 (57.3%)	357 (37.2%)	0 (0.0%)	53 (5.5%)	960 (100.0%)	
	非常勤(人)	1,558 (52.6%)	795 (51.0%)	327 (21.0%)	698 (23.6%)	101 (3.4%)	0 (0.0%)	606 (20.6%)	2,963 (100.0%)	156 (52.0%)	105 (32.8%)	0 (0.0%)	48 (15.0%)	319 (100.0%)	
	小計(人)	2,329 (67.4%)	996 (42.8%)	767 (32.8%)	883 (21.8%)	140 (3.5%)	0 (0.0%)	702 (17.3%)	4,054 (100.0%)	716 (58.0%)	462 (36.1%)	0 (0.0%)	101 (7.9%)	1,279 (100.0%)	
28 兵庫県	常勤(人)	202 (76.0%)	74 (25.3%)	123 (42.1%)	49 (12.8%)	5 (1.3%)	0 (0.0%)	38 (9.9%)	384 (100.0%)	173 (67.6%)	78 (30.5%)	0 (0.0%)	5 (2.0%)	256 (100.0%)	
	非常勤(人)	621 (61.2%)	108 (39.0%)	105 (20.2%)	116 (13.0%)	33 (3.9%)	0 (0.0%)	181 (21.3%)	851 (100.0%)	30 (69.0%)	13 (29.0%)	0 (0.0%)	7 (14.0%)	50 (100.0%)	
	小計(人)	823 (66.8%)	182 (33.5%)	228 (28.0%)	165 (13.4%)	38 (3.1%)	0 (0.0%)	219 (17.7%)	1,235 (100.0%)	203 (66.3%)	91 (33.7%)	0 (0.0%)	12 (3.9%)	306 (100.0%)	
29 奈良県	常勤(人)	121 (47.3%)	31 (67.8%)	38 (32.2%)	95 (33.2%)	3 (3.1%)	0 (0.0%)	42 (16.4%)	256 (100.0%)	79 (53.7%)	68 (46.3%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	147 (100.0%)	
	非常勤(人)	123 (20.4%)	102 (82.8%)	21 (17.1%)	292 (36.5%)	10 (1.7%)	0 (0.0%)	237 (39.4%)	602 (100.0%)	237 (50.0%)	13 (50.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	250 (100.0%)	
	小計(人)	244 (29.4%)	184 (75.4%)	60 (24.6%)	317 (36.9%)	13 (2.1%)	0 (0.0%)	279 (32.5%)	858 (100.0%)	316 (63.2%)	81 (46.8%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	397 (100.0%)	
30 和歌山県	常勤(人)	135 (84.0%)	23 (17.0%)	66 (49.9%)	42 (19.9%)	1 (1.4%)	0 (0.0%)	31 (14.7%)	211 (100.0%)	84 (58.3%)	37 (37.5%)	0 (0.0%)	6 (4.2%)	144 (100.0%)	
	非常勤(人)	84 (31.1%)	43 (51.2%)	6 (7.1%)	79 (29.3%)	2 (0.7%)	0 (0.0%)	105 (38.8%)	270 (100.0%)	3 (6.7%)	41 (91.1%)	0 (0.0%)	1 (2.2%)	45 (100.0%)	
	小計(人)	219 (45.5%)	86 (30.1%)	72 (32.0%)	121 (25.2%)	3 (1.0%)	0 (0.0%)	136 (28.3%)	481 (100.0%)	87 (48.0%)	88 (50.3%)	0 (0.0%)	7 (3.7%)	189 (100.0%)	
31 鳥取県	常勤(人)	48 (78.7%)	5 (10.4%)	35 (72.9%)	8 (14.8%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	4 (6.6%)	61 (100.0%)	22 (62.9%)	10 (28.6%)	0 (0.0%)	3 (8.6%)	35 (100.0%)	
	非常勤(人)	29 (42.0%)	5 (17.2%)	6 (20.7%)	30 (43.5%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	10 (14.5%)	68 (100.0%)	3 (75.0%)	3 (60.0%)	0 (0.0%)	1 (25.0%)	4 (100.0%)	
	小計(人)	77 (59.2%)	10 (13.0%)	41 (53.2%)	38 (30.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	14 (10.8%)	130 (100.0%)	22 (50.4%)	13 (33.3%)	0 (0.0%)	4 (10.3%)	39 (100.0%)	
32 島根県	常勤(人)	87 (65.4%)	5 (5.7%)	38 (43.7%)	21 (21.1%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	18 (13.5%)	133 (100.0%)	51 (60.0%)	26 (30.8%)	0 (0.0%)	8 (9.4%)	85 (100.0%)	
	非常勤(人)	98 (42.2%)	2 (2.0%)	0 (0.0%)	62 (26.7%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	72 (31.0%)	232 (100.0%)	1 (9.1%)	3 (27.3%)	0 (0.0%)	7 (63.6%)	11 (100.0%)	
	小計(人)	185 (58.7%)	7 (3.8%)	38 (20.5%)	83 (24.7%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	90 (24.7%)	365 (100.0%)	52 (54.2%)	29 (30.2%)	0 (0.0%)	15 (18.5%)	98 (100.0%)	
33 岡山県	常勤(人)	37 (63.0%)	15 (40.5%)	22 (59.5%)	16 (23.2%)	1 (1.4%)	0 (0.0%)	15 (21.7%)	69 (100.0%)	31 (48.4%)	33 (51.6%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	64 (100.0%)	
	非常勤(人)	31 (24.6%)	25 (80.6%)	6 (19.4%)	17 (13.5%)	4 (3.2%)	0 (0.0%)	74 (58.7%)	126 (100.0%)	1 (10.0%)	9 (80.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	10 (100.0%)	
	小計(人)	68 (34.9%)	40 (59.8%)	28 (41.2%)	33 (18.8%)	5 (2.8%)	0 (0.0%)	89 (45.8%)	195 (100.0%)	32 (43.2%)	42 (55.8%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	74 (100.0%)	
34 広島県	常勤(人)	122 (66.6%)	17 (13.9%)	75 (61.5%)	61 (28.2%)	4 (1.9%)	0 (0.0%)	29 (13.4%)	216 (100.0%)	83 (52.5%)	73 (46.2%)	0 (0.0%)	2 (1.3%)	158 (100.0%)	
	非常勤(人)	158 (28.9%)	50 (31.6%)	32 (20.3%)	244 (44.6%)	10 (1.8%)	1 (0.2%)	134 (24.5%)	547 (100.0%)	10 (45.5%)	12 (54.5%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	22 (100.0%)	
	小計(人)	280 (36.7%)	67 (23.8%)	107 (38.2%)	305 (40.0%)	14 (1.8%)	1 (0.1%)	163 (21.4%)	783 (100.0%)	93 (61.7%)	85 (47.2%)	0 (0.0%)	2 (1.1%)	180 (100.0%)	

同行援護事業所における従業員の資格要件等の状況(平成27年10月1日時点)

都道府県名	常勤・非常勤の別	従業員										リービニ提供責任者			合計
		①専任職員(常勤)が専任職員として採用された者(①)を含む。	②専任職員(非常勤)が専任職員として採用された者(②)を含む。	③①のうちの同行援護事業所(専任職員)に採用された者(③)を含む。	④①のうちの同行援護事業所(非常勤)に採用された者(④)を含む。	⑤①のうちの同行援護事業所(専任職員)に採用された者(⑤)を含む。	⑥①のうちの同行援護事業所(非常勤)に採用された者(⑥)を含む。	⑦①のうちの同行援護事業所(専任職員)に採用された者(⑦)を含む。	⑧①のうちの同行援護事業所(非常勤)に採用された者(⑧)を含む。	⑨①のうちの同行援護事業所(専任職員)に採用された者(⑨)を含む。	⑩①のうちの同行援護事業所(非常勤)に採用された者(⑩)を含む。	⑪①のうちの同行援護事業所(専任職員)に採用された者(⑪)を含む。	⑫①のうちの同行援護事業所(非常勤)に採用された者(⑫)を含む。	⑬①のうちの同行援護事業所(専任職員)に採用された者(⑬)を含む。	
35 山口県	常勤(人)	47 (99.1%)	8 (17.0%)	28 (59.6%)	14 (20.6%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	7 (10.3%)	68 (100.0%)	80 (67.2%)	42 (31.3%)	0 (0.0%)	2 (1.5%)	134 (100.0%)	
	非常勤(人)	172 (28.3%)	97 (56.4%)	25 (14.5%)	167 (28.4%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	248 (42.2%)	567 (100.0%)	5 (4.5%)	3 (2.3%)	0 (0.0%)	3 (3.3%)	11 (100.0%)	
	小計(人)	219 (33.4%)	105 (47.9%)	53 (24.2%)	181 (27.6%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	255 (38.9%)	658 (100.0%)	85 (65.5%)	45 (31.0%)	0 (0.0%)	5 (3.4%)	145 (100.0%)	
36 徳島県	常勤(人)	127 (87.6%)	24 (16.9%)	67 (52.8%)	16 (11.0%)	2 (1.4%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	145 (100.0%)	66 (74.2%)	20 (22.5%)	0 (0.0%)	3 (3.4%)	89 (100.0%)	
	非常勤(人)	180 (74.1%)	24 (13.3%)	22 (12.2%)	216 (28.4%)	0 (0.4%)	0 (0.0%)	9 (3.7%)	243 (100.0%)	12 (48.0%)	10 (40.0%)	0 (0.0%)	3 (12.0%)	25 (100.0%)	
	小計(人)	307 (78.1%)	48 (15.6%)	89 (29.0%)	232 (76.8%)	2 (0.8%)	0 (0.0%)	9 (2.3%)	388 (100.0%)	78 (68.4%)	30 (26.3%)	0 (0.0%)	6 (5.3%)	114 (100.0%)	
37 香川県	常勤(人)	105 (57.4%)	1 (1.0%)	62 (60.0%)	72 (38.3%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	6 (3.3%)	183 (100.0%)	51 (87.1%)	25 (32.9%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	76 (100.0%)	
	非常勤(人)	41 (27.2%)	0 (0.0%)	26 (8.8%)	41 (47.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	39 (25.8%)	151 (100.0%)	3 (75.0%)	1 (25.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	4 (100.0%)	
	小計(人)	146 (43.7%)	1 (0.7%)	74 (50.7%)	113 (42.8%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	45 (13.5%)	334 (100.0%)	54 (67.5%)	26 (32.5%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	80 (100.0%)	
38 愛媛県	常勤(人)	291 (73.9%)	13 (7.3%)	151 (57.9%)	81 (18.2%)	8 (2.4%)	0 (0.0%)	5 (1.5%)	335 (100.0%)	139 (76.8%)	29 (16.0%)	0 (0.0%)	13 (7.2%)	181 (100.0%)	
	非常勤(人)	251 (40.4%)	41 (14.1%)	26 (8.8%)	268 (45.7%)	7 (1.2%)	0 (0.0%)	22 (3.7%)	589 (100.0%)	15 (60.0%)	13 (43.3%)	0 (0.0%)	2 (6.7%)	30 (100.0%)	
	小計(人)	542 (59.7%)	60 (10.9%)	177 (32.1%)	330 (39.7%)	15 (1.8%)	0 (0.0%)	27 (2.9%)	924 (100.0%)	154 (73.0%)	42 (19.9%)	0 (0.0%)	15 (7.1%)	211 (100.0%)	
39 高知県	常勤(人)	25 (50.0%)	3 (12.0%)	13 (52.0%)	11 (22.0%)	7 (14.0%)	0 (0.0%)	7 (14.0%)	50 (100.0%)	19 (63.3%)	10 (33.3%)	0 (0.0%)	1 (3.3%)	30 (100.0%)	
	非常勤(人)	6 (8.5%)	2 (33.3%)	1 (16.7%)	6 (8.5%)	0 (7.0%)	0 (0.0%)	54 (76.1%)	71 (100.0%)	0 (0.0%)	3 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	3 (100.0%)	
	小計(人)	31 (25.6%)	5 (16.1%)	14 (45.2%)	17 (14.0%)	7 (9.9%)	0 (0.0%)	61 (50.4%)	121 (100.0%)	19 (57.6%)	13 (39.4%)	0 (0.0%)	1 (3.0%)	33 (100.0%)	
40 福岡県	常勤(人)	185 (72.3%)	76 (41.1%)	94 (50.8%)	46 (18.0%)	21 (8.2%)	0 (0.0%)	1 (1.6%)	256 (100.0%)	120 (77.4%)	35 (22.6%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	155 (100.0%)	
	非常勤(人)	257 (62.1%)	143 (55.8%)	33 (12.8%)	102 (25.1%)	7 (1.7%)	0 (0.0%)	41 (10.1%)	407 (100.0%)	20 (28.6%)	50 (71.4%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	70 (100.0%)	
	小計(人)	442 (58.7%)	219 (49.5%)	127 (28.7%)	148 (22.3%)	28 (4.2%)	0 (0.0%)	45 (6.8%)	663 (100.0%)	140 (62.2%)	85 (37.8%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	225 (100.0%)	
41 佐賀県	常勤(人)	84 (68.4%)	15 (27.8%)	35 (64.8%)	14 (17.7%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	11 (13.9%)	78 (100.0%)	35 (74.5%)	12 (25.5%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	47 (100.0%)	
	非常勤(人)	50 (47.5%)	30 (60.0%)	13 (26.0%)	33 (31.4%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	22 (21.0%)	105 (100.0%)	3 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	3 (3.0%)		
	小計(人)	104 (58.5%)	45 (43.3%)	48 (46.2%)	47 (25.5%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	33 (17.9%)	184 (100.0%)	38 (76.0%)	12 (24.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	50 (100.0%)	
42 長崎県	常勤(人)	125 (51.7%)	57 (45.8%)	78 (62.4%)	16 (28.1%)	15 (6.6%)	0 (0.0%)	33 (13.6%)	242 (100.0%)	68 (37.8%)	92 (51.1%)	0 (0.0%)	20 (11.1%)	180 (100.0%)	
	非常勤(人)	136 (30.2%)	93 (68.4%)	42 (30.8%)	150 (55.6%)	25 (5.6%)	0 (0.0%)	130 (28.8%)	450 (100.0%)	3 (11.5%)	14 (53.8%)	0 (0.0%)	9 (34.6%)	26 (100.0%)	
	小計(人)	261 (37.7%)	150 (57.5%)	120 (48.0%)	227 (32.8%)	41 (5.9%)	0 (0.0%)	163 (23.6%)	692 (100.0%)	71 (34.5%)	106 (61.5%)	0 (0.0%)	28 (14.1%)	206 (100.0%)	
43 熊本県	常勤(人)	141 (65.0%)	18 (12.8%)	88 (62.4%)	49 (22.6%)	6 (2.8%)	0 (0.0%)	21 (9.7%)	217 (100.0%)	87 (61.3%)	45 (31.7%)	0 (0.0%)	10 (7.0%)	142 (100.0%)	
	非常勤(人)	134 (36.2%)	56 (41.8%)	24 (17.9%)	43 (11.6%)	42 (11.4%)	0 (0.0%)	151 (40.8%)	370 (100.0%)	8 (8.0%)	8 (8.0%)	0 (0.0%)	1 (1.0%)		
	小計(人)	275 (46.8%)	74 (26.6%)	112 (40.7%)	92 (15.7%)	48 (8.2%)	0 (0.0%)	172 (29.3%)	587 (100.0%)	95 (69.7%)	53 (33.3%)	0 (0.0%)	11 (6.9%)	159 (100.0%)	
44 大分県	常勤(人)	77 (60.6%)	36 (46.8%)	41 (53.2%)	30 (23.6%)	15 (11.8%)	0 (0.0%)	5 (3.9%)	127 (100.0%)	45 (62.9%)	39 (45.8%)	0 (0.0%)	1 (1.2%)	85 (100.0%)	
	非常勤(人)	79 (23.2%)	58 (73.4%)	21 (26.6%)	101 (34.6%)	101 (29.0%)	0 (0.0%)	43 (12.6%)	341 (100.0%)	3 (2.3%)	72 (72.7%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	11 (100.0%)	
	小計(人)	156 (33.3%)	94 (60.3%)	62 (39.7%)	148 (31.6%)	116 (24.8%)	0 (0.0%)	48 (10.3%)	468 (100.0%)	48 (50.0%)	47 (49.0%)	0 (0.0%)	1 (1.0%)	95 (100.0%)	
45 宮崎県	常勤(人)	63 (58.8%)	15 (23.8%)	36 (57.1%)	12 (10.8%)	7 (6.3%)	0 (0.0%)	29 (26.1%)	111 (100.0%)	30 (70.9%)	17 (25.5%)	0 (0.0%)	2 (3.6%)	55 (100.0%)	
	非常勤(人)	134 (46.2%)	47 (35.1%)	31 (23.1%)	48 (15.9%)	38 (13.1%)	0 (0.0%)	72 (28.8%)	280 (100.0%)	4 (16.7%)	17 (70.8%)	0 (0.0%)	3 (12.5%)	24 (100.0%)	
	小計(人)	197 (49.1%)	62 (31.5%)	67 (34.0%)	58 (14.5%)	45 (11.2%)	0 (0.0%)	101 (25.2%)	401 (100.0%)	43 (64.4%)	31 (30.2%)	0 (0.0%)	5 (8.3%)	79 (100.0%)	
46 鹿児島県	常勤(人)	87 (71.3%)	22 (25.3%)	50 (57.5%)	12 (9.8%)	2 (1.6%)	0 (0.0%)	21 (17.2%)	122 (100.0%)	53 (58.2%)	36 (39.6%)	2 (2.2%)	0 (0.0%)	91 (100.0%)	
	非常勤(人)	137 (47.1%)	42 (30.7%)	44 (32.1%)	60 (20.6%)	19 (6.5%)	0 (0.0%)	75 (26.8%)	291 (100.0%)	3 (15.0%)	53 (65.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	20 (100.0%)	
	小計(人)	224 (54.2%)	64 (28.6%)	94 (42.0%)	72 (17.4%)	21 (5.1%)	0 (0.0%)	96 (23.2%)	413 (100.0%)	56 (50.5%)	89 (47.7%)	2 (1.8%)	0 (0.0%)	111 (100.0%)	
47 沖縄県	常勤(人)	133 (58.8%)	33 (24.8%)	73 (54.9%)	53 (23.5%)	21 (9.3%)	0 (0.0%)	18 (6.4%)	226 (100.0%)	83 (60.1%)	51 (37.0%)	0 (0.0%)	4 (2.8%)	138 (100.0%)	
	非常勤(人)	86 (28.1%)	32 (37.2%)	11 (12.8%)	126 (41.2%)	25 (8.2%)	0 (0.0%)	60 (22.5%)	306 (100.0%)	4 (60.0%)	4 (50.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	8 (100.0%)	
	小計(人)	219 (41.2%)	65 (29.7%)	84 (38.4%)	179 (33.6%)	46 (8.6%)	0 (0.0%)	78 (16.5%)	532 (100.0%)	87 (59.6%)	55 (37.7%)	0 (0.0%)	4 (2.7%)	146 (100.0%)	
都道府県合計	常勤(人)	6,682 (63.3%)	1,597 (23.0%)	3,795 (55.4%)	2,340 (22.2%)	374 (3.5%)	2 (0.0%)	1,185 (11.0%)	10,553 (100.0%)	4,493 (59.6%)	2,789 (37.7%)	3 (0.0%)	230 (2.7%)	7,524 (100.0%)	
	非常勤(人)	9,869 (41.0%)	3,830 (38.8%)	2,187 (22.3%)	7,147 (29.7%)	925 (9.5%)	11 (0.0%)	6,134 (29.5%)	24,086 (100.0%)	558 (36.3%)	905 (57.3%)	0 (0.0%)	117 (7.4%)	1,580 (100.0%)	
	小計(人)	16,551 (47.8%)	5,427 (32.8%)	5,982 (35.7%)	9,487 (27.4%)	1,299 (3.7%)	13 (0.0%)	7,299 (21.1%)	34,649 (100.0%)	5,051 (65.5%)	3,694 (40.6%)	3 (0.0%)	356 (3.9%)	9,104 (100.0%)	



同行援護事業所における従業者の資格要件等の状況(平成27年10月1日時点)

都道府県名	常勤・非常勤の別	職業別								中心に大規模事業者				
		0 同行援護事業所(20人以上)に勤務している者(以下を含む。)	※1の2 同行援護事業所(20人以上)に勤務している者(以下を含む。)	※1の3 同行援護事業所(20人以上)に勤務している者(以下を含む。)	※1の4 同行援護事業所(20人以上)に勤務している者(以下を含む。)	※1の5 同行援護事業所(20人以上)に勤務している者(以下を含む。)	※1の6 同行援護事業所(20人以上)に勤務している者(以下を含む。)	※1の7 同行援護事業所(20人以上)に勤務している者(以下を含む。)	※1の8 同行援護事業所(20人以上)に勤務している者(以下を含む。)	※1の9 同行援護事業所(20人以上)に勤務している者(以下を含む。)	※1の10 同行援護事業所(20人以上)に勤務している者(以下を含む。)	※1の11 同行援護事業所(20人以上)に勤務している者(以下を含む。)	※1の12 同行援護事業所(20人以上)に勤務している者(以下を含む。)	※1の13 同行援護事業所(20人以上)に勤務している者(以下を含む。)
48 札幌市	常勤(人)	344 (62.4%)	107 (31.1%)	218 (63.4%)	136 (24.5%)	46 (8.3%)	0 (0.0%)	28 (4.7%)	651 (100.0%)	242 (65.6%)	96 (26.0%)	0 (0.0%)	31 (8.4%)	369 (100.0%)
	非常勤(人)	302 (27.2%)	147 (48.7%)	42 (13.0%)	547 (49.3%)	169 (15.2%)	0 (0.0%)	91 (8.2%)	1,189 (100.0%)	29 (37.2%)	38 (48.7%)	0 (0.0%)	11 (14.1%)	78 (100.0%)
	小計(人)	646 (38.0%)	254 (39.3%)	260 (40.2%)	692 (41.1%)	215 (13.0%)	0 (0.0%)	117 (7.0%)	1,840 (100.0%)	271 (60.6%)	134 (30.0%)	0 (0.0%)	42 (9.4%)	447 (100.0%)
49 仙台市	常勤(人)	103 (45.2%)	35 (37.9%)	55 (53.4%)	84 (36.8%)	8 (3.5%)	0 (0.0%)	33 (14.5%)	228 (100.0%)	66 (36.1%)	65 (31.9%)	0 (0.0%)	3 (1.9%)	155 (100.0%)
	非常勤(人)	111 (21.9%)	79 (71.2%)	11 (9.3%)	292 (55.7%)	20 (4.0%)	0 (0.0%)	93 (18.4%)	508 (100.0%)	5 (9.6%)	40 (76.9%)	0 (0.0%)	7 (13.5%)	52 (100.0%)
	小計(人)	214 (20.2%)	114 (55.1%)	66 (30.8%)	366 (49.9%)	28 (3.8%)	0 (0.0%)	126 (17.2%)	734 (100.0%)	61 (29.5%)	105 (63.7%)	0 (0.0%)	10 (4.8%)	207 (100.0%)
50 さいたま市	常勤(人)	84 (67.2%)	32 (38.1%)	43 (51.2%)	7 (5.8%)	7 (5.8%)	0 (0.0%)	27 (21.0%)	125 (100.0%)	44 (44.9%)	46 (46.9%)	0 (0.0%)	8 (8.2%)	98 (100.0%)
	非常勤(人)	73 (30.9%)	35 (47.9%)	15 (20.5%)	27 (11.2%)	1 (0.4%)	0 (0.0%)	140 (98.1%)	241 (100.0%)	16 (14.8%)	34 (62.0%)	0 (0.0%)	12 (22.2%)	54 (100.0%)
	小計(人)	157 (42.9%)	67 (42.7%)	58 (36.9%)	34 (9.3%)	8 (2.2%)	0 (0.0%)	167 (46.0%)	368 (100.0%)	52 (34.2%)	80 (52.9%)	0 (0.0%)	20 (19.2%)	152 (100.0%)
51 千葉市	常勤(人)	96 (87.8%)	13 (13.5%)	59 (61.5%)	35 (21.6%)	4 (2.4%)	0 (0.0%)	31 (18.6%)	167 (100.0%)	56 (47.1%)	58 (48.7%)	0 (0.0%)	5 (4.2%)	119 (100.0%)
	非常勤(人)	130 (34.1%)	13 (10.0%)	21 (18.2%)	63 (18.5%)	10 (2.9%)	0 (0.0%)	178 (46.7%)	381 (100.0%)	3 (33.3%)	6 (66.7%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	9 (100.0%)
	小計(人)	226 (41.2%)	26 (11.5%)	80 (35.4%)	99 (18.1%)	14 (2.8%)	0 (0.0%)	209 (39.1%)	548 (100.0%)	59 (46.1%)	64 (50.0%)	0 (0.0%)	5 (3.9%)	128 (100.0%)
52 横浜市	常勤(人)	205 (62.8%)	39 (19.0%)	121 (59.0%)	68 (20.7%)	2 (0.6%)	0 (0.0%)	53 (16.2%)	328 (100.0%)	115 (52.8%)	90 (41.3%)	0 (0.0%)	13 (6.9%)	218 (100.0%)
	非常勤(人)	461 (39.2%)	149 (32.3%)	83 (18.0%)	433 (36.8%)	20 (1.7%)	0 (0.0%)	263 (22.3%)	1,177 (100.0%)	16 (18.6%)	35 (40.7%)	0 (0.0%)	35 (40.7%)	86 (100.0%)
	小計(人)	666 (44.3%)	188 (28.2%)	204 (30.6%)	501 (33.3%)	22 (1.5%)	0 (0.0%)	316 (21.0%)	1,505 (100.0%)	131 (43.1%)	125 (41.1%)	0 (0.0%)	48 (18.8%)	304 (100.0%)
53 川崎市	常勤(人)	77 (64.7%)	13 (18.8%)	67 (74.0%)	15 (12.6%)	5 (2.0%)	0 (0.0%)	22 (18.5%)	119 (100.0%)	87 (65.7%)	34 (33.3%)	0 (0.0%)	1 (1.0%)	102 (100.0%)
	非常勤(人)	153 (29.9%)	98 (50.1%)	30 (18.4%)	140 (25.7%)	25 (4.6%)	0 (0.0%)	217 (39.8%)	545 (100.0%)	2 (14.3%)	12 (85.7%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	14 (100.0%)
	小計(人)	240 (38.1%)	111 (45.3%)	97 (36.3%)	255 (29.3%)	30 (4.6%)	0 (0.0%)	239 (36.0%)	664 (100.0%)	69 (58.5%)	46 (39.7%)	0 (0.0%)	1 (0.9%)	116 (100.0%)
54 相模原市	常勤(人)	45 (45.0%)	10 (22.2%)	28 (62.2%)	33 (33.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	22 (22.0%)	100 (100.0%)	36 (39.1%)	42 (45.7%)	0 (0.0%)	14 (15.2%)	92 (100.0%)
	非常勤(人)	44 (16.0%)	17 (38.8%)	10 (22.7%)	72 (26.2%)	81 (28.8%)	0 (0.0%)	78 (28.4%)	275 (100.0%)	22 (37.9%)	44 (44.8%)	0 (0.0%)	10 (17.2%)	58 (100.0%)
	小計(人)	89 (23.7%)	27 (20.3%)	38 (42.7%)	105 (28.0%)	81 (21.8%)	0 (0.0%)	100 (20.7%)	375 (100.0%)	58 (38.7%)	68 (45.3%)	0 (0.0%)	24 (16.0%)	150 (100.0%)
55 新潟市	常勤(人)	120 (70.6%)	24 (20.0%)	83 (69.2%)	45 (26.5%)	1 (0.6%)	0 (0.0%)	4 (2.4%)	170 (100.0%)	72 (75.0%)	18 (18.8%)	0 (0.0%)	6 (6.3%)	96 (100.0%)
	非常勤(人)	188 (55.8%)	69 (41.1%)	60 (35.7%)	129 (42.9%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	4 (1.3%)	301 (100.0%)	28 (28.3%)	59 (59.8%)	0 (0.0%)	12 (12.1%)	99 (100.0%)
	小計(人)	288 (61.3%)	93 (32.3%)	143 (48.7%)	174 (36.8%)	1 (0.2%)	0 (0.0%)	8 (1.7%)	471 (100.0%)	100 (51.3%)	77 (39.5%)	0 (0.0%)	18 (9.2%)	195 (100.0%)
56 静岡市	常勤(人)	77 (71.3%)	8 (11.7%)	20 (37.7%)	22 (20.4%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	9 (8.3%)	108 (100.0%)	40 (75.5%)	13 (24.5%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	53 (100.0%)
	非常勤(人)	120 (43.6%)	36 (30.0%)	9 (7.5%)	74 (26.9%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	81 (29.5%)	275 (100.0%)	4 (66.7%)	33 (33.3%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	6 (100.0%)
	小計(人)	197 (51.4%)	44 (22.8%)	29 (19.3%)	96 (25.1%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	90 (23.5%)	383 (100.0%)	44 (74.6%)	16 (25.4%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	59 (100.0%)
57 浜松市	常勤(人)	53 (65.4%)	25 (47.2%)	28 (52.8%)	17 (21.0%)	2 (2.5%)	0 (0.0%)	9 (11.1%)	81 (100.0%)	36 (64.3%)	16 (33.9%)	0 (0.0%)	1 (1.8%)	56 (100.0%)
	非常勤(人)	48 (48.5%)	44 (91.7%)	4 (8.3%)	13 (13.1%)	5 (5.1%)	0 (0.0%)	33 (33.3%)	80 (100.0%)	4 (10.0%)	2 (20.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	5 (100.0%)
	小計(人)	101 (56.1%)	69 (68.3%)	32 (31.7%)	30 (16.7%)	7 (3.8%)	0 (0.0%)	42 (23.3%)	160 (100.0%)	40 (65.6%)	20 (32.8%)	0 (0.0%)	1 (1.6%)	61 (100.0%)
58 名古屋市中区	常勤(人)	208 (53.6%)	111 (53.1%)	70 (33.5%)	115 (29.5%)	5 (1.3%)	1 (0.3%)	60 (15.4%)	380 (100.0%)	368 (56.0%)	283 (43.1%)	0 (0.0%)	6 (0.9%)	657 (100.0%)
	非常勤(人)	1,000 (48.4%)	614 (61.4%)	100 (10.0%)	453 (21.9%)	10 (0.5%)	0 (0.0%)	603 (29.2%)	2,066 (100.0%)	40 (49.0%)	57 (57.0%)	0 (0.0%)	3 (3.0%)	100 (100.0%)
	小計(人)	1,208 (40.2%)	725 (39.8%)	170 (14.1%)	568 (23.1%)	15 (0.8%)	1 (0.0%)	663 (27.0%)	2,446 (100.0%)	408 (63.9%)	340 (44.8%)	0 (0.0%)	9 (1.2%)	757 (100.0%)
59 京都市	常勤(人)	209 (60.1%)	97 (48.5%)	87 (43.5%)	48 (16.7%)	11 (3.7%)	0 (0.0%)	34 (11.4%)	204 (100.0%)	96 (57.8%)	58 (34.0%)	0 (0.0%)	12 (7.2%)	166 (100.0%)
	非常勤(人)	470 (63.3%)	386 (82.1%)	49 (10.4%)	94 (12.7%)	44 (5.8%)	2 (0.2%)	133 (17.9%)	743 (100.0%)	13 (38.2%)	11 (32.4%)	0 (0.0%)	10 (29.4%)	34 (100.0%)
	小計(人)	679 (64.6%)	483 (72.1%)	136 (20.3%)	143 (13.8%)	55 (5.3%)	2 (0.2%)	167 (18.1%)	1,037 (100.0%)	109 (54.5%)	89 (34.5%)	0 (0.0%)	22 (11.0%)	200 (100.0%)
60 大阪市	常勤(人)	982 (64.4%)	282 (28.4%)	591 (58.6%)	228 (14.8%)	67 (4.4%)	1 (0.1%)	252 (16.4%)	1,540 (100.0%)	583 (61.2%)	378 (33.0%)	4 (0.4%)	51 (4.6%)	1,116 (100.0%)
	非常勤(人)	1,615 (50.7%)	707 (43.8%)	493 (28.8%)	712 (22.3%)	155 (4.9%)	0 (0.0%)	704 (22.1%)	3,166 (100.0%)	208 (40.5%)	157 (37.2%)	0 (0.0%)	56 (13.3%)	422 (100.0%)
	小計(人)	2,597 (55.2%)	989 (37.9%)	1,024 (39.3%)	940 (19.9%)	222 (4.7%)	1 (0.0%)	956 (20.2%)	4,706 (100.0%)	791 (58.0%)	535 (34.8%)	4 (0.3%)	107 (7.0%)	1,538 (100.0%)
61 堺市	常勤(人)	192 (68.0%)	34 (17.7%)	105 (65.2%)	62 (22.1%)	5 (1.8%)	0 (0.0%)	21 (7.5%)	280 (100.0%)	122 (55.2%)	99 (44.8%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	221 (100.0%)
	非常勤(人)	388 (52.6%)	154 (39.7%)	45 (11.6%)	180 (24.4%)	7 (0.9%)	0 (0.0%)	162 (22.0%)	737 (100.0%)	15 (35.7%)	27 (64.3%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	42 (100.0%)
	小計(人)	580 (67.0%)	188 (32.4%)	151 (26.0%)	242 (23.8%)	12 (1.2%)	0 (0.0%)	183 (18.0%)	1,017 (100.0%)	137 (52.1%)	126 (47.9%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	263 (100.0%)
62 神戸市	常勤(人)	197 (53.2%)	52 (26.4%)	120 (60.9%)	29 (29.7%)	1 (0.3%)	0 (0.0%)	370 (16.8%)	370 (100.0%)	122 (57.4%)	170 (41.2%)	0 (0.0%)	4 (1.4%)	296 (100.0%)
	非常勤(人)	467 (44.1%)	154 (33.0%)	106 (22.7%)	229 (21.6%)	58 (5.5%)	0 (0.0%)	305 (28.8%)	1,059 (100.0%)	34 (33.3%)	53 (52.0%)	0 (0.0%)	15 (14.7%)	102 (100.0%)
	小計(人)	664 (46.5%)	206 (31.0%)	226 (34.0%)	399 (23.7%)	65 (4.1%)	0 (0.0%)	367 (25.7%)	1,429 (100.0%)	149 (51.3%)	204 (44.0%)	0 (0.0%)	19 (4.8%)	398 (100.0%)
63 四山市	常勤(人)	35 (70.0%)	8 (22.9%)	25 (71.4%)	9 (18.0%)	1 (2.0%)	0 (0.0%)	5 (10.0%)	50 (100.0%)	31 (58.5%)	20 (37.7%)	0 (0.0%)	2 (3.8%)	53 (100.0%)
	非常勤(人)	57 (29.2%)	20 (35.1%)	106 (31.6%)	106 (64.4%)	2 (1.0%)	0 (0.0%)	30 (15.4%)	195 (100.0%)	3 (42.9%)	4 (57.1%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	7 (100.0%)
	小計(人)	92 (37.6%)	28 (30.4%)	131 (40.7%)	115 (48.9%)	3 (1.2%)	0 (0.0%)	35 (14.3%)	245 (100.0%)	34 (58.7%)	24 (40.0%)	0 (0.0%)	2 (3.3%)	60 (100.0%)
64 広島市	常勤(人)	61 (37.2%)	34 (55.7%)	42 (68.9%)	54 (32.9%)	5 (4.3%)	0 (0.0%)	42 (25.8%)	164 (100.0%)	101 (33.5%)	60 (60.5%)	0 (0.0%)	10 (6.0%)	167 (100.0%)
	非常勤(人)	128 (12.7%)	56 (44.4%)	55 (43.7%)	187 (18.9%)	5 (0.8%)	0 (0.0%)	674 (67.8%)	982 (100.0%)	2 (1.8%)	91 (63.5%)	0 (0.0%)	16 (14.7%)	109 (100.0%)
	小計(人)	189 (10.2%)	90 (48.1%)	97 (61.9%)	241 (20.8%)	10 (1.0%)	0 (0.0%)	716 (61.9%)	1,156 (100.0%)	58 (21.0%)	182 (68.6%)	0 (0.0%)	26 (9.4%)	278 (100.0%)

同行援護事業所における従業者の資格要件等の状況(平成27年10月1日時点)

都道府県名	常勤・非常勤の別	従業者							サービス提供責任者					合計
		①同行援護事業所を開設し、一般援護業務を営んでいる者(中心)	※①のうち同行援護事業所を開設し、一般援護業務を営んでいる者(中心)	※①のうち同行援護事業所を開設し、一般援護業務を営んでいる者(中心)	②厚生労働省が指定した者(中心)	③厚生労働省が指定した者(中心)	④厚生労働省が指定した者(中心)	⑤平成27年10月1日時点で、業務内容が1年以上前と異なる者	⑥介護福祉士、介護職員(初級・中級・上級)等(中心)	⑦介護福祉士、介護職員(初級・中級・上級)等(中心)	⑧介護福祉士、介護職員(初級・中級・上級)等(中心)	⑨平成26年3月31日までの時点で、23年9月30日以後に、厚生労働省が指定した者(中心)		
65 北九州市	常勤(人)	214 (61.3%)	67 (31.3%)	153 (71.5%)	50 (14.3%)	12 (3.4%)	6 (0.0%)	73 (20.0%)	349 (100.0%)	162 (54.0%)	104 (34.7%)	1 (0.3%)	33 (11.0%)	300 (100.0%)
	非常勤(人)	268 (35.1%)	155 (57.8%)	38 (14.2%)	127 (16.6%)	41 (5.4%)	0 (0.0%)	328 (42.0%)	764 (100.0%)	21 (1.5%)	110 (60.4%)	0 (0.0%)	51 (28.0%)	182 (100.0%)
	小計(人)	482 (43.3%)	222 (46.1%)	191 (39.6%)	177 (15.9%)	53 (4.8%)	0 (0.0%)	401 (36.0%)	1,113 (100.0%)	183 (38.0%)	214 (44.4%)	1 (0.2%)	84 (17.4%)	482 (100.0%)
66 福岡市	常勤(人)	234 (66.9%)	116 (49.6%)	111 (47.4%)	66 (18.9%)	11 (3.1%)	1 (0.3%)	38 (10.9%)	350 (100.0%)	128 (75.4%)	30 (18.0%)	0 (0.6%)	10 (6.0%)	167 (100.0%)
	非常勤(人)	608 (61.4%)	343 (56.4%)	92 (15.1%)	288 (28.1%)	10 (1.0%)	1 (0.1%)	83 (8.4%)	990 (100.0%)	30 (7.2%)	18 (14.6%)	0 (0.0%)	5 (12.2%)	41 (100.0%)
	小計(人)	842 (62.8%)	459 (54.5%)	203 (24.1%)	354 (28.4%)	21 (1.6%)	2 (0.1%)	121 (9.0%)	1,340 (100.0%)	158 (75.0%)	36 (17.3%)	1 (0.5%)	15 (7.2%)	208 (100.0%)
67 熊本市	常勤(人)	72 (60.0%)	30 (41.7%)	28 (38.0%)	21 (17.5%)	8 (6.7%)	0 (0.0%)	19 (15.8%)	120 (100.0%)	37 (38.1%)	60 (61.9%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	97 (100.0%)
	非常勤(人)	91 (38.2%)	55 (60.4%)	6 (6.6%)	62 (26.1%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	85 (35.7%)	238 (100.0%)	1 (2.5%)	39 (97.5%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	40 (100.0%)
	小計(人)	163 (45.5%)	85 (52.1%)	34 (20.8%)	83 (23.2%)	8 (2.2%)	0 (0.0%)	104 (29.1%)	358 (100.0%)	38 (27.7%)	99 (72.3%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	137 (100.0%)
政令市合計	常勤(人)	3,610 (61.4%)	1,142 (31.6%)	2,054 (58.0%)	1,226 (20.8%)	203 (3.5%)	3 (0.1%)	642 (14.3%)	5,884 (100.0%)	2,918 (50.9%)	1,767 (38.4%)	6 (0.1%)	210 (4.6%)	4,598 (100.0%)
	非常勤(人)	6,710 (42.3%)	3,331 (49.6%)	1,227 (18.3%)	4,216 (28.6%)	663 (4.2%)	3 (0.0%)	4,285 (27.0%)	16,979 (100.0%)	499 (31.8%)	808 (52.5%)	0 (0.0%)	243 (15.8%)	1,540 (100.0%)
	小計(人)	10,320 (47.4%)	4,473 (43.3%)	3,281 (31.8%)	5,444 (25.0%)	866 (4.0%)	6 (0.0%)	5,127 (23.0%)	21,763 (100.0%)	3,104 (50.8%)	2,575 (42.0%)	6 (0.1%)	453 (7.4%)	6,138 (100.0%)

同行援護事業所における従業者の資格要件等の状況(平成27年10月1日時点)

都道府県名	常勤・非常勤の別	従業員							サービス提供責任者					合計
		① 同行援護事業所が指定された施設に勤務している者(100%)	② 同行援護事業所が指定された施設に勤務している者(100%)	③ 同行援護事業所が指定された施設に勤務している者(100%)	④ 同行援護事業所が指定された施設に勤務している者(100%)	⑤ 同行援護事業所が指定された施設に勤務している者(100%)	⑥ 同行援護事業所が指定された施設に勤務している者(100%)	⑦ 同行援護事業所が指定された施設に勤務している者(100%)	⑧ 平成27年10月1日現在、同行援護事業所が指定された施設に勤務している者(100%)	⑨ 平成27年10月1日現在、同行援護事業所が指定された施設に勤務している者(100%)	⑩ 平成27年10月1日現在、同行援護事業所が指定された施設に勤務している者(100%)	⑪ 平成27年10月1日現在、同行援護事業所が指定された施設に勤務している者(100%)	⑫ 平成27年10月1日現在、同行援護事業所が指定された施設に勤務している者(100%)	
68 旭川市	常勤(人)	29 (42.6%)	21 (72.4%)	12 (41.4%)	13 (19.1%)	20 (28.4%)	0 (0.0%)	6 (8.8%)	68 (100.0%)	17 (42.5%)	23 (57.5%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	40 (100.0%)
	非常勤(人)	26 (18.4%)	15 (57.7%)	6 (23.1%)	6 (40.4%)	11 (7.8%)	0 (0.0%)	47 (33.3%)	141 (100.0%)	1 (5.9%)	16 (94.1%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	17 (100.0%)
	小計(人)	55 (28.3%)	36 (65.5%)	18 (32.7%)	19 (33.5%)	31 (14.8%)	0 (0.0%)	53 (25.4%)	209 (100.0%)	18 (31.8%)	39 (68.4%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	57 (100.0%)
69 函館市	常勤(人)	24 (88.8%)	10 (41.7%)	13 (54.2%)	0 (0.0%)	2 (7.4%)	0 (0.0%)	1 (3.7%)	27 (100.0%)	21 (80.8%)	6 (19.2%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	26 (100.0%)
	非常勤(人)	68 (97.1%)	40 (58.8%)	0 (0.0%)	1 (1.4%)	1 (1.4%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	70 (100.0%)	3 (25.0%)	9 (75.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	12 (100.0%)
	小計(人)	92 (94.4%)	50 (54.3%)	13 (14.1%)	1 (1.0%)	3 (3.1%)	0 (0.0%)	1 (1.0%)	97 (100.0%)	24 (63.2%)	14 (36.8%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	38 (100.0%)
70 青森市	常勤(人)	33 (63.5%)	7 (21.2%)	20 (60.6%)	10 (19.2%)	3 (5.8%)	0 (0.0%)	6 (11.5%)	52 (100.0%)	27 (79.4%)	7 (20.6%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	34 (100.0%)
	非常勤(人)	20 (14.7%)	2 (10.0%)	0 (0.0%)	68 (50.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	48 (35.3%)	138 (100.0%)	14 (6.7%)	14 (93.3%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	15 (100.0%)
	小計(人)	53 (28.2%)	9 (17.0%)	20 (37.7%)	78 (41.5%)	3 (1.6%)	0 (0.0%)	54 (28.7%)	188 (100.0%)	28 (57.1%)	21 (42.9%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	49 (100.0%)
71 盛岡市	常勤(人)	27 (62.0%)	6 (18.5%)	23 (85.2%)	5 (9.8%)	1 (2.0%)	0 (0.0%)	18 (35.3%)	51 (100.0%)	20 (46.5%)	19 (44.2%)	0 (0.0%)	4 (9.3%)	43 (100.0%)
	非常勤(人)	12 (12.4%)	7 (58.3%)	2 (16.7%)	12 (12.4%)	1 (1.0%)	0 (0.0%)	72 (74.2%)	97 (100.0%)	0 (0.0%)	3 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	3 (100.0%)
	小計(人)	39 (26.4%)	13 (30.8%)	25 (64.1%)	17 (11.5%)	2 (1.4%)	0 (0.0%)	90 (60.8%)	148 (100.0%)	20 (43.5%)	22 (47.8%)	0 (0.0%)	4 (6.7%)	46 (100.0%)
72 秋田市	常勤(人)	15 (34.1%)	11 (73.3%)	4 (26.7%)	1 (2.3%)	18 (43.2%)	0 (0.0%)	9 (20.5%)	44 (100.0%)	7 (21.2%)	26 (78.8%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	33 (100.0%)
	非常勤(人)	9 (10.8%)	9 (100.0%)	0 (0.0%)	1 (1.2%)	23 (27.7%)	0 (0.0%)	50 (60.2%)	83 (100.0%)	0 (0.0%)	2 (66.7%)	0 (0.0%)	1 (33.3%)	3 (100.0%)
	小計(人)	24 (18.3%)	20 (83.3%)	4 (16.7%)	2 (1.6%)	41 (33.1%)	0 (0.0%)	59 (46.5%)	127 (100.0%)	7 (18.4%)	28 (77.8%)	0 (0.0%)	1 (2.8%)	36 (100.0%)
73 磐山市	常勤(人)	10 (47.5%)	0 (0.0%)	3 (30.0%)	9 (42.9%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (9.5%)	21 (100.0%)	13 (61.9%)	8 (38.1%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	21 (100.0%)
	非常勤(人)	28 (41.2%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	40 (58.8%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	68 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (100.0%)
	小計(人)	38 (42.1%)	0 (0.0%)	3 (7.8%)	49 (55.1%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (2.2%)	89 (100.0%)	13 (52.9%)	8 (49.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	21 (100.0%)
74 いわき市	常勤(人)	19 (34.5%)	10 (52.6%)	4 (47.4%)	20 (36.4%)	8 (14.5%)	0 (0.0%)	6 (14.5%)	55 (100.0%)	21 (31.8%)	8 (45.5%)	0 (0.0%)	5 (22.7%)	22 (100.0%)
	非常勤(人)	15 (13.5%)	15 (100.0%)	0 (0.0%)	70 (63.1%)	9 (8.1%)	0 (0.0%)	0 (15.3%)	111 (100.0%)	0 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (100.0%)
	小計(人)	34 (20.5%)	25 (73.5%)	4 (26.6%)	90 (54.2%)	17 (10.2%)	0 (0.0%)	6 (15.1%)	166 (100.0%)	21 (34.8%)	8 (49.5%)	0 (0.0%)	5 (21.7%)	23 (100.0%)
75 宇都宮市	常勤(人)	31 (33.1%)	4 (12.9%)	10 (32.3%)	3 (41.3%)	5 (5.4%)	3 (3.3%)	15 (18.3%)	62 (100.0%)	18 (35.2%)	34 (63.6%)	0 (0.0%)	1 (1.9%)	54 (100.0%)
	非常勤(人)	50 (28.4%)	17 (34.0%)	18 (18.0%)	4 (25.3%)	31 (18.2%)	0 (0.0%)	46 (27.1%)	170 (100.0%)	5 (33.3%)	33 (93.3%)	0 (0.0%)	5 (33.3%)	15 (100.0%)
	小計(人)	81 (30.9%)	21 (29.9%)	28 (23.5%)	7 (30.9%)	36 (18.7%)	3 (11.1%)	61 (23.3%)	262 (100.0%)	24 (34.8%)	39 (60.5%)	0 (0.0%)	6 (8.7%)	69 (100.0%)
76 前橋市	常勤(人)	40 (61.3%)	11 (22.4%)	27 (65.1%)	11 (13.8%)	3 (3.8%)	0 (0.0%)	17 (21.3%)	80 (100.0%)	30 (65.2%)	16 (32.5%)	0 (0.0%)	1 (2.2%)	46 (100.0%)
	非常勤(人)	37 (29.7%)	29 (29.7%)	8 (8.1%)	20 (19.9%)	7 (4.0%)	0 (0.0%)	80 (55.6%)	144 (100.0%)	1 (7.7%)	12 (92.3%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	13 (100.0%)
	小計(人)	77 (38.4%)	40 (29.8%)	35 (34.9%)	31 (13.8%)	10 (4.5%)	0 (0.0%)	97 (43.9%)	224 (100.0%)	31 (52.5%)	27 (45.8%)	0 (0.0%)	1 (1.7%)	59 (100.0%)
77 高崎市	常勤(人)	36 (87.9%)	5 (13.9%)	6 (66.5%)	11 (20.8%)	2 (3.9%)	0 (0.0%)	7 (7.5%)	53 (100.0%)	18 (64.3%)	8 (28.8%)	0 (0.0%)	2 (7.1%)	28 (100.0%)
	非常勤(人)	36 (21.3%)	11 (28.9%)	5 (5.3%)	2 (9.7%)	40 (22.9%)	0 (0.0%)	34 (19.1%)	178 (100.0%)	2 (18.7%)	8 (66.7%)	0 (0.0%)	2 (16.7%)	12 (100.0%)
	小計(人)	72 (32.0%)	16 (21.8%)	11 (29.7%)	13 (33.3%)	42 (18.2%)	0 (0.0%)	38 (16.5%)	231 (100.0%)	20 (60.0%)	16 (40.0%)	0 (0.0%)	4 (10.0%)	40 (100.0%)
78 川崎市	常勤(人)	10 (50.0%)	1 (10.0%)	7 (70.0%)	1 (35.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	15 (15.0%)	20 (100.0%)	12 (66.7%)	6 (33.3%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	18 (100.0%)
	非常勤(人)	13 (11.4%)	8 (61.5%)	6 (46.2%)	22 (19.3%)	7 (6.1%)	0 (0.0%)	72 (63.2%)	114 (100.0%)	0 (0.0%)	3 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	3 (100.0%)
	小計(人)	23 (17.2%)	9 (39.1%)	13 (56.8%)	29 (21.6%)	7 (5.2%)	0 (0.0%)	75 (58.8%)	134 (100.0%)	12 (57.1%)	9 (42.9%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	21 (100.0%)
79 越谷市	常勤(人)	24 (88.9%)	10 (41.7%)	19 (79.2%)	2 (7.4%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1 (3.7%)	27 (100.0%)	17 (77.3%)	5 (22.7%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	22 (100.0%)
	非常勤(人)	40 (48.2%)	3 (7.5%)	3 (7.5%)	33 (39.9%)	4 (4.8%)	0 (0.0%)	6 (7.2%)	83 (100.0%)	0 (0.0%)	1 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1 (100.0%)
	小計(人)	64 (58.2%)	13 (20.3%)	22 (34.4%)	35 (31.8%)	4 (3.6%)	0 (0.0%)	7 (8.4%)	110 (100.0%)	17 (73.8%)	6 (28.1%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	23 (100.0%)
80 船橋市	常勤(人)	151 (87.4%)	87 (57.6%)	50 (33.1%)	1 (0.6%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	3 (1.9%)	155 (100.0%)	42 (45.7%)	50 (54.3%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	92 (100.0%)
	非常勤(人)	448 (98.0%)	319 (71.2%)	35 (7.8%)	6 (1.3%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	3 (0.7%)	457 (100.0%)	0 (0.0%)	11 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	11 (100.0%)
	小計(人)	599 (97.8%)	406 (87.8%)	85 (14.2%)	7 (1.1%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	6 (1.0%)	612 (100.0%)	42 (40.8%)	61 (68.2%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	103 (100.0%)
81 柏市	常勤(人)	56 (71.8%)	12 (21.4%)	23 (41.1%)	15 (19.2%)	3 (3.8%)	0 (0.0%)	4 (5.1%)	78 (100.0%)	35 (71.4%)	14 (28.6%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	49 (100.0%)
	非常勤(人)	108 (53.3%)	17 (16.0%)	14 (13.2%)	50 (25.1%)	2 (1.0%)	0 (0.0%)	41 (20.6%)	199 (100.0%)	10 (8.3%)	1 (8.3%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	12 (100.0%)
	小計(人)	162 (59.5%)	29 (17.9%)	37 (22.8%)	65 (23.8%)	5 (1.8%)	0 (0.0%)	45 (16.2%)	277 (100.0%)	45 (73.8%)	15 (24.6%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	61 (100.0%)
82 八王子市	常勤(人)	48 (64.9%)	0 (0.0%)	30 (62.5%)	15 (20.3%)	1 (1.4%)	0 (0.0%)	10 (13.5%)	74 (100.0%)	39 (63.4%)	34 (46.6%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	73 (100.0%)
	非常勤(人)	143 (60.6%)	34 (23.8%)	32 (22.4%)	31 (13.1%)	12 (5.1%)	0 (0.0%)	50 (21.2%)	236 (100.0%)	2 (28.5%)	5 (71.4%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	7 (100.0%)
	小計(人)	191 (61.6%)	34 (17.8%)	62 (32.5%)	46 (14.8%)	13 (4.2%)	0 (0.0%)	60 (18.4%)	310 (100.0%)	41 (51.3%)	39 (48.8%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	80 (100.0%)
83 横須賀市	常勤(人)	27 (71.1%)	0 (0.0%)	22 (81.5%)	1 (2.6%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	10 (26.3%)	30 (100.0%)	21 (67.7%)	32 (92.3%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	31 (100.0%)
	非常勤(人)	31 (9.2%)	0 (0.0%)	3 (27.3%)	45 (41.2%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	59 (49.6%)	110 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	2 (100.0%)
	小計(人)	58 (24.2%)	0 (0.0%)	25 (85.8%)	46 (31.8%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	69 (43.9%)	140 (100.0%)	21 (69.7%)	32 (93.3%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	33 (100.0%)
84 葛崎市	常勤(人)	26 (76.8%)	7 (26.9%)	15 (57.7%)	2 (6.1%)	1 (3.0%)	0 (0.0%)	33 (12.1%)	49 (100.0%)	13 (60.0%)	11 (42.3%)	0 (0.0%)	2 (7.7%)	26 (100.0%)
	非常勤(人)	47 (84.4%)	5 (10.0%)	12 (25.5%)	4 (8.3%)	4 (8.5%)	0 (0.0%)	18 (24.7%)	73 (100.0%)	2 (50.0%)	2 (50.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	4 (100.0%)
	小計(人)	73 (69.9%)	12 (16.4%)	27 (37.0%)	6 (8.7%)	5 (7.5%)	0 (0.0%)	22 (20.8%)	106 (100.0%)	15 (60.0%)	13 (43.3%)	0 (0.0%)	2 (6.7%)	30 (100.0%)

同行援護事業所における従業者の資格要件等の状況(平成27年10月1日時点)

都道府県名	常勤・非常勤の別	従業者							サービス提供責任者							合計
		①同行援護事業所長(専任)が専任した者を含む。	※①のうち同行援護事業所長(専任)が専任した者	②同行援護事業所長(専任)が専任した者	③同行援護事業所長(専任)が専任した者	④同行援護事業所長(専任)が専任した者	⑤平成27年10月1日時点において、同行援護事業所長(専任)が専任した者	⑥平成27年10月1日時点において、同行援護事業所長(専任)が専任した者	⑦平成27年10月1日時点において、同行援護事業所長(専任)が専任した者	⑧平成27年10月1日時点において、同行援護事業所長(専任)が専任した者	⑨平成27年10月1日時点において、同行援護事業所長(専任)が専任した者	⑩平成27年10月1日時点において、同行援護事業所長(専任)が専任した者	⑪平成27年10月1日時点において、同行援護事業所長(専任)が専任した者	⑫平成27年10月1日時点において、同行援護事業所長(専任)が専任した者		
85 金沢市	常勤(人)	54 (80.6%)	17 (31.5%)	24 (44.4%)	7 (10.4%)	0 (0.0%)	1 (1.5%)	5 (7.5%)	67 (100.0%)	19 (57.6%)	13 (39.4%)	0 (0.0%)	1 (3.0%)	33 (100.0%)		
	非常勤(人)	54 (89.2%)	15 (27.8%)	21 (38.9%)	17 (21.8%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	7 (9.0%)	78 (100.0%)	2 (50.0%)	2 (50.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	4 (100.0%)		
	小計(人)	108 (74.5%)	32 (29.6%)	45 (41.7%)	24 (16.8%)	0 (0.0%)	1 (0.7%)	12 (8.3%)	145 (100.0%)	21 (56.8%)	15 (40.5%)	0 (0.0%)	1 (2.7%)	37 (100.0%)		
86 長野市	常勤(人)	59 (59.0%)	14 (23.7%)	45 (76.3%)	36 (36.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	5 (5.0%)	100 (100.0%)	30 (75.0%)	10 (25.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	40 (100.0%)		
	非常勤(人)	64 (44.1%)	23 (35.9%)	41 (64.1%)	72 (49.7%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	9 (6.2%)	145 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)		
	小計(人)	123 (59.2%)	37 (30.1%)	86 (80.9%)	108 (44.1%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	14 (5.7%)	245 (100.0%)	30 (75.0%)	10 (25.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	40 (100.0%)		
87 岐阜市	常勤(人)	37 (80.4%)	22 (58.5%)	15 (40.5%)	5 (10.9%)	4 (8.7%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	46 (100.0%)	17 (44.7%)	16 (42.1%)	2 (5.3%)	3 (7.9%)	38 (100.0%)		
	非常勤(人)	412 (93.0%)	189 (45.9%)	86 (29.9%)	24 (6.4%)	4 (0.9%)	1 (0.2%)	2 (0.5%)	443 (100.0%)	6 (10.9%)	34 (61.8%)	0 (0.0%)	15 (27.3%)	55 (100.0%)		
	小計(人)	449 (91.8%)	211 (47.0%)	101 (22.5%)	29 (5.8%)	8 (1.6%)	1 (0.2%)	2 (0.4%)	489 (100.0%)	23 (24.7%)	50 (53.8%)	2 (2.2%)	18 (19.4%)	93 (100.0%)		
88 豊橋市	常勤(人)	60 (58.3%)	15 (25.0%)	22 (36.7%)	20 (19.4%)	5 (4.9%)	0 (0.0%)	18 (17.5%)	103 (100.0%)	35 (57.4%)	25 (41.0%)	1 (1.6%)	0 (0.0%)	61 (100.0%)		
	非常勤(人)	72 (52.2%)	30 (41.7%)	6 (8.3%)	32 (23.2%)	2 (1.4%)	0 (0.0%)	32 (23.2%)	138 (100.0%)	1 (11.1%)	8 (88.9%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	9 (100.0%)		
	小計(人)	132 (54.8%)	45 (34.1%)	28 (21.2%)	52 (21.6%)	7 (2.9%)	0 (0.0%)	50 (20.7%)	241 (100.0%)	36 (51.4%)	33 (47.1%)	1 (1.4%)	0 (0.0%)	70 (100.0%)		
89 岡崎市	常勤(人)	21 (87.5%)	3 (14.3%)	10 (47.6%)	2 (8.3%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	4 (2.2%)	24 (100.0%)	18 (64.3%)	3 (35.7%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	28 (100.0%)		
	非常勤(人)	38 (34.2%)	10 (26.3%)	1 (2.6%)	35 (31.5%)	4 (3.6%)	0 (0.0%)	34 (30.6%)	111 (100.0%)	0 (0.0%)	2 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	2 (100.0%)		
	小計(人)	59 (43.7%)	13 (22.0%)	11 (18.6%)	37 (27.4%)	4 (3.0%)	0 (0.0%)	38 (25.9%)	135 (100.0%)	18 (60.0%)	12 (40.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	30 (100.0%)		
90 豊田市	常勤(人)	15 (41.7%)	10 (68.7%)	11 (73.3%)	9 (25.0%)	5 (16.7%)	0 (0.0%)	1 (16.7%)	36 (100.0%)	7 (36.8%)	11 (57.9%)	0 (0.0%)	1 (5.3%)	19 (100.0%)		
	非常勤(人)	41 (20.8%)	22 (53.7%)	25 (61.0%)	42 (21.3%)	37 (18.8%)	0 (0.0%)	7 (3.1%)	187 (100.0%)	17 (14.3%)	17 (78.6%)	0 (0.0%)	2 (7.1%)	36 (100.0%)		
	小計(人)	56 (24.0%)	32 (57.1%)	36 (64.3%)	51 (21.8%)	43 (18.6%)	0 (0.0%)	8 (35.6%)	223 (100.0%)	24 (27.3%)	28 (60.7%)	0 (0.0%)	3 (6.1%)	55 (100.0%)		
91 大津市	常勤(人)	19 (38.0%)	3 (15.8%)	11 (57.9%)	1 (22.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (40.0%)	20 (100.0%)	18 (34.5%)	18 (62.1%)	0 (0.0%)	3 (3.4%)	29 (100.0%)		
	非常勤(人)	66 (50.8%)	46 (70.7%)	7 (11.7%)	5 (5.1%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	52 (44.1%)	118 (100.0%)	5 (60.0%)	4 (40.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	9 (100.0%)		
	小計(人)	85 (47.0%)	49 (62.0%)	18 (22.8%)	10 (10.1%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	52 (42.8%)	138 (100.0%)	23 (38.2%)	22 (58.8%)	0 (0.0%)	3 (2.9%)	34 (100.0%)		
92 高槻市	常勤(人)	61 (62.2%)	13 (18.8%)	54 (76.3%)	16 (14.4%)	2 (1.8%)	0 (0.0%)	24 (21.6%)	111 (100.0%)	58 (60.9%)	24 (28.9%)	0 (0.0%)	1 (1.2%)	83 (100.0%)		
	非常勤(人)	125 (35.8%)	87 (29.0%)	42 (33.6%)	85 (25.9%)	19 (5.4%)	1 (0.3%)	115 (33.0%)	349 (100.0%)	18 (90.0%)	2 (10.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	20 (100.0%)		
	小計(人)	184 (42.2%)	100 (28.6%)	96 (48.5%)	101 (22.8%)	21 (4.6%)	1 (0.2%)	139 (30.2%)	460 (100.0%)	76 (73.8%)	26 (25.2%)	0 (0.0%)	1 (1.0%)	103 (100.0%)		
93 東大阪市	常勤(人)	222 (55.0%)	82 (36.9%)	118 (53.2%)	98 (24.3%)	13 (3.2%)	1 (0.2%)	70 (17.3%)	404 (100.0%)	132 (61.0%)	119 (45.9%)	0 (0.0%)	8 (3.1%)	259 (100.0%)		
	非常勤(人)	567 (59.9%)	347 (61.2%)	42 (23.8%)	193 (17.2%)	45 (4.0%)	0 (0.0%)	317 (28.3%)	1,122 (100.0%)	22 (56.4%)	14 (35.9%)	0 (0.0%)	3 (7.7%)	39 (100.0%)		
	小計(人)	789 (61.7%)	429 (54.4%)	160 (32.1%)	291 (19.1%)	58 (3.8%)	1 (0.1%)	387 (25.4%)	1,526 (100.0%)	154 (61.7%)	133 (44.6%)	0 (0.0%)	11 (3.7%)	298 (100.0%)		
94 豊中市	常勤(人)	76 (67.3%)	34 (44.7%)	44 (57.9%)	16 (14.2%)	11 (9.7%)	0 (0.0%)	10 (8.8%)	113 (100.0%)	50 (68.8%)	33 (37.5%)	0 (0.0%)	5 (5.7%)	88 (100.0%)		
	非常勤(人)	101 (42.8%)	53 (62.5%)	14 (13.8%)	77 (32.6%)	7 (3.0%)	0 (0.0%)	51 (21.8%)	236 (100.0%)	7 (70.0%)	3 (30.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	10 (100.0%)		
	小計(人)	177 (59.7%)	87 (48.2%)	58 (32.8%)	93 (26.6%)	18 (5.2%)	0 (0.0%)	61 (17.6%)	349 (100.0%)	57 (68.2%)	36 (38.7%)	0 (0.0%)	5 (5.1%)	98 (100.0%)		
95 枚方市	常勤(人)	92 (71.9%)	14 (15.2%)	55 (59.8%)	23 (18.0%)	1 (0.8%)	0 (0.0%)	12 (9.4%)	128 (100.0%)	66 (66.7%)	33 (33.3%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	99 (100.0%)		
	非常勤(人)	293 (59.1%)	138 (47.1%)	43 (14.7%)	113 (22.9%)	4 (0.8%)	0 (0.0%)	86 (17.3%)	498 (100.0%)	13 (86.7%)	2 (13.3%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	15 (100.0%)		
	小計(人)	385 (61.7%)	152 (39.5%)	98 (25.5%)	136 (21.8%)	5 (0.8%)	0 (0.0%)	98 (15.7%)	624 (100.0%)	79 (68.3%)	35 (30.7%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	114 (100.0%)		
96 姫路市	常勤(人)	112 (83.6%)	55 (49.1%)	77 (68.8%)	20 (1.5%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	134 (14.9%)	246 (100.0%)	85 (65.0%)	44 (34.1%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	129 (100.0%)		
	非常勤(人)	194 (65.5%)	145 (74.7%)	39 (20.1%)	11 (3.7%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	91 (30.7%)	286 (100.0%)	8 (61.5%)	5 (38.5%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	13 (100.0%)		
	小計(人)	306 (71.2%)	200 (65.4%)	116 (37.9%)	31 (3.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	111 (25.8%)	430 (100.0%)	93 (65.5%)	49 (34.5%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	142 (100.0%)		
97 尼崎市	常勤(人)	116 (57.1%)	37 (31.9%)	84 (72.4%)	47 (23.2%)	5 (2.5%)	0 (0.0%)	35 (17.2%)	203 (100.0%)	71 (59.7%)	45 (37.8%)	0 (0.0%)	3 (2.5%)	119 (100.0%)		
	非常勤(人)	129 (29.3%)	66 (51.2%)	35 (27.1%)	139 (31.6%)	1 (0.2%)	0 (0.0%)	171 (38.9%)	440 (100.0%)	1 (33.3%)	2 (66.7%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	3 (100.0%)		
	小計(人)	245 (39.1%)	103 (42.0%)	119 (48.6%)	186 (28.9%)	6 (0.9%)	0 (0.0%)	206 (32.0%)	643 (100.0%)	72 (59.0%)	47 (38.5%)	0 (0.0%)	3 (2.5%)	122 (100.0%)		
98 西宮市	常勤(人)	22 (45.8%)	4 (18.2%)	11 (60.0%)	18 (37.6%)	8 (16.7%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	48 (100.0%)	12 (54.5%)	10 (45.5%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	22 (100.0%)		
	非常勤(人)	97 (72.4%)	63 (64.9%)	4 (4.1%)	12 (9.0%)	23 (17.2%)	0 (0.0%)	2 (1.5%)	134 (100.0%)	0 (0.0%)	6 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	6 (100.0%)		
	小計(人)	119 (65.4%)	67 (55.3%)	15 (12.6%)	30 (18.5%)	31 (17.0%)	0 (0.0%)	2 (1.1%)	182 (100.0%)	12 (42.9%)	16 (57.1%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	28 (100.0%)		
99 奈良市	常勤(人)	77 (44.8%)	44 (57.1%)	32 (41.6%)	42 (24.4%)	3 (1.7%)	0 (0.0%)	50 (29.1%)	172 (100.0%)	57 (61.8%)	52 (47.3%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	109 (100.0%)		
	非常勤(人)	79 (18.8%)	65 (82.3%)	11 (11.4%)	105 (24.7%)	47 (11.1%)	0 (0.0%)	194 (45.6%)	425 (100.0%)	2 (28.6%)	5 (71.4%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	7 (100.0%)		
	小計(人)	156 (26.1%)	109 (68.9%)	43 (26.3%)	147 (24.6%)	50 (8.4%)	0 (0.0%)	194 (40.9%)	597 (100.0%)	59 (58.4%)	57 (48.7%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	116 (100.0%)		
100 和歌山市	常勤(人)	32 (17.9%)	5 (15.6%)	10 (31.3%)	29 (16.2%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	118 (66.9%)	179 (100.0%)	61 (44.5%)	75 (55.5%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	137 (100.0%)		
	非常勤(人)	87 (10.4%)	30 (34.5%)	9 (9.2%)	153 (18.3%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	586 (71.4%)	838 (100.0%)	5 (62.5%)	3 (37.5%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	8 (100.0%)		
	小計(人)	119 (11.7%)	35 (29.4%)	19 (15.1%)	182 (17.8%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	704 (70.4%)	1,017 (100.0%)	66 (45.5%)	78 (54.5%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	145 (100.0%)		
101 倉敷市	常勤(人)	1 (11.1%)	0 (0.0%)	0 (100.0%)	8 (89.9%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	9 (100.0%)	5 (10.9%)	41 (89.1%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	46 (100.0%)		
	非常勤(人)	4 (3.2%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	121 (99.8%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	125 (100.0%)	0 (0.0%)	7 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	7 (100.0%)		
	小計(人)	5 (3.7%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	129 (99.3%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	134 (100.0%)	5 (9.4%)	48 (99.6%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	53 (100.0%)		



同行援護事業所における従業員の資格要件等の状況(平成27年10月1日時点)

都道府県名	常勤・非常勤の別	従業員								介護職員等					合計
		① 10月1日現在に在籍している者(うち、10月1日現在に在籍している者)	② 10月1日現在に在籍している者(うち、10月1日現在に在籍している者)	③ 10月1日現在に在籍している者(うち、10月1日現在に在籍している者)	④ 10月1日現在に在籍している者(うち、10月1日現在に在籍している者)	⑤ 10月1日現在に在籍している者(うち、10月1日現在に在籍している者)	⑥ 10月1日現在に在籍している者(うち、10月1日現在に在籍している者)	⑦ 10月1日現在に在籍している者(うち、10月1日現在に在籍している者)	⑧ 10月1日現在に在籍している者(うち、10月1日現在に在籍している者)	⑨ 10月1日現在に在籍している者(うち、10月1日現在に在籍している者)	⑩ 10月1日現在に在籍している者(うち、10月1日現在に在籍している者)	⑪ 10月1日現在に在籍している者(うち、10月1日現在に在籍している者)	⑫ 10月1日現在に在籍している者(うち、10月1日現在に在籍している者)	⑬ 10月1日現在に在籍している者(うち、10月1日現在に在籍している者)	
102 福山市	常勤(人)	23 (76.7%)	1 (4.3%)	19 (82.6%)	4 (13.3%)	3 (10.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	30 (100.0%)	21 (72.4%)	8 (27.6%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	29 (100.0%)	
	非常勤(人)	37 (58.7%)	3 (8.1%)	40 (10.8%)	7 (11.1%)	8 (12.7%)	0 (0.0%)	11 (17.5%)	63 (100.0%)	4 (13.8%)	25 (86.2%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	29 (100.0%)	
	小計(人)	60 (64.5%)	4 (6.7%)	59 (38.3%)	11 (11.8%)	11 (11.8%)	0 (0.0%)	11 (11.8%)	93 (100.0%)	25 (43.1%)	33 (58.9%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	58 (100.0%)	
103 下関市	常勤(人)	62 (57.9%)	13 (21.0%)	42 (67.7%)	16 (15.0%)	12 (11.2%)	0 (0.0%)	17 (15.0%)	107 (100.0%)	42 (72.8%)	12 (22.2%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	54 (100.0%)	
	非常勤(人)	70 (35.0%)	24 (34.9%)	20 (28.6%)	50 (29.0%)	29 (14.5%)	0 (0.0%)	51 (25.9%)	206 (100.0%)	3 (75.0%)	13 (25.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	4 (100.0%)	
	小計(人)	132 (43.0%)	37 (28.0%)	62 (47.0%)	66 (21.5%)	41 (13.4%)	0 (0.0%)	68 (22.1%)	307 (100.0%)	45 (77.6%)	13 (22.4%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	58 (100.0%)	
104 高松市	常勤(人)	75 (81.5%)	0 (0.0%)	45 (60.0%)	9 (8.8%)	6 (6.5%)	0 (0.0%)	2 (2.2%)	92 (100.0%)	56 (72.7%)	16 (20.8%)	0 (0.0%)	5 (6.5%)	77 (100.0%)	
	非常勤(人)	132 (82.5%)	0 (0.0%)	16 (12.1%)	4 (2.5%)	3 (1.9%)	0 (0.0%)	21 (13.1%)	160 (100.0%)	12 (63.2%)	3 (15.8%)	0 (0.0%)	4 (21.1%)	19 (100.0%)	
	小計(人)	207 (82.1%)	0 (0.0%)	61 (29.5%)	13 (5.2%)	9 (3.6%)	0 (0.0%)	23 (9.1%)	252 (100.0%)	68 (70.8%)	19 (19.8%)	0 (0.0%)	9 (8.4%)	96 (100.0%)	
105 松山市	常勤(人)	126 (89.6%)	31 (24.5%)	78 (61.9%)	36 (19.9%)	12 (6.6%)	0 (0.0%)	7 (3.9%)	181 (100.0%)	90 (73.8%)	32 (26.2%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	122 (100.0%)	
	非常勤(人)	333 (64.8%)	208 (61.9%)	15 (4.9%)	85 (16.9%)	23 (4.5%)	0 (0.0%)	73 (14.2%)	514 (100.0%)	20 (57.1%)	13 (37.1%)	0 (0.0%)	2 (5.7%)	35 (100.0%)	
	小計(人)	459 (66.0%)	237 (51.5%)	93 (20.3%)	121 (17.4%)	35 (5.0%)	0 (0.0%)	80 (11.5%)	695 (100.0%)	110 (70.1%)	45 (28.7%)	0 (0.0%)	2 (1.3%)	157 (100.0%)	
106 高知市	常勤(人)	40 (95.2%)	12 (30.0%)	22 (55.0%)	2 (2.4%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1 (2.4%)	42 (100.0%)	32 (86.5%)	3 (8.1%)	0 (0.0%)	2 (5.4%)	37 (100.0%)	
	非常勤(人)	30 (62.5%)	0 (0.0%)	5 (16.7%)	2 (4.2%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	16 (33.3%)	48 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	5 (100.0%)		
	小計(人)	70 (77.8%)	12 (17.1%)	27 (38.6%)	3 (3.3%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	17 (18.9%)	90 (100.0%)	32 (76.2%)	3 (7.1%)	0 (0.0%)	7 (16.7%)	42 (100.0%)	
107 久留米市	常勤(人)	82 (89.9%)	26 (41.9%)	33 (63.2%)	4 (5.8%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	3 (4.3%)	69 (100.0%)	35 (68.6%)	15 (29.4%)	0 (0.0%)	1 (2.0%)	51 (100.0%)	
	非常勤(人)	120 (93.2%)	73 (60.8%)	12 (10.0%)	12 (8.3%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	12 (8.3%)	144 (100.0%)	6 (75.0%)	7 (12.5%)	0 (0.0%)	1 (12.5%)	8 (100.0%)	
	小計(人)	182 (85.4%)	99 (54.4%)	45 (24.7%)	16 (7.5%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	15 (7.0%)	213 (100.0%)	41 (69.5%)	16 (27.1%)	0 (0.0%)	2 (3.4%)	59 (100.0%)	
108 長崎市	常勤(人)	124 (70.5%)	25 (20.2%)	78 (61.3%)	18 (10.2%)	3 (1.7%)	1 (0.6%)	30 (17.0%)	176 (100.0%)	89 (61.0%)	55 (37.7%)	0 (0.0%)	2 (1.4%)	146 (100.0%)	
	非常勤(人)	144 (39.1%)	92 (63.9%)	21 (14.6%)	14 (3.8%)	22 (6.0%)	0 (0.0%)	188 (51.1%)	368 (100.0%)	8 (61.5%)	5 (38.5%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	13 (100.0%)	
	小計(人)	268 (40.3%)	117 (43.7%)	97 (36.2%)	32 (5.9%)	25 (4.0%)	1 (0.2%)	218 (40.1%)	544 (100.0%)	97 (61.0%)	60 (37.7%)	0 (0.0%)	2 (1.3%)	159 (100.0%)	
109 大分市	常勤(人)	57 (59.4%)	13 (22.8%)	22 (38.6%)	17 (17.7%)	4 (4.2%)	0 (0.0%)	18 (18.8%)	98 (100.0%)	28 (41.2%)	36 (52.9%)	0 (0.0%)	4 (5.9%)	68 (100.0%)	
	非常勤(人)	128 (51.5%)	14 (10.9%)	15 (11.7%)	82 (33.1%)	8 (3.2%)	0 (0.0%)	30 (12.1%)	248 (100.0%)	10 (27.8%)	14 (38.9%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	36 (100.0%)	
	小計(人)	185 (53.8%)	27 (14.6%)	37 (20.0%)	99 (28.8%)	12 (3.5%)	0 (0.0%)	48 (14.0%)	346 (100.0%)	38 (38.5%)	50 (48.1%)	0 (0.0%)	16 (15.4%)	104 (100.0%)	
110 宮崎市	常勤(人)	56 (82.4%)	6 (10.7%)	32 (57.1%)	4 (5.8%)	4 (5.9%)	0 (0.0%)	4 (5.9%)	68 (100.0%)	25 (53.2%)	17 (38.2%)	0 (0.0%)	10 (10.8%)	47 (100.0%)	
	非常勤(人)	72 (42.1%)	50 (68.4%)	10 (13.0%)	23 (13.9%)	27 (15.9%)	0 (0.0%)	48 (28.2%)	170 (100.0%)	0 (0.0%)	10 (60.0%)	0 (0.0%)	1 (9.1%)	11 (100.0%)	
	小計(人)	128 (53.8%)	56 (43.8%)	42 (32.8%)	27 (11.3%)	31 (13.0%)	0 (0.0%)	52 (21.8%)	238 (100.0%)	25 (43.1%)	27 (46.5%)	0 (0.0%)	6 (10.3%)	58 (100.0%)	
111 鹿児島市	常勤(人)	160 (62.8%)	57 (38.0%)	87 (58.0%)	52 (21.8%)	14 (5.9%)	0 (0.0%)	23 (9.8%)	239 (100.0%)	107 (60.5%)	59 (33.3%)	0 (0.0%)	11 (6.2%)	177 (100.0%)	
	非常勤(人)	285 (53.8%)	166 (58.2%)	77 (27.0%)	119 (32.5%)	7 (1.3%)	0 (0.0%)	119 (22.5%)	530 (100.0%)	9 (13.8%)	56 (84.6%)	0 (0.0%)	1 (1.5%)	65 (100.0%)	
	小計(人)	435 (58.8%)	223 (51.3%)	164 (37.7%)	171 (22.2%)	21 (2.7%)	0 (0.0%)	142 (18.5%)	769 (100.0%)	110 (47.8%)	114 (47.1%)	0 (0.0%)	12 (5.0%)	242 (100.0%)	
112 那覇市	常勤(人)	38 (47.5%)	12 (31.6%)	29 (76.3%)	18 (22.5%)	7 (8.8%)	3 (3.8%)	14 (17.5%)	80 (100.0%)	27 (43.5%)	25 (41.9%)	1 (1.6%)	8 (12.8%)	62 (100.0%)	
	非常勤(人)	51 (24.2%)	21 (41.2%)	38 (74.5%)	76 (36.0%)	7 (3.3%)	7 (3.3%)	70 (33.2%)	211 (100.0%)	6 (25.0%)	7 (29.2%)	0 (0.0%)	11 (45.8%)	24 (100.0%)	
	小計(人)	89 (30.6%)	33 (37.1%)	67 (76.3%)	94 (32.3%)	14 (4.8%)	10 (3.4%)	84 (28.9%)	291 (100.0%)	33 (38.4%)	33 (38.4%)	1 (1.2%)	19 (22.1%)	86 (100.0%)	
中核市合計	常勤(人)	2,512 (61.8%)	759 (30.6%)	1,418 (56.4%)	729 (17.9%)	181 (4.7%)	0 (0.2%)	834 (15.6%)	4,075 (100.0%)	1,843 (57.3%)	1,144 (38.0%)	4 (0.1%)	77 (2.7%)	2,888 (100.0%)	
	非常勤(人)	4,830 (45.5%)	2,441 (48.5%)	878 (17.8%)	2,288 (21.1%)	470 (4.4%)	0 (0.1%)	3,120 (28.8%)	10,826 (100.0%)	198 (32.8%)	938 (58.2%)	1 (0.2%)	64 (10.6%)	801 (100.0%)	
	小計(人)	7,342 (49.9%)	3,210 (43.1%)	2,292 (30.8%)	3,017 (20.2%)	670 (4.5%)	0 (0.1%)	3,754 (25.2%)	14,901 (100.0%)	1,841 (53.4%)	1,482 (41.4%)	5 (0.1%)	141 (4.1%)	3,489 (100.0%)	
合計	常勤(人)	12,804 (62.4%)	3,509 (27.4%)	7,175 (50.0%)	4,295 (20.9%)	765 (3.7%)	14 (0.1%)	2,641 (12.9%)	20,522 (100.0%)	8,751 (59.4%)	5,700 (38.0%)	13 (0.1%)	528 (3.5%)	14,989 (100.0%)	
	非常勤(人)	21,508 (42.3%)	9,802 (44.6%)	4,300 (20.0%)	13,653 (26.8%)	2,067 (4.1%)	23 (0.0%)	13,539 (26.7%)	60,781 (100.0%)	1,245 (63.5%)	2,051 (55.1%)	14 (0.0%)	424 (11.4%)	3,721 (100.0%)	
	小計(人)	34,313 (49.1%)	13,110 (19.2%)	11,475 (33.4%)	17,948 (26.2%)	2,835 (4.0%)	37 (0.1%)	16,180 (22.7%)	71,313 (100.0%)	9,996 (53.4%)	7,751 (41.4%)	27 (0.1%)	850 (5.1%)	18,711 (100.0%)	



平成27年度同行援護従業者養成研修の都道府県別実施状況(平成27年10月1日現在)

No.	都道府県名	一般課程			応用課程		
		実施(予定) 回数	定員数 (予定)	応募者数 (予定)	実施(予定) 回数	定員数 (予定)	応募者数 (予定)
1	北海道	37	356	356	20	156	156
2	青森県	1	60	43	1	50	30
3	岩手県	2	60	32	2	60	26
4	宮城県	32	725	230	14	267	99
5	秋田県	4	40	30	4	40	25
6	山形県	1	30	34	1	30	27
7	福島県	4	50	56	3	30	26
8	茨城県	4	80	62	4	80	62
9	栃木県	6	171	130	3	60	23
10	群馬県	15	362	169	12	269	57
11	埼玉県	15	440	120	9	250	82
12	千葉県	18	546	141	8	200	48
13	東京都	140	3,336	549	70	1,699	235
14	神奈川県	60	1,536	709	27	642	250
15	新潟県	4	150	136	4	150	136
16	富山県	1	40	26	1	20	15
17	石川県	2	68	45	2	64	48
18	福井県	3	45	36	3	45	36
19	山梨県	1	30	24	1	20	24
20	長野県	9	210	167	7	170	134
21	岐阜県	5	110	98	4	60	57
22	静岡県	8	220	170	2	40	24
23	愛知県	72	1,810	965	55	1,318	610
24	三重県	2	80	43	2	70	37
25	滋賀県	4	110	38	4	110	28
26	京都府	12	335	98	9	220	26
27	大阪府	84	2,117	1,278	59	1,549	809
28	兵庫県	56	890	643	30	385	275
29	奈良県	4	100	54	5	120	37
30	和歌山県	1	20	5	3	60	23
31	鳥取県	1	40	49	1	20	21
32	島根県	14	299	169	1	28	25
33	岡山県	3	52	36	3	52	33
34	広島県	45	790	276	22	334	104
35	山口県	6	155	82	5	115	52
36	徳島県	9	215	40	5	170	12
37	香川県	4	88	71	4	84	43
38	愛媛県	17	306	151	9	140	52
39	高知県	6	138	89	4	60	12
40	福岡県	29	350	350	24	212	212
41	佐賀県	4	92	30	4	92	44
42	長崎県	4	60	21	3	30	13
43	熊本県	7	170	91	6	140	62
44	大分県	4	280	131	4	280	87
45	宮崎県	6	95	43	6	95	27
46	鹿児島県	15	285	92	12	235	78
47	沖縄県	8	166	84	7	148	95
合計		789	17,708	8,292	489	10,469	4,437

## 8 障害者の就労支援の推進等について

### (1) 障害者の就労支援の推進について

#### ① 一般就労への移行の促進について

就労移行支援については、平成 24 年度障害福祉サービス等報酬改定において、一般就労への移行後の就労定着実績がない事業所に対する評価の適正化を図るため、就労定着者（一般就労移行後に 6 ヶ月以上雇用されている者）が過去 3 年間または過去 4 年間にない場合、報酬の減算を行うこととしたところである。

しかしながら、減算の仕組み導入後においても、一般就労への移行率の状況に大きな変化は見られず、1 年間における一般就労への移行率が 20% 以上の事業所は 46.9% となっている一方で、一般就労への移行率が 0% の事業所は 3 割強で推移している。【関連資料 1】

こうした状況を踏まえ、平成 27 年度障害福祉サービス等報酬改定において、一般就労への移行後の就労定着実績がない事業所に対する報酬の減算割合を強化するとともに、過去 2 年間に一般就労への移行実績がない事業所に対しても報酬の減算を行うこととしたところであり、平成 27 年 10 月においては、183 事業所（5.9%）が減算の対象となっている。【関連資料 2】

なお、平成 28 年 4 月から、就労継続支援 A 型に移行した利用者については、利用する障害福祉サービスの種類を変更するものであることから、一般就労への移行実績や就労定着実績には含まないこととされているのでご留意願いたい。

就労を希望する障害者であって、一般企業に雇用されることが可能と見込まれる障害者に対し、一般就労への移行に向けた支援を行うという就労移行支援の趣旨を改めてご理解いただき、適切な支援が行われるよう管内事業所に対する指導をお願いしたい。なお、就労移行支援及び就労継続支援について、不適切な運営を行っている事業所に対し、重点的な指導をお願いする通知を発出する予定でいるので、ご承知おき願いたい。

#### ② 就労継続支援 A 型事業について

就労継続支援 A 型事業については、

- ・ 本来の利用者である障害者の利用を正当な理由なく短時間に限り、健常者である従業員（基準省令によるところの「利用者及び従業者以外の者」）がフルタイムで就労している事例
- ・ 利用者も就労継続支援 A 型事業の従業者も短時間の利用とすることによって浮いた自立支援給付費を実質的に利用者である障害者の賃金に充当している事例

など、本来の就労継続支援 A 型事業の趣旨に反するだけでなく、自立支援給付費を給付する趣旨からも不適切である事例が見られたことから、平成

24年度障害福祉サービス等報酬改定において、短時間利用者にかかる報酬の減算を導入し、就労継続支援A型事業における報酬の適正化を図ったところである。

しかしながら、減算の仕組みを導入した後においても、正当な理由なく利用者の意に反して労働時間を短く抑える、あるいは就労機会の提供にあたって収益の上がらない仕事しか提供しない等といった運営を行っている事業所の存在が指摘されていることから、平成27年度障害福祉サービス等報酬改定において、短時間利用に係る減算の仕組みを見直し、平成27年10月から施行したところであり、平成27年10月においては、473事業所（14.9%）が減算の対象となっている。【関連資料3】

就労継続支援A型事業所には、一般就労が困難である者に就労機会を提供し、障害者が自立した日常生活または社会生活を営めるよう賃金水準を高めていくことが求められており、上記のような事業運営は、就労継続支援A型事業の趣旨に反するものであるため、各都道府県、指定都市及び中核市におかれては、A型事業について事業趣旨に沿った運営が確保されるよう、不適切な事案の解消に向けて重点的な指導をお願いしたい。

なお、昨年9月に発出した「指定就労継続支援A型における適正な事業運営に向けた指導について」（平成27年9月8日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知）において、指導の際の確認点や根拠を整理しているので、積極的に活用されたい。【関連資料4】

### ③ 平成26年度の工賃実績について

平成26年度における就労継続支援B型事業所利用者の全国の平均工賃月額額は14,838円、対前年度比401円増（2.8%増）となっているところである。

また、平成18年度からは2,616円増（21.4%増）となっているが、平成19年度から継続して工賃倍増5か年計画、工賃向上計画を作成し工賃向上に取り組んでいる事業所については、平成26年度の平均工賃が16,097円（平成18年度12,542円）と、3,555円増（28.3%増）となっており、より一層の工賃の向上が図られているところである。【関連資料5】

各事業所や各地方自治体のご尽力により、就労継続支援B型事業所利用者の平均工賃は着実に増加してきているが、約1割の事業所で平均工賃が5千円を下回っており、その中には、運営基準で定める工賃の最低水準である3千円を下回っている事業所もある。このような事業所については、運営基準に違反していることが明確であることから、重点的な指導をお願いしたい。【関連資料6】

#### ④ 就労継続支援B型の利用に係るアセスメントの取扱いについて

平成27年度から、特別支援学校卒業生等が就労継続支援B型を利用する場合、原則として、就労移行支援事業所等によるアセスメントを受けることとなっている。

当該アセスメントは、約6割の特別支援学校卒業生が卒業後に障害福祉サービスの利用に至っていること、就労継続支援B型事業所から一般就労へ移行する利用者が2%にも満たないことといった現状を踏まえ、一般就労への移行の可能性も視野に入れた就労継続支援B型の利用など、長期的な就労面に関するニーズを把握するために実施するものである。

しかしながら、障害者のこうした可能性を考慮せず、就労継続支援B型の利用を前提とした形式的なアセスメントを実施している事例など、アセスメントの趣旨が理解されていない取扱いがみられるところである。

については、就労継続支援B型の新規利用者の就労面に係る課題等が適切に把握され、就労の知識及び能力の向上のために必要な訓練や支援が適切に提供されるよう、アセスメントの趣旨を理解いただき、一般就労に関する支援ノウハウを有している就労移行支援事業所等において、適切にアセスメントが行われるよう周知徹底をお願いしたい。

なお、アセスメントの実施にあたり、就労移行支援事業所でアセスメントを行うことが障害者の負担となる場合は、施設外支援により、障害者が通所しやすい場所（利用者が在籍している特別支援学校内など）で実施することが可能である。

### (2) 障害者の就労支援に係る予算について

#### ① 農福連携の推進について

平成28年度の工賃向上計画支援事業では、新規事業として「農福連携による就農促進プロジェクト」に係る予算を確保しているところである。

当該事業は、農業に関するノウハウを有していない就労継続支援B型事業所等に対し、農業技術に係る指導・助言や6次産業化に向けた支援を実施するための専門家の派遣等に係る経費や、農業に取り組む障害者就労施設による農福連携マルシェの開催に係る経費に対して補助するものであり、補助率は10/10を予定しているところである。【関連資料7】

また、農林水産省においては、「都市農業機能発揮対策事業」及び「農山漁村振興交付金」により、福祉農園の開設支援といったハード面の支援を行っている。

農福連携については、農業分野での障害者の就労を支援し、就労継続支援B型事業所等における工賃水準の向上を図るだけでなく、農業の支え手の拡大にもつながるものであり、障害者の地域での活躍にもつながることから、1億総活躍社会の実現にも資するものと考えているので、積極的な活用をお願いしたい。

なお、厚生労働省と農林水産省では、福祉目的で農作業に取り組む際

に活用できる主な支援策を紹介するパンフレット「福祉分野に農作業を～支援制度などのご案内～（第三版）」を作成しており、この中には、農業分野における障害者就労に関する各種情報等を記載するなど、今後、農業分野への参入を考えている障害福祉関係者にとって参考となることから、管内の市町村及び事業所に対し広く周知願いたい。

また、地域生活支援事業（都道府県事業）において、地域連携を促進するためのコーディネーターを配置し、地域の農業団体等と連携し、障害福祉サービス事業所と地域の農家等を結びつけるための取組を支援するための事業が位置付けられているので、地域の実情に応じて積極的な活用を検討願いたい。

なお、就労継続支援B型事業所等において、事業所とは離れた場所に農地を取得して農業を実施する場合、当該農地については、従たる事業所または出張所という取扱いとなり、利用者の支援に支障がない場合には、基準に定める設備の全部または一部を設けないこととしても差し支えないこととされているので、ご了知いただくとともに、管内市町村に対し周知願いたい。

(参考URL：福祉分野に農作業を～支援制度などのご案内～)

[http://www.maff.go.jp/j/keikaku/pdf/2710\\_nofuku.pdf](http://www.maff.go.jp/j/keikaku/pdf/2710_nofuku.pdf)

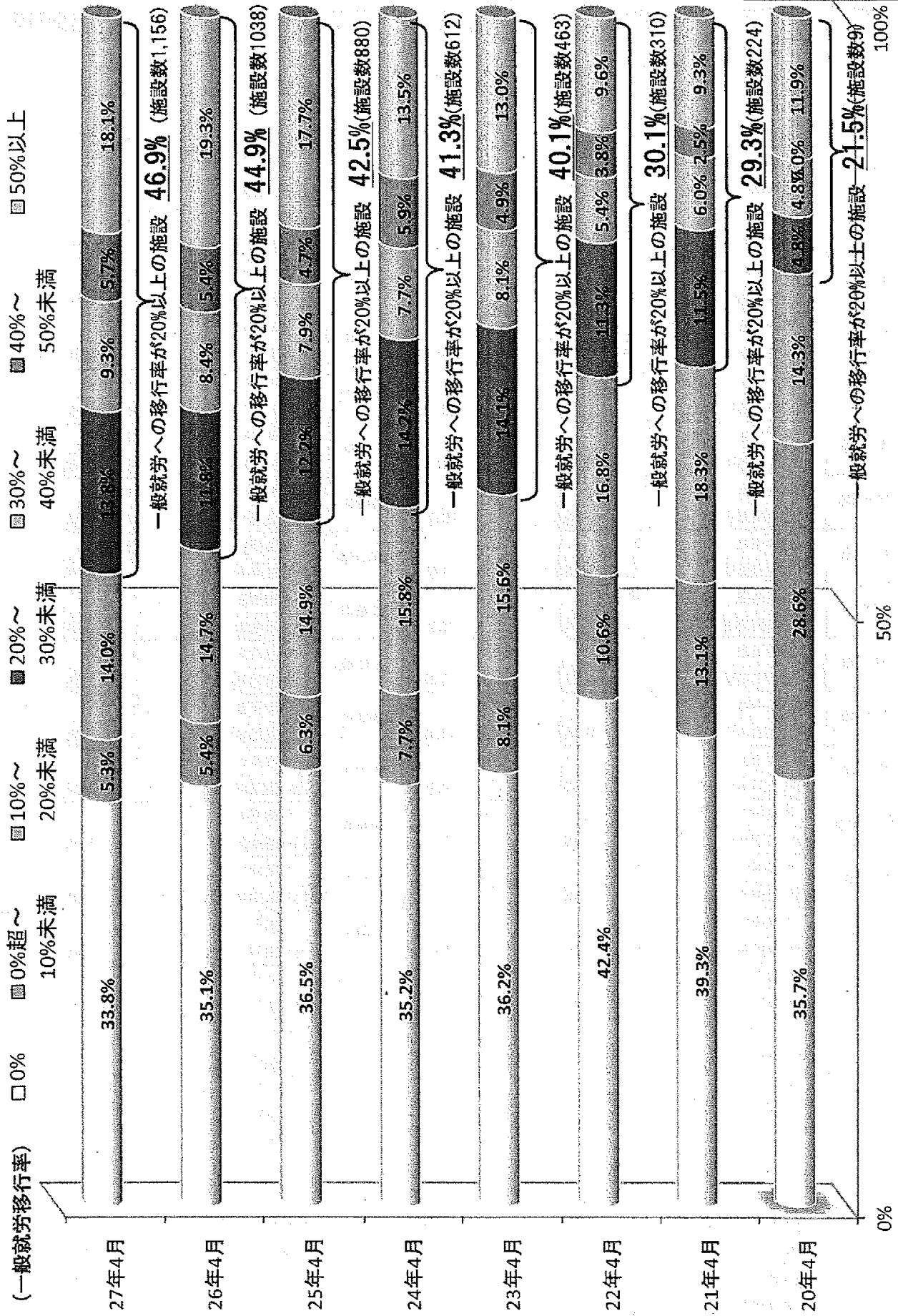
## ② 共同受注窓口による情報提供体制の構築等について

共同受注窓口については、平成22年度から体制整備を図ってきたところであり、就労継続支援B型事業所等が提供する製品のブランド化の推進や専門家による技術指導など、各地で様々な取組が行われているところである。

こうした共同受注窓口による取組の実績を踏まえ、工賃向上計画支援事業においては、共同受注窓口を活用した品質向上支援に係る経費を補助対象としているので、積極的に活用いただきたい。

また、平成28年度の工賃向上計画支援事業に係る特別事業において、共同受注窓口による障害者就労施設等が提供する物品等の情報提供体制の構築に向けた予算を確保しているので、官公需だけでなく民需も含めた障害者就労施設等が提供する物品等に対する需要の増進が図られるよう、活用をご検討いただきたい。【関連資料8】

# 就労移行支援事業による一般就労への移行率別の施設割合の推移



厚生労働省

【出典】厚生労働省障害福祉課調べ(平成27年4月分 回答率:81.1%)

就労移行支援に係る報酬の適正化の適用状況(平成27年度報酬改定前後の比較)

		平成26年10月	平成27年10月
全国	事業所数	2,885	3,101
	(うち適用あり)	90 3.1%	183 5.9%
北海道	事業所数	173	174
	(うち適用あり)	9 5.2%	16 9.2%
青森	事業所数	49	48
	(うち適用あり)	6 12.2%	8 16.7%
岩手県	事業所数	29	31
	(うち適用あり)	0 0.0%	4 12.9%
宮城県	事業所数	63	62
	(うち適用あり)	1 1.6%	1 1.6%
秋田県	事業所数	16	20
	(うち適用あり)	0 0.0%	1 5.0%
山形県	事業所数	32	39
	(うち適用あり)	0 0.0%	4 10.3%
福島県	事業所数	21	18
	(うち適用あり)	0 0.0%	0 0.0%
茨城県	事業所数	131	130
	(うち適用あり)	9 6.9%	13 10.0%
栃木県	事業所数	59	57
	(うち適用あり)	2 3.4%	4 7.0%
群馬県	事業所数	40	49
	(うち適用あり)	2 5.0%	3 6.1%
埼玉県	事業所数	115	133
	(うち適用あり)	1 0.9%	7 5.3%
千葉県	事業所数	102	114
	(うち適用あり)	0 0.0%	0 0.0%
東京都	事業所数	226	244
	(うち適用あり)	8 3.5%	11 4.5%
神奈川県	事業所数	112	138
	(うち適用あり)	1 0.9%	3 2.2%
新潟県	事業所数	83	88
	(うち適用あり)	2 2.4%	4 4.5%
富山県	事業所数	24	25
	(うち適用あり)	1 4.2%	0 0.0%
石川県	事業所数	29	33
	(うち適用あり)	2 6.9%	6 18.2%
福井県	事業所数	37	35
	(うち適用あり)	2 5.4%	5 14.3%
山梨県	事業所数	38	36
	(うち適用あり)	2 5.3%	2 5.6%
長野県	事業所数	62	63
	(うち適用あり)	3 4.8%	6 9.5%
岐阜県	事業所数	34	42
	(うち適用あり)	0 0.0%	2 4.8%
静岡県	事業所数	81	90
	(うち適用あり)	0 0.0%	2 2.2%
愛知県	事業所数	114	116
	(うち適用あり)	2 1.8%	8 6.9%

		平成26年10月	平成27年10月
三重県	事業所数	17	25
	(うち適用あり)	0 0.0%	0 0.0%
滋賀県	事業所数	26	32
	(うち適用あり)	0 0.0%	2 6.3%
京都府	事業所数	48	52
	(うち適用あり)	1 2.1%	3 5.8%
大阪府	事業所数	180	202
	(うち適用あり)	2 1.1%	5 2.5%
兵庫県	事業所数	93	104
	(うち適用あり)	2 2.2%	4 3.8%
奈良県	事業所数	25	26
	(うち適用あり)	2 8.0%	2 7.7%
和歌山県	事業所数	24	26
	(うち適用あり)	0 0.0%	1 3.8%
鳥取県	事業所数	20	18
	(うち適用あり)	0 0.0%	0 0.0%
島根県	事業所数	16	15
	(うち適用あり)	0 0.0%	1 6.7%
岡山県	事業所数	25	28
	(うち適用あり)	1 4.0%	2 7.1%
広島県	事業所数	71	81
	(うち適用あり)	2 2.8%	7 8.6%
山口県	事業所数	32	37
	(うち適用あり)	1 3.1%	3 8.1%
徳島県	事業所数	24	24
	(うち適用あり)	0 0.0%	1 4.2%
香川県	事業所数	14	16
	(うち適用あり)	0 0.0%	1 6.3%
愛媛県	事業所数	40	37
	(うち適用あり)	2 5.0%	5 13.5%
高知県	事業所数	14	15
	(うち適用あり)	0 0.0%	1 6.7%
福岡県	事業所数	175	194
	(うち適用あり)	5 2.9%	5 2.6%
佐賀県	事業所数	25	23
	(うち適用あり)	1 4.0%	1 4.3%
長崎県	事業所数	53	60
	(うち適用あり)	6 11.3%	4 6.7%
熊本県	事業所数	66	65
	(うち適用あり)	6 9.1%	7 10.8%
大分県	事業所数	44	43
	(うち適用あり)	1 2.3%	2 4.7%
宮崎県	事業所数	43	46
	(うち適用あり)	0 0.0%	4 8.7%
鹿児島県	事業所数	52	59
	(うち適用あり)	4 7.7%	7 11.9%
沖縄県	事業所数	88	88
	(うち適用あり)	1 1.1%	5 5.7%

※国保連データにおいて特別集計した実績(事業所数)



就労継続支援A型に係る報酬の減算適用状況

		平成27年10月
全国	事業所数	3,171
	(うち適用あり)	473 14.9%
北海道	事業所数	228
	(うち適用あり)	70 30.7%
青森	事業所数	64
	(うち適用あり)	9 14.1%
岩手県	事業所数	45
	(うち適用あり)	4 8.9%
宮城県	事業所数	51
	(うち適用あり)	15 29.4%
秋田県	事業所数	16
	(うち適用あり)	0 0.0%
山形県	事業所数	26
	(うち適用あり)	2 7.7%
福島県	事業所数	27
	(うち適用あり)	2 7.4%
茨城県	事業所数	35
	(うち適用あり)	4 11.4%
栃木県	事業所数	39
	(うち適用あり)	4 10.3%
群馬県	事業所数	15
	(うち適用あり)	1 6.7%
埼玉県	事業所数	56
	(うち適用あり)	2 3.6%
千葉県	事業所数	42
	(うち適用あり)	3 7.1%
東京都	事業所数	99
	(うち適用あり)	23 23.2%
神奈川県	事業所数	72
	(うち適用あり)	10 13.9%
新潟県	事業所数	25
	(うち適用あり)	5 20.0%
富山県	事業所数	50
	(うち適用あり)	6 12.0%
石川県	事業所数	50
	(うち適用あり)	13 26.0%
福井県	事業所数	58
	(うち適用あり)	2 3.4%
山梨県	事業所数	12
	(うち適用あり)	0 0.0%
長野県	事業所数	34
	(うち適用あり)	0 0.0%
岐阜県	事業所数	110
	(うち適用あり)	19 17.3%
静岡県	事業所数	90
	(うち適用あり)	8 8.9%
愛知県	事業所数	244
	(うち適用あり)	45 18.4%

		平成27年10月
三重県	事業所数	61
	(うち適用あり)	1 1.6%
滋賀県	事業所数	26
	(うち適用あり)	5 19.2%
京都府	事業所数	64
	(うち適用あり)	12 18.8%
大阪府	事業所数	205
	(うち適用あり)	28 13.7%
兵庫県	事業所数	109
	(うち適用あり)	9 8.3%
奈良県	事業所数	25
	(うち適用あり)	1 4.0%
和歌山県	事業所数	42
	(うち適用あり)	1 2.4%
鳥取県	事業所数	28
	(うち適用あり)	1 3.6%
島根県	事業所数	30
	(うち適用あり)	0 0.0%
岡山県	事業所数	143
	(うち適用あり)	28 19.6%
広島県	事業所数	77
	(うち適用あり)	9 11.7%
山口県	事業所数	27
	(うち適用あり)	1 3.7%
徳島県	事業所数	18
	(うち適用あり)	4 22.2%
香川県	事業所数	13
	(うち適用あり)	0 0.0%
愛媛県	事業所数	62
	(うち適用あり)	9 14.5%
高知県	事業所数	23
	(うち適用あり)	0 0.0%
福岡県	事業所数	221
	(うち適用あり)	42 19.0%
佐賀県	事業所数	32
	(うち適用あり)	4 12.5%
長崎県	事業所数	51
	(うち適用あり)	8 15.7%
熊本県	事業所数	163
	(うち適用あり)	35 21.5%
大分県	事業所数	52
	(うち適用あり)	3 5.8%
宮崎県	事業所数	40
	(うち適用あり)	3 7.5%
鹿児島県	事業所数	72
	(うち適用あり)	16 22.2%
沖縄県	事業所数	99
	(うち適用あり)	6 6.1%

※国保連データにおいて特別集計した実績(事業所数)



障発0908第1号

平成27年9月8日

都道府県  
各 指定都市 障害保健福祉主管部（局）長 殿  
中核市

厚生労働省社会・援護局  
障害保健福祉部障害福祉課長  
（公印省略）

指定就労継続支援A型における適正な事業運営に向けた指導について

指定障害福祉サービス事業者等に対する指導監査については、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）に基づき行われているところである。

さて、指定就労継続支援A型については、通常の事業所に雇用されることが困難であって、雇用契約に基づく就労が可能である者を雇用して就労の機会を提供するとともに、その知識及び能力の向上のために必要な訓練等を適切かつ効果的に行うこととされているところである。

しかしながら、指定就労継続支援A型事業者の中には、法の趣旨に反し、また、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年9月29日厚生労働省令第171号。以下「運営基準」という。）の規定に抵触すると考えられる不適切な事業運営を行っている事業者があることが指摘されている。

このため、下記のとおり、指定就労継続支援A型の利用手続きや不適切な事業運営の事例に係る指導の際の確認点を整理したので、指導の際に活用いただくとともに、各都道府県におかれては、貴管内市町村に対する周知方よろしく願います。

また、指定就労継続支援A型については、その利用に当たり、指定就労継続支援A型の利用が適切か否かの客観的な判断を行うため、原則として暫定支給決定を行うこととされているので、適切なサービス利用という観点からも、併せて周知方よろしく願います。

なお、この通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言である。

## 記

### 1 就労継続支援A型の利用に係る支給決定手続きについて

就労継続支援A型は、利用者と雇用契約を締結することにより、就労機会を提供しつつ、生産活動等の機会を通じて就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行うものであり、その利用に当たっては、一定期間の訓練を行うサービスであることを踏まえ、就労継続支援A型の利用が適切か否かの客観的な判断を行うため、原則として、暫定支給決定を行うこととされているので、利用者に対して適切なサービスを提供するという観点からも、適正な支給決定手続きをお願いします。

なお、暫定支給決定が行われた利用者については、雇用保険法施行規則（昭和50年3月10日労働省令第3号）第110条に基づく特定求職者雇用開発助成金の支給対象となる対象労働者から除外され、当該助成金の支給はされないこととなっている。

### 2 不適切な事業運営の事例

#### (1) 生産活動の内容が不適切と考えられる事例

##### ① 事例内容

就労機会の提供に当たり、収益の上がらない仕事しか提供しておらず、就労継続支援A型事業の収益だけでは、最低賃金を支払うことが困難であると考えられる事例。

##### ② 指導の際の確認点

ア 就労継続支援A型の利用に当たっては、利用者と雇用契約を締結することとなっており、雇用契約を締結した利用者については、労働関連法規の適用を受ける労働者に該当し、最低賃金法（昭和34年4月15日法律第137号）が適用されることから、最低賃金を支払うことが可能な収益性の高い事業内容であるか、また、利用者に対して当該事業内容を踏まえた仕事が確保されているかを確認する。

確認に当たっては、「就労支援等の事業に関する会計処理の取扱いについて」（平成18年10月2日社援発1002001号厚生労働省社会・援護局長通知）の別紙「就労支援の事業の会計処理の基準」に基づき作成することとされている「就労支援事業別事業活動明細書」により、収益と費用の比率等を確認することで、最低賃金を支払うことが可能な事業内容であるかどうかを判断する。

## イ 指導に当たっての根拠（運営基準第191条、192条）

運営基準第191条第1項では、「指定就労継続支援A型事業者は、就労の機会の提供に当たっては、地域の実情並びに製品及びサービスの需給状況等を考慮して行うよう努めなければならない」と規定されていることから、事業者には、就労機会の提供に当たり、事業者が供給しようと考えている物品及び役務に関する市場調査等を実施するとともに、地域の状況を適切に把握することが求められ、その結果を踏まえ、最低賃金を支払うことが可能な収益性の高い仕事を確保する必要がある。

また、運営基準第192条第1項では、「指定就労継続支援A型事業者は、第190条第1項の規定による利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことを支援するため、賃金の水準を高めるよう努めなければならない」と規定されており、当該規定の趣旨をかんがみれば、最低賃金の水準に留まることなく、就労に関する知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の必要な支援を行うことにより、賃金水準を高めていくことが事業者には求められている。

したがって、収益の低い仕事しか提供していない場合には、就労機会の提供に当たり、市場調査等の実施や地域の状況を適切に把握しているとはいえず、また、利用者に支払う賃金水準を高めるよう努めているとはいえない。

## （2）サービス提供の形態が不適切と考えられる事例

### ① 事例内容

就労継続支援A型のサービス提供に当たり、利用者の意向や能力等を踏まえた個別支援計画が策定されていない事例や、長く働きたいという利用者の意向にかかわらず、全ての利用者の労働時間を一律に短時間（例：1週間の所定労働時間が20時間）としている事例など、サービス提供に当たっての形態が不適切な事例。

### ② 指導の際の確認点

ア 適切なアセスメントに基づいた個々の利用者に応じた個別支援計画が策定され、当該計画に基づいたサービス提供がされているかを確認する。

また、全ての利用者の労働時間が一律に短時間とされているような場合には、その理由を確認し、適切なアセスメントに基づいた結果であり、かつ、利用者の意向等に反して設定されているものでないかどうかを確認する。

イ 指導に当たっての根拠（運営基準第3条、191条、197条（第58条の準用））

運営基準第3条第1項では、「指定障害福祉サービス事業者（第3章から第5章まで及び第8章から第14章までに掲げる事業を行うものに限る。）は、利用者の意向、適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画（以下「個別支援計画」という。）を作成し、これに基づき利用者に対して指定障害福祉サービスを提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより利用者に対して適切かつ効果的に指定障害福祉サービスを提供しなければならない」と規定されている。

また、就労継続支援A型において準用する同第58条第2項では、「サービス管理責任者は、療養介護計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その有する能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活や課題等の把握（以下この章において「アセスメント」という。）を行い、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容の検討をしなければならない」と規定されている。

これらの規定に基づき、事業者には、適切な方法でアセスメントを行った上で適切な支援内容を検討し、個々の利用者の意向や適性、障害特性等を踏まえた個別支援計画を策定し、サービスを提供することが求められる。

また、運営基準第191条第2項では、「指定就労継続支援A型事業者は、就労の機会の提供に当たっては、作業の能率の向上が図られるよう、利用者の障害の特性等を踏まえた工夫を行わなければならない」と規定されていることから、事業者には、利用者の意向や適性、障害特性等を踏まえ、個々の利用者に適した作業内容や作業時間とすることにより、作業能率を向上させることが求められる。

したがって、個別支援計画が画一的な内容となっている場合や、正当な理由もなく全ての利用者の労働時間を一律に短時間としている場合には、適切な個別支援計画の策定や利用者の意向等を踏まえた就労機会の提供が行われているとはいえない。

なお、特定求職者雇用開発助成金は、短時間労働者（1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満）を雇い入れた場合であっても支給対象となることから、当該助成金を受給するために利用者の労働時間を一律に短時間としている場合があり、このような理由も上記基準の趣旨から適切

な事業運営とはいえない。

(3) 一定期間経過後に事業所を退所させている事例

① 事例内容

就労継続支援A型の利用に当たり、利用してから一定期間が経過した後、利用者の意向等にかかわらず、就労継続支援B型事業所に移行させるなど、不当に退所させていると考えられる事例。

② 指導の際の確認点

ア 利用者の退所状況に関し、一定期間（例：2年又は3年）が経過した後、に就労継続支援B型事業所に移行し、事業所を退所している利用者について、退所理由を確認する。

確認に当たっては、特定求職者雇用開発助成金の支給対象となっていた利用者について、当該助成金の助成対象期間経過後に退所させられているようなことがないかを確認する。

イ 指導に当たっての根拠（運営基準第197条（第11条の準用））

障害福祉サービスの利用に当たっては、市町村から支給決定を受けなければならないが、当該支給決定には有効期間が定められており、就労継続支援A型の有効期間は、1月間から36月間の範囲内で市町村が定める期間とされており、最大3年間となっている。

一方で、法第5条第14項では、「この法律において「就労継続支援」とは、通常の事業所に雇用されることが困難な障害者につき、就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、その知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の厚生労働省令で定める便宜を供与することをいう」と規定されており、就労継続支援A型には、利用期間は定められておらず、支給決定に係る有効期間の更新は可能とされている。

また、就労継続支援A型において準用する運営基準第11条では、「指定居宅介護事業者は、正当な理由なく指定居宅介護の提供を拒んではならない」と規定されている（※）。

これらの規定に基づけば、事業者は、現に就労継続支援A型を利用している者に対し、正当な理由なくサービスの提供を拒否したり、事業所を退所させたりといったことをしてはならず、支給決定の有効期間中の利用者は当然のこととして、支給決定の更新が行われた利用者に対しても適切にサービス提供を行う必要がある。

したがって、特定求職者雇用開発助成金の支給対象となる利用者について、当該助成金の助成対象期間が2年（重度障害者等に該当する場合には3年）であることから、利用者の退所時期が当該助成金の助成対象期間経過後と一致しているような場合には、正当な理由なく、当該助成金の支給終了とあわせて退所させている場合があり、このような取扱いは適切な事業運営とはいえない。

※ 提供を拒むことができる正当な理由がある場合とは以下の通り。

- ・ 当該事業所の現員からは利用申込みに応じきれない場合
- ・ 利用申込者の居住地が当該事業所の通常の事業の実施地域外である場合
- ・ 当該事業所の運営規程において主たる対象とする障害の種類を定めている場合であって、これに該当しない者から利用申込みがあった場合、その他利用申込者に対し自ら適切な指定居宅介護を提供することが困難な場合
- ・ 入院治療が必要な場合

## 平成26年度工賃（賃金）の実績について

### 1. 調査の概要

#### (1) 調査の目的

障害者の経済的自立のため、工賃水準の引上げに向けて支援を行った「工賃倍増5か年計画（平成19年度～平成23年度）」、また、平成24年度以降実施している「工賃向上計画（平成24年度～）」の効果を検証するとともに、就労継続支援事業所の利用者の工賃（賃金）の現状を把握することを目的とする。

#### (2) 調査対象施設

就労継続支援A型事業所、就労継続支援B型事業所

#### (3) 回収状況

11,869事業所

#### (4) 工賃（賃金）の範囲

工賃、賃金、給与、手当、賞与その他名称を問わず、事業者が利用者に支払うすべてのもの

### 2. 調査結果

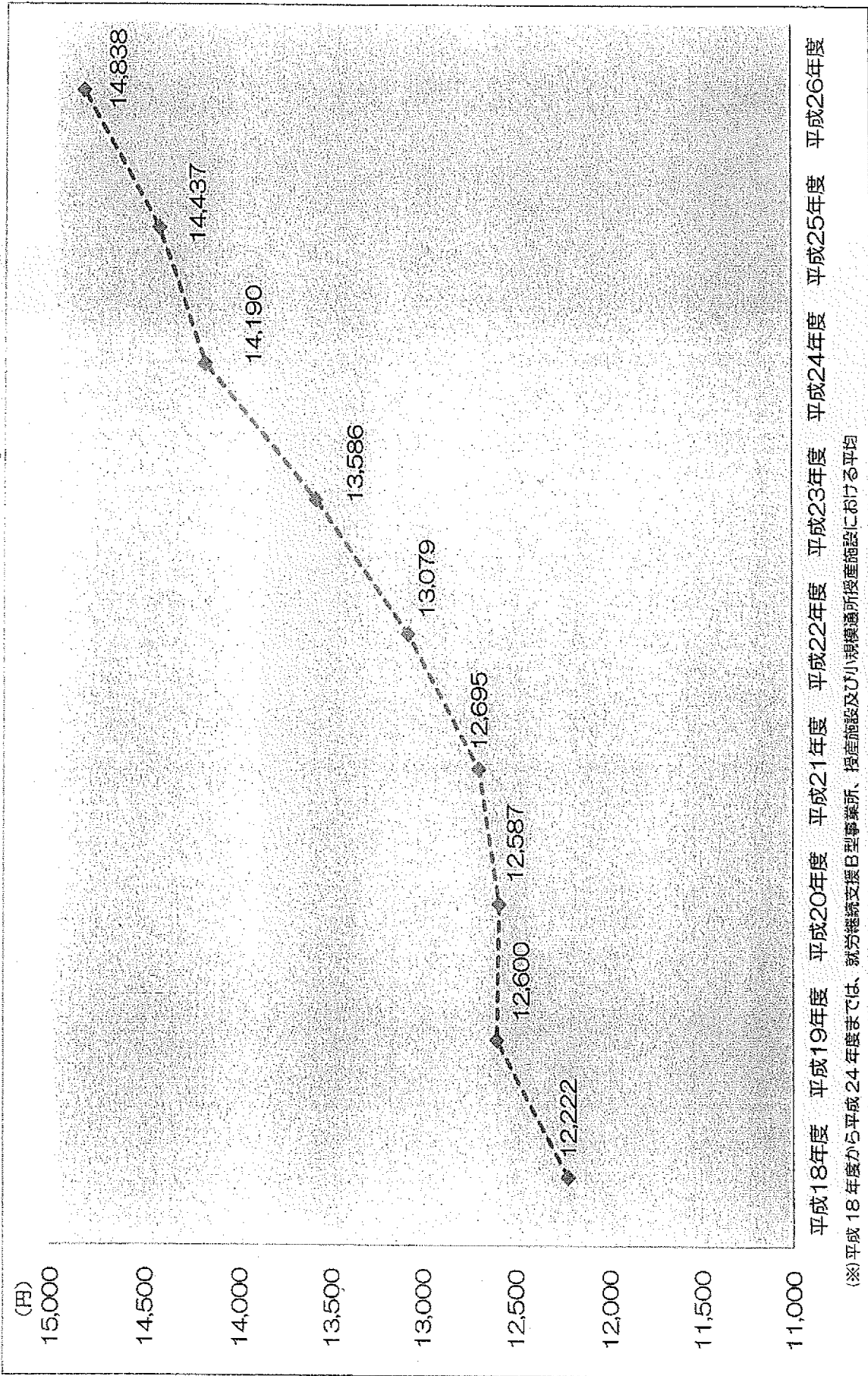
#### 平成26年度平均工賃（賃金）

施設種別	平均工賃(賃金)		施設数 (箇所)	平成25年度(参考)	
	月額	時間額		月額	時間額
就労継続支援 B型事業所 (対前年比)	14,838円 (102.8%)	187円 (105.1%)	9,244	14,437円	178円
就労継続支援 A型事業所 (対前年比)	66,412円 (95.6%)	754円 (102.3%)	2,625	69,458円	737円

#### ○ 平成18年度と平成26年度の比較

対象事業所	平均工賃（賃金）〈増減率〉
工賃向上計画の対象施設 <sup>(※)</sup> の平均工賃 <small>※ 平成18年度は就労継続支援B型事業所、入所・通所授産施設、小規模通所授産施設</small>	(平成18年度) (平成26年度) 12,222円 → 14,838円 〈121.4%〉
就労継続支援B型事業所（平成26年度末時点）で、平成18年度から継続して工賃倍増5か年計画・工賃向上計画の対象となっている施設の平均工賃	(平成18年度) (平成26年度) 12,542円 → 16,097円 〈128.3%〉

# 平均工賃の推移





## 平成25・26年度平均工賃（都道府県別）

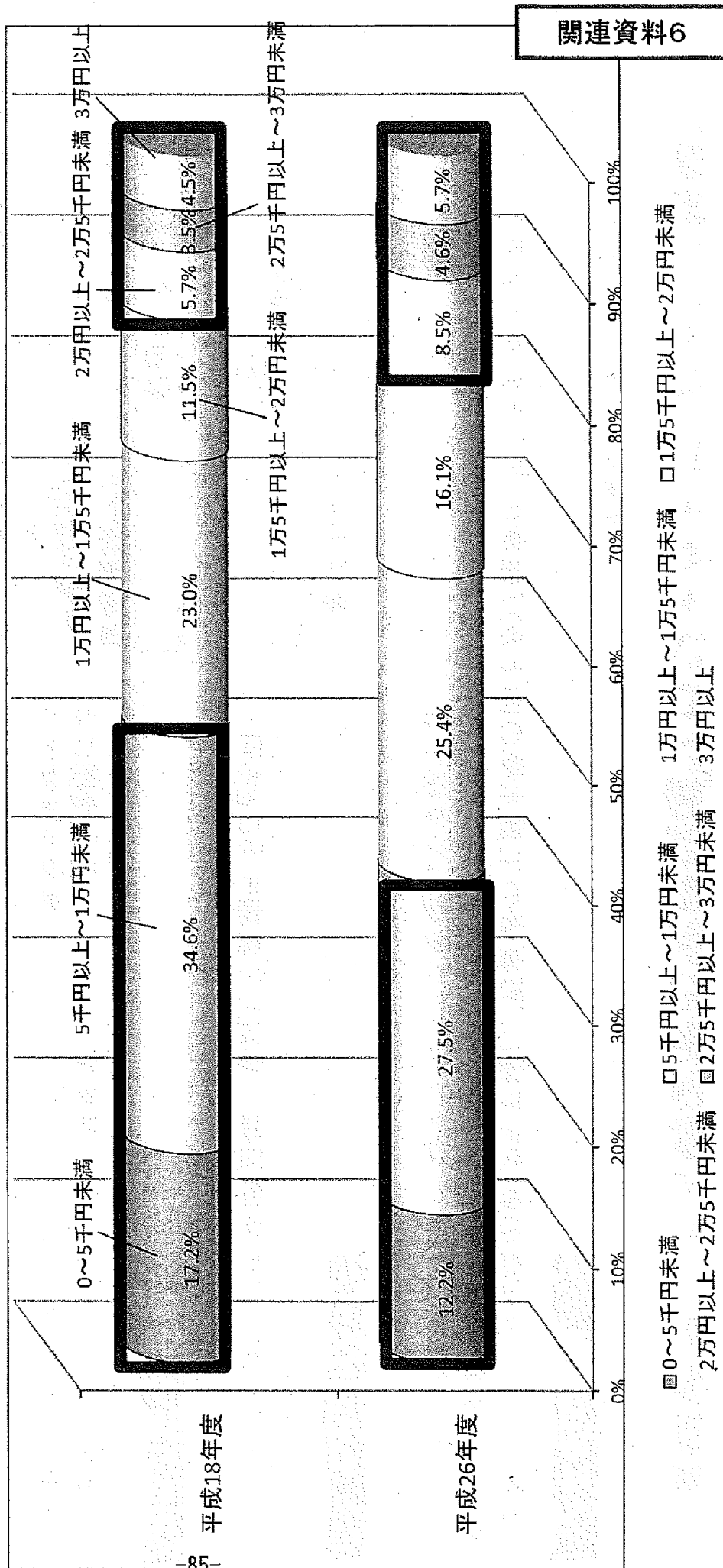
（円／月額）

都道府県	平成25年度 平均工賃	平成26年度 平均工賃
北海道	18,848	18,108
青森県	12,125	12,688
岩手県	18,114	18,610
宮城県	16,989	18,186
秋田県	13,790	14,273
山形県	11,526	11,476
福島県	12,842	13,571
茨城県	11,353	11,465
栃木県	14,804	15,451
群馬県	16,346	16,979
埼玉県	13,309	13,950
千葉県	12,596	13,150
東京都	14,588	14,935
神奈川県	13,180	13,709
新潟県	13,416	14,128
富山県	14,027	14,546
石川県	15,297	15,857
福井県	19,733	20,501
山梨県	15,449	15,230
長野県	14,074	14,333
岐阜県	11,756	12,955
静岡県	14,055	14,363
愛知県	15,318	15,917
三重県	12,851	12,950

都道府県	平成25年度 平均工賃	平成26年度 平均工賃
滋賀県	17,558	17,987
京都府	15,395	15,669
大阪府	10,345	10,763
兵庫県	13,020	13,608
奈良県	13,856	14,335
和歌山県	15,741	16,169
鳥取県	17,090	17,179
島根県	17,921	18,173
岡山県	12,126	12,873
広島県	15,551	15,644
山口県	15,639	16,305
徳島県	19,299	20,388
香川県	13,920	13,938
愛媛県	14,667	15,578
高知県	18,738	19,034
福岡県	13,112	13,392
佐賀県	16,875	17,065
長崎県	13,894	14,664
熊本県	13,648	14,042
大分県	15,869	16,134
宮崎県	15,078	16,142
鹿児島県	14,119	14,582
沖縄県	14,032	14,166
全国	14,437	14,838

# 就労継続支援B型における工賃の状況

- 平成18年度と比較すると、利用者1人あたりの平均工賃月額が2万円以上の事業所の割合は増加しており、全体の2割弱となっている。
- 平均工賃月額が1万円未満の事業所の割合は減少しているもの、全体の約4割となっている。



# 農福連携による障害者の就農促進プロジェクトについて（新規）

平成28年度予算額(案): 1.1億円

## 事業の趣旨

農業分野での障害者の就労を支援し、障害者の工賃水準の向上及び農業の支え手の拡大を図るとともに、障害者が地域を支え地域で活躍する社会（「1億総活躍」社会）の実現に資するため、障害者就労施設への農業に関する専門家の派遣や農福連携マルシェの開催等を支援する。

## 実施主体

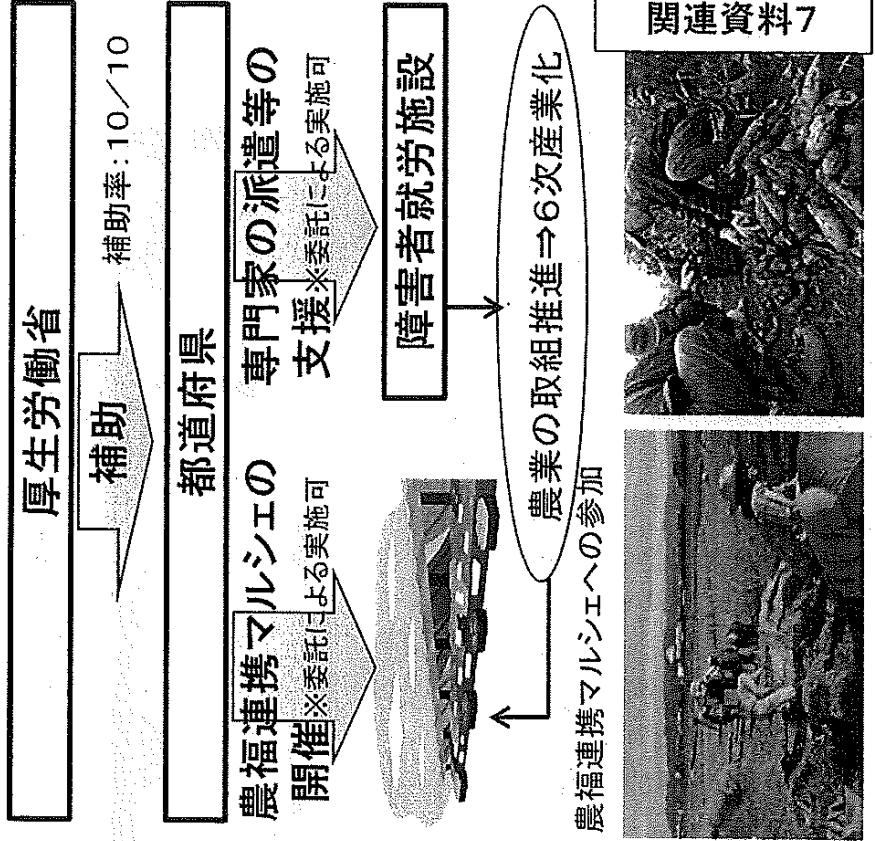
都道府県  
※社会福祉法人等の民間団体へ委託して実施することも可

## 補助内容・補助率

工賃向上計画支援事業の特別事業において、「農福連携による障害者の就農促進プロジェクト」として以下の事業を実施することとし、補助率は10/10とする。

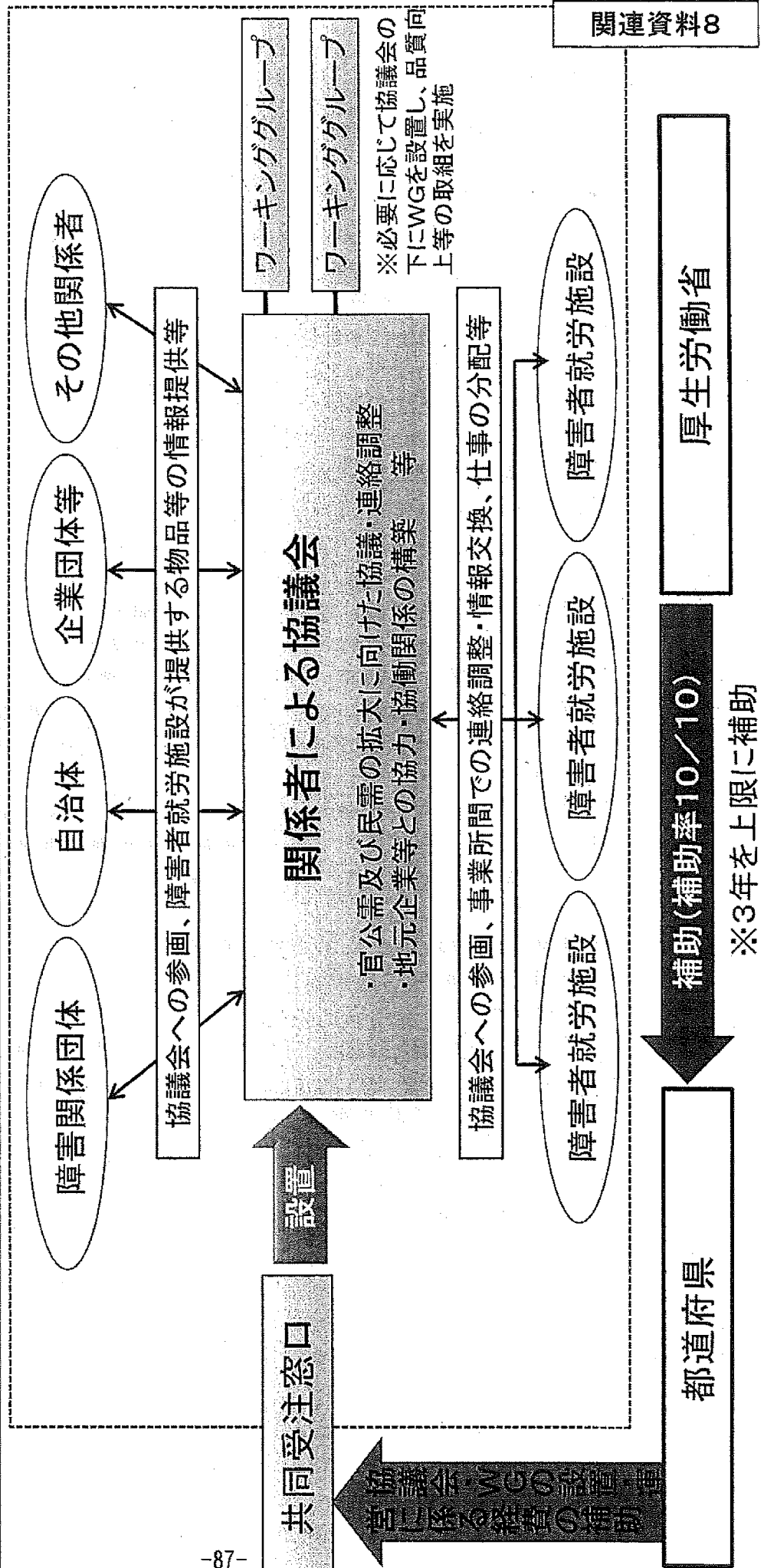
- ① 農福連携推進事業  
農業に関するノウハウを有していない障害者就労施設に対し、農業技術に係る指導・助言や6次産業化に向けた支援を実施するための専門家の派遣等に係る経費を補助する。
- ② 農福連携マルシェ開催支援事業  
農業に取り組む障害者就労施設による農福連携マルシェの開催に係る経費を補助する。

## <事業のスキーム>



# 共同受注窓口による情報提供体制の構築

- 共同受注窓口において、官公需や民需に係る関係者が参画する協議会を設置することにより、障害者就労施設等への発注拡大のための連絡調整や協議の場として活用するなど、障害者就労施設等が提供する物品等の情報提供等を行う体制を構築する。
- 協議会では、官公需及び民需の拡大に向けて、地元企業等との協力・協働関係の構築を図ることにより、ワークシェアリングや地元企業等との協働による製品開発、新たな官公需や民需の創出などを検討する（必要に応じて、協議会の下に専門家等で構成するWGを設置し、品質向上や販路拡大などにも取り組む）。



## 9 障害者優先調達推進法について

### (1) 調達方針の策定について

障害者優先調達推進法第9条第1項において、都道府県、市町村及び地方独立行政法人は、毎年度、物品等の調達に関し、障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針（以下、「調達方針」という）を作成しなければならないこととされており、調達方針の策定は、法に定められた義務となっている。

調達方針の策定状況を見ると、都道府県におかれては、全て調達方針を策定いただいている一方で、市町村及び地方独立行政法人においては、いまだ調達方針が策定されていないところがあり、都道府県別の状況を見ると、管内全ての市町村が策定しているところもあれば、策定率が低いところもある（平成27年7月31日時点における調達方針の策定率は、市町村で79.3%、地方独立行政法人で80.2%である）。【関連資料1】

調達方針の策定は、法に定められた義務であることから、法令遵守の観点からも、管内市町村及び地方独立行政法人に対して、調達方針の策定について周知徹底願いたい。今後も、調達方針の策定状況を定期的に把握し、厚生労働省のホームページにおいて、各都道府県の策定率の公表とともに、未策定の自治体名についても公表する予定でいるのでご承知おき願いたい。

なお、平成28年度の調達方針については、今年度中に策定することが望ましいが、遅くとも平成27年度の出納整理期間が終わる平成28年5月には策定できるよう、速やかな策定に向けて着手いただきたい。

### (2) 障害者就労施設等からの調達の促進について

#### ① 平成26年度の調達実績について

障害者優先調達推進法の施行2年目である平成26年度の都道府県における調達実績は約26億円、市町村における調達実績は約106億円であり、国等も含めた合計では約151億円と、平成25年度より約28億円増加したところである。【関連資料2】

同法第9条第5項において、都道府県、市町村及び地方独立行政法人は、毎年度、会計年度が終了した後、遅滞なく障害者就労施設等からの調達実績の概要をとりまとめ公表することとされているので、遺漏なきよう取り扱われたい。

なお、平成27年度分の調達実績については、可能な限り早期にとりまとめ、6月中を目途に公表していただくようお願いしたい。公表に際しては、物品・役務の別や調達先の内訳など、少なくとも別添資料のような項目が公表されていることが望ましいので、ご参照の上、公表内容が分かりやすいものとなるよう努めていただきたい。【関連資料3】

また、厚生労働省においても、障害者優先調達推進法に関する基本方

針（以下、「基本方針」という）に基づき、都道府県、市町村及び地方独立行政法人における調達実績について把握し、概要をとりまとめ公表することとしていることから、各都道府県の調達実績に加え、管内市町村及び地方独立行政法人の調達実績についても、各都道府県を通じて調査をお願いする予定であるので、ご協力をお願いしたい。

## ② 全庁的な取組の推進について

平成 26 年度の調達実績は、全体で約 151 億円であり、平成 25 年度から約 28 億円増加しているものの、前年度よりも実績が落ちている自治体や実績が低い自治体も散見されるところである。

都道府県等における物品等の調達は様々な分野で行われることから、障害者就労施設等からの調達の促進を図るためには、福祉部局だけではなく、契約主体となり得る全ての部局において積極的に発注に取り組むことが必要である。

各都道府県におかれては、出先機関等も含めた全庁的な調達の促進に取り組むことができるよう、調達推進体制の整備や調達事例の提供などに積極的に取り組んでいただくとともに、管内市町村等に対しても、全庁的な取組が行われるよう周知いただきたい。

なお、平成 27 年度の工賃向上計画支援事業の共同受注窓口による受注促進支援として、特定非営利活動法人日本セルフセンターにおいて、就労継続支援 B 型事業所等が提供する物品等を紹介する全国版の共同受注窓口サイトを開設したので、管内の市町村や事業所など、幅広く周知いただくとともに、発注にあたり積極的に活用いただきたい。【関連資料 4】

## ③ 共同受注窓口の活用について

共同受注窓口については、基本方針において、契約上障害者就労施設等からの直接の調達とはならない場合であっても、結果的に障害者就労施設等が供給する物品等の調達となっている場合には、障害者就労施設等からの調達に準じて取り扱うこととされており、調達実績に含まれることとなる。

共同受注窓口は、量や質の担保のみならず、好事例の共有など、各事業所の質の向上にも資するものであり、工賃向上計画支援事業においても共同受注窓口を活用した品質向上支援に係る経費を補助対象としているので、積極的に活用いただきたい。

また、平成 28 年度の工賃向上計画支援事業に係る特別事業において、共同受注窓口による障害者就労施設等が提供する物品等の情報提供体制の構築に向けた予算を確保しているので、官公需だけでなく民需も含めた障害者就労施設等が提供する物品等に対する需要の増進が図られるよう、活用をご検討いただきたい。

なお、いくつかの自治体においては、共同受注窓口や特例子会社等に

ついて、地方自治法施行令第167条の2及び地方自治法施行規則第12条の2の3の規定に基づき、随意契約の対象とする認定の手続きをとっているため、参考にさせていただきたい。

#### ④ 官公庁における発注の参考事例について

官公庁からの発注事例としては、報告書・冊子・ポスター等の印刷や、庁舎の雑草駆除等の役務に加え、公園管理等の業務委託や、イベント等で使用する備品や防災用品の購入、小型電子機器の再資源化処理の委託などが挙げられる。

厚生労働省のホームページにおいて、各省庁における優先調達事例や障害者就労施設等での物品及び役務の提供例を掲載しているため、参考にさせていただくとともに、各都道府県等におかれても、庁内における発注事例を収集し、各部局に情報提供するなどの取組をお願いしたい。

なお、小型電子機器の回収・解体等、廃棄物の処理に当たる行為を実施させる場合には、許可等の観点から廃棄物関係の部署と事前に十分調整させていただきたい。

(参考URL：障害者優先調達推進法の推進にむけた取組事例集)

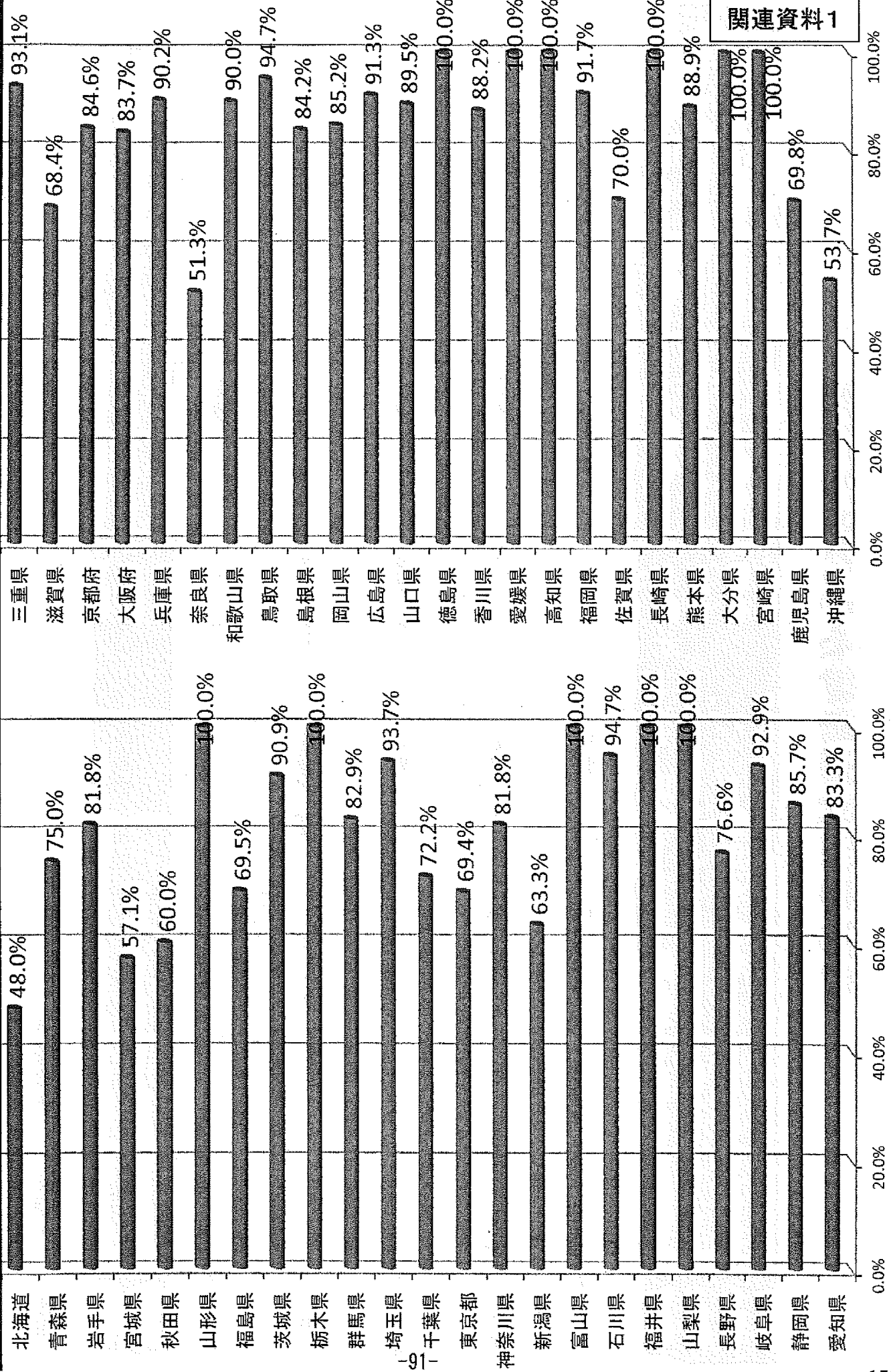
<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000066983.html>



# 市区町村の平成27年度調達方針策定状況

(平成27年7月31日時点)

全国平均79.3%





## 障害者就労施設等からの調達実績

	平成25年度		平成26年度		増減	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
各府省庁	2,628	5.6億円	4,491	6.4億円	1,863	0.8億円
独立行政法人等	3,062	6.9億円	4,474	8.2億円	1,412	1.3億円
都道府県	14,596	21.4億円	18,368	25.9億円	3,772	4.6億円
市町村	43,481	86.6億円	57,974	106.1億円	14,493	19.5億円
地方独立行政法人	1,150	2.5億円	3,751	4.7億円	2,601	2.2億円
合計	64,917	123.0億円	89,058	151.3億円	24,141	28.3億円

関連資料2

※四捨五入の関係で、合計が合っていないところがある。

公表フォーマット(参考例)

平成27年度 〇〇県(〇〇市)(地方独立行政法人〇〇)における障害者就労施設等からの物品等の調達実績

関連資料3

調 達 先	物品						役務						うち 随 意 契 約				
	① 事務用品 書籍	② 食料品・飲料	③ 小物雑貨	④ その他の 物品	物品計		① 印刷	② クリーニング	③ 清掃・ 施設管理	④ 情報処理 テープ起こし	⑤ 飲食店等 の運営	⑥ その他の役務	役務計		合計 (物品+役務)		
					金額 (円)	件数							金額 (円)	件数	金額 (円)	件数	金額 (円)
就労継続支援A型 就労継続支援B型 生活介護 障害者支援施設 地域活動支援センター 小規模作業所					0	0							0	0			
共同受注窓口					0	0							0	0			
特例子会社 重度多肢雇用事業所 在宅就業障害者 在宅就業支援団体					0	0							0	0			
計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

※ 物品・役務の品目分類については、別紙の分類例を参照の上作成。

障害者就労施設等からの物品等の調達実績の報告様式

地方公共団体等

調達先	物品										業務				合計 (物品+業務)		うち 国庫 契約									
	① 事務用品 書籍		② 食料品、飲料		③ 小物雑貨		④ その他の 物品		⑤ 物品計		① 印刷		② クリーニング		③ 清掃・ 施設管理		④ 情報処理 テープ起こし		⑤ 飲食店等 の運営		⑥ その他の役務		役務計			
	件数	金額(円)	件数	金額(円)	件数	金額(円)	件数	金額(円)	件数	金額(円)	件数	金額(円)	件数	金額(円)	件数	金額(円)	件数	金額(円)	件数	金額(円)	件数	金額(円)	件数	金額(円)	件数	金額(円)
□□県	a																									
	b																									
	c																									
計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
□□市	a																									
	b																									
	c																									
計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
□□町	a																									
	b																									
	c																									
計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
市町村合計	計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
地方独立 行政法人名	a																									
	b																									
	c																									
計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
地方独立 行政法人名	a																									
	b																									
	c																									
計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
地方独立行政 法人合計	a																									
	b																									
	c																									
計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
合計 (都道府県+市町村+地 方独立行政法人)	a																									
	b																									
	c																									
計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	

※物品・役務の品目分類例、調達先の分類については、別紙の分類例を参照してください。  
 ※市町村、地方独立行政法人の記入欄については必要に応じて行を追加してください。

## 分類例

## 【物品・役務の品目分類例】

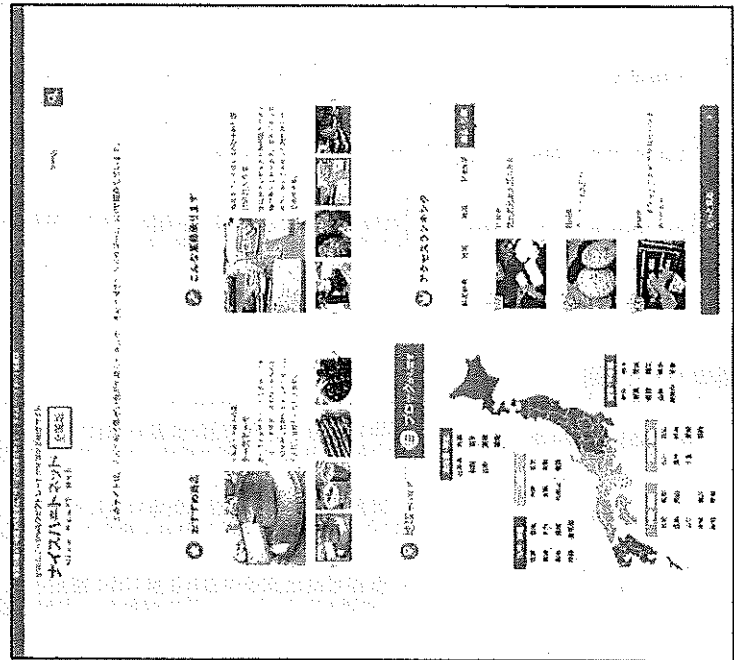
	品目	具体例
物品	①事務用品・書籍	筆記具、事務用具、用紙、封筒、ゴム印、書籍 など
	②食料品・飲料	パン、弁当・おにぎり、麺類、加工食品、菓子類、飲料、コーヒー・茶、米、野菜、果物 など
	③小物雑貨	衣服・身の回り品・装身具、食器類、絵画・彫刻、木工品・金工品・刺繍品・陶磁器・ガラス製品、おもちゃ・人形、楽器、各種記念品、清掃用具、防災用品、非常食、花苗 など
	④その他の物品	机・テーブル、椅子、キャビネット、ロッカー、寝具、器物台、ブレンダー、車いす、杖、点字ブロック等上記以外の物品
役務	①印刷	ポスター、チラシ、リーフレット、報告書・冊子、名刺、封筒などの印刷
	②クリーニング	クリーニング、リネンサプライ など
	③清掃・施設管理	清掃、除草作業、施設管理、駐車場管理、自動販売機管理 など
	④情報処理・テープ起こし	ホームページ作成、プログラミング、データ入力・集計、テープ起こし など
	⑤飲食店等の運営	売店、レストラン、喫茶店 など
	⑥その他のサービス・役務	仕分け・発送、袋詰・包装・梱包、洗浄、解体、印刷物折り、おしぼり類折り、筆耕、文書の廃棄(シュレッダー)、資源回収・分別 など

## 【調達先の分類】

a	就労継続支援A型・B型	障害者総合支援法第5条第14項に規定され、一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う事業所。
	就労移行支援	障害者総合支援法第5条第13項に規定され、一般企業等への就労を希望する人に、一定期間就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な支援を行う事業所。
	生活介護	障害者総合支援法第5条第7項に規定され、常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排泄、食事の介助等を行うとともに、創作活動又は生産活動の機会を提供する事業所。
	障害者支援施設	障害者総合支援法第5条第11項に規定する障害者支援施設。(就労移行支援、就労継続支援、生活介護を行うものに限る)
	地域活動支援センター	障害者総合支援法第5条第25項に規定され、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流等を行う事業所。
	小規模作業所	障害者基本法第2条第1号に規定する障害者の地域社会における作業活動の場として同法第18条第3項の規定により必要な費用の助成を受けている施設。
b	共同受注窓口	受注内容に対応可能な複数の障害福祉サービス事業所にあっせん・仲介する業務を行う。
c	特例子会社	障害者の雇用に特別の配慮をし、雇用される障害者数や割合が一定の基準を満たすものとして厚生労働大臣の認定を受けた会社。
	重度障害者多数雇用事業所	重度身体障害者等を常時労働者として多数雇い入れるか継続して雇用している事業主。
	在宅就業障害者	自宅等において物品の製造、役務の提供等の業務を自ら行う障害者。
	在宅就業支援団体	在宅就業障害者に対する援助の業務等を行う団体。

# 全国共同受注窓口サイトの開設

<http://japan.nice-heart-net.jp>



## 10 相談支援の充実等について

### (1) 相談支援の充実について

#### ① サービス等利用計画の作成について

障害者の自立した生活を支え、障害者の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメント等によりきめ細かに支援するため、サービス等利用計画の作成は極めて重要であり、平成27年4月以降、市町村が支給決定を行う際には、サービス等利用計画案等の提出を求めることとされている。平成27年12月末時点のサービス等利用計画の作成割合は、全国平均で計画相談支援が89.7%、障害児相談支援が92.0%となっており、多くの自治体において、ほぼ全ての利用者に対してサービス等利用計画が作成されている状況である。

しかしながら、一部の自治体では未だに計画作成が低調な状況にあり、法律に基づく適正な支給決定プロセスが確保されるよう、管内市町村に対して速やかなサービス等利用計画の作成について周知を図られたい。【関連資料1、2】

また、いわゆるセルフプランは、障害者本人（又は保護者）のエンパワメントの観点からは望ましいものの、相談支援事業者によるモニタリングが行われず、適切なサービス利用に向けたきめ細かな継続的支援が提供されないおそれがあるので、本人が真に希望する場合に限ることとしているが、市区町村が安易にセルフプランを誘導しているとの指摘がある。このため、セルフプランにより支給決定を行う場合は、別添の申出書【関連資料3】を参考にして、利用者本人（又は保護者）の意思を明確に確認した上で支給決定を行うとともに、必要に応じてモニタリングを行うなど柔軟に対応願いたい。

なお、市町村による代替プランは、今年度に限って認められるものであり、身近な地域に指定相談支援事業者がないことにより、計画相談支援及び障害児相談支援が受けられない事態が生じないように、引き続き相談支援体制の拡充に努められたい。

#### ② 相談支援体制の充実について

##### ア 相談支援事業所について

指定特定相談支援事業所は、平成25年度から着実に増加しているものの、その職員体制などが脆弱な事業所もあるとの指摘がある。支援困難ケースへの積極的な対応や質の高いケアマネジメントの実施のため、今年度創設した特定事業所加算の積極的な活用等を通じ、相談支援事業所の体制強化に努められたい。【関連資料4】

相談支援専門員は、増加傾向にあるものの、更なる相談支援専門員の確保と資質の向上が求められており、都道府県におかれては、引き続き人材の確保及び養成に努められたい。【関連資料4】

なお、厚生労働省においては研修制度等の見直しなど相談支援体制につ

いて、「相談支援の質の向上に向けた検討会」を設置し、今後検討を進めることとしている。

#### イ 基幹相談支援センターについて

基幹相談支援センターについては、地域における相談支援の中核的な役割を担い、相談支援事業者に対する専門的な指導・助言や人材育成の支援を行うことが期待されている。しかしながら、その設置状況は全市町村の25%に留まっており、地域の相談支援体制の充実のため、都道府県におかれては、管内市町村に対し設置に向けた助言や調整に努められたい。【関連資料5】

#### ウ 協議会について

協議会は、地域の課題を共有し、その課題を踏まえ、地域のサービス基盤の整備を進めていく重要な役割を担っており、地域で障害者を支えていく上で核となるものである。市町村の協議会については、本年度から地域生活支援事業として、「協議会における地域資源の開発・利用促進等の支援」を補助の対象としており、この事業の活用の効果として、各市町村において新たな社会資源が開発され、障害者の自立した生活や社会参加が推進されるとともに、適切なサービスを効率的に提供することが期待されるものである。今年度本事業を活用した市町村は8箇所のみとなっているが、本事業の趣旨を踏まえ、当該補助金を積極的に活用し、協議会の活性化を図られたい。【関連資料6】

### (2) 平成28年度における国研修の開催予定について

平成28年度における相談支援専門員及びサービス管理責任者に係る国研修については、従前の受講者要件を変更することなく、以下の日程で実施する予定であるので、都道府県におかれては、適任者を推薦していただく等、御協力をお願いする。

#### 相談支援従事者指導者養成研修会（国研修）

- 日時：平成28年5月25日（水）～27日（金）
- 場所：国立障害者リハビリテーションセンター学院  
（埼玉県所沢市並木4丁目1番地）

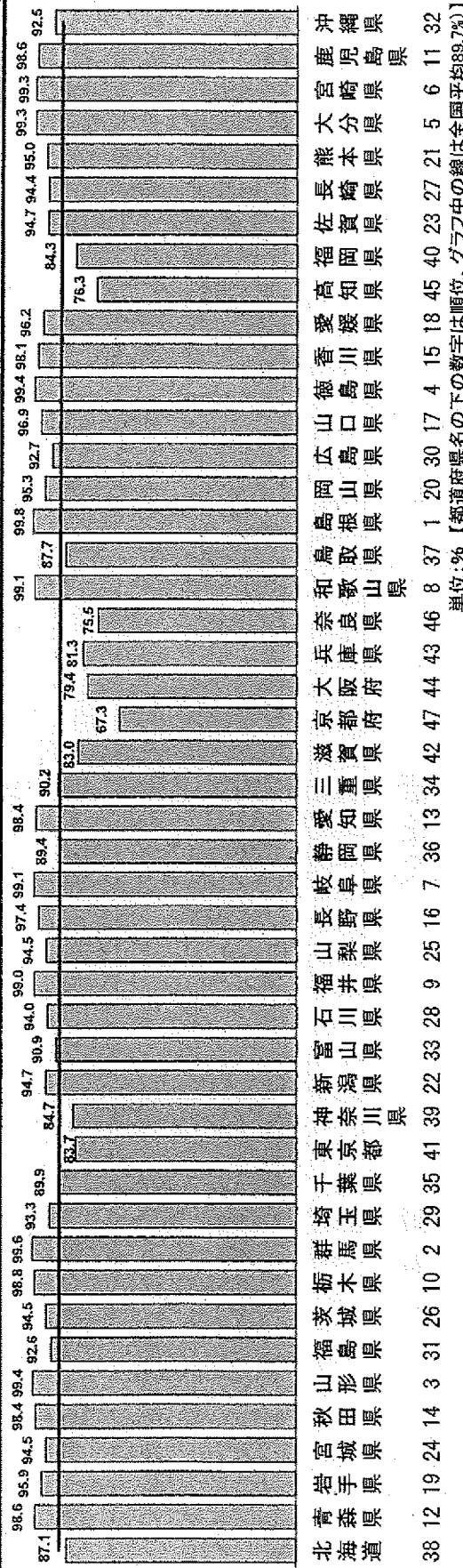
#### サービス管理責任者指導者養成研修会（国研修）

- 日時：平成28年9月14日（水）～9月16日（金）
- 場所：国立障害者リハビリテーションセンター学院  
（埼玉県所沢市並木4丁目1番地）



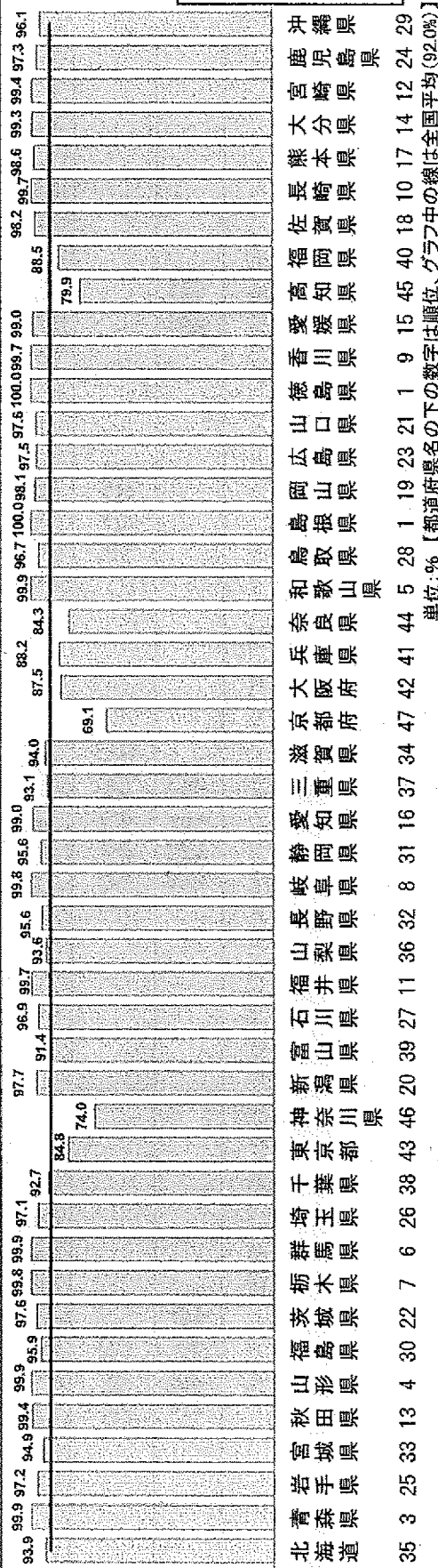
# 計画相談支援 関連示一タ (都道府県別：実績)

○ 都道府県別 計画相談支援実績 (H27.12：厚生労働省調べ)



↑ 同月の障害福祉サービス・地域相談支援の利用者のうち既にサービス等利用計画を作成しているものの割合

○ 都道府県別 障害児相談支援実績 (H27.12：厚生労働省調べ)



↑ 同月の障害児通所支援の利用者のうち既に障害児支援利用計画を作成しているものの割合



市町村の計画相談の達成状況(H27.12末)		
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部福祉課調べ全国市町村1,741か所中		
達成率	箇所数	割合
90%以上	1,402か所	80.5%
80%以上90%未満	192か所	11.0%
70%以上80%未満	74か所	4.3%
60%以上70%未満	32か所	1.9%
50%以上60%未満	22か所	1.3%
40%以上50%未満	7か所	0.4%
30%以上40%未満	4か所	0.2%
20%以上30%未満	2か所	0.1%
20%未満	2か所	0.1%
該当なし	4か所	0.2%

※ サービス等利用計画に占めるセルフプランの割合は、全国平均で18.0%  
(30%以上が120市町村。一方で、1%以下が963市町村。)

市町村の障害児相談の達成状況(H27.12末)		
厚生労働省社会・援護局障害福祉部障害福祉課調べ全国市町村1,741か所中		
達成率	箇所数	割合
90%以上	1,445か所	83.0%
80%以上90%未満	77か所	4.4%
70%以上80%未満	48か所	2.8%
60%以上70%未満	32か所	1.8%
50%以上60%未満	10か所	0.6%
40%以上50%未満	8か所	0.5%
30%以上40%未満	7か所	0.4%
20%以上30%未満	5か所	0.3%
20%未満	9か所	0.5%
該当なし	100か所	5.7%

※ 障害児支援計画に占めるセルフプランの割合は、全国平均で28.8%  
 (30%以上が345市町村。一方で、1%以下が995市町村。)

セルフプランの提出について

〇〇市区町村長 殿

私は、障害福祉サービスを利用するにあたり、サービスの支給決定において  
勘案される「サービス等利用計画（案）」について、相談支援事業所に依頼する  
のではなく、自分の意思において、いわゆる「セルフプラン」による提出を希望  
します。

※ セルフプラン提出に関しては、自らサービス調整を図ることや、指定特  
定相談支援事業者からモニタリングが実施されないなど、制度の内容を理  
解し、あるいは十分な説明等を受けています。

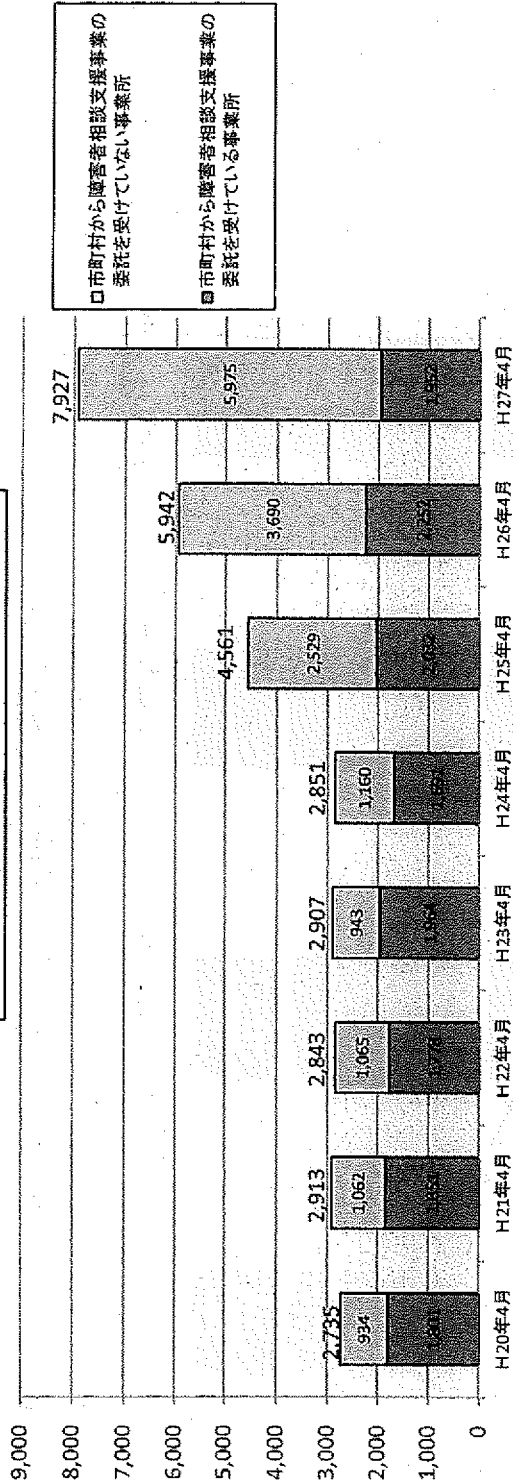
平成〇〇年〇〇月〇〇日

自署記名 \_\_\_\_\_ 印

代筆者 \_\_\_\_\_ 印

指定特定・指定障害児相談支援事業所等について

指定特定・指定障害児相談支援事業所数

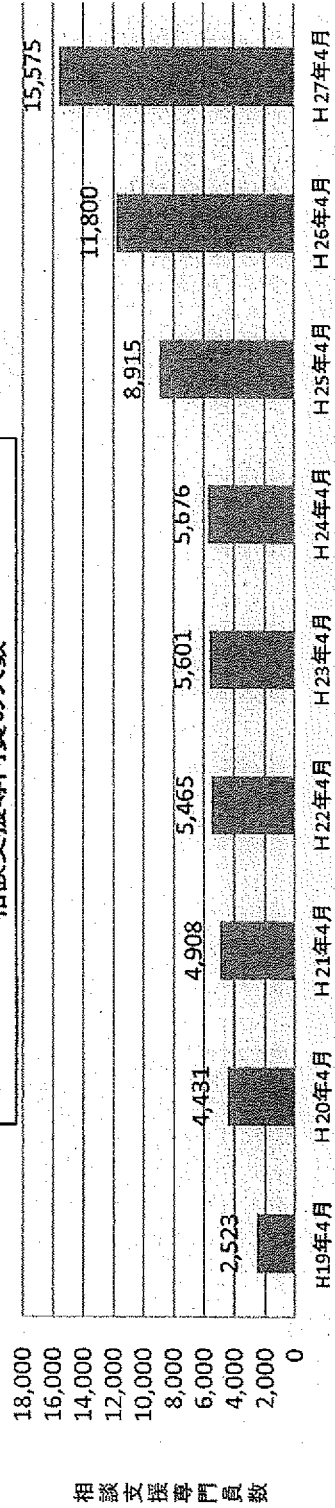


※H23年度以前のデータは、指定相談支援事業所数

※H23年4月1日の指定相談支援事業所数は、被災3県を除くデータ

※特定事業所加算(要件:相談支援専門員の配置等について手厚い体制を整えていること)については、平成27年4月時点で166事業所、平成27年8月時点で198事業所が対象。

指定特定・指定障害児相談支援事業所に配置されている相談支援専門員の人数

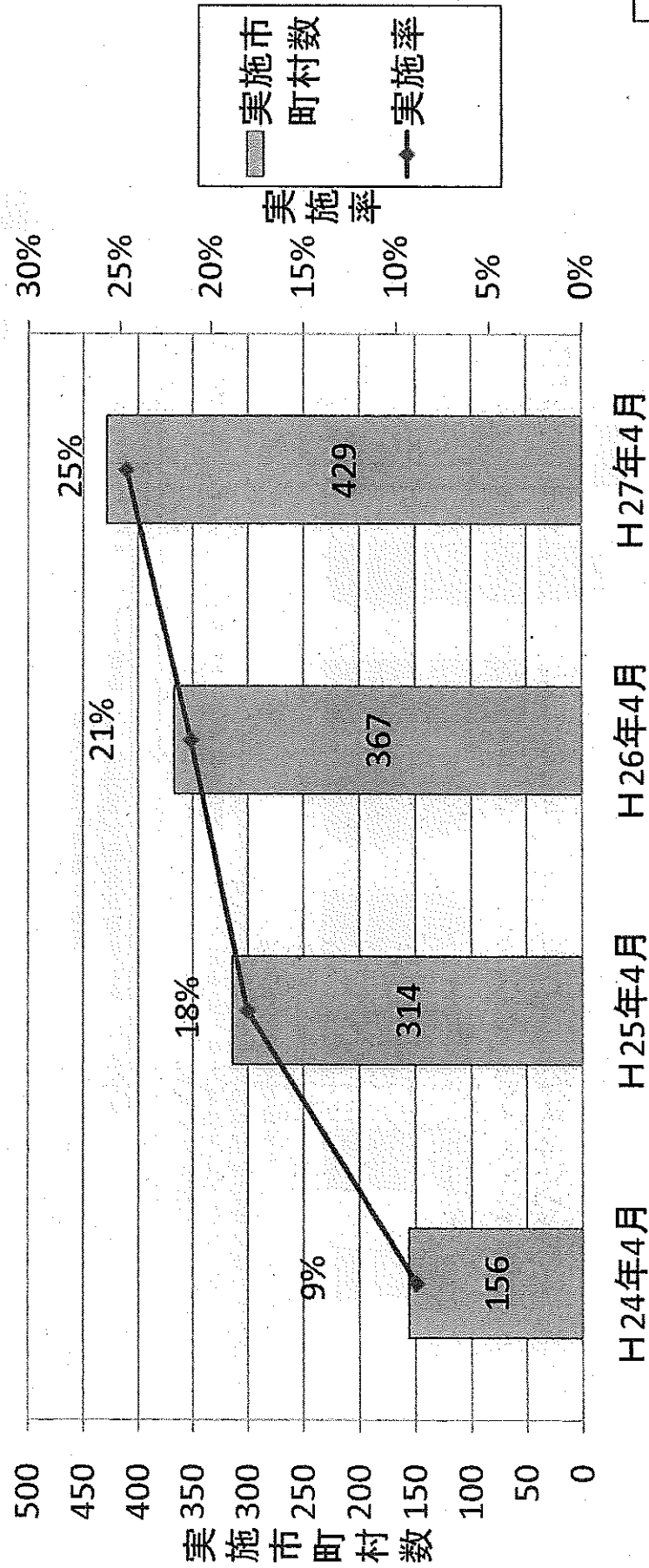


※H23年度以前のデータは、指定相談支援事業所に配置されている相談支援専門員の人数。

※H23年4月1日の相談支援専門員の人数は、被災3県を除くデータ。

※指定特定・指定障害児相談支援事業所の指定以外に、指定一般相談支援事業所の指定も併せて受けている場合、指定一般相談支援事業所の相談支援の業務に従事する相談支援専門員の人数も含めて計上している。

基幹相談支援センターの設置状況について



調査資料5

※ 複数市町村共同で設置している場合も含む

平成27年度「協議会における地域資源の開発・利用促進等の支援（地域生活支援事業）」の取り組み状況

実施自治体 (都道府県)	取り組み内容
中富良野町 (北海道)	地域生活支援拠点の整備に伴い、障害児・障害者(65歳未満の障害手帳所持者、サービス受給者証所持者)のニーズ調査を行い、地域でどのような支援・整備が必要かを把握(アンケート調査)し、今後の支援等の方策を検討する。
川口市 (埼玉県)	当事者・家族・事業所・団体・行政機関・地域等のネットワークを作成する。個別の相談により、地域のニーズを把握する。他会議や関係機関の情報交換、当事者・家族・職員等を対象とした研修、普及啓発を行う。
小金井市 (東京都)	小金井市自立支援協議会において、地域資源の開発・利用促進等に向けた取組に向けた取組を行い、障害者への総合的な地域生活支援の実現を図る。具体的には、ニーズ調査、情報収集、啓発事業を実施、地域資源を提供する為の調整や体制の整備等。
葉山町 (神奈川県)	障害者等の地域生活を支えるためのネットワークとして構築された自立支援協議会で、障害者等が日常生活の中で感じる困り感や、支援者が日頃感じる支援の難しさ等の課題を共有し、課題解決に向けた障害者等との交流事業や支援者の理解・啓発事業等を検討、実施する。
山ノ内町 (長野県)	自立支援協議会の部会活動の充実と協議会の安定化を図るために、一般公開講座や研修会を実施する。
上板町 (徳島県)	効果的な支援体制の構築を図るため、協議会の各部会においてニーズ調査(アンケート)の実施や各分野の研修、啓発用ポスターや資料の作成などを行う。
薩摩川内市 (鹿児島県)	基幹相談支援センターに自立支援協議会事務局を委託、専任職員を配置し、各専門分野において把握した地域の課題解決に向けた地域資源の開発・利用促進に向けた取組を行う。 また、関係機関による連携した支援ができるようネットワークを構築しチームアプローチができる体制を整備する。
宮崎市 (宮崎県)	自立支援協議会では、4つの部会(就労支援部会、医療的ケア支援部会、子ども支援部会、暮らし支援部会)や、2つのプロジェクト(障害者差別解消法理解促進プロジェクト等)を設置し、障害のある方々のよりよい生活について協議を重ねながら、成果物作成やシンポジウムの開催等を行い、誰もが住みやすいまちづくりの実現を目指している。

福 祉 局 報 告



市区町村別 平成27年12月までの計画相談実績【一覧】

No.	都道府県名	市区町村名	障害者総合支援法分				児童福祉法分					
			障害福祉サービス受給者数 a	計画作成済み人数 b	bのうちセルフレプラン	bのうち代替プラン	達成率 b/a (%)	障害児通所支援受給者数 c	計画作成済み人数 d	dのうちセルフレプラン	dのうち代替プラン	達成率 d/c (%)
(合計)			878,308	787,855	133,001	6,480	80.7%	234,280	215,420	59,430	2,952	92.0%
1	北海道	札幌市	19,082	14,789	11,067	0	74.5%	7,428	7,012	5,970	0	94.4%
2	北海道	函館市	2,382	2,241	267	0	94.1%	420	385	17	0	91.7%
3	北海道	小樽市	1,189	1,147	47	0	96.5%	317	317	0	0	100.0%
4	北海道	旭川市	4,291	3,306	797	0	77.0%	1,291	924	493	0	71.6%
5	北海道	室蘭市	790	752	10	0	95.2%	159	159	1	0	100.0%
6	北海道	釧路市	2,157	2,157	295	0	100.0%	498	498	84	0	100.0%
7	北海道	帯広市	1,883	1,664	394	0	98.9%	523	481	215	0	92.0%
8	北海道	北見市	1,363	1,326	397	0	97.4%	381	381	0	0	100.0%
9	北海道	夕張市	173	101	25	0	58.4%	17	3	0	0	17.6%
10	北海道	岩見沢市	980	985	9	0	99.5%	218	218	0	0	100.0%
11	北海道	網走市	347	329	4	0	94.8%	160	150	0	0	100.0%
12	北海道	留萌市	199	199	3	0	100.0%	70	70	0	0	100.0%
13	北海道	苫小牧市	1,636	1,624	187	0	99.3%	517	517	290	0	100.0%
14	北海道	稚内市	334	331	20	0	99.1%	92	92	0	0	100.0%
15	北海道	美幌市	374	374	3	0	100.0%	97	97	0	0	100.0%
16	北海道	芦別市	191	175	1	0	91.6%	27	24	0	0	88.9%
17	北海道	江別市	1,048	1,021	392	0	97.4%	495	483	199	0	97.5%
18	北海道	赤平市	196	196	2	0	100.0%	13	13	0	0	100.0%
19	北海道	紋別市	211	211	0	0	100.0%	74	74	0	0	100.0%
20	北海道	士別市	199	198	2	0	99.5%	63	63	0	0	100.0%
21	北海道	名寄市	294	289	4	4	91.5%	72	52	0	0	72.2%
22	北海道	三笠市	131	131	0	0	100.0%	3	3	0	0	100.0%
23	北海道	根室市	177	177	1	0	100.0%	64	64	0	0	100.0%
24	北海道	千歳市	744	734	400	0	98.7%	190	190	73	0	100.0%
25	北海道	滝川市	398	396	5	0	99.5%	131	131	0	0	100.0%
26	北海道	砂川市	267	257	74	0	100.0%	43	43	31	0	100.0%
27	北海道	歌志内市	92	92	0	0	100.0%	4	4	0	0	100.0%
28	北海道	深川市	218	212	3	0	97.2%	89	89	0	0	100.0%
29	北海道	富良野市	263	258	22	0	98.1%	134	134	0	0	100.0%
30	北海道	登別市	398	398	4	0	100.0%	155	155	132	0	100.0%
31	北海道	恵庭市	507	483	121	4	95.3%	196	196	2	0	100.0%
32	北海道	伊達市	505	502	22	0	99.4%	95	85	5	0	100.0%
33	北海道	北広島市	577	560	37	0	96.4%	172	172	0	0	100.0%
34	北海道	石狩市	465	284	153	0	61.1%	233	161	125	0	69.1%
35	北海道	北斗市	461	414	11	0	89.8%	85	72	9	0	84.7%
36	北海道	当別町	160	139	23	0	86.9%	71	71	0	0	100.0%
37	北海道	新篠津村	40	40	1	0	100.0%	6	6	3	0	100.0%
38	北海道	松前町	81	63	0	0	77.8%	4	4	0	0	100.0%
39	北海道	福島町	45	45	0	0	100.0%	1	1	0	0	100.0%
40	北海道	知内町	48	36	0	0	75.0%	0	0	0	0	0
41	北海道	木古内町	48	45	0	0	93.8%	1	1	0	0	100.0%
42	北海道	七飯町	218	218	14	0	100.0%	58	55	3	0	94.8%
43	北海道	鹿部町	31	31	1	5	100.0%	6	8	1	0	100.0%
44	北海道	森町	145	137	11	0	94.5%	34	34	29	0	100.0%
45	北海道	八雲町	172	153	25	0	89.0%	0	0	0	0	0
46	北海道	長万部町	47	47	0	0	100.0%	0	0	0	0	0
47	北海道	江差町	180	178	0	0	98.9%	25	23	10	0	92.0%
48	北海道	上ノ国町	73	64	0	0	87.7%	15	15	4	0	100.0%
49	北海道	厚沢部町	77	77	0	0	100.0%	6	6	2	0	100.0%
50	北海道	乙部町	46	42	3	0	91.3%	5	5	1	0	100.0%
51	北海道	奥尻町	16	16	0	0	100.0%	1	1	0	0	100.0%
52	北海道	今金町	77	71	0	0	92.2%	23	23	0	0	100.0%
53	北海道	せたな町	101	81	1	0	80.2%	21	20	0	0	95.2%
54	北海道	島牧村	24	23	0	0	95.8%	6	6	0	0	100.0%
55	北海道	寿都町	37	37	0	0	100.0%	7	7	2	0	100.0%
56	北海道	黒松内町	48	46	1	0	95.8%	20	18	3	0	90.0%
57	北海道	蘭越町	47	46	1	0	97.9%	10	10	3	0	100.0%
58	北海道	二七町	30	30	2	0	100.0%	14	14	2	0	100.0%
59	北海道	真狩村	19	18	0	0	94.7%	2	2	0	0	100.0%
60	北海道	留寿都村	6	6	0	0	100.0%	7	7	1	0	100.0%
61	北海道	喜茂別町	39	39	0	0	100.0%	5	5	1	0	100.0%
62	北海道	京極町	31	31	2	0	100.0%	14	14	1	0	100.0%
63	北海道	倶知安町	139	139	17	0	100.0%	49	49	21	0	100.0%
64	北海道	共和町	52	52	0	0	100.0%	14	14	0	0	100.0%
65	北海道	岩内町	159	139	0	0	87.4%	39	39	0	0	100.0%
66	北海道	泊村	18	18	1	0	100.0%	12	12	0	0	100.0%
67	北海道	神恵内村	5	5	0	0	100.0%	0	0	0	0	0
68	北海道	積丹町	19	18	0	0	94.7%	2	2	0	0	100.0%
69	北海道	古平町	178	164	6	0	92.1%	10	10	0	0	100.0%
70	北海道	仁木町	80	80	5	0	100.0%	10	10	0	0	100.0%
71	北海道	余市町	271	268	52	0	98.9%	63	63	38	0	100.0%
72	北海道	赤井川村	11	7	0	1	63.6%	2	2	2	0	100.0%
73	北海道	南幌町	93	93	14	0	100.0%	12	12	9	0	100.0%
74	北海道	奈井江町	74	74	27	0	100.0%	14	14	10	0	100.0%
75	北海道	上砂川町	75	71	10	0	94.7%	7	7	5	0	100.0%
76	北海道	由仁町	63	57	3	0	90.5%	6	6	0	0	100.0%
77	北海道	長沼町	120	117	29	0	97.5%	13	13	11	0	100.0%
78	北海道	栗山町	145	131	4	0	90.3%	37	37	0	0	100.0%
79	北海道	月形町	42	42	0	0	100.0%	9	9	0	0	100.0%
80	北海道	浦臼町	21	21	1	0	100.0%	5	5	5	0	100.0%
81	北海道	新十津川町	70	69	0	0	98.6%	28	29	0	0	100.0%
82	北海道	妹背牛町	42	42	0	0	100.0%	23	23	20	0	100.0%
83	北海道	秩父別町	19	15	0	0	78.9%	7	7	4	0	100.0%
84	北海道	雨竜町	32	32	1	0	100.0%	10	10	0	0	100.0%
85	北海道	北竜町	21	21	0	0	100.0%	1	1	1	0	100.0%
86	北海道	沼田町	31	27	1	0	87.1%	8	8	3	0	100.0%
87	北海道	鷹栖町	76	78	0	0	100.0%	26	26	0	0	100.0%
88	北海道	東神楽町	85	85	0	0	100.0%	77	77	0	0	100.0%
89	北海道	当麻町	65	65	1	0	100.0%	28	28	0	0	100.0%

市区町村別 平成27年12月までの計画相談実績【一覧】

No.	北海道名	市区町村名	障害者総合支援法分				児童福祉法分					
			障害福祉サービス等受給者数 <sup>a</sup>	計画作成済み人数 <sup>b</sup>	ののうちセルフレプラン	ののうち代替プラン	達成率 <sup>c</sup> (%)	障害児通所支援受給者数 <sup>d</sup>	計画作成済み人数 <sup>e</sup>	ののうちセルフレプラン	ののうち代替プラン	達成率 <sup>f</sup> (%)
		(合計)	878,308	707,856	133,001	8,480	89.7%	234,280	215,428	58,430	2,652	92.0%
90	北海道	比布町	59	59	1	0	100.0%	10	10	0	0	100.0%
91	北海道	美別町	44	44	1	0	100.0%	6	6	0	0	100.0%
92	北海道	上川町	43	43	1	0	100.0%	6	6	0	0	100.0%
93	北海道	東川町	67	67	4	0	100.0%	51	51	1	0	100.0%
94	北海道	美瑛町	123	123	0	0	100.0%	69	69	0	0	100.0%
95	北海道	上富良野町	106	106	14	0	100.0%	54	54	0	0	100.0%
96	北海道	中富良野町	48	46	5	0	95.8%	22	22	1	0	100.0%
97	北海道	南富良野町	32	30	0	0	93.8%	9	9	0	0	100.0%
98	北海道	占冠村	6	6	0	0	100.0%	2	2	0	0	100.0%
99	北海道	和寒町	35	35	1	0	100.0%	10	10	10	0	100.0%
100	北海道	剣淵町	54	54	1	0	100.0%	12	12	12	0	100.0%
101	北海道	下川町	39	37	0	0	94.9%	9	2	0	0	22.2%
102	北海道	美深町	70	64	1	0	91.4%	17	12	3	0	70.6%
103	北海道	音威子府村	11	9	0	0	81.8%	0	0	0	0	0
104	北海道	中川町	21	21	0	1	100.0%	1	1	0	0	100.0%
105	北海道	幌加内町	13	13	0	0	100.0%	5	5	5	0	100.0%
106	北海道	増毛町	54	51	0	0	94.4%	11	11	0	0	100.0%
107	北海道	小平町	40	40	0	0	100.0%	8	8	0	0	100.0%
108	北海道	苫前町	26	25	0	0	96.2%	18	13	0	0	72.2%
109	北海道	羽幌町	60	60	2	9	100.0%	50	50	0	0	100.0%
110	北海道	初山別荘	16	13	0	0	81.3%	6	4	0	0	66.7%
111	北海道	遠別町	41	40	1	0	97.6%	10	7	0	0	70.0%
112	北海道	天塩町	33	31	1	0	93.9%	10	6	1	0	60.0%
113	北海道	猿払村	26	26	3	0	100.0%	5	5	5	0	100.0%
114	北海道	浜頓別町	29	29	1	0	100.0%	6	6	6	0	100.0%
115	北海道	中頓別町	25	24	0	0	96.0%	2	1	1	0	50.0%
116	北海道	枝幸町	80	80	1	0	100.0%	20	20	20	0	100.0%
117	北海道	豊富町	52	52	1	0	100.0%	5	5	0	0	100.0%
118	北海道	礼文町	16	15	0	15	93.8%	1	1	1	0	100.0%
119	北海道	利尻町	23	22	1	0	95.7%	1	0	0	0	0.0%
120	北海道	利尻富士町	18	16	0	0	88.9%	0	0	0	0	0
121	北海道	標津町	17	17	0	0	100.0%	9	9	0	0	100.0%
122	北海道	美幌町	206	206	81	0	100.0%	63	63	53	0	100.0%
123	北海道	津別町	65	64	9	0	96.9%	15	15	13	0	100.0%
124	北海道	斜里町	109	106	0	0	97.2%	21	21	0	0	100.0%
125	北海道	清里町	37	32	1	0	86.5%	8	8	0	0	100.0%
126	北海道	小清水町	33	32	1	0	97.0%	7	7	0	0	100.0%
127	北海道	網走市	49	49	4	0	100.0%	9	9	3	0	100.0%
128	北海道	釧路市	24	24	2	0	100.0%	13	13	0	0	100.0%
129	北海道	佐呂間町	53	53	1	0	100.0%	33	33	0	0	100.0%
130	北海道	遠軽町	182	175	2	0	96.2%	64	64	0	0	100.0%
131	北海道	湧別町	88	88	6	0	100.0%	36	36	0	0	100.0%
132	北海道	滝上町	42	42	0	0	100.0%	7	7	0	0	100.0%
133	北海道	興部町	21	21	0	0	100.0%	9	9	0	0	100.0%
134	北海道	西興部村	15	15	0	15	100.0%	1	1	0	1	100.0%
135	北海道	種武町	39	38	0	0	100.0%	9	9	0	0	100.0%
136	北海道	大空町	74	74	2	0	100.0%	18	18	2	0	100.0%
137	北海道	豊浦町	43	41	0	0	95.3%	8	8	0	0	100.0%
138	北海道	壮瞥町	54	54	0	0	100.0%	6	6	0	0	100.0%
139	北海道	白老町	220	203	2	0	92.3%	44	44	0	0	100.0%
140	北海道	厚真町	55	52	0	0	94.5%	2	2	0	0	100.0%
141	北海道	洞爺湖町	93	93	0	0	100.0%	19	19	0	0	100.0%
142	北海道	安平町	83	78	68	0	94.0%	2	2	2	0	100.0%
143	北海道	むかわ町	84	77	12	0	91.7%	31	31	30	0	100.0%
144	北海道	日高町	180	179	1	0	99.4%	62	66	21	0	90.3%
145	北海道	平取町	48	48	0	0	100.0%	23	23	23	0	100.0%
146	北海道	新冠町	70	68	1	0	97.1%	47	47	0	0	100.0%
147	北海道	浦河町	250	244	4	0	97.6%	61	61	61	0	100.0%
148	北海道	標似町	57	57	0	0	100.0%	17	0	0	0	0.0%
149	北海道	えりも町	44	44	0	7	100.0%	23	23	23	0	100.0%
150	北海道	新ひだか町	378	338	9	0	89.4%	152	132	0	0	86.8%
151	北海道	菅野町	380	379	189	0	99.7%	221	221	107	0	100.0%
152	北海道	士幌町	60	60	0	0	100.0%	3	3	0	0	100.0%
153	北海道	上士幌町	40	39	3	0	97.5%	26	26	0	0	100.0%
154	北海道	鹿追町	45	45	4	0	100.0%	31	31	9	0	100.0%
155	北海道	新得町	111	111	6	0	100.0%	0	0	0	0	0
156	北海道	清水町	107	107	25	0	100.0%	65	65	0	0	100.0%
157	北海道	芽室町	183	183	23	0	100.0%	131	131	51	0	100.0%
158	北海道	中札内村	32	32	12	0	100.0%	1	1	1	0	100.0%
159	北海道	更紗村	29	24	2	0	82.8%	0	0	0	0	0
160	北海道	大樹町	54	52	4	0	96.3%	0	0	0	0	0
161	北海道	広尾町	73	73	1	0	100.0%	8	8	0	0	100.0%
162	北海道	幕別町	288	264	41	0	91.7%	51	51	31	0	100.0%
163	北海道	池田町	65	66	13	0	100.0%	2	2	0	0	100.0%
164	北海道	豊原町	43	43	0	0	100.0%	1	1	0	0	100.0%
165	北海道	本別町	82	78	0	0	95.1%	0	0	0	0	0
166	北海道	足寄町	93	89	4	0	95.7%	8	8	0	0	100.0%
167	北海道	陸別町	53	53	1	0	100.0%	2	2	2	0	100.0%
168	北海道	浦幌町	50	50	4	0	100.0%	23	23	0	0	100.0%
169	北海道	網走市	189	189	13	0	100.0%	94	94	0	0	100.0%
170	北海道	厚岸町	94	91	1	0	96.8%	45	42	0	0	93.3%
171	北海道	浜中町	44	44	1	0	100.0%	12	12	0	0	100.0%
172	北海道	標茶町	86	86	11	0	100.0%	36	36	0	0	100.0%
173	北海道	弟子屈町	135	108	5	0	80.0%	27	25	4	0	92.6%
174	北海道	鶴園村	28	25	0	0	89.3%	3	3	0	0	100.0%
175	北海道	白糠町	104	104	39	0	100.0%	31	31	25	0	100.0%
176	北海道	別海町	176	176	6	3	100.0%	81	81	0	0	100.0%
177	北海道	中標津町	184	184	12	0	100.0%	67	87	19	0	100.0%
178	北海道	標津町	44	44	3	0	100.0%	19	19	18	0	100.0%



市区町村別 平成27年12月までの計画相談実績【一覧】

No.	都道府県名	市区町村名	障害者総合支援法分				児童福祉法分					
			障害福祉サービス等受給者数 a	計画作成済み人数 b	bのうちセルフプラン	bのうち代替プラン	達成率 b/a (%)	障害児通所支援受給者数 c	計画作成済み人数 d	dのうちセルフプラン	dのうち代替プラン	達成率 d/c (%)
(合計)			878,308	787,655	133,001	6,480	89.7%	234,280	218,428	59,430	2,952	92.0%
179	北海道	羅臼町	33	33	1	1	100.0%	0	0	0	0	0
180	青森県	青森市	2,513	2,507	0	0	99.8%	387	387	0	0	100.0%
181	青森県	弘前市	1,717	1,593	252	0	92.8%	267	287	0	0	100.0%
182	青森県	八戸市	1,917	1,917	17	0	100.0%	394	394	11	0	100.0%
183	青森県	黒石市	277	270	0	0	97.5%	34	34	0	0	100.0%
184	青森県	五所川原市	767	767	0	0	100.0%	109	109	0	0	100.0%
185	青森県	十和田市	638	638	50	0	100.0%	79	79	0	0	100.0%
186	青森県	三沢市	324	305	0	0	94.1%	66	66	0	0	100.0%
187	青森県	むつ市	567	567	0	0	100.0%	60	60	0	0	100.0%
188	青森県	つがる市	351	351	0	0	100.0%	45	45	0	0	100.0%
189	青森県	平川市	271	271	0	0	100.0%	37	37	0	0	100.0%
190	青森県	平内町	85	85	0	0	100.0%	1	1	0	0	100.0%
191	青森県	今別町	40	40	0	0	100.0%	0	0	0	0	0
192	青森県	蓮田村	24	24	0	0	100.0%	1	1	0	0	100.0%
193	青森県	外ヶ浜町	65	65	0	0	100.0%	2	2	0	0	100.0%
194	青森県	鯉ヶ沢町	112	107	0	0	95.5%	11	10	0	0	90.9%
195	青森県	深浦町	88	88	0	0	100.0%	1	1	0	0	100.0%
196	青森県	西目黒村	10	10	0	0	100.0%	2	2	0	0	100.0%
197	青森県	種崎町	148	147	0	0	99.3%	27	27	0	0	100.0%
198	青森県	大鰐町	88	88	0	0	100.0%	6	6	0	0	100.0%
199	青森県	田舎館村	65	65	0	0	100.0%	8	8	0	0	100.0%
200	青森県	板柳町	145	145	13	0	100.0%	12	12	0	0	100.0%
201	青森県	鶴田町	133	133	0	0	100.0%	15	15	0	0	100.0%
202	青森県	中泊町	182	182	0	0	100.0%	11	11	0	0	100.0%
203	青森県	野辺地町	143	143	0	0	100.0%	9	9	0	0	100.0%
204	青森県	七戸町	143	143	0	0	100.0%	12	12	0	0	100.0%
205	青森県	六戸町	82	82	0	0	100.0%	17	17	0	0	100.0%
206	青森県	横浜町	45	45	1	0	100.0%	1	1	0	0	100.0%
207	青森県	東北町	174	174	0	0	100.0%	12	12	0	0	100.0%
208	青森県	六ヶ所村	97	97	0	0	100.0%	3	3	0	0	100.0%
209	青森県	おいらせ町	184	184	1	0	100.0%	42	42	0	0	100.0%
210	青森県	大間町	29	29	0	0	100.0%	1	1	0	0	100.0%
211	青森県	東通村	58	57	0	0	98.3%	2	2	0	0	100.0%
212	青森県	風間浦村	21	21	0	0	100.0%	0	0	0	0	0
213	青森県	佐井村	24	24	0	0	100.0%	1	1	0	0	100.0%
214	青森県	三戸町	83	79	0	0	95.2%	10	10	0	0	100.0%
215	青森県	五戸町	158	158	0	0	100.0%	18	18	0	0	100.0%
216	青森県	田子町	58	53	0	0	91.4%	12	12	0	0	100.0%
217	青森県	南部町	187	187	0	0	100.0%	25	25	0	0	100.0%
218	青森県	階上町	118	118	1	0	100.0%	27	27	0	0	100.0%
219	青森県	新郷村	22	22	0	0	100.0%	1	1	0	0	100.0%
220	岩手県	盛岡市	2,275	2,188	641	0	95.3%	503	493	391	0	98.0%
221	岩手県	宮古市	583	498	42	0	85.5%	37	37	0	0	100.0%
222	岩手県	大船渡市	340	330	3	0	97.1%	63	63	63	0	100.0%
223	岩手県	花巻市	768	768	0	0	100.0%	122	122	0	0	100.0%
224	岩手県	北上市	600	600	0	0	100.0%	208	208	0	0	100.0%
225	岩手県	久慈市	283	245	1	0	83.8%	47	43	10	0	91.5%
226	岩手県	遠野市	285	285	0	0	100.0%	4	4	0	0	100.0%
227	岩手県	一関市	1,075	1,082	41	0	98.8%	294	294	143	0	100.0%
228	岩手県	陸前高田市	231	230	0	0	99.8%	74	74	73	0	100.0%
229	岩手県	釜石市	347	347	2	0	100.0%	38	38	0	0	100.0%
230	岩手県	二戸市	200	243	88	0	83.8%	67	64	34	0	95.5%
231	岩手県	八幡平市	255	255	33	0	100.0%	14	14	0	0	100.0%
232	岩手県	奥州市	1,006	1,006	0	0	100.0%	135	135	0	0	100.0%
233	岩手県	滝沢市	361	321	20	0	88.9%	66	35	9	0	53.0%
234	岩手県	栗石町	119	116	13	0	97.5%	17	14	0	0	82.4%
235	岩手県	葛巻町	85	85	5	0	100.0%	11	11	5	0	100.0%
236	岩手県	岩手町	152	147	1	0	96.7%	9	9	0	0	100.0%
237	岩手県	紫波町	250	217	9	0	86.8%	71	69	1	0	97.2%
238	岩手県	矢巾町	183	183	0	0	100.0%	49	49	0	0	100.0%
239	岩手県	西和賀町	80	78	1	0	98.8%	1	1	1	0	100.0%
240	岩手県	金ヶ崎町	119	119	0	0	100.0%	43	43	0	0	100.0%
241	岩手県	平泉町	65	65	4	0	100.0%	8	8	0	0	100.0%
242	岩手県	住田町	80	80	0	0	100.0%	5	5	0	0	100.0%
243	岩手県	大畑町	131	131	1	0	100.0%	10	10	0	0	100.0%
244	岩手県	山田町	141	114	0	0	80.9%	1	1	0	0	100.0%
245	岩手県	岩泉町	144	144	33	0	100.0%	4	4	0	0	100.0%
246	岩手県	田野畑村	30	30	0	0	100.0%	2	2	2	0	100.0%
247	岩手県	普代村	26	26	0	0	100.0%	1	1	0	0	100.0%
248	岩手県	軽米町	104	98	15	0	92.3%	14	14	2	0	100.0%
249	岩手県	野田村	48	48	0	1	100.0%	8	8	0	0	100.0%
250	岩手県	九戸村	49	48	20	0	98.0%	10	10	8	0	100.0%
251	岩手県	洋野町	161	161	0	0	100.0%	18	18	1	0	100.0%
252	岩手県	一戸町	211	180	8	0	85.3%	23	21	0	0	91.3%
253	宮城県	仙台市	6,916	6,595	3,488	0	95.4%	1,786	1,767	1,400	0	98.4%
254	宮城県	石巻市	1,021	993	4	0	97.3%	116	116	0	0	100.0%
255	宮城県	塩竈市	413	339	164	0	82.1%	72	63	22	0	87.5%
256	宮城県	気仙沼市	448	448	0	0	100.0%	74	74	0	0	100.0%
257	宮城県	白石市	234	220	2	0	94.0%	12	7	0	0	58.3%
258	宮城県	名取市	452	428	25	0	94.2%	136	113	85	0	83.1%
259	宮城県	角田市	220	208	3	0	94.5%	16	16	14	0	100.0%
260	宮城県	多賀城市	278	278	0	0	100.0%	87	87	10	0	100.0%
261	宮城県	岩沼市	273	273	19	0	100.0%	81	81	0	0	100.0%
262	宮城県	登米市	647	452	190	0	69.8%	77	36	31	0	45.6%
263	宮城県	栗原市	588	524	58	0	92.3%	20	19	13	0	85.0%
264	宮城県	東松島市	296	296	1	0	100.0%	87	87	0	0	100.0%
265	宮城県	大崎町	903	887	198	0	98.2%	118	118	10	0	98.2%
266	宮城県	蔵王町	88	88	3	1	100.0%	2	2	1	0	100.0%
267	宮城県	七ヶ宿町	21	21	1	0	100.0%	0	0	0	0	0

市区町村別 平成27年12月までの計画相談実績【一覧】

No.	都道府県名	市区町村名	障害者総合支援法分				児童福祉法分					
			障害福祉サービス受給者数 a	計画作成済み人数 b	bのうち セルフレプラン c	bのうち 代替プラン d	達成率 b/a (%)	障害児通所 支援受給者数 e	計画作成 済み人数 f	fのうち セルフレプラン g	fのうち 代替プラン h	達成率 f/e (%)
	(合計)		878,908	707,655	133,001	5,460	89.7%	234,280	215,428	58,430	2,852	82.0%
268	宮城県	大町原町	125	125	5	5	100.0%	13	13	1	1	100.0%
269	宮城県	村田町	103	103	0	0	100.0%	9	9	0	0	100.0%
270	宮城県	柴田町	267	264	7	0	98.9%	45	45	7	0	100.0%
271	宮城県	川崎町	76	74	1	3	98.7%	0	0	0	0	
272	宮城県	丸森町	120	120	5	1	100.0%	0	0	0	0	
273	宮城県	亘理町	207	206	1	0	99.5%	36	34	0	0	94.4%
274	宮城県	山元町	112	80	0	0	71.4%	13	12	0	0	92.3%
275	宮城県	松島町	86	84	0	0	97.9%	8	9	0	0	100.0%
276	宮城県	七ヶ浜町	106	106	1	0	100.0%	8	8	0	0	100.0%
277	宮城県	利府町	171	170	23	1	99.4%	77	77	8	0	100.0%
278	宮城県	大和町	154	145	40	0	94.2%	67	67	17	0	100.0%
279	宮城県	大郷町	60	46	5	2	76.7%	14	3	1	0	21.4%
280	宮城県	宮谷町	199	168	12	0	84.4%	93	58	1	0	82.4%
281	宮城県	大衡村	38	34	3	0	89.5%	10	10	2	0	100.0%
282	宮城県	色麻町	44	42	2	0	95.5%	6	6	0	0	100.0%
283	宮城県	加美町	173	168	7	0	97.1%	15	15	0	0	100.0%
284	宮城県	涌谷町	127	127	0	0	100.0%	5	5	0	0	100.0%
285	宮城県	美里町	160	160	0	0	100.0%	16	15	0	0	100.0%
286	宮城県	女川町	40	40	0	0	100.0%	1	0	0	0	0.0%
287	宮城県	南三陸町	121	121	0	0	100.0%	20	20	0	0	100.0%
288	秋田県	秋田市	2,361	2,341	22	5	99.2%	418	418	19	0	99.8%
289	秋田県	能代市	475	461	0	55	97.1%	52	52	0	0	100.0%
290	秋田県	横手市	738	738	0	0	100.0%	103	103	0	0	100.0%
291	秋田県	大館市	607	607	0	0	100.0%	80	78	0	0	97.5%
292	秋田県	男鹿市	280	289	1	0	99.7%	4	4	0	0	100.0%
293	秋田県	湯沢市	474	474	0	0	100.0%	3	3	0	0	100.0%
294	秋田県	鹿角市	298	298	0	0	100.0%	42	42	0	0	100.0%
295	秋田県	由利本荘市	615	615	0	0	100.0%	13	13	0	0	100.0%
296	秋田県	湯上市	258	256	4	2	99.2%	21	21	0	0	100.0%
297	秋田県	大仙市	821	560	0	0	69.2%	21	21	0	0	100.0%
298	秋田県	北秋田市	317	314	0	0	99.1%	31	31	0	0	100.0%
299	秋田県	にかほ市	175	175	0	0	100.0%	5	5	0	0	100.0%
300	秋田県	仙北市	191	191	0	0	100.0%	9	9	0	0	100.0%
301	秋田県	小坂町	62	62	0	0	100.0%	5	5	0	0	100.0%
302	秋田県	上小阿仁村	24	23	0	0	95.8%	0	0	0	0	
303	秋田県	藤里町	47	47	0	0	100.0%	5	5	0	0	100.0%
304	秋田県	三種町	157	157	0	0	100.0%	5	5	0	0	100.0%
305	秋田県	八幡町	74	54	0	0	73.0%	7	5	0	0	71.4%
306	秋田県	五城目町	91	91	0	0	99.0%	1	1	0	0	100.0%
307	秋田県	八郎潟町	49	48	0	0	100.0%	0	0	0	0	
308	秋田県	井川町	38	38	0	0	100.0%	0	0	0	0	
309	秋田県	大潟村	17	17	0	0	100.0%	2	2	0	0	100.0%
310	秋田県	美郷町	175	175	0	0	100.0%	4	4	0	0	100.0%
311	秋田県	羽後町	134	130	0	0	97.0%	1	1	0	0	100.0%
312	秋田県	東成瀬村	20	20	0	0	100.0%	0	0	0	0	
313	山形県	山形市	1,402	1,402	2	2	100.0%	523	523	0	0	100.0%
314	山形県	米沢市	733	732	2	0	99.8%	97	97	0	0	100.0%
315	山形県	鶴岡市	1,172	1,172	40	0	100.0%	128	128	15	0	100.0%
316	山形県	酒田市	771	756	0	0	98.1%	120	119	1	0	99.2%
317	山形県	新庄市	371	369	0	0	99.5%	51	51	0	0	100.0%
318	山形県	寒河江市	239	238	0	0	100.0%	67	67	0	0	100.0%
319	山形県	上山市	203	203	0	13	100.0%	49	49	0	0	100.0%
320	山形県	村山市	150	150	0	0	100.0%	38	38	0	0	100.0%
321	山形県	長井市	187	187	2	0	100.0%	41	41	1	0	100.0%
322	山形県	天童市	292	292	1	0	100.0%	99	99	0	0	100.0%
323	山形県	栗根市	221	215	11	0	97.3%	51	51	0	0	100.0%
324	山形県	露花沢市	124	123	0	0	99.2%	14	14	0	0	100.0%
325	山形県	南陽市	261	249	1	0	95.4%	32	32	5	0	100.0%
326	山形県	山辺町	78	78	0	0	100.0%	20	20	0	0	100.0%
327	山形県	中山町	56	58	3	0	100.0%	8	8	0	0	100.0%
328	山形県	河北町	112	110	0	0	98.2%	19	19	0	0	100.0%
329	山形県	西川町	37	37	0	0	100.0%	8	8	0	0	100.0%
330	山形県	朝日町	57	57	0	0	100.0%	8	8	0	0	100.0%
331	山形県	大江町	54	54	0	0	100.0%	4	4	0	0	100.0%
332	山形県	大石田町	52	52	0	0	100.0%	2	2	0	0	100.0%
333	山形県	金山町	48	48	0	0	100.0%	9	9	0	0	100.0%
334	山形県	最上町	81	81	0	0	100.0%	15	15	0	0	100.0%
335	山形県	舟形町	47	47	0	0	100.0%	8	8	0	0	100.0%
336	山形県	高松川町	75	75	0	0	100.0%	5	5	0	0	100.0%
337	山形県	大蔵村	36	36	1	0	100.0%	4	4	0	0	100.0%
338	山形県	鮭川村	55	55	0	0	100.0%	4	4	0	0	100.0%
339	山形県	戸沢村	49	49	0	0	100.0%	1	1	0	0	100.0%
340	山形県	高島町	160	160	0	0	100.0%	22	22	0	0	100.0%
341	山形県	川西町	141	141	0	0	100.0%	9	9	0	0	100.0%
342	山形県	小国町	58	58	0	0	100.0%	0	0	0	0	
343	山形県	白鷹町	112	109	0	0	97.3%	12	12	0	0	100.0%
344	山形県	虹貫町	55	52	0	0	94.5%	6	6	0	0	100.0%
345	山形県	三川町	42	42	1	0	100.0%	5	5	0	0	100.0%
346	山形県	庄内町	158	158	1	0	100.0%	17	17	0	0	100.0%
347	山形県	遊佐町	133	133	0	0	100.0%	10	10	0	0	100.0%
348	福島県	福島市	1,831	1,831	1,220	0	100.0%	180	180	28	0	100.0%
349	福島県	会津若松市	857	785	1	308	89.3%	184	177	0	84	88.2%
350	福島県	郡山市	2,009	1,747	413	0	87.1%	548	529	57	0	96.5%
351	福島県	いわき市	2,061	2,061	440	0	100.0%	465	456	54	0	100.0%
352	福島県	白河市	421	413	2	0	98.1%	150	150	0	0	100.0%
353	福島県	須賀川市	463	403	1	0	100.0%	99	99	0	0	100.0%
354	福島県	喜多方市	402	401	0	0	99.8%	52	51	0	0	98.1%
355	福島県	相馬市	260	248	12	0	95.4%	64	64	0	0	100.0%
356	福島県	二本松市	383	280	86	0	73.1%	74	68	8	0	91.8%

市区町村別 平成27年12月までの計画相談実績【一覧】

No.	都道府県名	市区町村名	障害者総合支援法分				児童福祉法分					
			障害福祉サービス受給者数 a	計画作成済み人数 b	bのうちセルフレプラン	bのうち代替プラン	達成率 b/a (%)	障害児通所支援受給者数 c	計画作成済み人数 d	dのうちセルフレプラン	dのうち代替プラン	達成率 d/c (%)
(合計)			878,308	787,855	133,001	6,400	88.7%	234,260	216,428	58,430	2,852	92.0%
357	福島県	田村市	358	210	13	0	59.0%	69	52	38	0	75.4%
358	福島県	南相馬市	407	380	0	0	88.5%	140	140	0	0	100.0%
359	福島県	伊達市	460	456	0	0	99.1%	134	134	0	0	100.0%
360	福島県	本宮市	164	106	20	0	64.6%	31	23	1	0	74.2%
361	福島県	桑折町	93	93	0	0	100.0%	16	16	0	0	100.0%
362	福島県	国見町	67	67	0	0	100.0%	12	12	0	0	100.0%
363	福島県	川俣町	108	105	0	0	97.2%	15	15	0	0	100.0%
364	福島県	大玉村	55	43	9	0	78.2%	10	8	0	1	80.0%
365	福島県	鏡石町	93	70	3	0	75.3%	44	43	0	0	97.7%
366	福島県	天栄村	32	32	0	0	100.0%	7	7	0	0	100.0%
367	福島県	下郷町	57	43	1	0	75.4%	6	2	1	0	33.3%
368	福島県	檜枝岐村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
369	福島県	只見町	30	30	5	0	100.0%	3	3	3	0	100.0%
370	福島県	南会津町	121	91	11	0	75.2%	19	7	5	0	38.8%
371	福島県	北塩原村	17	16	0	0	94.1%	5	5	0	0	100.0%
372	福島県	西会津町	60	58	0	2	98.7%	10	10	0	0	100.0%
373	福島県	鷲藤町	25	24	0	0	96.0%	7	7	0	0	100.0%
374	福島県	猪苗代町	84	79	0	0	94.0%	25	25	0	0	100.0%
375	福島県	会津坂下町	106	106	1	0	100.0%	24	24	0	0	100.0%
376	福島県	満川村	24	22	0	0	91.7%	3	3	0	0	100.0%
377	福島県	柳津町	28	26	0	1	100.0%	1	1	0	0	100.0%
378	福島県	三島町	12	12	0	0	100.0%	0	0	0	0	0
379	福島県	金山町	11	11	0	0	100.0%	2	2	0	0	100.0%
380	福島県	昭和村	4	4	0	0	100.0%	0	0	0	0	0
381	福島県	会津美里町	138	138	25	0	100.0%	27	27	0	0	100.0%
382	福島県	西郷村	110	110	0	0	100.0%	38	38	0	0	100.0%
383	福島県	泉崎村	51	51	0	0	100.0%	8	8	0	0	100.0%
384	福島県	中島村	35	35	0	0	100.0%	5	5	0	0	100.0%
385	福島県	矢吹町	116	118	0	0	100.0%	19	19	0	0	100.0%
386	福島県	棚倉町	87	83	0	0	95.4%	44	42	0	0	85.5%
387	福島県	矢祭町	48	48	0	0	100.0%	9	9	0	0	100.0%
388	福島県	楢町	72	68	0	0	94.4%	11	11	0	0	100.0%
389	福島県	鮫川村	40	35	0	0	87.5%	2	2	0	0	100.0%
390	福島県	石川町	97	94	0	0	96.8%	18	18	0	0	100.0%
391	福島県	玉川村	53	53	4	0	100.0%	7	7	0	0	100.0%
392	福島県	平田村	60	55	0	0	91.7%	9	9	0	0	100.0%
393	福島県	浅川町	52	47	1	0	90.4%	8	8	0	0	100.0%
394	福島県	古殿町	45	41	0	0	91.1%	6	5	0	0	83.3%
395	福島県	三春町	135	128	0	0	93.3%	56	52	0	0	92.9%
396	福島県	小野町	65	52	0	0	78.5%	17	12	0	0	70.6%
397	福島県	広野町	29	20	0	0	69.0%	16	6	0	0	37.5%
398	福島県	楳栗町	68	55	0	1	80.9%	12	12	1	0	100.0%
399	福島県	富岡町	84	50	0	0	59.5%	24	15	0	0	62.5%
400	福島県	川内村	22	21	0	0	95.5%	2	2	0	0	100.0%
401	福島県	大熊町	51	48	0	0	96.1%	36	33	3	0	91.7%
402	福島県	双葉町	41	40	0	1	97.6%	12	8	0	0	66.7%
403	福島県	浪江町	108	103	1	0	95.4%	20	20	0	0	100.0%
404	福島県	葛尾村	13	13	0	0	100.0%	0	0	0	0	0
405	福島県	新地町	38	32	0	0	84.2%	10	9	0	0	90.0%
406	福島県	飯館村	51	51	0	0	100.0%	3	3	0	0	100.0%
407	茨城県	水戸市	1,736	1,736	18	0	99.3%	401	401	74	0	100.0%
408	茨城県	日立市	1,195	790	82	0	66.1%	265	249	0	0	94.0%
409	茨城県	土浦市	788	748	3	0	94.9%	275	275	0	0	100.0%
410	茨城県	古河市	815	804	0	0	98.7%	249	249	0	0	100.0%
411	茨城県	石岡市	394	393	2	0	97.2%	58	58	0	0	100.0%
412	茨城県	結城市	286	286	8	0	100.0%	100	100	0	0	100.0%
413	茨城県	龍ヶ崎町	347	337	9	0	97.1%	174	150	135	0	86.2%
414	茨城県	下妻市	275	270	0	0	98.2%	34	34	0	0	100.0%
415	茨城県	常陸市	374	370	1	0	98.9%	138	138	0	0	100.0%
416	茨城県	常陸太田市	375	361	0	0	96.3%	83	83	0	0	100.0%
417	茨城県	高萩市	168	168	0	0	100.0%	50	50	0	0	100.0%
418	茨城県	北茨城市	228	220	1	0	96.5%	37	37	0	0	100.0%
419	茨城県	笠間市	593	519	39	0	87.5%	108	105	4	0	99.1%
420	茨城県	取手市	553	524	27	0	94.8%	346	337	288	0	97.4%
421	茨城県	牛久市	419	416	11	0	99.3%	165	165	108	0	100.0%
422	茨城県	つくば市	972	960	186	0	98.8%	403	403	380	0	100.0%
423	茨城県	ひたちなか市	885	885	11	0	100.0%	278	278	0	0	100.0%
424	茨城県	鹿嶋市	394	383	19	0	97.2%	187	187	179	0	100.0%
425	茨城県	潮来市	172	172	1	0	100.0%	18	18	6	0	100.0%
426	茨城県	守谷市	282	255	24	0	90.4%	162	143	108	0	88.3%
427	茨城県	常陸大宮市	282	269	1	0	92.1%	49	49	1	0	100.0%
428	茨城県	那珂市	366	366	0	0	100.0%	103	103	0	0	100.0%
429	茨城県	筑西市	630	594	4	0	94.3%	116	110	0	0	94.8%
430	茨城県	坂東市	318	288	0	0	90.6%	102	98	0	0	95.1%
431	茨城県	稲敷市	232	232	0	0	100.0%	26	26	0	0	100.0%
432	茨城県	かすみがうら市	225	224	0	0	99.6%	81	81	0	0	100.0%
433	茨城県	桜川市	265	260	2	0	98.1%	32	25	0	0	78.1%
434	茨城県	神栖町	427	422	4	0	98.8%	151	144	73	0	95.4%
435	茨城県	行方市	258	248	1	4	96.1%	21	21	0	0	100.0%
436	茨城県	鉾田市	312	286	0	2	91.7%	43	34	0	16	79.1%
437	茨城県	つくばみらい市	267	267	22	0	99.1%	37	32	4	0	86.5%
438	茨城県	小美玉市	264	264	1	0	100.0%	80	80	2	0	100.0%
439	茨城県	茨城町	209	208	0	0	99.5%	38	38	0	0	100.0%
440	茨城県	大洗町	112	109	0	0	97.3%	13	13	0	0	100.0%
441	茨城県	城里町	133	121	1	0	91.0%	23	21	0	0	91.3%
442	茨城県	東海村	183	182	9	0	99.5%	80	80	1	0	100.0%
443	茨城県	大子町	167	144	0	0	86.2%	0	0	0	0	0
444	茨城県	美浦村	111	109	0	0	98.2%	33	33	1	0	100.0%
445	茨城県	阿見町	284	281	0	0	95.8%	51	50	0	0	98.0%

市区町村別 平成27年12月までの計画相談実績【一覧】

No.	都道府県名	市区町村名	障害者総合支援法分				児童福祉法分					
			障害福祉サービス等受給者数 <sup>a</sup>	計画作成済み人数 <sup>b</sup>	ののうちセルフレプラン	ののうち代替プラン	達成率 <sup>b/a</sup> (%)	障害児通所支援受給者数 <sup>c</sup>	計画作成済み人数 <sup>d</sup>	ののうちセルフレプラン	ののうち代替プラン	達成率 <sup>d/c</sup> (%)
	(合計)		878,308	787,856	133,001	6,480	89.7%	234,280	215,428	59,430	2,652	92.0%
448	茨城県	河内町	80	51	0	0	85.0%	8	8	8	0	100.0%
447	茨城県	八千代町	119	119	0	0	100.0%	24	24	0	0	100.0%
448	茨城県	五霞町	52	52	0	0	100.0%	3	3	0	0	100.0%
449	茨城県	雄町	131	125	1	0	95.4%	24	23	0	0	95.8%
450	茨城県	利根町	97	97	0	0	100.0%	8	8	0	0	100.0%
451	栃木県	宇都宮市	3,241	3,096	358	0	95.5%	594	594	401	0	100.0%
452	栃木県	足利市	940	931	6	0	98.0%	260	255	5	0	98.1%
453	栃木県	栃木市	1,068	1,068	30	0	100.0%	277	277	1	0	100.0%
454	栃木県	佐野市	908	908	108	0	100.0%	277	277	45	0	100.0%
455	栃木県	鹿沼市	752	752	99	0	100.0%	187	187	67	0	100.0%
456	栃木県	日光市	586	580	0	0	100.0%	152	152	0	0	100.0%
457	栃木県	小山市	796	796	14	0	100.0%	284	284	0	0	100.0%
458	栃木県	真岡市	427	427	10	0	100.0%	88	88	80	0	100.0%
459	栃木県	大田原市	474	474	9	0	100.0%	107	107	0	0	100.0%
460	栃木県	矢板市	180	180	3	0	100.0%	44	44	0	0	100.0%
461	栃木県	那須塩原市	607	607	2	0	100.0%	172	172	0	0	100.0%
462	栃木県	さくら市	217	217	10	0	100.0%	32	32	1	0	100.0%
463	栃木県	那須烏山市	213	213	3	0	100.0%	72	72	0	0	100.0%
464	栃木県	下野市	353	353	0	0	100.0%	155	155	0	0	100.0%
465	栃木県	上三川町	198	198	6	0	100.0%	48	48	20	0	100.0%
466	栃木県	益子町	193	193	4	0	100.0%	8	8	0	0	100.0%
467	栃木県	茂木町	124	124	0	0	100.0%	1	1	0	0	100.0%
468	栃木県	市貝町	73	73	1	0	100.0%	5	5	2	0	100.0%
469	栃木県	芳賀町	90	90	5	0	100.0%	5	5	1	0	100.0%
470	栃木県	壬生町	248	248	2	0	100.0%	72	72	55	0	100.0%
471	栃木県	野木町	130	130	1	0	100.0%	29	29	0	0	100.0%
472	栃木県	塩谷町	78	78	0	0	100.0%	8	8	0	0	100.0%
473	栃木県	高根沢町	177	177	8	0	100.0%	12	12	0	0	100.0%
474	栃木県	那須町	221	221	2	0	100.0%	11	11	0	0	100.0%
475	栃木県	那珂川町	128	128	0	0	100.0%	47	47	0	0	100.0%
476	群馬県	前橋市	1,882	1,858	12	0	99.7%	389	388	2	0	100.0%
477	群馬県	高崎市	2,184	2,182	274	0	99.9%	570	570	150	0	100.0%
478	群馬県	桐生市	836	836	3	0	100.0%	93	93	3	0	100.0%
479	群馬県	伊勢崎市	1,075	1,070	0	0	99.5%	242	242	0	0	100.0%
480	群馬県	太田市	1,080	1,080	3	0	100.0%	171	171	0	0	100.0%
481	群馬県	沼田市	348	348	0	0	100.0%	58	58	0	0	100.0%
482	群馬県	血旗市	387	383	5	0	98.9%	89	89	0	0	100.0%
483	群馬県	渋川市	637	637	0	0	100.0%	75	75	0	0	100.0%
484	群馬県	藤岡市	373	349	0	0	93.6%	103	102	2	0	99.0%
485	群馬県	富岡市	234	234	0	0	100.0%	49	49	0	0	100.0%
486	群馬県	安中市	390	389	0	0	99.7%	65	64	0	0	98.5%
487	群馬県	みどり市	298	298	8	0	100.0%	21	21	0	0	100.0%
488	群馬県	榎木村	95	94	0	0	98.9%	33	33	0	0	100.0%
489	群馬県	吉岡町	122	122	0	0	100.0%	26	26	0	0	100.0%
490	群馬県	上野村	10	10	0	0	100.0%	0	0	0	0	100.0%
491	群馬県	神流町	26	26	0	0	100.0%	0	0	0	0	100.0%
492	群馬県	下仁田町	54	54	0	0	100.0%	3	3	0	0	100.0%
493	群馬県	南牧村	18	18	0	0	100.0%	0	0	0	0	100.0%
494	群馬県	甘楽町	87	88	0	0	98.9%	24	24	0	0	100.0%
495	群馬県	中之条町	113	113	1	0	100.0%	7	7	0	0	100.0%
496	群馬県	長野原町	38	38	0	0	100.0%	3	3	0	0	100.0%
497	群馬県	鎌倉村	55	55	6	0	100.0%	6	6	0	0	100.0%
498	群馬県	碓氷町	44	44	0	0	100.0%	2	2	0	0	100.0%
499	群馬県	高山村	28	28	0	0	100.0%	0	0	0	0	100.0%
500	群馬県	東吾妻町	100	100	0	0	100.0%	9	9	0	0	100.0%
501	群馬県	片品村	18	18	0	0	100.0%	2	2	0	0	100.0%
502	群馬県	川場村	16	16	0	0	100.0%	6	6	0	0	100.0%
503	群馬県	昭和村	40	40	0	0	100.0%	8	8	0	0	100.0%
504	群馬県	みなかみ町	148	148	0	0	100.0%	20	20	0	0	100.0%
505	群馬県	玉村町	202	202	0	0	100.0%	38	38	0	0	100.0%
506	群馬県	板倉町	73	73	0	0	100.0%	11	11	0	0	100.0%
507	群馬県	明和町	61	61	0	0	100.0%	11	11	0	0	100.0%
508	群馬県	千代田町	62	62	0	0	100.0%	11	11	0	0	100.0%
509	群馬県	大泉町	154	154	0	0	100.0%	15	15	0	0	100.0%
510	群馬県	邑楽町	130	130	0	0	100.0%	30	30	0	0	100.0%
511	埼玉県	さいたま市	5,800	5,881	354	0	87.3%	1,830	1,745	325	0	95.4%
512	埼玉県	川越市	1,734	1,674	344	6	96.5%	358	358	328	0	100.0%
513	埼玉県	熊谷市	1,057	1,057	352	0	100.0%	177	177	103	0	100.0%
514	埼玉県	川口市	2,357	2,275	734	0	96.5%	735	718	588	0	97.4%
515	埼玉県	行田市	471	471	76	0	100.0%	85	85	11	0	100.0%
516	埼玉県	秩父市	429	419	11	0	97.7%	54	54	35	0	100.0%
517	埼玉県	所沢市	1,585	1,415	47	0	90.4%	507	507	200	0	100.0%
518	埼玉県	飯能市	438	438	86	1	100.0%	98	98	80	0	100.0%
519	埼玉県	加須市	607	460	34	0	90.7%	122	121	2	0	99.2%
520	埼玉県	本庄市	445	442	219	0	99.3%	94	94	91	0	100.0%
521	埼玉県	東松山市	499	412	81	0	82.6%	57	49	14	0	88.0%
522	埼玉県	春日部市	1,219	1,011	354	0	82.9%	242	159	118	0	65.7%
523	埼玉県	狭山市	888	853	69	0	96.4%	156	144	91	0	82.3%
524	埼玉県	羽生市	336	325	1	0	96.7%	57	57	0	0	100.0%
525	埼玉県	鴻巣市	607	608	145	0	99.8%	143	143	80	0	100.0%
526	埼玉県	深谷市	841	841	186	0	100.0%	141	141	123	0	100.0%
527	埼玉県	上尾市	1,120	1,051	323	0	93.8%	292	287	207	0	98.3%
528	埼玉県	草加市	937	937	112	0	100.0%	689	689	300	0	100.0%
529	埼玉県	越谷市	1,337	1,317	392	0	98.5%	512	512	315	0	100.0%
530	埼玉県	蕨市	330	330	7	0	100.0%	70	70	0	0	100.0%
531	埼玉県	戸田市	508	498	127	0	98.1%	167	167	24	0	100.0%
532	埼玉県	入間市	718	718	107	0	100.0%	134	134	48	0	100.0%
533	埼玉県	朝霞市	544	544	288	0	100.0%	155	155	119	0	100.0%
534	埼玉県	志木市	315	311	35	0	98.7%	84	84	49	0	100.0%

市区町村別 平成27年12月までの計画相談実績【一覧】

No.	都道府県名	市区町村名	障害者総合支援法分				児童福祉法分					
			障害福祉サービス等受給者数 a	計画作成済み人数 b	bのうちセルフプラン	bのうち代替プラン	達成率 b/a (%)	障害児通所支援受給者数 c	計画作成済み人数 d	dのうちセルフプラン	dのうち代替プラン	達成率 d/c (%)
(合計)			878,308	787,855	133,001	8,480	89.7%	234,280	215,428	58,430	2,852	82.0%
535	埼玉県	和光市	268	268	0	0	100.0%	147	147	0	0	100.0%
536	埼玉県	新座市	741	741	4	0	100.0%	208	208	4	0	100.0%
537	埼玉県	桶川市	344	254	72	0	73.8%	88	88	1	0	100.0%
538	埼玉県	久喜市	793	786	132	0	99.1%	199	199	9	0	100.0%
539	埼玉県	北本市	396	350	6	0	88.4%	93	89	0	12	95.7%
540	埼玉県	八潮市	316	294	203	2	93.0%	125	125	122	1	100.0%
541	埼玉県	富士見市	457	408	41	5	89.3%	142	142	0	86	100.0%
542	埼玉県	三郷市	610	577	152	0	94.6%	163	163	89	0	100.0%
543	埼玉県	蓮田市	323	283	61	0	87.6%	86	86	9	0	100.0%
544	埼玉県	坂戸市	409	384	29	0	93.9%	80	80	39	0	100.0%
545	埼玉県	幸手市	262	262	51	0	100.0%	58	58	5	0	100.0%
546	埼玉県	鶴ヶ島市	287	238	2	17	83.3%	79	61	4	9	77.2%
547	埼玉県	日高市	308	265	40	1	86.0%	68	66	35	0	97.1%
548	埼玉県	吉川市	296	284	95	0	95.8%	59	59	55	0	100.0%
549	埼玉県	ふじみ野市	438	438	3	0	100.0%	150	150	11	0	100.0%
550	埼玉県	白岡市	201	195	40	0	97.0%	41	41	4	0	100.0%
551	埼玉県	伊奈町	161	151	78	0	93.8%	64	54	43	0	84.4%
552	埼玉県	三芳町	183	183	0	0	100.0%	56	56	0	0	100.0%
553	埼玉県	毛呂山町	218	215	38	1	98.6%	39	39	22	0	100.0%
554	埼玉県	越生町	66	58	6	3	87.9%	6	6	1	0	100.0%
555	埼玉県	滑川町	77	77	0	0	100.0%	13	13	0	0	100.0%
556	埼玉県	嵐山町	109	109	3	1	100.0%	12	12	0	0	100.0%
557	埼玉県	小川町	197	197	0	0	100.0%	18	18	0	0	100.0%
558	埼玉県	川島町	113	112	8	0	99.1%	16	16	0	0	100.0%
559	埼玉県	吉見町	103	103	0	0	100.0%	11	11	0	0	100.0%
560	埼玉県	鳩山町	82	72	4	0	87.8%	4	4	0	0	100.0%
561	埼玉県	ときがわ町	89	89	0	0	100.0%	10	10	0	0	100.0%
562	埼玉県	横瀬町	42	42	0	0	100.0%	3	3	1	0	100.0%
563	埼玉県	皆野町	66	65	0	0	98.5%	6	6	5	0	100.0%
564	埼玉県	長瀬町	46	46	0	0	100.0%	4	4	3	0	100.0%
565	埼玉県	小塵野町	108	72	1	2	67.6%	13	8	0	0	61.5%
566	埼玉県	東秩父村	20	20	2	0	100.0%	0	0	0	0	0
567	埼玉県	美里町	83	52	18	0	62.7%	7	4	1	0	57.1%
568	埼玉県	神川町	64	59	32	0	92.2%	13	13	13	0	100.0%
569	埼玉県	上里町	152	138	55	0	90.8%	27	25	22	0	92.6%
570	埼玉県	寄居町	232	221	4	0	95.3%	31	29	2	0	93.5%
571	埼玉県	宮代町	184	189	16	0	103.8%	25	23	0	0	92.0%
572	埼玉県	杉戸町	225	213	8	0	94.7%	44	44	5	0	100.0%
573	埼玉県	松伏町	131	130	87	0	99.2%	48	48	44	0	100.0%
574	千葉県	千葉市	5,004	4,007	747	0	80.1%	1,610	1,489	248	0	92.5%
575	千葉県	鎌子市	356	356	0	0	100.0%	54	54	0	0	100.0%
576	千葉県	市川市	2,109	1,954	878	0	92.6%	670	670	589	0	100.0%
577	千葉県	船橋市	2,789	2,716	1,224	0	97.4%	833	833	725	0	100.0%
578	千葉県	館山市	409	287	0	0	70.1%	49	49	0	0	100.0%
579	千葉県	木更津市	698	686	175	0	98.3%	202	202	13	0	100.0%
580	千葉県	松戸市	2,357	2,097	895	0	89.0%	746	593	353	0	79.5%
581	千葉県	野田市	735	598	39	0	81.4%	226	200	58	0	89.8%
582	千葉県	茂原市	517	509	43	0	98.3%	111	111	4	0	100.0%
583	千葉県	成田市	580	491	0	1	84.7%	278	250	0	0	90.0%
584	千葉県	佐倉市	901	707	0	0	78.5%	263	201	0	0	76.4%
585	千葉県	東金市	381	341	24	0	89.5%	115	89	28	0	77.4%
586	千葉県	旭市	440	440	1	0	100.0%	102	102	0	0	100.0%
587	千葉県	習志野市	821	813	307	0	99.0%	214	214	27	0	100.0%
588	千葉県	柏市	1,905	1,669	168	0	87.6%	655	598	90	0	91.3%
589	千葉県	糟淵市	104	100	4	0	96.2%	7	7	0	0	100.0%
590	千葉県	市原市	1,411	1,327	107	0	94.4%	402	370	79	0	92.0%
591	千葉県	流山市	668	580	32	2	86.8%	209	175	28	4	83.8%
592	千葉県	八千代市	656	656	136	1	100.0%	254	254	99	0	100.0%
593	千葉県	我孫子市	657	657	85	0	100.0%	217	216	0	0	99.9%
594	千葉県	鴨川市	301	216	0	0	71.8%	17	13	0	0	76.5%
595	千葉県	鎌ヶ谷市	498	347	108	0	69.7%	131	98	26	0	74.8%
596	千葉県	若津市	518	475	1	0	91.7%	116	103	0	0	88.8%
597	千葉県	富津市	398	382	8	0	95.7%	39	32	0	0	82.1%
598	千葉県	浦安市	817	614	35	0	75.1%	345	328	44	0	95.1%
599	千葉県	四街道市	481	481	23	0	100.0%	215	215	0	0	100.0%
600	千葉県	袖ヶ浦市	393	390	73	0	99.2%	135	134	17	0	98.5%
601	千葉県	八街市	459	459	134	0	100.0%	151	151	131	0	100.0%
602	千葉県	印西市	354	316	47	0	89.3%	264	262	258	0	99.2%
603	千葉県	白井市	217	217	77	0	100.0%	278	278	223	0	100.0%
604	千葉県	富里市	244	197	4	0	80.7%	82	57	8	0	69.5%
605	千葉県	南房総市	322	215	1	0	66.8%	22	22	0	0	100.0%
606	千葉県	匝路市	247	246	2	0	99.6%	73	73	0	0	100.0%
607	千葉県	香取市	473	473	42	0	100.0%	109	109	76	0	100.0%
608	千葉県	山武市	344	323	15	0	93.9%	72	66	25	0	91.7%
609	千葉県	いすみ市	218	194	0	0	89.0%	46	45	0	0	97.8%
610	千葉県	大網白里市	293	292	68	0	99.7%	47	47	28	0	100.0%
611	千葉県	酒々井町	75	69	9	0	92.0%	28	15	13	0	53.6%
612	千葉県	栄町	117	107	1	0	91.4%	51	33	30	0	64.7%
613	千葉県	神崎町	24	24	0	0	100.0%	3	3	0	0	100.0%
614	千葉県	多古町	82	81	0	0	98.8%	18	13	0	0	72.2%
615	千葉県	東庄町	62	61	0	0	98.4%	8	8	0	0	100.0%
616	千葉県	九十九里町	95	95	3	0	100.0%	32	32	10	0	100.0%
617	千葉県	芝山町	51	45	10	0	88.2%	16	16	6	0	100.0%
618	千葉県	横芝光町	141	131	4	0	93.0%	40	40	2	0	100.0%
619	千葉県	一宮町	65	54	0	2	83.1%	18	18	0	0	100.0%
620	千葉県	睦沢町	47	47	0	0	100.0%	3	3	0	0	100.0%
621	千葉県	長生村	87	86	0	0	98.9%	17	17	0	0	100.0%
622	千葉県	白子町	61	57	1	0	93.4%	12	12	1	0	100.0%
623	千葉県	長柄町	39	37	0	0	94.9%	4	4	0	0	100.0%



市区町村別 平成27年12月までの計画相談実績【一覧】

No.	都道府県名	市区町村名	障害者総合支援法分				児童福祉法分					
			障害福祉サービス受給者数 a	計画作成済み人数 b	bのうち セルフレプラン c	bのうち 代替プラン d	達成率 b/a (%)	障害児通所 支援受給者数 e	計画作成 済み人数 f	fのうち セルフレプラン g	fのうち 代替プラン h	達成率 d/a (%)
(合計)			878,308	787,055	133,001	6,480	89.7%	234,200	215,428	58,430	2,052	92.0%
624	千葉県	長南町	53	40	0	0	75.5%	4	4	0	0	100.0%
625	千葉県	大多喜町	64	63	0	0	100.0%	18	18	0	0	100.0%
626	千葉県	御宿町	45	41	0	0	76.1%	11	11	0	0	100.0%
627	千葉県	額南町	65	55	2	0	100.0%	3	3	0	0	100.0%
628	東京都	千代田区	224	151	67	0	67.4%	50	50	49	0	100.0%
629	東京都	中央区	548	458	6	0	83.9%	148	148	6	0	100.0%
630	東京都	港区	1,005	707	91	30	70.3%	179	140	34	11	78.2%
631	東京都	新宿区	1,884	1,826	900	0	96.4%	474	474	458	0	100.0%
632	東京都	文京区	928	625	237	0	67.5%	319	303	81	0	95.0%
633	東京都	台東区	914	830	217	0	90.8%	248	248	4	0	100.0%
634	東京都	墨田区	1,559	1,411	185	0	90.5%	893	893	626	0	100.0%
635	東京都	江東区	2,716	2,388	1,261	0	87.9%	1,019	1,019	300	0	100.0%
636	東京都	品川区	1,418	1,190	1	0	83.9%	422	3	0	0	0.7%
637	東京都	目黒区	1,045	739	158	0	70.7%	310	310	126	0	100.0%
638	東京都	大田区	3,441	3,106	530	1	90.3%	742	742	465	0	100.0%
639	東京都	世田谷区	4,234	3,230	236	716	76.3%	2,183	1,809	304	38	82.0%
640	東京都	渋谷区	848	445	24	0	52.5%	263	143	13	0	54.4%
641	東京都	中野区	1,577	1,242	298	0	78.8%	409	328	286	2	79.7%
642	東京都	杉並区	2,689	2,192	2	0	81.5%	1,280	1,003	0	0	78.4%
643	東京都	豊島区	1,114	908	180	12	81.3%	272	209	163	0	76.8%
644	東京都	北区	2,263	1,824	258	0	71.8%	422	174	77	0	41.2%
645	東京都	荒川区	1,118	941	371	0	84.3%	266	250	184	0	94.0%
646	東京都	板橋区	3,001	2,316	809	0	77.2%	620	359	130	0	57.9%
647	東京都	練馬区	4,467	3,970	927	0	88.9%	1,548	1,548	213	0	100.0%
648	東京都	足立区	4,864	3,556	598	879	73.1%	931	813	15	378	87.3%
649	東京都	葛飾区	2,670	2,304	539	0	86.3%	929	800	248	0	86.1%
650	東京都	江戸川区	3,919	3,063	575	0	78.2%	1,342	863	365	0	64.3%
651	東京都	八王子市	3,384	3,384	2,095	0	100.0%	901	901	644	0	100.0%
652	東京都	立川市	1,374	1,263	83	0	91.9%	210	195	14	0	92.9%
653	東京都	武蔵野市	1,036	872	16	0	84.2%	343	277	1	0	80.8%
654	東京都	三鷹市	1,131	988	97	0	87.4%	189	181	15	0	95.8%
655	東京都	青梅市	825	801	7	0	97.1%	180	158	0	0	87.5%
656	東京都	府中市	1,781	1,515	670	0	86.0%	443	408	289	0	82.1%
657	東京都	昭島市	743	681	5	0	91.7%	129	129	0	0	100.0%
658	東京都	調布市	1,456	1,269	543	0	87.2%	322	322	233	0	100.0%
659	東京都	町田市	2,934	2,358	1,697	0	80.4%	659	387	376	0	58.7%
660	東京都	小金井市	684	558	281	0	86.2%	197	183	84	0	98.0%
661	東京都	小平市	1,232	1,075	49	73	87.3%	232	218	22	0	93.1%
662	東京都	日野市	1,129	861	320	0	76.3%	299	296	289	0	99.0%
663	東京都	東村山市	1,239	1,127	71	0	91.0%	212	188	19	0	88.7%
664	東京都	国分寺市	733	731	15	0	99.7%	203	203	4	0	100.0%
665	東京都	国立市	581	560	205	0	96.4%	119	119	63	0	100.0%
666	東京都	福生市	380	319	26	0	83.8%	44	40	12	0	80.6%
667	東京都	狛江市	470	376	40	0	80.0%	169	146	71	0	86.4%
668	東京都	東大和市	615	806	21	0	98.5%	99	99	3	0	100.0%
669	東京都	清瀬市	602	533	123	0	88.5%	116	115	34	0	99.1%
670	東京都	東久留米市	797	643	54	0	80.7%	183	178	39	0	97.3%
671	東京都	武蔵村山市	689	572	115	0	85.5%	86	82	77	0	95.3%
672	東京都	多摩市	1,050	816	322	0	77.7%	246	155	128	0	83.0%
673	東京都	稲城市	411	361	104	0	87.8%	181	161	125	0	83.4%
674	東京都	羽村市	395	344	11	0	87.1%	35	27	0	0	77.1%
675	東京都	あきる野市	557	507	25	0	91.0%	127	123	0	0	98.8%
676	東京都	西東京市	1,092	948	163	0	86.8%	352	340	323	0	96.6%
677	東京都	瑞穂町	252	249	6	0	98.8%	12	12	2	0	100.0%
678	東京都	日の出町	127	114	5	0	89.8%	13	13	0	0	100.0%
679	東京都	津原町	23	20	0	0	87.0%	2	2	0	0	100.0%
680	東京都	奥多摩町	27	18	3	0	69.3%	0	0	0	0	0
681	東京都	大島町	58	35	26	0	62.5%	0	0	0	0	0
682	東京都	利根町	2	0	0	0	0.0%	0	0	0	0	0
683	東京都	新島村	6	2	0	0	33.3%	0	0	0	0	0
684	東京都	神津島村	4	1	0	0	25.0%	0	0	0	0	0
685	東京都	三宅村	20	5	0	0	25.0%	0	0	0	0	0
686	東京都	御蔵島村	1	1	0	0	100.0%	0	0	0	0	0
687	東京都	八丈町	83	73	53	0	88.0%	0	0	0	0	0
688	東京都	青ヶ島村	0	0	0	0	0.0%	0	0	0	0	0
689	東京都	小笠原村	0	0	0	0	0.0%	2	0	0	0	0.0%
690	神奈川県	横浜市の	19,543	14,658	10,355	0	75.0%	5,486	1,834	0	0	29.9%
691	神奈川県	川崎市	6,343	5,277	642	2,095	83.2%	2,232	2,123	502	125	95.1%
692	神奈川県	相模原市の	4,534	4,077	1,154	0	89.9%	1,559	1,520	683	0	97.5%
693	神奈川県	横浜市の	2,323	2,194	887	0	94.4%	512	508	199	0	99.2%
694	神奈川県	平塚市の	1,663	1,569	471	0	94.3%	545	545	8	0	100.0%
695	神奈川県	鎌倉市の	975	872	25	0	89.4%	219	218	2	0	99.5%
696	神奈川県	藤沢市の	2,665	2,464	1,390	0	92.5%	818	814	645	0	99.5%
697	神奈川県	小田原市の	1,246	1,206	184	0	96.8%	435	435	113	0	100.0%
698	神奈川県	茅ヶ崎市の	1,053	895	439	0	85.0%	271	268	113	0	98.9%
699	神奈川県	逗子市の	340	323	0	0	95.0%	56	54	0	0	96.4%
700	神奈川県	三浦市の	282	292	49	0	100.0%	44	44	0	0	100.0%
701	神奈川県	秦野市の	1,038	1,038	263	0	100.0%	329	329	240	0	100.0%
702	神奈川県	厚木市の	1,178	1,176	702	0	99.8%	446	448	405	0	100.0%
703	神奈川県	大和市	1,159	1,044	18	0	90.1%	743	743	15	0	100.0%
704	神奈川県	伊勢原市の	655	598	3	0	91.3%	303	303	7	0	100.0%
705	神奈川県	海老名市の	763	754	470	0	98.8%	442	442	433	0	100.0%
706	神奈川県	座間市の	705	682	197	2	96.7%	248	247	183	0	99.6%
707	神奈川県	南足柄市の	233	223	18	0	95.7%	95	95	7	0	100.0%
708	神奈川県	綾瀬市の	418	419	96	0	100.0%	126	126	98	0	100.0%
709	神奈川県	葉山町の	132	130	1	0	98.6%	54	54	29	0	100.0%
710	神奈川県	寒川町の	307	301	95	0	98.0%	77	77	51	0	100.0%
711	神奈川県	大磯町の	174	174	0	0	100.0%	47	47	0	0	100.0%
712	神奈川県	二宮町の	173	171	1	0	98.8%	39	38	0	0	97.4%

市区町村別 平成27年12月までの計画相談実績【一覧】

No.	都道府県名	市区町村名	障害者総合支援法分				児童福祉法分					
			障害福祉サービス受給者数 a	計画作成済み人数 b	ののうち セルフプラン	ののうち 代替プラン	達成率 b/a (%)	障害児通所 支援受給者数 c	計画作成 済み人数 d	ののうち セルフプラン	ののうち 代替プラン	達成率 d/c (%)
(合計)			878,308	787,858	133,001	6,480	89.7%	234,260	215,420	59,430	2,652	92.0%
713	神奈川県	中井町	58	58	16	0	96.6%	11	11	6	0	100.0%
714	神奈川県	大井町	82	82	17	0	100.0%	36	36	5	0	100.0%
715	神奈川県	松田町	79	73	1	0	92.4%	11	11	1	0	100.0%
716	神奈川県	山北町	95	92	12	0	96.8%	13	13	1	0	100.0%
717	神奈川県	開成町	94	86	17	0	91.5%	43	43	12	0	100.0%
718	神奈川県	箱根町	77	76	2	0	98.7%	10	10	0	0	100.0%
719	神奈川県	真鶴町	64	60	0	0	93.8%	11	11	0	0	100.0%
720	神奈川県	湯河原町	191	191	3	0	100.0%	42	42	3	0	100.0%
721	神奈川県	雙川町	295	212	149	0	71.6%	71	71	70	0	100.0%
722	神奈川県	酒川村	29	29	13	0	100.0%	1	1	1	0	100.0%
723	新潟県	新潟市	4,840	4,571	48	0	94.4%	754	721	28	0	95.6%
724	新潟県	長岡市	1,762	1,559	0	0	88.5%	184	184	0	0	100.0%
725	新潟県	三条市	642	589	0	0	91.7%	128	124	0	0	98.8%
726	新潟県	柏崎市	584	582	0	0	99.7%	215	214	0	0	99.5%
727	新潟県	新発田市	651	651	33	0	100.0%	152	152	1	0	100.0%
728	新潟県	小千谷市	220	216	0	0	98.2%	0	0	0	0	100.0%
729	新潟県	加茂市	139	123	39	0	88.5%	14	14	11	0	100.0%
730	新潟県	十日町市	464	422	0	0	90.9%	78	78	0	0	100.0%
731	新潟県	見附市	239	235	7	0	98.3%	6	6	0	0	100.0%
732	新潟県	村上市	413	383	7	0	92.7%	0	0	0	0	100.0%
733	新潟県	燕市	513	513	1	0	100.0%	86	86	1	0	100.0%
734	新潟県	糸魚川市	325	278	0	6	85.6%	94	84	8	2	89.4%
735	新潟県	妙高市	273	258	22	12	94.5%	117	115	0	0	98.3%
736	新潟県	五泉市	304	304	3	0	100.0%	40	40	0	0	100.0%
737	新潟県	上越市	1,439	1,332	5	5	92.6%	167	155	3	0	98.7%
738	新潟県	阿賀野市	344	344	0	0	100.0%	186	186	0	0	100.0%
739	新潟県	佐渡市	492	492	9	0	100.0%	0	0	0	0	100.0%
740	新潟県	魚沼市	376	370	0	0	98.4%	6	6	0	0	100.0%
741	新潟県	南魚沼市	379	378	1	0	100.0%	3	3	0	0	100.0%
742	新潟県	胎内市	222	222	1	0	100.0%	3	3	0	0	100.0%
743	新潟県	聖籠町	86	86	0	0	100.0%	4	3	0	0	75.0%
744	新潟県	弥生村	53	53	0	0	100.0%	9	9	0	0	100.0%
745	新潟県	田上町	91	87	0	0	95.6%	5	5	0	0	100.0%
746	新潟県	阿賀町	101	100	3	0	99.0%	0	0	0	0	100.0%
747	新潟県	出雲崎町	64	64	0	0	100.0%	7	7	0	0	100.0%
748	新潟県	湯沢町	55	55	0	0	100.0%	0	0	0	0	100.0%
749	新潟県	津南町	75	75	0	0	100.0%	2	2	0	0	100.0%
750	新潟県	刈羽村	35	35	0	0	100.0%	10	10	0	0	100.0%
751	新潟県	関川村	45	44	0	0	97.8%	0	0	0	0	100.0%
752	新潟県	粟島浦村	3	3	0	0	100.0%	0	0	0	0	100.0%
753	富山県	富山市	2,675	2,217	130	0	82.8%	575	493	24	0	85.7%
754	富山県	高岡市	1,089	1,087	3	0	99.8%	276	278	13	0	100.0%
755	富山県	魚津市	250	218	2	0	87.2%	45	45	0	0	100.0%
756	富山県	水見市	355	234	0	0	65.9%	60	24	0	0	40.0%
757	富山県	滑川市	227	227	5	0	100.0%	42	42	0	0	100.0%
758	富山県	黒部市	229	218	1	0	95.2%	40	37	0	0	92.5%
759	富山県	砺波市	296	296	0	0	100.0%	72	72	0	0	100.0%
760	富山県	小矢部市	210	219	2	0	100.0%	33	33	0	0	100.0%
761	富山県	南砺市	426	426	0	0	100.0%	43	43	1	0	100.0%
762	富山県	射水市	530	530	3	0	100.0%	116	116	1	0	100.0%
763	富山県	舟橋村	16	16	2	0	100.0%	10	10	0	0	100.0%
764	富山県	上市町	175	175	2	0	100.0%	31	31	0	0	100.0%
765	富山県	立山町	164	164	0	0	100.0%	22	22	0	0	100.0%
766	富山県	入善町	162	161	4	0	99.4%	24	24	0	0	100.0%
767	富山県	朝日町	90	87	2	0	96.7%	10	10	0	0	100.0%
768	石川県	金沢市	3,197	2,830	25	0	88.5%	624	585	4	0	93.4%
769	石川県	七尾市	447	439	0	0	98.2%	41	41	0	0	100.0%
770	石川県	小松市	717	716	23	0	99.8%	151	150	33	0	89.3%
771	石川県	輪島市	274	271	0	0	98.9%	20	18	0	0	90.0%
772	石川県	珠洲市	132	132	0	0	100.0%	3	2	0	0	66.7%
773	石川県	加賀市	593	593	0	0	100.0%	69	69	0	0	100.0%
774	石川県	羽咋市	174	155	4	0	88.1%	36	36	1	0	100.0%
775	石川県	かほく市	269	226	0	0	83.3%	54	47	0	0	87.0%
776	石川県	白山市	811	788	5	0	97.2%	165	163	1	0	98.8%
777	石川県	能美市	340	340	0	0	100.0%	89	89	0	0	100.0%
778	石川県	野々市市	263	253	0	0	100.0%	92	92	0	0	100.0%
779	石川県	川北町	28	28	0	0	100.0%	8	8	0	0	100.0%
780	石川県	津幡町	233	218	3	0	93.6%	52	51	2	0	98.1%
781	石川県	内灘町	202	198	0	0	98.0%	31	30	0	0	96.8%
782	石川県	志賀町	172	161	7	0	93.6%	19	19	0	0	100.0%
783	石川県	宝達志水町	119	113	1	0	95.0%	9	9	1	0	100.0%
784	石川県	中能登町	138	137	0	0	99.3%	19	19	0	0	100.0%
785	石川県	穴水町	72	72	0	0	100.0%	3	2	0	0	66.7%
786	石川県	能登町	183	173	0	0	94.5%	15	15	0	0	100.0%
787	福井県	福井市	2,152	2,085	21	0	96.9%	406	402	3	0	99.0%
788	福井県	敦賀市	478	477	3	0	99.8%	140	140	0	0	100.0%
789	福井県	小浜市	353	353	1	0	100.0%	22	22	0	0	100.0%
790	福井県	大野市	362	362	21	0	100.0%	70	70	0	0	100.0%
791	福井県	勝山市	250	250	0	0	100.0%	29	29	0	0	100.0%
792	福井県	鯖江市	620	620	3	0	100.0%	89	89	0	0	100.0%
793	福井県	あわら市	240	240	8	0	100.0%	26	26	0	0	100.0%
794	福井県	越前市	682	681	0	0	99.9%	135	135	81	0	100.0%
795	福井県	坂井市	672	672	19	0	100.0%	154	154	28	0	100.0%
796	福井県	永平寺町	156	156	0	0	100.0%	29	29	0	0	100.0%
797	福井県	池田町	40	40	0	0	100.0%	2	2	0	0	100.0%
798	福井県	南越前町	109	109	0	0	100.0%	11	11	0	0	100.0%
799	福井県	越前町	193	193	0	0	100.0%	33	33	4	0	100.0%
800	福井県	美浜町	110	110	2	0	100.0%	8	8	0	0	100.0%
801	福井県	高浜町	79	79	0	0	100.0%	4	4	0	0	100.0%

市区町村別 平成27年12月までの計画相談実績【一覧】

No.	都道府県名	市区町村名	障害者総合支援法分				児童福祉法分					
			障害福祉サービス等受給者数 <sup>a</sup>	計画作成済み人数 <sup>b</sup>	bのうちセルブプラン	bのうち代替プラン	達成率 <sup>c</sup> (%)	障害児通所支援受給者数 <sup>d</sup>	計画作成済み人数 <sup>e</sup>	eのうちセルブプラン	eのうち代替プラン	達成率 <sup>f</sup> (%)
		(合計)	878,308	787,655	133,001	6,460	89.7%	234,280	215,428	59,430	2,652	92.0%
802	福井県	おおい町	76	76	0	0	100.0%	4	4	0	0	100.0%
803	福井県	若狭町	172	172	5	0	100.0%	3	3	0	0	100.0%
804	山梨県	甲府市	1,371	1,388	21	0	99.8%	236	236	0	0	100.0%
805	山梨県	富士吉田市	298	285	1	2	88.9%	41	41	0	0	100.0%
806	山梨県	都留市	161	152	0	0	94.4%	27	27	0	0	100.0%
807	山梨県	山梨市	239	237	41	0	99.2%	47	47	0	0	100.0%
808	山梨県	大月市	183	181	1	0	98.9%	18	18	0	0	100.0%
809	山梨県	韮崎市	263	229	2	0	87.1%	57	51	0	0	89.5%
810	山梨県	南アルプス市	552	476	5	0	86.2%	93	78	0	0	81.7%
811	山梨県	北杜市	405	366	2	0	90.4%	50	50	1	0	100.0%
812	山梨県	甲斐市	448	437	2	0	97.5%	103	103	0	0	100.0%
813	山梨県	笛吹市	383	375	0	0	97.9%	67	67	0	0	100.0%
814	山梨県	上野原市	162	162	0	0	100.0%	23	23	1	0	100.0%
815	山梨県	甲州市	187	178	48	0	95.2%	37	37	14	0	100.0%
816	山梨県	中央市	170	146	1	4	85.9%	51	35	0	2	88.6%
817	山梨県	市川三郷町	151	141	4	1	93.4%	12	12	1	0	100.0%
818	山梨県	早川町	13	13	1	0	100.0%	0	0	0	0	0
819	山梨県	身延町	143	142	4	3	99.3%	2	2	0	0	100.0%
820	山梨県	南都町	62	57	1	0	91.9%	10	10	2	0	100.0%
821	山梨県	富士川町	151	150	2	3	99.3%	18	18	1	0	100.0%
822	山梨県	昭和町	84	73	1	0	86.9%	33	24	1	0	72.7%
823	山梨県	遠志村	9	9	0	0	100.0%	0	0	0	0	0
824	山梨県	西桂町	30	30	0	0	100.0%	8	8	0	0	100.0%
825	山梨県	忍野村	22	17	0	0	77.3%	13	10	0	0	76.9%
826	山梨県	山中湖村	26	24	0	0	92.3%	3	3	0	0	100.0%
827	山梨県	鴨沢村	17	16	0	0	94.1%	1	1	0	0	100.0%
828	山梨県	富士河口湖町	118	103	0	0	87.3%	29	18	0	0	62.1%
829	山梨県	小菅村	4	4	0	0	100.0%	1	1	0	0	100.0%
830	山梨県	丹波山村	3	3	0	0	100.0%	0	0	0	0	0
831	長野県	長野市	2,583	2,480	0	19	96.0%	504	503	0	0	99.8%
832	長野県	松本市	1,381	1,244	0	0	90.1%	306	212	1	0	69.3%
833	長野県	上田市	1,105	1,104	1	0	99.9%	149	149	0	0	100.0%
834	長野県	岡谷市	310	289	2	0	93.5%	57	57	0	0	100.0%
835	長野県	飯田市	677	677	0	0	100.0%	208	208	0	0	100.0%
836	長野県	諏訪市	272	253	1	0	93.0%	33	33	0	0	100.0%
837	長野県	須坂市	378	377	1	0	99.7%	51	51	0	0	100.0%
838	長野県	小諸市	349	335	0	0	96.0%	32	32	0	0	100.0%
839	長野県	伊那市	562	562	4	0	100.0%	154	154	0	0	100.0%
840	長野県	駒ヶ根市	228	228	0	0	100.0%	128	128	0	0	100.0%
841	長野県	中野市	330	330	0	0	100.0%	15	15	0	0	100.0%
842	長野県	大町市	228	213	3	0	93.0%	89	80	0	0	100.0%
843	長野県	越前市	191	191	0	0	100.0%	6	6	0	0	100.0%
844	長野県	茅野市	287	287	10	0	100.0%	20	20	4	0	100.0%
845	長野県	塩尻市	380	371	0	0	97.6%	99	99	0	0	100.0%
846	長野県	佐久市	747	739	0	0	98.9%	153	145	82	0	94.8%
847	長野県	千曲市	478	478	0	0	100.0%	88	88	0	0	100.0%
848	長野県	東御市	194	184	1	0	100.0%	47	47	1	0	100.0%
849	長野県	安曇野市	614	566	0	2	92.2%	78	61	0	12	80.3%
850	長野県	小海町	56	58	0	0	100.0%	5	5	0	0	100.0%
851	長野県	川上村	32	30	0	0	93.8%	2	2	0	0	100.0%
852	長野県	南牧村	27	27	1	0	100.0%	1	1	1	0	100.0%
853	長野県	南相木村	14	14	0	0	100.0%	0	0	0	0	0
854	長野県	北相木村	10	10	0	0	100.0%	0	0	0	0	0
855	長野県	佐久穂町	120	120	1	2	100.0%	12	12	3	0	100.0%
856	長野県	軽井沢町	29	29	0	0	100.0%	3	3	0	0	100.0%
857	長野県	澁田町	60	60	8	0	100.0%	6	6	1	0	100.0%
858	長野県	立科町	60	60	0	0	100.0%	22	22	4	0	100.0%
859	長野県	青木村	35	35	0	0	100.0%	5	5	0	0	100.0%
860	長野県	長和町	60	60	0	0	100.0%	1	1	0	0	100.0%
861	長野県	下諏訪町	109	108	2	0	99.1%	13	13	0	0	100.0%
862	長野県	富士見町	68	68	0	0	100.0%	5	5	0	0	100.0%
863	長野県	原村	51	51	0	0	100.0%	5	5	0	0	100.0%
864	長野県	辰野町	126	126	1	0	100.0%	13	13	0	0	100.0%
865	長野県	箕輪町	160	160	0	0	100.0%	22	22	0	0	100.0%
866	長野県	飯島町	69	69	0	0	100.0%	22	22	0	0	100.0%
867	長野県	南箕輪村	118	118	0	0	100.0%	38	38	0	0	100.0%
868	長野県	中川村	37	37	0	0	100.0%	20	20	0	0	100.0%
869	長野県	宮田村	65	65	0	0	100.0%	19	19	0	0	100.0%
870	長野県	松川町	120	120	0	0	100.0%	35	35	0	0	100.0%
871	長野県	高森町	90	90	0	0	100.0%	27	27	0	0	100.0%
872	長野県	阿南町	41	41	2	0	100.0%	7	7	0	0	100.0%
873	長野県	阿智町	58	58	0	0	100.0%	9	9	0	0	100.0%
874	長野県	平谷村	3	3	0	0	100.0%	0	0	0	0	0
875	長野県	根羽村	10	10	0	0	100.0%	0	0	0	0	0
876	長野県	下條村	26	25	0	0	96.2%	1	1	0	0	100.0%
877	長野県	荒木村	4	4	0	0	100.0%	0	0	0	0	0
878	長野県	天龍村	13	13	0	0	100.0%	1	1	0	0	100.0%
879	長野県	桑原村	10	10	0	0	100.0%	1	1	0	0	100.0%
880	長野県	橋本村	57	57	0	0	100.0%	11	11	0	0	100.0%
881	長野県	豊丘村	58	58	0	0	100.0%	16	16	0	0	100.0%
882	長野県	大鹿村	18	18	1	0	100.0%	1	1	0	0	100.0%
883	長野県	上松町	50	50	0	0	100.0%	4	4	0	0	100.0%
884	長野県	南木曾町	43	43	0	0	100.0%	2	2	0	0	100.0%
885	長野県	木曽町	24	24	0	0	100.0%	1	1	0	0	100.0%
886	長野県	王滝村	6	6	0	0	100.0%	1	1	0	0	100.0%
887	長野県	大島村	41	41	0	0	100.0%	1	1	0	0	100.0%
888	長野県	木曾町	141	141	0	0	100.0%	9	9	0	0	100.0%
889	長野県	麻績村	28	27	0	0	93.1%	3	3	0	0	100.0%
890	長野県	生坂村	12	11	0	0	91.7%	2	2	0	0	100.0%



市区町村別 平成27年12月までの計画相談実績【一覧】

No.	都道府県名	市区町村名	障害者総合支援法分				児童福祉法分					
			障害福祉サービス等受給者数 a	計画作成済み人数 b	bのうちセルフレプラン	bのうち代替プラン	達成率 b/a (%)	障害児通所支援受給者数 c	計画作成済み人数 d	dのうちセルフレプラン	dのうち代替プラン	達成率 d/c (%)
(合計)			978,308	787,655	133,001	6,480	69.7%	234,200	215,428	58,430	2,052	82.0%
891	長野県	山形村	46	46	0	0	100.0%	5	5	0	0	100.0%
892	長野県	朝日村	42	42	0	0	100.0%	4	3	0	0	75.0%
893	長野県	筑北村	67	65	0	0	97.0%	0	0	0	0	
894	長野県	池田町	87	87	1	0	100.0%	26	26	0	0	100.0%
895	長野県	松川村	60	52	0	0	86.7%	16	16	0	0	100.0%
896	長野県	白鳥村	46	46	0	1	100.0%	7	7	1	0	100.0%
897	長野県	小谷村	19	19	0	0	100.0%	1	1	0	0	100.0%
898	長野県	坂城町	114	114	0	0	100.0%	19	19	0	0	100.0%
899	長野県	小布施町	80	80	0	0	100.0%	7	7	0	0	100.0%
900	長野県	高山村	63	63	0	0	100.0%	8	8	0	0	100.0%
901	長野県	山ノ内町	104	104	0	0	100.0%	1	1	0	0	100.0%
902	長野県	木島平村	45	45	0	0	100.0%	0	0	0	0	
903	長野県	野沢温泉村	32	32	0	0	100.0%	0	0	0	0	
904	長野県	横瀬町	88	88	0	0	100.0%	19	19	0	0	100.0%
905	長野県	小川村	41	41	0	0	100.0%	1	1	0	0	100.0%
906	長野県	飯綱町	97	97	0	0	100.0%	18	18	0	0	100.0%
907	長野県	栄村	20	20	0	0	100.0%	0	0	0	0	
908	岐阜県	岐阜市	2,723	2,723	63	0	100.0%	689	689	29	0	100.0%
909	岐阜県	大垣市	964	964	4	0	100.0%	439	439	0	0	100.0%
910	岐阜県	高山市	766	752	1	0	98.8%	426	425	1	0	99.8%
911	岐阜県	多治見市	655	655	0	0	100.0%	304	304	32	0	100.0%
912	岐阜県	関市	555	554	5	0	99.8%	351	351	85	0	100.0%
913	岐阜県	中津川市	508	484	14	0	95.3%	257	257	4	0	100.0%
914	岐阜県	美濃市	113	113	0	0	100.0%	68	68	53	0	100.0%
915	岐阜県	瑞浪市	219	217	3	0	99.1%	103	103	0	0	100.0%
916	岐阜県	羽島市	344	328	0	0	95.3%	191	191	0	0	100.0%
917	岐阜県	恵那市	349	327	0	0	93.7%	175	171	0	0	97.7%
918	岐阜県	美濃加茂市	343	343	1	0	100.0%	182	182	0	0	100.0%
919	岐阜県	土岐市	379	379	21	0	100.0%	137	137	1	0	100.0%
920	岐阜県	各務原市	882	872	2	0	98.8%	371	370	46	0	99.7%
921	岐阜県	可児市	446	448	1	0	100.0%	314	314	0	0	100.0%
922	岐阜県	山県市	180	180	24	0	100.0%	81	81	55	0	100.0%
923	岐阜県	瑞穂市	247	246	1	0	99.6%	232	232	1	0	100.0%
924	岐阜県	飛騨市	203	201	1	0	99.0%	69	66	0	0	95.7%
925	岐阜県	本巣市	211	201	1	0	95.3%	138	138	0	0	100.0%
926	岐阜県	郡上市	309	309	0	0	100.0%	101	101	0	0	100.0%
927	岐阜県	下呂市	262	252	0	1	100.0%	168	168	140	0	100.0%
928	岐阜県	海津市	209	209	3	0	100.0%	56	56	45	0	100.0%
929	岐阜県	岐南町	112	112	1	0	100.0%	34	34	2	0	100.0%
930	岐阜県	笠松町	118	116	1	0	98.3%	43	43	0	0	100.0%
931	岐阜県	養老町	166	165	10	0	99.4%	74	73	60	0	98.6%
932	岐阜県	壱井町	148	147	1	0	99.3%	47	47	31	0	100.0%
933	岐阜県	関ヶ原町	49	49	2	0	100.0%	6	6	0	0	100.0%
934	岐阜県	神戸町	123	123	3	0	100.0%	70	70	0	0	100.0%
935	岐阜県	輪之内町	50	50	0	0	100.0%	26	26	23	0	100.0%
936	岐阜県	安八町	94	87	0	0	92.6%	39	39	28	0	100.0%
937	岐阜県	揖斐川町	139	139	0	0	100.0%	57	57	0	0	100.0%
938	岐阜県	大野町	113	113	0	0	100.0%	83	83	0	0	100.0%
939	岐阜県	池田町	139	130	0	0	93.5%	108	107	0	0	99.1%
940	岐阜県	北方町	97	97	2	1	100.0%	84	84	2	0	100.0%
941	岐阜県	坂祝町	40	40	0	0	100.0%	8	8	0	0	100.0%
942	岐阜県	富加町	30	29	0	0	96.7%	4	4	0	0	100.0%
943	岐阜県	川辺町	67	67	0	0	100.0%	12	12	0	0	100.0%
944	岐阜県	七宗町	35	35	0	0	100.0%	4	4	0	0	100.0%
945	岐阜県	八百津町	85	85	0	0	100.0%	77	77	51	0	100.0%
946	岐阜県	白川町	93	93	0	0	100.0%	45	45	35	0	100.0%
947	岐阜県	東白川村	18	18	0	0	100.0%	6	6	2	0	100.0%
948	岐阜県	御嵩町	136	134	0	0	99.3%	18	18	0	0	100.0%
949	岐阜県	白川村	5	5	0	0	100.0%	3	3	0	0	100.0%
950	静岡県	静岡市	4,243	3,477	225	0	81.9%	988	886	180	0	89.7%
951	静岡県	浜松市	4,624	3,938	8	0	85.2%	1,953	1,950	0	0	99.8%
952	静岡県	沼津市	1,409	1,245	769	0	88.4%	245	245	239	0	100.0%
953	静岡県	熱海市	216	216	6	8	100.0%	13	13	2	0	100.0%
954	静岡県	三島市	681	621	9	5	91.2%	125	125	0	0	100.0%
955	静岡県	富士宮市	753	698	157	0	92.7%	283	244	115	0	82.8%
956	静岡県	伊東市	470	455	4	0	96.8%	51	51	0	0	100.0%
957	静岡県	鳥田市	530	468	1	21	88.3%	180	180	0	0	100.0%
958	静岡県	富士市	1,414	1,404	485	0	99.3%	389	389	187	0	100.0%
959	静岡県	磐田市	787	786	0	0	99.9%	305	305	0	0	100.0%
960	静岡県	焼津市	692	616	0	11	89.0%	213	188	0	11	88.3%
961	静岡県	掛川市	679	662	76	10	97.5%	281	281	181	0	100.0%
962	静岡県	藤枝市	704	704	0	0	100.0%	284	284	0	0	100.0%
963	静岡県	御殿場市	434	414	0	36	95.4%	146	110	0	0	75.3%
964	静岡県	森井市	427	420	5	0	98.4%	173	173	1	0	100.0%
965	静岡県	下田市	123	123	0	2	100.0%	0	0	0	0	
966	静岡県	裾野市	291	267	0	0	91.8%	81	74	0	0	91.4%
967	静岡県	湖西市	322	275	0	0	85.4%	148	140	0	0	94.6%
968	静岡県	伊豆市	223	193	2	0	86.5%	12	12	0	0	100.0%
969	静岡県	御前崎市	177	177	0	0	100.0%	73	73	46	0	100.0%
970	静岡県	菊川市	227	227	2	0	100.0%	127	127	0	0	100.0%
971	静岡県	伊豆の国市	330	298	1	0	90.3%	82	75	0	0	91.5%
972	静岡県	牧之原市	345	339	6	0	98.3%	77	77	41	0	100.0%
973	静岡県	東伊豆町	83	83	0	0	100.0%	4	4	0	0	100.0%
974	静岡県	河津町	39	39	1	0	100.0%	0	0	0	0	
975	静岡県	南伊豆町	51	51	0	0	100.0%	0	0	0	0	
976	静岡県	松崎町	58	58	0	0	100.0%	0	0	0	0	
977	静岡県	西伊豆町	71	71	0	0	100.0%	0	0	0	0	
978	静岡県	函南町	232	232	0	0	100.0%	35	35	0	0	100.0%
979	静岡県	清水町	153	146	0	0	95.4%	34	34	0	0	100.0%

市区町村別 平成27年12月までの計画相談実績【一覧】

No.	都道府県名	市区町村名	障害者総合支援法分				児童福祉法分					
			障害福祉サービス受給者数 a	計画作成済み人数 b	bのうちセルプログラム c	bのうち代替プラン d	達成率 b/a(%)	障害児通所支援受給者数 e	計画作成済み人数 f	fのうちセルプログラム g	fのうち代替プラン h	達成率 f/e(%)
		(合計)	878,308	787,855	133,001	6,480	89.7%	234,200	218,428	68,430	2,852	92.0%
980	静岡県	長泉町	253	88	1	0	34.8%	94	18	1	0	18.1%
981	静岡県	小山市	117	110	0	0	94.0%	23	22	1	0	95.7%
982	静岡県	吉田町	127	123	0	0	96.8%	92	92	64	0	100.0%
983	静岡県	川根本町	59	59	0	0	100.0%	0	0	0	0	0
984	静岡県	森町	106	102	0	0	96.2%	37	33	0	0	89.2%
985	愛知県	名古屋市長区	16,744	16,643	3,591	0	99.4%	3,570	3,565	1,825	0	99.9%
986	愛知県	豊橋市	2,357	2,355	48	0	99.9%	575	563	90	0	97.9%
987	愛知県	岡崎市	2,235	2,148	813	0	96.1%	855	811	340	0	84.9%
988	愛知県	一宮市	2,284	2,284	184	0	100.0%	951	951	355	0	100.0%
989	愛知県	瀬戸市	591	571	149	0	96.6%	198	183	140	0	97.5%
990	愛知県	半田市	762	762	2	0	100.0%	257	257	0	0	100.0%
991	愛知県	春日井市	1,584	1,584	1,272	0	100.0%	783	783	708	0	100.0%
992	愛知県	豊川市	1,106	1,030	237	1	93.1%	491	488	417	1	99.0%
993	愛知県	津島市	338	333	0	0	98.5%	133	133	0	0	100.0%
994	愛知県	碧南市	376	376	1	0	100.0%	108	108	0	0	100.0%
995	愛知県	刈谷市	722	722	40	1	100.0%	236	235	10	0	100.0%
996	愛知県	豊田市	2,079	1,897	194	0	91.2%	527	525	15	0	99.6%
997	愛知県	安城市	894	885	0	0	99.0%	341	341	0	0	100.0%
998	愛知県	西尾市	761	761	1	0	100.0%	258	258	0	0	100.0%
999	愛知県	蒲郡市	455	455	1	0	100.0%	167	167	111	0	100.0%
1000	愛知県	大山市	395	395	1	0	100.0%	209	208	12	0	100.0%
1001	愛知県	常滑市	261	261	5	0	100.0%	109	109	1	0	100.0%
1002	愛知県	江南市	474	474	1	0	100.0%	228	228	0	0	100.0%
1003	愛知県	小牧市	739	734	143	0	99.3%	303	297	110	0	98.0%
1004	愛知県	稲沢市	679	621	22	0	91.5%	269	268	10	0	100.0%
1005	愛知県	新城市	329	329	0	0	100.0%	44	44	12	0	100.0%
1006	愛知県	東海市	526	521	136	0	99.0%	197	197	44	0	100.0%
1007	愛知県	大府市	438	438	88	0	100.0%	125	125	26	0	100.0%
1008	愛知県	知多市	393	391	151	11	99.5%	152	149	89	0	98.0%
1009	愛知県	知立市	318	318	2	0	100.0%	111	111	0	0	100.0%
1010	愛知県	尾張旭市	378	378	2	0	100.0%	118	118	0	0	100.0%
1011	愛知県	高浜市	248	248	1	0	100.0%	64	64	0	0	100.0%
1012	愛知県	岩倉市	216	216	32	0	100.0%	72	72	30	0	100.0%
1013	愛知県	豊明市	403	392	59	0	97.3%	114	114	102	0	100.0%
1014	愛知県	日進市	256	239	1	3	88.7%	315	282	0	69	89.5%
1015	愛知県	田原市	349	349	6	0	100.0%	7	7	1	0	100.0%
1016	愛知県	愛西市	395	390	16	0	98.5%	121	117	31	0	98.7%
1017	愛知県	清洲市	352	349	80	9	99.1%	129	129	22	0	100.0%
1018	愛知県	北名古屋市長区	341	341	84	0	100.0%	195	195	37	0	100.0%
1019	愛知県	弥富市	228	217	45	0	95.2%	84	84	53	0	100.0%
1020	愛知県	みよし市	205	204	0	0	99.5%	86	86	0	0	100.0%
1021	愛知県	あま市	482	442	156	0	91.7%	161	159	67	0	98.8%
1022	愛知県	長久手市	195	195	0	0	100.0%	76	76	1	0	100.0%
1023	愛知県	東郷町	158	158	2	0	100.0%	72	72	0	0	100.0%
1024	愛知県	豊山町	59	59	11	0	100.0%	15	15	9	0	100.0%
1025	愛知県	大口町	87	71	1	0	73.2%	65	57	0	0	87.2%
1026	愛知県	扶桑町	150	145	36	0	96.7%	114	114	67	0	100.0%
1027	愛知県	大治町	128	128	39	0	98.4%	41	41	24	0	100.0%
1028	愛知県	蟹江町	181	173	14	0	95.6%	42	41	35	0	97.8%
1029	愛知県	飛島村	19	19	3	0	100.0%	7	7	0	0	100.0%
1030	愛知県	阿久比町	117	117	41	0	100.0%	30	30	0	0	100.0%
1031	愛知県	東浦町	246	246	38	0	100.0%	114	114	42	0	100.0%
1032	愛知県	南知多町	79	79	1	0	100.0%	11	11	0	0	100.0%
1033	愛知県	高浜町	110	109	1	0	99.1%	33	33	0	0	100.0%
1034	愛知県	武豊町	209	209	2	0	100.0%	91	91	17	0	100.0%
1035	愛知県	幸田町	188	180	50	0	95.7%	100	100	28	0	100.0%
1036	愛知県	殺生町	37	37	0	0	100.0%	0	0	0	0	0
1037	愛知県	東栄町	25	25	0	0	100.0%	0	0	0	0	0
1038	愛知県	豊根村	8	8	0	0	100.0%	0	0	0	0	0
1039	三重県	津市長区	2,004	1,863	38	0	93.0%	698	487	7	0	81.4%
1040	三重県	四日市市長区	1,683	1,618	643	0	96.2%	545	545	186	0	100.0%
1041	三重県	伊勢市長区	875	666	4	0	76.1%	278	205	25	0	73.7%
1042	三重県	松阪市長区	1,300	1,010	58	0	77.7%	293	280	38	0	99.0%
1043	三重県	桑名市長区	858	705	83	1	82.2%	193	193	0	0	100.0%
1044	三重県	鈴鹿市長区	1,254	1,114	188	0	88.8%	393	380	17	0	96.7%
1045	三重県	名張市長区	573	567	1	0	99.0%	178	178	0	0	100.0%
1046	三重県	尾鷲市長区	124	124	0	0	100.0%	11	11	0	0	100.0%
1047	三重県	亀山市長区	284	283	53	0	99.6%	52	51	5	0	98.1%
1048	三重県	鳥羽市長区	170	162	0	0	95.5%	22	22	0	0	100.0%
1049	三重県	熊野市長区	163	153	8	0	93.9%	17	17	3	0	100.0%
1050	三重県	いなべ市長区	270	259	2	0	95.9%	41	41	3	0	100.0%
1051	三重県	志摩市長区	397	396	2	0	99.7%	52	52	0	0	100.0%
1052	三重県	伊賀市長区	630	623	0	0	98.9%	84	84	0	0	100.0%
1053	三重県	木曾町	33	30	0	0	90.9%	10	10	0	0	100.0%
1054	三重県	東員町	117	111	0	0	94.9%	14	14	0	0	100.0%
1055	三重県	菟野町	201	188	38	0	93.5%	51	51	48	0	100.0%
1056	三重県	朝日町	42	41	12	0	97.6%	12	12	12	0	100.0%
1057	三重県	川越町	72	57	13	0	79.2%	12	12	11	0	100.0%
1058	三重県	多気町	98	86	0	0	87.8%	19	18	0	0	94.7%
1059	三重県	明和町	141	141	0	0	100.0%	31	31	0	0	100.0%
1060	三重県	大台町	63	58	3	0	92.1%	2	2	0	0	100.0%
1061	三重県	玉城町	132	114	2	0	86.4%	22	19	0	0	86.4%
1062	三重県	度会町	38	38	9	0	94.7%	12	12	11	0	100.0%
1063	三重県	大紀町	77	31	1	4	40.3%	5	3	0	2	60.0%
1064	三重県	南伊勢町	122	115	0	7	94.3%	1	1	0	0	100.0%
1065	三重県	紀北町	149	147	1	0	98.7%	10	10	0	0	100.0%
1066	三重県	御浜町	86	85	0	0	100.0%	13	13	3	0	100.0%
1067	三重県	紀宝町	79	79	3	0	100.0%	23	23	7	0	100.0%
1068	滋賀県	大津市長区	1,952	1,795	258	355	92.0%	357	343	11	38	96.1%

市区町村別 平成27年12月までの計画相談実績【一覧】

No.	都道府県名	市区町村名	障害者総合支援法分				児童福祉法分					
			障害福祉サービス等受給者数 a	計画作成済み人数 b	bのうちセルフプラン	bのうち代替プラン	達成率 b/a (%)	障害児通所支援受給者数 c	計画作成済み人数 d	dのうちセルフプラン	dのうち代替プラン	達成率 d/c (%)
(合計)			878,308	787,855	153,001	6,480	89.7%	234,280	215,428	59,430	2,652	82.0%
1069	滋賀県	彦根市	789	758	1	0	98.6%	250	248	0	0	98.4%
1070	滋賀県	長浜市	1,011	365	57	0	36.1%	291	251	0	0	86.3%
1071	滋賀県	近江八幡市	538	456	15	30	85.1%	173	172	1	11	99.4%
1072	滋賀県	草津市	758	660	64	0	87.1%	226	214	72	0	94.7%
1073	滋賀県	守山市	467	272	59	0	59.5%	156	117	32	0	75.0%
1074	滋賀県	栗東市	398	321	85	1	80.7%	132	130	24	0	98.5%
1075	滋賀県	甲賀市	686	652	5	11	97.9%	169	148	9	9	92.5%
1076	滋賀県	野洲市	407	389	107	0	95.6%	139	139	79	0	100.0%
1077	滋賀県	湖南市	361	359	3	0	99.4%	97	97	1	0	100.0%
1078	滋賀県	高島市	490	482	18	23	98.4%	39	39	39	0	100.0%
1079	滋賀県	東近江市	899	750	2	0	83.4%	259	244	0	0	94.2%
1080	滋賀県	米原市	309	136	3	0	44.0%	84	73	0	0	86.9%
1081	滋賀県	日野町	173	164	1	0	94.8%	32	32	32	0	100.0%
1082	滋賀県	竜王町	84	83	1	0	98.8%	39	39	0	29	100.0%
1083	滋賀県	愛荘町	128	128	0	0	100.0%	26	26	0	0	100.0%
1084	滋賀県	豊郷町	68	68	0	0	100.0%	7	7	0	0	100.0%
1085	滋賀県	甲良町	64	64	0	0	100.0%	7	7	0	0	100.0%
1086	滋賀県	多賀町	53	50	0	0	94.3%	7	7	0	0	100.0%
1087	京都府	京都市	10,813	6,369	2,147	0	58.9%	2,878	1,367	1,198	0	47.5%
1088	京都府	福知山市	663	392	0	0	59.1%	158	137	0	35	86.7%
1089	京都府	舞鶴市	831	660	0	0	80.5%	143	137	0	0	95.8%
1090	京都府	綾部市	298	280	0	0	87.2%	23	23	0	0	100.0%
1091	京都府	宇治市	1,373	653	0	0	47.6%	407	321	0	0	78.9%
1092	京都府	宮津市	185	166	0	0	89.8%	70	70	0	0	100.0%
1093	京都府	亀岡市	638	477	22	0	74.8%	242	216	85	0	89.3%
1094	京都府	城陽市	609	555	38	0	91.1%	248	247	0	0	99.6%
1095	京都府	向日市	358	347	3	0	96.9%	128	128	1	0	100.0%
1096	京都府	長岡京市	520	462	3	0	88.8%	260	260	0	0	100.0%
1097	京都府	八幡市	448	430	167	0	96.0%	138	138	14	0	100.0%
1098	京都府	京田辺市	409	371	50	0	90.7%	167	160	37	0	95.8%
1099	京都府	京丹後市	581	558	2	0	96.2%	99	97	0	0	98.0%
1100	京都府	南丹市	387	303	8	0	78.3%	102	87	1	0	85.3%
1101	京都府	木津川市	439	348	38	0	79.3%	183	183	19	0	100.0%
1102	京都府	大山崎町	101	97	5	0	96.0%	28	28	0	0	100.0%
1103	京都府	久御山町	114	109	46	0	95.6%	13	13	3	0	100.0%
1104	京都府	井手町	61	28	0	0	45.9%	12	9	0	0	75.0%
1105	京都府	宇治田原町	66	57	2	0	86.4%	11	10	0	0	90.9%
1106	京都府	笠置町	11	11	0	0	100.0%	1	1	1	0	100.0%
1107	京都府	和歌町	25	21	0	0	84.0%	2	2	0	0	100.0%
1108	京都府	精華町	223	211	7	0	94.6%	119	98	82	0	82.4%
1109	京都府	南山城村	25	15	0	15	60.0%	1	1	0	1	100.0%
1110	京都府	京丹波町	178	192	5	0	67.3%	11	4	0	0	36.4%
1111	京都府	伊根町	33	25	0	0	75.8%	2	2	0	0	100.0%
1112	京都府	与謝野町	238	190	15	5	79.8%	74	73	0	0	98.6%
1113	大阪府	大阪市	24,556	18,198	8,741	0	74.1%	5,122	4,219	2,023	0	82.4%
1114	大阪府	堺市	7,614	5,367	2,420	0	70.5%	1,780	1,448	511	0	81.3%
1115	大阪府	岸和田市	1,829	1,550	351	0	84.7%	308	306	186	0	100.0%
1116	大阪府	豊中市	3,044	2,891	1,224	0	88.4%	712	705	505	0	99.0%
1117	大阪府	池田市	801	503	117	0	62.8%	172	153	148	0	89.0%
1118	大阪府	吹田市	2,405	1,734	833	0	72.1%	854	498	285	0	74.6%
1119	大阪府	泉大津市	509	483	228	0	94.9%	129	125	88	0	96.8%
1120	大阪府	高槻市	2,441	2,382	1,182	0	98.0%	1,009	918	130	0	91.0%
1121	大阪府	貝塚市	618	472	221	0	76.4%	168	155	82	0	91.7%
1122	大阪府	守口市	1,182	1,027	102	0	86.9%	245	238	1	0	97.1%
1123	大阪府	枚方市	2,540	2,531	2,003	0	99.6%	701	699	612	0	99.7%
1124	大阪府	茨木市	1,651	1,325	7	846	80.3%	973	973	0	856	100.0%
1125	大阪府	八尾市	2,481	2,048	877	0	82.5%	485	382	327	0	78.8%
1126	大阪府	泉佐野市	656	493	102	4	75.2%	142	53	18	0	37.3%
1127	大阪府	富田林市	800	676	304	20	84.5%	203	203	168	13	100.0%
1128	大阪府	寝屋川市	1,774	1,658	811	0	93.5%	504	475	302	0	95.0%
1129	大阪府	河内長野市	813	709	64	2	87.2%	183	166	82	0	90.7%
1130	大阪府	松原市	826	500	186	0	60.5%	183	85	18	0	48.2%
1131	大阪府	大東市	930	786	63	2	84.5%	341	328	39	0	96.2%
1132	大阪府	和泉市	1,220	1,049	385	0	86.0%	412	389	316	0	94.4%
1133	大阪府	箕面市	822	728	165	8	88.6%	321	265	131	0	82.6%
1134	大阪府	柏原市	496	478	198	0	96.4%	134	128	46	0	95.5%
1135	大阪府	羽曳野市	809	875	58	0	83.4%	212	212	0	0	100.0%
1136	大阪府	門真市	978	820	5	18	83.8%	243	229	0	106	94.2%
1137	大阪府	摂津市	524	478	0	0	90.8%	301	301	0	0	100.0%
1138	大阪府	高石市	389	353	61	0	90.7%	104	48	31	0	48.2%
1139	大阪府	藤井寺市	497	355	112	0	71.4%	101	85	21	0	84.2%
1140	大阪府	東大阪市	4,314	3,328	2,131	0	77.1%	860	789	84	0	91.7%
1141	大阪府	泉南市	514	388	111	0	75.5%	224	222	9	0	99.1%
1142	大阪府	四條畷市	457	326	153	0	71.3%	147	113	55	0	76.9%
1143	大阪府	交野市	541	472	202	0	87.2%	197	194	186	0	98.5%
1144	大阪府	大阪狭山市	384	342	2	0	89.0%	103	103	19	0	100.0%
1145	大阪府	阪南市	458	404	81	0	88.0%	97	97	67	0	100.0%
1146	大阪府	島本町	192	140	79	1	72.9%	54	43	42	0	79.6%
1147	大阪府	豊能町	100	100	4	0	100.0%	16	16	0	0	100.0%
1148	大阪府	能勢町	84	85	0	0	90.4%	6	6	0	0	100.0%
1149	大阪府	忠岡町	147	147	38	0	100.0%	34	33	18	0	97.1%
1150	大阪府	熊取町	270	203	27	20	75.2%	50	42	4	0	84.0%
1151	大阪府	田尻町	64	51	7	0	79.7%	23	22	2	0	95.7%
1152	大阪府	岬町	164	122	41	6	74.4%	7	7	4	0	100.0%
1153	大阪府	太子町	121	78	42	0	64.5%	32	31	31	0	96.9%
1154	大阪府	河内町	101	52	20	0	51.5%	24	19	6	0	41.7%
1155	大阪府	千早赤阪村	45	26	16	0	57.8%	11	10	8	0	90.9%
1156	兵庫県	神戸市	11,655	9,329	5,639	0	80.0%	2,540	1,992	1,507	0	78.4%
1157	兵庫県	姫路市	3,259	3,009	1	0	92.3%	863	857	0	0	99.3%

市区町村別 平成27年12月までの計画相談実績【一覧】

No.	都道府県名	市区町村名	障害者総合支援法分				児童福祉法分				達成率 d/e (%)	
			障害福祉 サービス等 受給者数 a	計画作成 済み人数 b	bのうち セルフプラン	bのうち 代替プラン	障害児通所 支援受給者数 c	計画作成 済み人数 d	dのうち セルフプラン	dのうち 代替プラン		
	(合計)		878,308	787,055	183,001	6,480	89.7%	234,280	215,428	59,430	2,652	82.0%
1158	兵庫県	尼崎市	3,914	211	0	0	5.4%	815	336	0	0	36.7%
1159	兵庫県	明石市	2,026	1,833	4	0	90.5%	719	712	1	0	99.0%
1160	兵庫県	西宮市	2,927	2,927	107	2,088	100.0%	961	961	9	625	100.0%
1161	兵庫県	洲本市	430	421	2	0	97.9%	132	132	0	0	100.0%
1162	兵庫県	芦屋市	485	465	24	0	95.9%	118	118	28	0	98.3%
1163	兵庫県	伊丹市	1,185	1,184	6	0	99.9%	749	749	0	0	100.0%
1164	兵庫県	相生市	236	234	0	0	99.2%	39	39	0	0	100.0%
1165	兵庫県	豊岡市	628	628	8	0	100.0%	221	221	0	0	100.0%
1166	兵庫県	加古川市	1,622	1,319	88	0	81.3%	450	398	1	0	88.4%
1167	兵庫県	赤穂市	380	380	8	0	100.0%	124	124	0	0	100.0%
1168	兵庫県	西脇市	287	288	0	0	93.4%	16	16	0	0	100.0%
1169	兵庫県	宝塚市	1,432	1,417	7	0	98.0%	683	672	4	0	97.0%
1170	兵庫県	三木市	530	521	1	0	96.3%	101	101	0	0	100.0%
1171	兵庫県	高砂市	545	485	0	0	89.0%	133	111	0	0	83.5%
1172	兵庫県	川西市	781	758	87	0	97.1%	567	535	69	0	94.4%
1173	兵庫県	小野市	309	282	0	0	91.3%	55	54	0	0	88.2%
1174	兵庫県	三田市	603	603	3	0	100.0%	268	268	0	0	100.0%
1175	兵庫県	加西市	355	355	1	0	100.0%	21	21	0	0	100.0%
1176	兵庫県	篠山市	397	348	3	0	87.7%	128	125	0	0	97.7%
1177	兵庫県	養父市	258	258	3	0	100.0%	30	30	0	0	100.0%
1178	兵庫県	丹波市	438	438	0	0	100.0%	120	120	0	0	100.0%
1179	兵庫県	南あわじ市	327	327	7	0	100.0%	107	107	0	0	100.0%
1180	兵庫県	朝来市	270	246	0	0	91.1%	80	73	0	0	91.3%
1181	兵庫県	淡路市	401	384	13	0	95.8%	83	76	1	0	91.8%
1182	兵庫県	宍粟市	339	335	1	0	98.8%	54	54	0	0	100.0%
1183	兵庫県	加東市	219	200	12	1	91.3%	28	28	3	0	100.0%
1184	兵庫県	たつの市	529	523	6	0	98.0%	220	214	0	0	97.3%
1185	兵庫県	猪名川町	148	143	0	0	96.6%	98	98	0	0	100.0%
1186	兵庫県	多可町	200	113	0	0	56.5%	3	1	0	0	33.3%
1187	兵庫県	稲美町	191	187	0	0	87.4%	54	53	0	0	88.1%
1188	兵庫県	播磨町	225	225	19	0	100.0%	85	85	1	0	100.0%
1189	兵庫県	市川町	101	88	0	0	87.0%	21	21	0	0	100.0%
1190	兵庫県	福崎町	105	105	0	0	100.0%	42	42	0	0	100.0%
1191	兵庫県	神河町	83	83	0	0	100.0%	20	20	0	0	100.0%
1192	兵庫県	太子町	234	234	18	0	100.0%	151	151	0	0	100.0%
1193	兵庫県	上郡町	188	188	0	0	100.0%	29	29	0	0	100.0%
1194	兵庫県	佐用町	186	166	0	0	100.0%	45	45	0	0	100.0%
1195	兵庫県	香美町	140	140	0	0	100.0%	21	21	0	0	100.0%
1196	兵庫県	新温泉町	114	90	0	0	78.9%	43	27	0	0	82.8%
1197	奈良県	奈良市	2,778	1,755	234	0	63.2%	868	590	32	0	88.8%
1198	奈良県	大和高田市	513	426	5	0	83.0%	148	148	0	0	100.0%
1199	奈良県	大和郡山市	700	298	9	0	42.6%	301	67	15	0	22.3%
1200	奈良県	天理市	482	278	83	0	57.7%	280	178	128	0	82.9%
1201	奈良県	橿原市	812	812	33	0	100.0%	469	469	128	0	100.0%
1202	奈良県	桜井市	480	295	54	0	61.5%	145	101	48	0	89.7%
1203	奈良県	五條市	269	268	12	0	99.6%	40	40	2	0	100.0%
1204	奈良県	御所市	193	145	0	0	75.1%	33	25	0	0	75.8%
1205	奈良県	生駒市	599	586	0	0	97.8%	367	387	0	0	100.0%
1206	奈良県	香芝市	413	390	19	0	94.4%	282	275	14	0	97.5%
1207	奈良県	葛城市	200	187	7	0	93.5%	70	79	4	0	100.0%
1208	奈良県	宇陀市	274	221	41	0	80.7%	33	22	14	0	66.7%
1209	奈良県	山添村	48	44	0	1	91.7%	6	4	0	0	66.7%
1210	奈良県	平群町	108	88	25	0	81.5%	27	27	27	0	100.0%
1211	奈良県	三郷町	159	144	8	0	90.6%	48	39	5	0	81.3%
1212	奈良県	斑鳩町	176	100	8	0	56.8%	45	30	0	0	66.7%
1213	奈良県	斑鳩町	47	19	4	0	40.4%	5	5	2	0	100.0%
1214	奈良県	川西町	36	52	0	0	86.7%	26	26	1	0	100.0%
1215	奈良県	三宅町	55	33	1	0	60.0%	9	8	0	0	88.9%
1216	奈良県	田原町	228	225	35	0	98.8%	83	83	22	0	100.0%
1217	奈良県	曾爾村	18	8	0	0	50.0%	0	0	0	0	0
1218	奈良県	御杖村	24	21	0	1	87.5%	1	1	0	0	100.0%
1219	奈良県	高取町	59	59	0	0	100.0%	7	7	0	0	100.0%
1220	奈良県	明日香村	33	33	0	0	100.0%	11	11	4	0	100.0%
1221	奈良県	上牧町	141	103	13	0	73.0%	40	40	14	0	100.0%
1222	奈良県	王寺町	106	81	9	2	85.8%	38	34	10	0	84.4%
1223	奈良県	広陵町	188	179	6	1	96.2%	63	62	9	0	98.4%
1224	奈良県	河合町	108	60	9	0	63.9%	31	25	19	0	80.6%
1225	奈良県	吉野町	63	62	2	0	98.4%	5	5	0	0	100.0%
1226	奈良県	大淀町	144	122	0	0	84.7%	23	23	0	0	100.0%
1227	奈良県	下市町	47	47	12	0	100.0%	5	5	1	0	100.0%
1228	奈良県	黒滝村	8	8	0	0	100.0%	2	2	0	0	100.0%
1229	奈良県	天川村	18	12	0	0	66.7%	0	0	0	0	0
1230	奈良県	野迫川村	1	1	0	0	100.0%	0	0	0	0	0
1231	奈良県	十津川村	40	28	0	0	85.0%	3	3	0	0	100.0%
1232	奈良県	下北山村	5	5	0	0	100.0%	0	0	0	0	0
1233	奈良県	上北山村	6	3	0	0	50.0%	0	0	0	0	0
1234	奈良県	川上村	13	13	0	0	100.0%	1	1	0	0	100.0%
1235	奈良県	東吉野村	20	18	0	0	90.0%	1	1	0	0	100.0%
1236	和歌山県	和歌山市	3,057	2,992	368	0	97.8%	812	812	464	0	100.0%
1237	和歌山県	海南市	451	451	1	0	100.0%	101	101	2	0	100.0%
1238	和歌山県	橋本市	487	485	7	0	99.6%	143	143	44	0	100.0%
1239	和歌山県	有田市	249	249	1	0	100.0%	72	72	58	0	100.0%
1240	和歌山県	御坊市	230	228	0	0	99.1%	39	38	0	0	97.4%
1241	和歌山県	田辺市	860	860	2	0	100.0%	158	158	1	0	100.0%
1242	和歌山県	新宮市	380	380	2	0	100.0%	44	44	2	0	100.0%
1243	和歌山県	紀の川市	492	492	11	0	100.0%	188	188	134	0	100.0%
1244	和歌山県	岩出市	278	278	48	0	100.0%	198	198	137	0	100.0%
1245	和歌山県	紀美野町	87	87	1	0	100.0%	21	21	15	0	100.0%
1246	和歌山県	かつらぎ町	140	140	1	0	100.0%	78	78	65	0	100.0%

市区町村別 平成27年12月までの計画相談実績【一覧】

No.	都道府県名	市区町村名	障害者総合支援法分				児童福祉法分					
			障害福祉サービス等受給者数 a	計画作成済み人数 b	bのうちセルフレプラン	bのうち代替プラン	達成率 b/a (%)	障害児通所支援受給者数 c	計画作成済み人数 d	dのうちセルフレプラン	dのうち代替プラン	達成率 d/c (%)
(合計)			878,308	797,856	133,001	6,480	89.7%	234,280	216,428	99,430	2,452	92.0%
1247	和歌山県	九度山町	48	48	1	0	100.0%	6	6	6	0	100.0%
1248	和歌山県	高野町	19	19	1	0	100.0%	2	2	2	0	100.0%
1249	和歌山県	湯淺町	135	135	2	0	100.0%	48	48	38	0	100.0%
1250	和歌山県	広川町	87	87	1	0	100.0%	15	15	10	0	100.0%
1251	和歌山県	有田川町	165	165	0	0	100.0%	125	124	89	0	99.2%
1252	和歌山県	美浜町	57	57	0	0	100.0%	4	4	0	0	100.0%
1253	和歌山県	日高町	57	57	0	0	100.0%	10	10	0	0	100.0%
1254	和歌山県	由良町	54	54	0	0	100.0%	8	8	0	0	100.0%
1255	和歌山県	印南町	61	61	0	0	100.0%	5	5	0	0	100.0%
1256	和歌山県	みなべ町	181	181	1	0	100.0%	23	23	0	0	100.0%
1257	和歌山県	日高川町	100	100	0	0	100.0%	9	9	0	0	100.0%
1258	和歌山県	白浜町	258	258	2	0	100.0%	53	53	1	0	100.0%
1259	和歌山県	上富田町	159	159	0	0	100.0%	48	48	0	0	100.0%
1260	和歌山県	すさみ町	68	57	1	0	98.3%	4	4	0	0	100.0%
1261	和歌山県	那智勝浦町	180	179	1	0	99.4%	35	35	0	0	100.0%
1262	和歌山県	太地町	29	29	0	0	100.0%	5	5	0	0	100.0%
1263	和歌山県	古座川町	32	32	0	0	100.0%	7	7	1	0	100.0%
1264	和歌山県	北山村	7	7	0	0	100.0%	0	0	0	0	0
1265	和歌山県	串本町	208	198	1	0	95.2%	36	36	4	0	100.0%
1266	鳥取県	鳥取市	2,059	1,857	298	0	90.2%	239	234	100	0	97.9%
1267	鳥取県	米子市	1,446	1,017	0	0	70.3%	240	227	0	0	94.8%
1268	鳥取県	倉吉市	593	593	0	0	100.0%	54	54	0	0	100.0%
1269	鳥取県	境港市	342	305	0	0	89.2%	83	82	0	0	98.8%
1270	鳥取県	岩美町	129	109	2	0	84.5%	10	7	1	0	70.0%
1271	鳥取県	若桜町	44	41	0	0	93.2%	0	0	0	0	0
1272	鳥取県	智頭町	93	88	0	0	94.6%	3	3	0	0	100.0%
1273	鳥取県	八頭町	202	187	0	0	92.6%	22	21	0	0	95.5%
1274	鳥取県	三朝町	82	82	0	0	100.0%	8	8	4	0	100.0%
1275	鳥取県	湯梨浜町	149	149	0	0	100.0%	24	24	2	0	100.0%
1276	鳥取県	琴浦町	190	190	5	3	100.0%	15	15	11	0	100.0%
1277	鳥取県	北栄町	160	160	0	0	100.0%	33	33	1	0	100.0%
1278	鳥取県	日吉津村	37	37	0	0	100.0%	3	3	0	0	100.0%
1279	鳥取県	大山町	172	156	0	0	90.7%	12	11	0	0	91.7%
1280	鳥取県	南部町	122	118	0	0	96.7%	5	5	0	0	100.0%
1281	鳥取県	伯耆町	97	91	0	0	93.8%	11	11	0	0	100.0%
1282	鳥取県	日南町	64	59	0	0	92.2%	1	0	0	0	0.0%
1283	鳥取県	白野町	44	44	0	0	100.0%	3	3	0	0	100.0%
1284	鳥取県	江府町	29	28	0	0	96.6%	1	1	0	0	100.0%
1285	鳥取県	松江市	2,180	2,177	6	0	99.8%	297	297	1	0	100.0%
1286	鳥取県	浜田市	604	604	6	0	100.0%	83	83	0	0	100.0%
1287	鳥取県	出雲市	1,470	1,470	11	0	100.0%	397	397	59	0	100.0%
1288	鳥取県	益田市	457	457	1	0	100.0%	116	116	0	0	100.0%
1289	鳥取県	大田市	418	416	4	0	100.0%	48	48	14	0	100.0%
1290	鳥取県	安来市	511	503	0	0	98.4%	24	24	0	0	100.0%
1291	鳥取県	江津市	328	326	1	0	100.0%	29	29	0	0	100.0%
1292	鳥取県	雲南市	470	470	0	0	100.0%	48	48	1	0	100.0%
1293	鳥取県	奥出雲町	136	136	0	0	100.0%	4	4	1	0	100.0%
1294	鳥取県	飯南町	59	57	0	0	96.6%	2	2	0	0	100.0%
1295	鳥取県	川本町	53	53	0	0	100.0%	14	14	0	0	100.0%
1296	鳥取県	美郷町	69	69	0	0	100.0%	4	4	0	0	100.0%
1297	鳥取県	邑南町	146	146	0	0	100.0%	18	18	1	0	100.0%
1298	鳥取県	津和野町	87	87	0	0	100.0%	13	13	0	0	100.0%
1299	鳥取県	吉賀町	84	84	0	0	100.0%	16	16	1	0	100.0%
1300	鳥取県	湖士町	40	40	0	0	100.0%	0	0	0	0	0
1301	鳥取県	西ノ島町	38	38	0	0	100.0%	0	0	0	0	0
1302	鳥取県	知夫村	8	8	0	0	100.0%	0	0	0	0	0
1303	鳥取県	隠岐の島町	188	188	0	0	100.0%	0	0	0	0	0
1304	岡山県	岡山市	5,495	5,405	2,958	0	100.0%	2,156	2,155	1,787	0	100.0%
1305	岡山県	倉敷市	3,893	3,410	871	0	87.6%	2,009	1,899	42	0	94.5%
1306	岡山県	津山市	967	908	0	0	93.9%	278	247	0	0	88.8%
1307	岡山県	玉野市	460	432	15	0	93.9%	231	231	0	0	100.0%
1308	岡山県	笠岡市	400	399	38	0	99.8%	110	110	1	0	100.0%
1309	岡山県	井原市	332	324	0	0	97.6%	175	175	0	0	100.0%
1310	岡山県	総社市	471	464	0	0	98.5%	367	297	0	0	80.9%
1311	岡山県	高梁市	254	221	0	0	87.0%	155	155	0	0	100.0%
1312	岡山県	新見市	246	228	0	0	92.7%	99	98	0	0	100.0%
1313	岡山県	備前市	289	289	28	0	100.0%	30	24	10	0	80.0%
1314	岡山県	瀬戸内市	296	289	37	0	97.6%	116	116	72	0	100.0%
1315	岡山県	赤磐市	364	356	186	0	97.8%	132	130	110	0	98.5%
1316	岡山県	真庭市	389	351	44	0	90.2%	31	31	5	0	100.0%
1317	岡山県	美作市	289	280	0	0	100.0%	75	75	1	0	100.0%
1318	岡山県	浅口市	212	208	0	0	98.1%	108	108	0	0	100.0%
1319	岡山県	和気町	148	148	34	0	100.0%	21	21	18	0	100.0%
1320	岡山県	早島町	87	87	2	0	100.0%	75	75	0	0	100.0%
1321	岡山県	里庄町	88	85	48	0	96.8%	33	33	5	0	100.0%
1322	岡山県	矢掛町	117	97	2	0	82.9%	50	49	0	0	98.0%
1323	岡山県	新庄村	9	9	2	0	100.0%	1	1	0	0	100.0%
1324	岡山県	鏡野町	103	103	1	0	100.0%	24	24	20	0	100.0%
1325	岡山県	勝央町	78	78	0	0	100.0%	27	25	15	0	92.6%
1326	岡山県	奈義町	45	45	1	0	100.0%	12	12	4	0	100.0%
1327	岡山県	西粟倉村	34	33	7	0	87.1%	1	1	1	0	100.0%
1328	岡山県	久米南町	36	36	0	0	100.0%	7	7	0	0	100.0%
1329	岡山県	美咲町	118	117	0	0	99.2%	40	40	0	0	100.0%
1330	岡山県	吉備中央町	145	145	0	0	100.0%	15	15	0	0	100.0%
1331	広島県	広島市	7,413	6,653	2,385	0	89.7%	3,028	2,865	1,890	0	94.8%
1332	広島県	呉市	1,784	1,784	6	0	100.0%	727	727	1	0	100.0%
1333	広島県	竹原市	280	273	2	0	97.5%	55	55	0	0	100.0%
1334	広島県	三原市	794	794	0	0	100.0%	368	368	0	0	100.0%
1335	広島県	尾道市	1,280	1,145	130	0	89.5%	613	579	32	0	94.5%



市区町村別 平成27年12月までの計画相談実績【一覧】

No.	都道府県名	市区町村名	障害者総合支援法分				児童福祉法分					
			障害福祉サービス受給者数 a	計画作成済み人数 b	bのうちセルフプラン bのうち	bのうち代替プラン 代替プラン	達成率 b/a(%)	障害児通所支援受給者数 c	計画作成済み人数 d	dのうちセルフプラン dのうち	dのうち代替プラン 代替プラン	達成率 d/e(%)
(合計)			878,300	787,665	133,001	6,480	89.7%	234,280	215,428	59,430	2,652	92.0%
1336	広島県	福山市	3,989	3,578	571	0	89.6%	1,818	1,817	737	0	99.9%
1337	広島県	府中市	402	378	3	0	94.0%	123	117	7	0	95.1%
1338	広島県	三次市	465	456	2	0	98.1%	74	74	0	0	100.0%
1339	広島県	庄原市	355	310	1	0	87.3%	19	12	0	0	63.2%
1340	広島県	大竹市	177	177	5	0	100.0%	51	51	0	0	100.0%
1341	広島県	東広島市	1,261	1,219	45	0	96.7%	702	702	76	0	100.0%
1342	広島県	廿日市市	804	786	81	0	97.8%	478	477	27	0	99.8%
1343	広島県	安芸高田市	375	358	1	0	95.5%	70	70	1	0	100.0%
1344	広島県	江田島市	199	198	1	0	99.5%	86	86	0	0	100.0%
1345	広島県	府中町	310	307	10	0	99.0%	104	104	3	0	100.0%
1346	広島県	海田町	160	143	26	0	95.3%	63	63	10	0	100.0%
1347	広島県	熊野町	152	148	10	0	97.4%	68	68	2	0	100.0%
1348	広島県	坂町	77	71	2	0	92.2%	23	23	1	0	100.0%
1349	広島県	安芸太田町	72	62	0	0	86.1%	1	1	1	0	100.0%
1350	広島県	北広島町	172	150	11	0	87.2%	19	19	5	0	100.0%
1351	広島県	大崎上島町	97	97	0	0	100.0%	1	1	0	0	100.0%
1352	広島県	世羅町	138	136	5	0	98.6%	37	37	21	0	100.0%
1353	広島県	神石高原町	111	110	1	0	99.1%	2	2	1	0	100.0%
1354	山口県	下関市	2,017	1,884	1	0	93.4%	471	471	1	0	100.0%
1355	山口県	宇都市	1,511	1,351	0	32	90.1%	208	155	0	36	74.5%
1356	山口県	山口市	1,192	1,167	14	9	97.9%	423	423	1	1	100.0%
1357	山口県	萩市	478	471	2	15	98.3%	110	110	0	0	100.0%
1358	山口県	防府市	795	785	0	0	100.0%	239	239	0	0	100.0%
1359	山口県	下松市	270	270	4	8	100.0%	74	74	1	0	100.0%
1360	山口県	岩国市	1,008	1,008	1	0	100.0%	180	180	0	0	100.0%
1361	山口県	光市	365	365	3	0	100.0%	67	67	0	0	100.0%
1362	山口県	長門市	318	318	0	0	100.0%	68	68	0	0	100.0%
1363	山口県	柳井市	253	253	1	0	100.0%	68	68	0	0	100.0%
1364	山口県	美祿市	245	242	0	0	98.8%	18	17	4	0	94.4%
1365	山口県	周南市	886	886	32	32	100.0%	188	188	3	3	100.0%
1366	山口県	山陽小野田市	423	423	0	0	100.0%	55	55	0	0	100.0%
1367	山口県	周防大島町	165	165	5	0	100.0%	24	24	0	0	100.0%
1368	山口県	和木町	35	35	0	0	100.0%	6	6	0	0	100.0%
1369	山口県	上関町	31	31	0	0	100.0%	4	4	0	0	100.0%
1370	山口県	田布施町	99	99	0	0	100.0%	35	35	0	0	100.0%
1371	山口県	平生町	95	95	0	0	100.0%	23	23	0	0	100.0%
1372	山口県	阿武町	31	31	0	0	100.0%	7	7	0	0	100.0%
1373	徳島県	徳島市	2,683	2,684	432	0	99.3%	653	653	0	0	100.0%
1374	徳島県	鳴門市	470	470	21	0	100.0%	177	177	8	0	100.0%
1375	徳島県	小松島市	367	342	0	0	93.2%	100	100	0	0	100.0%
1376	徳島県	阿南市	686	686	0	61	100.0%	142	142	0	0	100.0%
1377	徳島県	吉野川市	386	386	0	0	100.0%	114	114	1	0	100.0%
1378	徳島県	阿波市	344	344	0	0	100.0%	109	109	0	0	100.0%
1379	徳島県	美馬市	466	405	0	0	89.8%	38	38	0	0	100.0%
1380	徳島県	三好市	388	388	0	0	100.0%	47	47	0	0	100.0%
1381	徳島県	勝浦町	41	41	0	0	100.0%	8	8	0	0	100.0%
1382	徳島県	上勝町	17	17	0	0	100.0%	0	0	0	0	100.0%
1383	徳島県	佐那河内村	28	28	0	0	100.0%	6	6	0	0	100.0%
1384	徳島県	石井町	259	255	2	0	98.8%	79	79	0	0	100.0%
1385	徳島県	神山町	61	61	0	0	100.0%	1	1	0	0	100.0%
1386	徳島県	那賀町	71	71	0	0	100.0%	4	4	0	0	100.0%
1387	徳島県	牟岐町	38	38	0	0	100.0%	1	1	0	0	100.0%
1388	徳島県	美波町	59	59	0	0	100.0%	3	3	0	0	100.0%
1389	徳島県	海陽町	87	87	0	0	100.0%	1	1	0	0	100.0%
1390	徳島県	松茂町	118	118	2	0	100.0%	40	40	2	0	100.0%
1391	徳島県	北島町	144	144	11	0	100.0%	85	85	2	0	100.0%
1392	徳島県	藍住町	235	235	1	0	100.0%	160	160	0	0	100.0%
1393	徳島県	坂野町	158	158	1	0	100.0%	44	44	0	0	100.0%
1394	徳島県	上板町	142	142	1	0	100.0%	53	53	0	0	100.0%
1395	徳島県	つるぎ町	144	144	0	0	100.0%	13	13	0	0	100.0%
1396	徳島県	東みよし町	145	145	8	0	100.0%	23	23	0	0	100.0%
1397	香川県	高松市	2,515	2,442	2	0	97.1%	604	603	0	0	99.8%
1398	香川県	丸亀市	686	671	2	0	97.8%	207	207	0	0	100.0%
1399	香川県	坂出市	447	447	3	0	100.0%	61	61	1	0	100.0%
1400	香川県	善通寺市	214	214	3	0	100.0%	61	61	0	0	100.0%
1401	香川県	観音寺市	338	329	0	0	97.3%	36	36	0	0	100.0%
1402	香川県	さぬき市	412	412	1	0	100.0%	88	88	0	0	100.0%
1403	香川県	東かがわ市	193	193	0	0	100.0%	31	31	0	0	100.0%
1404	香川県	三豊市	350	337	0	0	96.3%	46	43	0	0	93.5%
1405	香川県	土庄町	108	107	1	0	99.1%	26	26	0	0	100.0%
1406	香川県	小豆島町	135	132	1	0	97.8%	26	26	0	0	100.0%
1407	香川県	三木町	190	190	1	0	100.0%	44	44	0	0	100.0%
1408	香川県	直島町	18	18	0	0	100.0%	1	1	0	0	100.0%
1409	香川県	宇多津町	85	85	0	1	100.0%	52	52	3	0	100.0%
1410	香川県	綾川町	150	150	0	0	100.0%	29	29	0	0	100.0%
1411	香川県	琴平町	67	62	0	0	92.5%	16	16	0	0	100.0%
1412	香川県	多度津町	133	133	0	0	100.0%	21	21	0	0	100.0%
1413	香川県	まんのう町	138	138	3	0	100.0%	15	15	0	0	100.0%
1414	愛媛県	松山市	4,313	4,204	1,178	0	97.5%	1,052	1,038	658	0	98.5%
1415	愛媛県	今治市	1,420	1,348	2	0	94.9%	355	348	11	0	98.0%
1416	愛媛県	宇和島市	760	750	1	0	100.0%	97	97	1	0	100.0%
1417	愛媛県	八幡浜市	332	332	48	0	100.0%	65	65	13	0	100.0%
1418	愛媛県	新居浜市	980	928	94	0	94.7%	254	254	11	0	100.0%
1419	愛媛県	西条市	811	811	1	0	100.0%	276	276	3	0	100.0%
1420	愛媛県	大洲市	355	352	1	0	99.2%	77	77	0	0	100.0%
1421	愛媛県	伊予市	324	313	13	0	96.6%	58	58	13	0	100.0%
1422	愛媛県	四国中央市	563	456	3	0	81.0%	262	262	40	0	100.0%
1423	愛媛県	西予市	372	344	5	0	92.5%	39	39	0	0	100.0%
1424	愛媛県	東温市	348	348	52	0	100.0%	85	85	12	0	100.0%

市区町村別 平成27年12月までの計画相談実績【一覧】

No.	都道府県名	市区町村名	障害者総合支援法分				児童福祉法分					
			障害福祉サービス受給者数 a	計画作成済み人数 b	bのうち セルフプラン	bのうち 代替プラン	達成率 b/a (%)	障害児通所 支援受給者数 c	計画作成 済み人数 d	dのうち セルフプラン	dのうち 代替プラン	達成率 d/c (%)
(合計)			878,308	787,855	138,001	6,480	89.7%	234,260	215,428	59,430	2,652	92.0%
1425	愛媛県	上島町	32	17	0	0	53.1%	3	3	0	0	100.0%
1426	愛媛県	久万高原町	125	125	3	0	100.0%	1	1	0	0	100.0%
1427	愛媛県	松前町	192	192	11	0	100.0%	64	64	0	0	100.0%
1428	愛媛県	砥部町	181	181	1	0	100.0%	44	44	0	0	100.0%
1429	愛媛県	内子町	154	122	4	0	79.2%	11	7	0	0	63.6%
1430	愛媛県	伊方町	116	116	0	0	100.0%	10	10	0	0	100.0%
1431	愛媛県	松野町	48	48	0	0	100.0%	0	0	0	0	0
1432	愛媛県	鬼北町	117	117	0	0	100.0%	11	11	0	0	100.0%
1433	愛媛県	愛南町	260	242	0	0	93.1%	65	65	0	0	100.0%
1434	高知県	高知市	2,700	1,721	305	0	63.7%	659	461	108	0	70.0%
1435	高知県	窪川市	123	102	0	0	82.9%	2	2	0	0	100.0%
1436	高知県	安芸市	165	133	7	0	80.6%	1	1	0	0	100.0%
1437	高知県	南国市	337	283	9	0	84.0%	66	64	0	0	97.0%
1438	高知県	土佐市	207	183	3	0	88.4%	34	34	0	0	100.0%
1439	高知県	須崎市	200	169	1	0	84.5%	27	17	0	0	63.0%
1440	高知県	宿毛市	240	228	0	0	95.0%	26	26	0	0	100.0%
1441	高知県	土佐清水市	133	127	0	0	95.5%	14	14	0	0	100.0%
1442	高知県	四万十市	341	339	1	0	99.4%	56	56	0	0	100.0%
1443	高知県	香南市	226	186	10	0	82.3%	29	29	0	0	100.0%
1444	高知県	香美市	209	161	6	0	77.0%	32	28	0	0	87.5%
1445	高知県	東洋町	29	27	0	0	93.1%	0	0	0	0	0
1446	高知県	奈半利町	94	92	6	0	97.8%	25	25	0	0	100.0%
1447	高知県	田野町					97.8%					100.0%
1448	高知県	安田町					97.8%					100.0%
1449	高知県	北川村					97.8%					100.0%
1450	高知県	黒路村					97.8%					100.0%
1451	高知県	芸西村	37	30	0	0	81.1%	3	3	0	0	100.0%
1452	高知県	本山町	47	39	1	0	83.0%	0	0	0	0	0
1453	高知県	大豊町	56	46	0	0	82.1%	2	2	0	0	100.0%
1454	高知県	土佐町	36	34	1	0	94.4%	0	0	0	0	0
1455	高知県	大川村	5	5	0	0	100.0%	0	0	0	0	0
1456	高知県	いの町	221	206	2	3	93.2%	34	34	0	0	100.0%
1457	高知県	仁淀川町	49	34	3	0	69.4%	5	5	0	0	100.0%
1458	高知県	中土佐町	80	70	3	0	87.5%	2	2	0	0	100.0%
1459	高知県	佐川町	117	111	6	1	94.8%	14	14	0	0	100.0%
1460	高知県	越知町	35	18	0	0	51.4%	1	0	0	0	0.0%
1461	高知県	権原町	41	39	0	0	95.1%	0	0	0	0	0
1462	高知県	日高村	42	35	0	0	83.3%	16	16	0	0	100.0%
1463	高知県	津野町	56	46	1	0	82.1%	4	4	0	0	100.0%
1464	高知県	四万十町	207	101	3	5	48.8%	7	5	0	1	71.4%
1465	高知県	大月町	60	57	0	0	95.0%	5	5	0	0	100.0%
1466	高知県	三原村	23	23	1	0	100.0%	4	4	0	0	100.0%
1467	高知県	黒潮町	99	94	0	0	94.9%	10	10	0	0	100.0%
1468	福岡県	北九州市	8,674	8,240	2,152	0	95.1%	1,935	1,935	763	0	100.0%
1469	福岡県	福岡市	12,172	8,120	939	0	66.7%	2,069	1,514	263	0	73.2%
1470	福岡県	大牟田市	1,229	1,109	24	9	90.2%	130	130	0	0	100.0%
1471	福岡県	久留米市	2,816	2,336	988	0	83.0%	449	389	236	0	86.6%
1472	福岡県	道方市	542	527	25	0	97.2%	128	128	67	0	100.0%
1473	福岡県	飯塚市	1,137	1,027	0	0	90.3%	229	221	0	0	96.5%
1474	福岡県	田川市	464	438	61	0	94.4%	90	87	22	0	96.7%
1475	福岡県	柳川市	619	519	0	0	100.0%	65	65	0	0	100.0%
1476	福岡県	八女市	642	642	16	9	100.0%	87	87	0	0	100.0%
1477	福岡県	筑後市	443	413	3	0	93.2%	93	88	0	0	92.5%
1478	福岡県	大川市	327	314	0	0	96.0%	41	41	0	0	100.0%
1479	福岡県	行橋市	638	506	1	0	79.3%	332	316	0	0	94.8%
1480	福岡県	豊前市	261	253	0	0	96.9%	44	44	0	0	100.0%
1481	福岡県	中間市	350	333	56	0	95.1%	158	157	108	0	99.4%
1482	福岡県	小郡市	361	355	17	0	98.3%	122	110	0	0	90.2%
1483	福岡県	筑紫野市	622	488	52	1	78.5%	209	173	0	0	82.8%
1484	福岡県	春日市	622	641	36	0	87.0%	364	284	142	0	78.0%
1485	福岡県	大野城市	527	392	7	7	74.4%	146	109	2	2	74.7%
1486	福岡県	宗像市	584	533	0	0	91.3%	189	151	0	0	75.9%
1487	福岡県	太宰府市	378	248	92	0	65.6%	124	108	42	0	87.1%
1488	福岡県	古賀市	387	340	2	5	87.9%	107	104	0	0	97.2%
1489	福岡県	福津市	357	348	6	0	97.5%	70	70	3	0	100.0%
1490	福岡県	うきは市	272	216	0	0	79.4%	25	6	0	0	24.0%
1491	福岡県	宮若市	258	246	5	0	95.3%	43	43	24	0	100.0%
1492	福岡県	嘉麻市	480	438	1	0	91.3%	56	45	0	0	80.4%
1493	福岡県	朝倉市	421	403	13	1	95.7%	42	42	0	0	100.0%
1494	福岡県	みやま市	344	320	0	0	93.0%	52	48	0	0	92.3%
1495	福岡県	糸島市	687	668	0	0	97.2%	80	80	0	0	100.0%
1496	福岡県	那珂川町	243	184	1	2	75.7%	76	63	0	0	82.9%
1497	福岡県	宇美町	211	181	2	0	85.8%	47	38	1	0	80.9%
1498	福岡県	篠栗町	192	148	25	0	77.1%	71	47	0	0	66.2%
1499	福岡県	志免町	310	252	0	0	81.3%	158	148	0	0	93.7%
1500	福岡県	須恵町	159	123	1	0	77.4%	31	25	0	0	80.6%
1501	福岡県	新宮町	130	128	0	0	98.5%	64	63	0	0	98.4%
1502	福岡県	久山町	54	50	8	0	92.6%	11	11	0	0	100.0%
1503	福岡県	粕屋町	228	224	1	0	98.2%	120	117	4	0	97.5%
1504	福岡県	芦屋町	112	111	2	0	99.1%	34	34	21	0	100.0%
1505	福岡県	水巻町	235	232	3	0	98.7%	60	58	30	0	96.7%
1506	福岡県	岡垣町	206	204	0	0	99.0%	69	69	0	0	100.0%
1507	福岡県	遠賀町	136	136	1	0	100.0%	57	47	2	1	82.5%
1508	福岡県	小竹町	111	111	1	0	100.0%	19	19	3	0	100.0%
1509	福岡県	鞍手町	169	160	10	0	94.7%	28	28	25	0	100.0%
1510	福岡県	桂川町	136	130	0	0	95.6%	20	20	0	0	100.0%
1511	福岡県	筑前町	198	198	1	0	100.0%	38	38	0	0	100.0%
1512	福岡県	東峰村	17	17	0	0	100.0%	4	4	0	0	100.0%
1513	福岡県	大刀洗町	115	115	1	0	100.0%	42	42	0	0	100.0%

市区町村別 平成27年12月までの計画相対実績【一覧】

No.	都道府県名	市区町村名	障害者総合支援法分				児童福祉法分					
			障害福祉サービス受給者数	計画作成済み人数	bのうちセルフレプラン	bのうち代替プラン	達成率 b/a (%)	障害児通所支援受給者数	計画作成済み人数	dのうちセルフレプラン	dのうち代替プラン	達成率 d/c (%)
(合計)			878,008	787,865	133,001	6,480	80.7%	234,280	216,428	69,430	2,952	92.0%
1514	福岡県	大木町	102	102	0	0	100.0%	14	14	0	0	100.0%
1515	福岡県	広川町	156	156	0	127	100.0%	39	39	0	39	100.0%
1516	福岡県	香春町	146	144	1	0	98.5%	10	10	1	0	100.0%
1517	福岡県	添田町	129	129	16	0	100.0%	13	13	9	0	100.0%
1518	福岡県	糸田町	112	112	13	0	100.0%	10	10	1	0	100.0%
1519	福岡県	川崎町	239	220	56	37	92.1%	31	28	19	0	83.8%
1520	福岡県	大任町	65	62	3	0	95.4%	6	3	2	0	50.0%
1521	福岡県	赤村	40	38	0	0	95.0%	8	7	0	0	87.5%
1522	福岡県	福智町	292	289	76	0	99.0%	45	44	32	0	97.8%
1523	福岡県	苅田町	259	254	2	0	98.1%	173	169	0	0	97.7%
1524	福岡県	みやこ町	164	152	3	0	92.7%	43	41	0	0	85.3%
1525	福岡県	吉富町	53	53	0	0	100.0%	18	18	0	0	100.0%
1526	福岡県	上毛町	77	77	0	0	100.0%	12	12	0	0	100.0%
1527	福岡県	栗上町	189	180	0	0	95.2%	31	22	0	0	71.0%
1528	佐賀県	佐賀市	1,068	1,709	454	11	88.8%	365	344	93	0	94.2%
1529	佐賀県	唐津市	911	873	373	0	95.8%	153	163	24	0	100.0%
1530	佐賀県	鳥栖市	475	475	7	0	100.0%	256	256	5	0	100.0%
1531	佐賀県	多久市	234	234	22	4	100.0%	14	14	1	0	100.0%
1532	佐賀県	伊万里市	478	469	9	0	98.1%	52	51	0	0	88.1%
1533	佐賀県	武雄市	492	492	152	0	100.0%	114	114	28	0	100.0%
1534	佐賀県	鹿島市	239	232	15	3	97.1%	36	36	34	0	100.0%
1535	佐賀県	小城市	370	376	47	0	99.2%	62	62	16	0	100.0%
1536	佐賀県	埴野市	289	259	57	0	89.6%	40	40	30	0	100.0%
1537	佐賀県	神埼市	268	267	0	0	99.6%	35	34	0	0	97.1%
1538	佐賀県	吉野ヶ里町	123	118	2	0	95.9%	39	38	0	0	97.4%
1539	佐賀県	基山町	136	131	9	0	96.3%	34	34	0	0	100.0%
1540	佐賀県	上峰町	62	61	18	0	98.4%	14	14	4	0	100.0%
1541	佐賀県	みやき町	206	206	41	0	100.0%	27	27	8	0	100.0%
1542	佐賀県	玄海町	43	41	1	0	95.3%	2	2	0	0	100.0%
1543	佐賀県	有田町	188	187	0	0	99.5%	28	28	0	0	100.0%
1544	佐賀県	大町町	91	91	28	0	100.0%	6	6	0	0	100.0%
1545	佐賀県	江北町	77	78	9	1	98.7%	9	9	2	0	100.0%
1546	佐賀県	白石町	217	208	39	0	95.9%	29	29	21	0	100.0%
1547	佐賀県	太良町	91	91	4	0	100.0%	3	3	0	0	100.0%
1548	長崎県	長崎市	3,585	3,420	909	0	95.4%	757	755	426	0	99.7%
1549	長崎県	佐世保市	2,284	2,001	1	0	88.4%	328	325	3	0	89.7%
1550	長崎県	島原市	474	474	0	1	100.0%	79	79	0	0	100.0%
1551	長崎県	諫早市	1,257	1,257	0	0	100.0%	305	305	0	0	100.0%
1552	長崎県	大村市	830	910	0	0	88.8%	302	302	0	0	100.0%
1553	長崎県	平戸市	443	401	0	0	90.5%	51	51	0	0	100.0%
1554	長崎県	松浦市	310	209	5	0	66.5%	43	43	25	0	100.0%
1555	長崎県	対馬市	334	316	0	0	94.6%	51	51	0	0	100.0%
1556	長崎県	香焼市	266	260	0	0	97.7%	51	51	0	0	100.0%
1557	長崎県	五島市	569	569	7	0	100.0%	106	108	0	0	100.0%
1558	長崎県	西海市	350	258	0	0	73.7%	88	88	2	0	100.0%
1559	長崎県	雲仙市	537	537	5	0	100.0%	73	73	5	0	100.0%
1560	長崎県	南島原市	517	488	4	18	94.4%	119	118	41	0	88.2%
1561	長崎県	長与町	249	197	53	0	75.1%	82	82	42	0	100.0%
1562	長崎県	時津町	213	213	78	0	100.0%	82	82	29	0	100.0%
1563	長崎県	東彼杵町	111	105	1	0	94.6%	22	20	0	0	90.9%
1564	長崎県	川崎町	141	137	0	0	97.2%	41	41	0	0	100.0%
1565	長崎県	波佐見町	151	129	0	0	85.4%	27	24	0	0	88.9%
1566	長崎県	小値賀町	30	27	0	0	90.0%	0	0	0	0	0
1567	長崎県	佐々町	100	100	4	5	100.0%	11	11	5	0	100.0%
1568	長崎県	新上五島町	312	312	0	0	100.0%	47	47	41	0	100.0%
1569	熊本県	熊本市	5,724	5,332	15	0	83.2%	1,649	1,649	2	0	100.0%
1570	熊本県	八代市	1,199	1,094	150	0	91.2%	579	578	194	0	100.0%
1571	熊本県	人吉市	376	378	18	0	100.0%	98	98	2	0	100.0%
1572	熊本県	荒尾市	475	393	0	0	82.7%	117	85	0	0	51.2%
1573	熊本県	水俣市	392	397	2	0	98.7%	10	10	0	0	100.0%
1574	熊本県	玉名市	611	597	1	0	97.7%	121	121	0	0	100.0%
1575	熊本県	山鹿市	611	598	3	0	97.9%	179	179	0	0	100.0%
1576	熊本県	瀬池市	562	612	0	0	92.8%	153	152	0	0	89.3%
1577	熊本県	宇土市	310	298	37	8	95.5%	117	102	85	0	87.2%
1578	熊本県	上天草市	294	292	0	1	99.3%	15	15	0	0	100.0%
1579	熊本県	宇城市	595	589	46	0	98.3%	178	176	15	0	98.4%
1580	熊本県	阿蘇市	257	245	0	0	95.3%	73	73	0	0	100.0%
1581	熊本県	天草市	959	954	51	0	99.5%	154	154	0	0	100.0%
1582	熊本県	合志市	448	444	1	0	99.1%	313	313	0	0	100.0%
1583	熊本県	美里町	140	125	31	5	89.3%	6	6	6	0	100.0%
1584	熊本県	五木町	60	41	0	0	82.0%	9	9	0	0	100.0%
1585	熊本県	南阿蘇町	127	128	1	0	99.2%	27	27	0	0	100.0%
1586	熊本県	長洲町	129	120	3	0	93.0%	38	38	0	0	100.0%
1587	熊本県	和次町	105	101	0	0	96.2%	32	32	0	0	100.0%
1588	熊本県	大津町	279	262	0	0	93.9%	176	176	0	0	100.0%
1589	熊本県	菊陽町	253	253	0	0	100.0%	178	178	0	0	100.0%
1590	熊本県	南小国町	47	47	0	0	100.0%	7	7	0	0	100.0%
1591	熊本県	小国町	78	72	0	0	92.3%	18	18	0	0	100.0%
1592	熊本県	崖山村	24	14	0	0	58.3%	2	2	0	0	100.0%
1593	熊本県	高森町	69	62	0	0	89.9%	15	15	0	0	93.8%
1594	熊本県	西原村	57	57	0	0	100.0%	40	40	0	0	100.0%
1595	熊本県	南阿蘇村	93	85	2	0	91.4%	68	69	59	0	100.0%
1596	熊本県	御船町	161	161	4	0	100.0%	40	40	22	0	100.0%
1597	熊本県	嘉島町	39	39	1	0	100.0%	27	27	22	0	100.0%
1598	熊本県	益城町	205	204	2	0	99.5%	67	67	38	0	100.0%
1599	熊本県	甲佐町	114	109	3	0	95.6%	28	28	24	0	100.0%
1600	熊本県	山都町	208	208	6	0	100.0%	5	5	1	0	100.0%
1601	熊本県	水川町	96	84	2	0	87.5%	41	41	27	0	100.0%
1602	熊本県	芦北町	207	207	1	0	100.0%	20	20	0	0	100.0%



市区町村別 平成27年12月までの計画相談実績【一覧】

No.	都道府県名	市区町村名	障害者総合支援法分					児童福祉法分				
			障害福祉サービス受給者数 a	計画作成済み人数 b	bのうち セルフプラン	bのうち 代替プラン	達成率 b/a (%)	障害児通所 支援受給者数 c	計画作成 済み人数 d	dのうち セルフプラン	dのうち 代替プラン	達成率 d/c (%)
(合計)			678,308	787,656	133,001	6,480	89.7%	234,260	216,428	59,430	2,952	92.0%
1603	熊本県	津奈木町	64	83	0	0	98.4%	0	0	0	0	0
1604	熊本県	錦町	91	91	0	0	100.0%	68	47	20	0	69.1%
1605	熊本県	多良木町	118	118	1	0	100.0%	50	45	35	0	90.0%
1606	熊本県	湯前町	47	47	1	0	100.0%	15	13	6	0	86.7%
1607	熊本県	水上村	22	22	0	0	100.0%	9	9	0	4	100.0%
1608	熊本県	相良村	65	65	0	0	100.0%	15	15	3	0	100.0%
1609	熊本県	五木村	13	13	0	0	100.0%	1	1	1	0	100.0%
1610	熊本県	山江村	41	41	0	0	100.0%	15	15	12	0	100.0%
1611	熊本県	球磨村	40	40	0	0	100.0%	10	10	7	0	100.0%
1612	熊本県	あさぎり町	163	163	0	0	100.0%	48	48	0	0	100.0%
1613	熊本県	苓北町	81	81	1	0	100.0%	8	8	0	0	100.0%
1614	大分県	大分市	3,405	3,402	4	0	99.9%	782	782	0	0	100.0%
1615	大分県	別府市	1,444	1,444	0	0	100.0%	177	177	0	0	100.0%
1616	大分県	中津市	787	782	33	0	99.4%	76	75	0	0	98.7%
1617	大分県	日田市	689	689	0	0	100.0%	119	119	0	0	100.0%
1618	大分県	佐伯市	685	685	2	0	100.0%	108	108	0	0	100.0%
1619	大分県	臼杵市	445	445	1	0	100.0%	70	70	0	0	100.0%
1620	大分県	津久見市	209	209	0	0	100.0%	20	20	0	0	100.0%
1621	大分県	竹田市	274	274	0	0	100.0%	16	16	0	0	100.0%
1622	大分県	豊後高田市	241	241	0	0	100.0%	8	8	0	0	100.0%
1623	大分県	杵築市	288	275	0	0	95.5%	25	25	0	0	100.0%
1624	大分県	宇佐市	700	700	0	0	100.0%	72	72	0	0	100.0%
1625	大分県	豊後大野市	431	425	0	0	98.8%	100	96	0	0	96.0%
1626	大分県	由布市	298	294	0	0	99.3%	82	56	0	0	90.3%
1627	大分県	国東市	342	316	0	0	92.4%	32	32	0	0	100.0%
1628	大分県	姫島村	16	16	0	0	100.0%	0	0	0	0	0
1629	大分県	日出町	268	268	0	0	100.0%	39	39	0	0	100.0%
1630	大分県	九重町	92	76	0	0	82.6%	11	10	0	0	90.9%
1631	大分県	玖珠町	126	123	1	0	97.6%	37	37	0	0	100.0%
1632	宮崎県	宮崎市	3,836	3,585	58	0	93.5%	602	600	0	0	99.7%
1633	宮崎県	都城市	1,312	1,312	0	0	100.0%	326	326	0	0	100.0%
1634	宮崎県	延岡市	982	982	0	0	100.0%	284	284	0	0	100.0%
1635	宮崎県	日南市	454	454	0	0	100.0%	115	115	0	0	100.0%
1636	宮崎県	小林市	326	318	0	0	97.5%	153	144	0	0	94.1%
1637	宮崎県	日向市	662	662	0	0	100.0%	76	76	0	0	100.0%
1638	宮崎県	串間市	177	177	0	0	100.0%	28	28	0	0	100.0%
1639	宮崎県	西郷市	242	242	0	0	100.0%	58	58	0	0	100.0%
1640	宮崎県	えびの市	144	144	0	0	100.0%	38	38	0	0	100.0%
1641	宮崎県	三股町	219	219	0	0	100.0%	63	63	0	0	100.0%
1642	宮崎県	高原町	84	84	0	0	100.0%	11	11	0	0	100.0%
1643	宮崎県	国富町	157	157	0	0	100.0%	4	4	0	0	100.0%
1644	宮崎県	綾町	51	45	0	0	88.2%	5	5	0	0	100.0%
1645	宮崎県	高鍋町	196	196	0	0	100.0%	35	35	0	0	100.0%
1646	宮崎県	新富町	163	163	0	0	100.0%	40	40	0	0	100.0%
1647	宮崎県	西米良村	13	13	0	0	100.0%	0	0	0	0	0
1648	宮崎県	木城町	57	57	0	0	100.0%	17	17	0	0	100.0%
1649	宮崎県	川南町	151	151	0	0	100.0%	13	13	0	0	100.0%
1650	宮崎県	都農町	110	110	0	0	100.0%	5	5	0	0	100.0%
1651	宮崎県	門川町	166	156	0	0	100.0%	31	31	0	0	100.0%
1652	宮崎県	諸塚村	21	21	0	0	100.0%	1	1	0	0	100.0%
1653	宮崎県	椎葉村	47	47	0	0	100.0%	2	2	0	0	100.0%
1654	宮崎県	美郷町	60	60	0	0	100.0%	0	0	0	0	0
1655	宮崎県	高千穂町	123	121	1	0	98.4%	1	1	0	0	100.0%
1656	宮崎県	日之影町	44	43	0	0	97.7%	2	2	0	0	100.0%
1657	宮崎県	五ヶ瀬町	40	40	0	0	100.0%	0	0	0	0	0
1658	鹿児島県	鹿児島市	5,828	5,824	64	0	100.0%	2,889	2,889	86	0	100.0%
1659	鹿児島県	鹿屋市	906	936	0	0	94.0%	317	315	0	0	99.4%
1660	鹿児島県	枕崎市	182	182	0	0	100.0%	68	68	0	0	100.0%
1661	鹿児島県	阿久根市	271	271	0	0	100.0%	47	47	0	0	100.0%
1662	鹿児島県	出水市	563	553	0	0	100.0%	160	160	1	0	100.0%
1663	鹿児島県	指宿市	358	358	0	0	100.0%	89	89	0	0	100.0%
1664	鹿児島県	西之表市	219	219	0	0	100.0%	36	36	0	0	100.0%
1665	鹿児島県	垂水市	146	146	0	0	100.0%	19	19	0	0	100.0%
1666	鹿児島県	薩摩川内市	838	836	1	0	99.8%	184	184	0	0	100.0%
1667	鹿児島県	日置市	512	512	0	0	100.0%	284	284	0	0	100.0%
1668	鹿児島県	曾於市	381	381	0	0	100.0%	77	77	0	0	100.0%
1669	鹿児島県	霧島市	1,060	980	0	0	93.4%	734	840	0	0	87.2%
1670	鹿児島県	いちき串木野市	243	243	2	0	100.0%	105	105	0	0	100.0%
1671	鹿児島県	南さつま市	459	458	0	0	99.8%	123	123	0	0	100.0%
1672	鹿児島県	志布志市	378	378	0	0	100.0%	58	58	0	0	100.0%
1673	鹿児島県	奄美市	657	631	0	0	96.0%	89	89	0	0	100.0%
1674	鹿児島県	南九州市	423	422	0	0	99.8%	126	126	0	0	100.0%
1675	鹿児島県	伊佐市	266	266	0	0	94.1%	140	140	0	0	100.0%
1676	鹿児島県	姶良市	645	612	5	0	94.8%	267	198	15	0	74.2%
1677	鹿児島県	三島村	4	4	0	0	100.0%	0	0	0	0	0
1678	鹿児島県	十島村	2	2	0	0	100.0%	3	3	0	0	100.0%
1679	鹿児島県	さつま町	207	207	0	0	100.0%	65	65	0	0	100.0%
1680	鹿児島県	長島町	124	124	0	0	100.0%	23	23	0	0	100.0%
1681	鹿児島県	湧水町	83	85	0	0	91.4%	54	54	0	0	100.0%
1682	鹿児島県	大崎町	155	155	0	0	100.0%	19	19	0	0	100.0%
1683	鹿児島県	東串良町	61	60	0	0	98.4%	10	10	0	0	100.0%
1684	鹿児島県	錦江町	84	84	0	0	100.0%	12	12	0	0	100.0%
1685	鹿児島県	南大隅町	88	87	0	0	98.9%	5	5	5	0	100.0%
1686	鹿児島県	肝付町	199	199	0	0	100.0%	30	30	0	0	100.0%
1687	鹿児島県	中種子町	91	91	0	0	100.0%	22	22	0	0	100.0%
1688	鹿児島県	南種子町	51	51	0	0	100.0%	6	8	0	0	100.0%
1689	鹿児島県	屋久島町	132	132	0	0	100.0%	25	25	0	0	100.0%
1690	鹿児島県	大和村	27	27	0	0	100.0%	1	1	0	0	100.0%
1691	鹿児島県	宇佐村	24	24	0	0	100.0%	2	2	0	0	100.0%

市区町村別 平成27年12月までの計画相談実績【一覧】

No.	都道府県名	市区町村名	障害者総合支援法分				児童福祉法分					
			障害福祉サービス受給者数 a	計画作成済み人数 b	bのうちセルプラン c	bのうち代替プラン d	達成率 b/a (%)	障害児通所支援受給者数 e	計画作成済み人数 f	fのうちセルプラン g	fのうち代替プラン h	達成率 f/e (%)
(合計)			878,308	787,655	133,001	6,489	89.7%	294,280	215,428	58,430	2,852	82.0%
1892	鹿児島県	瀬戸内町	91	89	0	0	97.8%	17	17	0	0	100.0%
1893	鹿児島県	龍郷町	85	84	0	0	98.8%	16	16	0	0	100.0%
1894	鹿児島県	龍郷町	77	77	0	0	100.0%	20	20	0	0	100.0%
1895	鹿児島県	徳之島町	132	128	0	0	97.0%	20	20	0	0	100.0%
1896	鹿児島県	天城町	66	66	0	0	100.0%	13	13	0	0	100.0%
1897	鹿児島県	伊仙町	94	94	0	0	100.0%	4	4	0	0	100.0%
1898	鹿児島県	和泊町	62	62	0	0	100.0%	24	24	0	0	100.0%
1899	鹿児島県	知名町	35	35	0	0	100.0%	11	11	0	0	100.0%
1700	鹿児島県	与論町	55	55	0	0	100.0%	6	6	0	0	100.0%
1701	沖縄県	那覇市	2,953	2,895	62	0	91.0%	808	758	25	0	93.8%
1702	沖縄県	宜野湾市	808	731	7	0	90.5%	296	288	0	0	96.6%
1703	沖縄県	石垣市	510	508	12	0	99.2%	136	136	1	1	100.0%
1704	沖縄県	浦添市	947	865	24	0	91.3%	308	298	41	0	96.8%
1705	沖縄県	名護市	556	494	10	0	88.8%	158	149	3	0	91.7%
1706	沖縄県	糸満市	627	627	0	0	100.0%	185	165	0	0	100.0%
1707	沖縄県	沖縄市	1,536	1,384	6	72	90.1%	460	441	16	0	95.9%
1708	沖縄県	豊見城市	496	428	14	3	86.3%	154	149	0	0	96.8%
1709	沖縄県	うるま市	1,570	1,447	0	0	92.2%	388	371	0	0	95.6%
1710	沖縄県	宮古島市	690	671	9	0	97.2%	83	83	0	0	100.0%
1711	沖縄県	南城市	370	354	0	1	95.7%	89	87	0	0	97.8%
1712	沖縄県	国頭村	67	67	0	0	100.0%	5	5	0	0	100.0%
1713	沖縄県	大宜味村	55	55	0	0	100.0%	1	1	0	0	100.0%
1714	沖縄県	東村	40	38	0	0	95.0%	0	0	0	0	0
1715	沖縄県	今帰仁村	118	109	0	0	92.4%	19	16	0	0	84.2%
1716	沖縄県	本部町	172	169	2	0	98.3%	33	31	1	0	83.9%
1717	沖縄県	豊後村	95	80	0	0	84.2%	29	28	0	0	96.6%
1718	沖縄県	宜野座村	34	17	0	0	50.0%	24	15	0	0	62.5%
1719	沖縄県	金武町	149	149	0	0	100.0%	50	49	0	0	98.0%
1720	沖縄県	伊江村	41	39	0	0	95.1%	1	1	0	0	100.0%
1721	沖縄県	読谷村	366	363	0	0	99.2%	99	98	1	0	98.0%
1722	沖縄県	嘉手納町	147	139	0	0	94.6%	32	32	0	0	100.0%
1723	沖縄県	北谷町	286	283	0	0	99.0%	91	91	0	0	100.0%
1724	沖縄県	北中城村	140	140	0	0	100.0%	43	43	0	0	100.0%
1725	沖縄県	中城村	175	171	0	0	97.7%	48	48	0	0	100.0%
1726	沖縄県	西原町	370	310	2	0	83.8%	83	80	0	0	96.4%
1727	沖縄県	与那原町	160	160	0	0	100.0%	45	45	0	0	100.0%
1728	沖縄県	南風原町	332	332	0	0	100.0%	107	107	0	0	100.0%
1729	沖縄県	渡嘉敷村	5	3	0	0	60.0%	0	0	0	0	0
1730	沖縄県	座間味村	3	2	1	1	66.7%	1	1	1	1	100.0%
1731	沖縄県	粟国村	9	9	0	0	100.0%	0	0	0	0	0
1732	沖縄県	渡名喜村	3	1	0	0	33.3%	0	0	0	0	0
1733	沖縄県	南大東村	8	4	0	4	50.0%	0	0	0	0	0
1734	沖縄県	北大東村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1735	沖縄県	伊平屋村	8	8	0	0	100.0%	4	4	0	0	100.0%
1736	沖縄県	伊是名村	20	20	0	0	100.0%	1	1	0	0	100.0%
1737	沖縄県	久米島町	92	66	0	0	60.9%	1	1	0	0	100.0%
1738	沖縄県	八重瀬町	322	285	1	0	88.8%	57	54	0	0	94.7%
1739	沖縄県	多良間村	3	3	3	0	100.0%	0	0	0	0	0
1740	沖縄県	竹富町	23	22	0	0	95.7%	2	2	0	0	100.0%
1741	沖縄県	与那国町	16	13	0	0	81.3%	1	1	0	0	100.0%

◎厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課様へ

◎1,741箇所中、80%以上：1,402箇所／80%以上90%未満：192箇所／70%以上80%未満：74箇所／60%以上70%未満：32箇所／50%以上60%未満：22箇所／40%以上50%未満：7箇所／30%以上40%未満：4箇所／20%以上30%未満：2箇所／10%以上20%未満：0箇所／10%未満：2箇所／該当なし：4箇所

## 11 障害者の地域生活への移行等について

### (1) グループホームの整備の促進について

障害者の地域生活への移行を促進するためには、地域における住まいの場であるグループホームを確保することが重要である。

グループホームの利用者数については、平成27年10月時点で、介護サービス包括型では8.4万人、外部サービス利用型では1.6万人、計10.0万人となっており、障害者自立支援法施行前の平成17年度の3.4万人から着実に増加している。

第4期障害福祉計画（平成27～29年）では、平成29年度末までに全国で12.2万人がグループホームを利用することが見込まれており、引き続き、整備を進めていくことが求められている。

特に都市部における整備促進の観点から平成26年度より、都市部など土地の取得が困難な地域等において、各都道府県等の判断で地域の居住支援体制を柔軟に整備できるよう、一定の条件を満たすものとして都道府県知事等が認めた場合には、1つの新築の建物の中に合計定員20名までの範囲内で複数の共同生活住居の設置を認めることとしているので必要に応じ活用されたい。

また、第4期障害福祉計画では、これまでと同様、施設入所者数の削減を目標としていくこととしており、都道府県等におかれては、引き続き、グループホームの整備を促進し、施設入所者の地域生活への移行に努められたい。

### (2) グループホームの体験利用等について【関連資料1】

入所施設や精神科病院等に入所又は入院している障害者の地域生活への移行を円滑に進めるためには、それらの者が移行後に利用するサービス内容に納得感を持ちつつ、地域での生活に徐々に慣れていくプロセスが重要である。このため、入所又は入院中の段階から宿泊やサービス利用等を通じた地域生活の体験ができるよう、平成21年4月の報酬改定において、グループホームの体験入居の仕組みを創設している。

#### ① 利用実績の推移等

グループホームの体験入居の利用状況は、下表のとおり増加傾向が認められるものの、地域生活への移行を更に進める観点から、より一層の積極的な活用が求められる。

また、このグループホームの体験入居については、入所又は入院している障害者が地域生活に移行する場合だけでなく、家族と同居して自宅で生活している障害者が利用することも可能であるので、今後とも都道府県等におかれては、本制度の周知などその利用の促進に努められたい。

(参考) 体験入居の利用者数実績の推移

	平成 24 年 10 月	平成 25 年 10 月	平成 26 年 10 月	平成 27 年 10 月
包括型 GH(旧 CH)	762 人	905 人	1,116 人	1,155 人
外部型 GH(旧 GH)	225 人	285 人	138 人	127 人
合計	987 人	1,190 人	1,254 人	1,282 人

②地域移行支援の体験利用、体験宿泊の活用

平成 24 年 4 月から個別給付として実施している地域移行支援において、入所施設や精神科病院等に入所又は入院している障害者を対象に、日中活動サービスや一人暮らしに向けた宿泊等の地域生活の体験利用について報酬上評価しているところである。

また、平成 27 年度の報酬改定において、体験利用の提供開始日に関わらず 1 回の給付決定につき 15 日以内で利用可能とする見直しを行ったので(従前では利用期間が体験利用の提供開始日から 90 日以内に限られていた)、都道府県等におかれては、地域移行支援を利用する障害者の意向等も勘案しつつ、こうした体験利用の制度の積極的な活用を図り、地域生活への移行に取り組まれない。

(参考) 地域移行支援の体験利用、体験宿泊の利用者数実績の推移

	平成 25 年 10 月	平成 26 年 10 月	平成 27 年 10 月
障害福祉サービスの体験利用	55 人	40 人	50 人
体験宿泊	25 人	31 人	29 人
体験宿泊(夜間支援を行う場合)	31 人	33 人	17 人
合計	111 人	104 人	96 人

(3) グループホームの防火安全対策について

①消防法施行令等の改正【関連資料 2】

グループホームの防火安全対策については、平成 25 年 2 月に発生した長崎県長崎市の認知症高齢者グループホーム及び新潟県新潟市のグループホームにおける火災を受け、平成 25 年度、総務省消防庁において「障害者施設等火災対策検討部会」が 4 回開催され、平成 26 年 3 月に報告書がとりまとめられた。

これを踏まえ、消防法施行令等が改正され、グループホーム等における消防用設備の設置基準の見直しが行われた。見直しの概要は以下のア～エのとおりであるが、見直し後の基準は、既存施設については平成 30 年 4 月から、新規施設については平成 27 年 4 月から適用されるため、都道府県等におかれては、これらの内容をご了知の上、管内の消防署等と連携を図りつつ、管内市町村、関係事業所等に対して必要な周知徹底をし、グループホーム等の防火安全体制の推進に万全を期されるようにご協力をお願いする。

特にスプリンクラー設備については、今回の見直しにより小規模なグループホーム等においてもスプリンクラー設備の設置が必要となるケースが生じるが、設置場所や建物構造等によっては当該設備の設置が困難な場合も想定される。そのため、消防庁では、スプリンクラー設備に代えて、小規模なグループホーム等にも対応可能なパッケージ型自動消火設備を整備可能とするよう開発・検討を進め、今般、平成28年1月29日に小規模なグループホーム等に対応した新たなパッケージ型自動消火設備の設置及び維持に関する技術上の基準等を規定した告示改正（「パッケージ型自動消火設備の設置及び維持に関する技術上の基準の一部を改正する件」（平成28年1月29日消防庁告示第2号））が公布、当日施行されたところである。都道府県等におかれては、今後こうした設備の活用について管内事業者等に周知されたい。

また、スプリンクラー設備など消防用設備の設置義務のあるグループホームなどの障害者施設等のもとより、構造等により設置義務のない場合であっても、利用者の安全確保の徹底を図る観点から、社会福祉施設等施設整備費補助金の補助対象としているので、積極的に活用すること等によりその設置促進に努め、設置義務の有無にかかわらず防火安全対策に万全を期すよう努められたい。なお、消防用設備の設置（上記パッケージ型自動消火設備を含む。）については社会福祉施設等施設整備費補助金の補助対象としているので、積極的に活用されたい。加えて、消防用設備を賃貸物件に設置する場合についても、助成対象としていることを申し添える。

#### ア スプリンクラー設備の設置義務について

消防法施行令の一部を改正する政令（平成25年政令第368号。以下「改正令」という。）の施行により、消防法施行令別表第1（6）項口に掲げる障害者グループホームなど障害者施設等（「参考1」参照。以下「（6）項口に該当する障害者施設等」という。）については、従来の面積要件（延べ面積275㎡以上）が撤廃され、原則として、スプリンクラー設備の設置が義務付けられることになる（イのスプリンクラー設備の設置義務の免除要件に該当する場合を除く。）。

各自治体においては、利用者の安全確保の徹底を図る観点から、スプリンクラー設備の設置義務の免除要件を踏まえた上で、スプリンクラー設備の設置が新たに義務付けられる施設に対しては、改正令の施行時期にかかわらず、早期の設置促進に努められたい。

#### （参考1）消防法施行令別表第1（6）項口に掲げる施設

- ・ 障害児入所施設
- ・ 障害者支援施設（※1）
- ・ 短期入所を行う施設（※1）

・ 共同生活援助を行う施設（※1）

※1 避難が困難な障害者等を主として入所させる施設（※2）に限る。

※2 障害支援区分4以上の者が概ね8割を超える施設

## イ スプリンクラー設備の設置義務の免除について

（6）項口に該当する障害者施設等であっても、「火災発生時の延焼を抑制する機能を備える構造として総務省令で定める構造を有するもの」又は「介助がなければ避難できない者として総務省令で定める者を主として入所させるもの以外のものであって、延べ面積275㎡未満のもの」については、スプリンクラー設備の設置義務が免除されることになる。

このうち「介助がなければ避難できない者として総務省令で定める者を主として入所させるもの」の内容については、総務省消防庁から通知されている「消防法施行令の一部を改正する政令等の運用について（通知）」（平成26年3月28日消防予第118号消防庁予防課長通知。以下「第118号通知」という。）等において、障害支援区分が4以上の者であって一定の認定調査項目に該当する者の数が利用者の概ね8割を超えるものと示されているので、留意されたい。

なお、サテライト型住居については、第118号通知にあるように、その入居形態は一般の共同住宅と変わらないことから、通常は、（5）項口（寄宿舎、下宿又は共同住宅）として取り扱われるものと考えられるが、具体的な個々の事例において疑義が生じた場合には、管内の消防署と協力、連携の上適切に対応されたい。

## ウ 自動火災報知設備と火災通報装置の連動について

消防法施行規則の一部を改正する省令（平成25年総務省令第126号。以下「改正省令」という。）の施行により、（6）項口に該当する障害者施設等に設ける消防機関へ通報する火災報知設備については、自動火災報知設備の感知器の作動と連動して起動するようにすることが義務付けられることになる。

障害者施設等の従業員は、自動火災報知設備や消防機関へ通報する火災報知設備の取扱いについて習熟していることや非火災報対策を行うことが求められる（「参考2」参照）ため、各自治体においては、消防部局からの障害者施設等に対する十分な技術的指導等が行われるよう、必要な協力をお願いしたい。

（参考2）第118号通知においては、施設側において次により非火災報対策を行うことが求められている。

- ・ 誤操作による出動を防止するため、従業員等に対して自動火災報知設備及び火災通報装置の取扱いについて習熟させておく必要が

あること。

- ・ 非火災報又は誤作動と判明したときは、直ちに消防機関にその旨を通報すること。
- ・ 自衛消防訓練を実施する場合は、連動停止スイッチ箱等を操作し、必ず非連動として、自動火災報知設備が作動したことを知らせるメッセージが送信できない状態にした後、実施すること。
- ・ 非火災報が発生した場合は、その原因を調査し、感知器の交換等必要な非火災報防止対策を講じること。

## エ 自動火災報知設備の設置義務について

改正令の施行により、消防法施行令別表第1(6)項ハに掲げる障害者グループホームなど障害者施設等（「参考3」参照）のうち、利用者を入居又は宿泊させるものについては、従来の面積基準（延べ面積300㎡以上）が撤廃され、全ての施設に自動火災報知設備の設置が義務付けられることになる。

各自治体においては、利用者の安全確保の徹底を図る観点から、現在未設置の施設に対して、改正令の施行時期にかかわらず、自動火災報知設備の早期の設置促進に努められたい。

### （参考3）消防法施行令別表第1(6)項ハに掲げる施設

- ・ 身体障害者福祉センター
- ・ 障害者支援施設（※）
- ・ 地域活動支援センター
- ・ 福祉ホーム
- ・ 生活介護を行う施設
- ・ 短期入所を行う施設（※）
- ・ 自立訓練を行う施設
- ・ 就労移行支援を行う施設
- ・ 就労継続支援を行う施設
- ・ 共同生活援助を行う施設（※）

※ 避難が困難な障害者等を主として入所させる施設を除く。

## ②建築基準法施行令等の改正【関連資料3】

グループホームは、建築基準法上、寄宿舎の用途区分に該当する 경우가多いが、国土交通省において、平成26年7月に建築基準法施行令が改正され、同年8月に必要な告示が公布及び施行されたことに伴い、防火上主要な間仕切壁を準耐火構造とすること等が求められている一定の建築物（寄宿舎を含

む)について、自動スプリンクラー設備等設置部分その他防火上支障がないものとして国土交通大臣が定める部分の間仕切壁は準耐火構造とすること等を要しないこととされた。このように、一定の区画ごとにスプリンクラーを設置した場合や小規模で避難が極めて容易な構造の場合には、防火対策の規制の合理化が図られていることから、グループホームを整備するに当たって、必要に応じて建築部局とも連携を図りつつ整備を進められたい。

**(4) グループホームのサテライト型住居の利用状況について【関連資料4】**

共同生活を営むというグループホームの趣旨を踏まえつつ、一人で暮らしたいというニーズにも応え、地域における多様な住まいの場を増やしていく観点から、グループホームの新たな支援形態としてサテライト型住居の仕組みを平成26年度に創設したところである。制度創設後1年が経過したことから、その利用実態等を把握すべく本年度利用状況に関する調査を実施したところであり、その調査結果は関連資料4のとおりである。

グループホームを利用している者のうち一人暮らし等を希望する者が安心してグループホームを退居し、新たな地域生活に移行できるよう、引き続き、サテライト型住居の活用について管内事業所等への助言・指導をお願いする。

**(5) 宿泊型自立訓練の利用状況について【関連資料5】**

宿泊型自立訓練は、知的障害者や精神障害者が宿泊型自立訓練事業所に入所し、生活能力の維持、向上等のために必要な訓練等を受けるものであり、精神障害者等の地域生活を支える制度として重要な役割を担っているところである。今年度、利用者が宿泊型自立訓練事業所に入所する前と退所した後の生活の場等の実態を把握するため調査を実施したところであり、その調査結果は関連資料5のとおりである。

宿泊型自立訓練を利用する精神障害者にとって、精神科病院から退院してすぐに単身生活等を送ることが困難な場合、まずは一定期間宿泊型自立訓練事業所に入所し、生活を送りながら必要な訓練を受け、訓練終了後には単身生活等の地域生活に移行するといった中間的な居住の場という側面がある。このため、例えば、入院の必要性がないにもかかわらず、宿泊型自立訓練事業所を退所後不要に精神科病院に戻るといったことがないよう、必要に応じて家族や市町村、相談支援事業所などの関係機関を含めた会議を開催するなど、利用終了後は適切に地域生活への移行につながるよう、管内事業所への助言・指導に努められたい。

**(6) 障害者の住まいの場の確保のための福祉部局と住宅部局の連携について**

障害者が入所施設等ではなく地域の中で生活を送れるよう、住まいの場を確保することが重要である。

このため、厚生労働省と国土交通省が協力し、両省における住まいの場の



確保策をまとめた「障害者の住まいの場の確保のための福祉部局と住宅部局の連携について」（平成 21 年 11 月 12 日厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長、国都交通省住宅局住宅総合整備課長連名通知）を發出し、福祉部局と住宅部局の連携による障害者の住まいの場の確保の取組をお願いしている。

障害者の住まいの場の確保のためには、公営住宅のグループホームとしての活用や公的賃貸住宅、民間賃貸住宅への入居促進等が重要であるため、各種会議・研修等を通じて、当該通知の周知に努めるなど、引き続き、福祉部局と住宅部局の連携による取組の強化をお願いする。

また、高齢者、障害者、子育て世帯等のように、居住や福祉に関する支援ニーズの高い方々に対する居住支援の強化を図ることを目的として、①厚生労働省及び国土交通省における居住・福祉に関する施策や、②住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成 19 年法律第 112 号）第 10 条第 1 項に規定する各地の「居住支援協議会」で行っている先進的な取組に関する情報提供の場として、平成 24 年度から地方公共団体の実務者を対象とした連絡会議を国で開催しているところであり、平成 28 年度の開催は現時点では未定であるが、開催される場合には住宅部局の担当職員とともに積極的な参加をお願いする。

#### （7）矯正施設等を退所した障害者の地域生活への移行支援策について

矯正施設等を退所した障害者については、福祉的支援が必要であるにもかかわらず必要とする福祉サービス等を受けていない者が少なくない状況が明らかになっている。

このため、矯正施設等を退所した障害者の地域生活への移行を支援するため、平成 21 年度から地域生活定着支援センターと保護観察所が協働し、グループホームなど福祉施設等への受け入れ調整等を行っている。

また、平成 24 年 6 月に成立した障害者総合支援法では、地域移行支援の対象に新たに「その他の地域における生活に移行するために重点的な支援を必要とする者であって厚生労働省令で定めるもの」が追加され、平成 26 年 4 月から、保護施設や矯正施設、更生保護施設に入所等している障害者を支援対象に加えた。また、面談、支援計画の作成、住居の確保など障害者支援施設やグループホーム等で矯正施設等を退所した障害者を受け入れ、地域で生活するために必要な相談援助や個別支援等を行った場合には、報酬上、加算（地域生活移行個別支援特別加算）として評価しているところである。

当該加算については下表のとおり算定対象者数の着実な増加が認められるところであるが、算定実績の全くない自治体があるなど地域によってその取組状況に温度差が認められるところであり、都道府県等におかれては、矯正施設等に入所等している障害者が退所等に伴い円滑に地域生活に移行できるよう支援するため、障害者の意向等を勘案しながらこうした支援の活用が図られるよう取り組まれない。

(参考) 地域生活移行個別支援特別加算の対象者数実績の推移

	平成25年10月	平成26年10月	平成27年10月
包括型GH	110人	256人	286人
外部型GH	134人	68人	80人
障害者支援施設	42人	46人	51人
宿泊型自立訓練	41人	33人	53人
合計	327人	403人	470人

※障害者支援施設については、個人加算の算定利用者数を計上

なお、罪を犯した障害者が矯正施設等を退所した後に地域で生活できるようにするためには、多様な福祉サービス等を確保するとともに、地域や福祉施設等での理解を深めることが重要であり、障害福祉サービス事業所の従事者等に対して、罪を犯した障害者の特性や効果的な支援方法など専門性の強化を図るための研修の実施等に必要な費用について、平成25年度から地域生活支援事業のメニュー（「矯正施設等を退所した障害者の地域生活への移行促進事業」）として支援を行っているところである。都道府県等におかれては、保護観察所や地域生活定着支援センターなど関係機関と緊密に連携の上、矯正施設等を退所する者の支援に取り組まれない。

(参考) 矯正施設等を退所した障害者の地域生活への移行促進事業の概要

ア 事業の目的

障害福祉サービス事業所の従事者等に対して、罪を犯した障害者等の特性や効果的な支援方法など専門性の強化を図るための研修等を実施することにより、矯正施設等を退所した障害者の地域生活への移行・定着を推進することを目的とする。

イ 事業の内容

(ア) 研修事業

障害福祉サービス事業所や相談支援事業所の従事者等に対して、罪を犯した障害者等の特性や効果的な支援方法など専門性の強化を図るための研修を実施

(イ) 普及啓発事業

地域住民をはじめとする関係機関等に対して罪を犯した障害者等に関するシンポジウムの開催やパンフレットの作成等により広報その他の啓発活動を実施

(ウ) 受入促進事業

障害者支援施設、宿泊型自立訓練事業所又はグループホームが実施する矯正施設等を退所した障害者の受け入れ促進のために有効な取組への支援

【取組の例示】

- ・ 受け入れ前の求人その他の体制確保
- ・ 従事者研修の開催 等

※ 事業の一部又は全部を団体等に委託することが可能

(8) 地域相談支援の着実な実施等について【関連資料6】

① 地域相談支援の提供体制の整備について

平成24年4月1日から創設された地域移行支援、地域定着支援については、各自治体が定める第4期障害福祉計画において、平成29年度にそれぞれ1か月平均で、地域移行支援は4,368人、地域定着支援は6,648人の利用が見込まれているところである。

しかしながら、現時点の利用実績については、直近の平成27年10月で、地域移行支援が475人、地域定着支援が2,232人と低調となっており、都道府県別にみてもその状況に差異がある。また、障害種別ごとにみると特に地域移行支援はその利用者の8割以上が精神障害者となっており、知的障害者及び身体障害者の利用は進んでいない状況である。

また、障害福祉計画に位置付けることとなる障害者の地域生活を支援する機能を持った地域生活支援拠点等の果たすべき機能として、常時の連絡体制の確保や緊急時支援を行う地域定着支援は重要なものと位置付けられる。

このため、特にこれらの利用が進んでいない自治体におかれては、障害者支援施設や精神科病院等からの地域移行及び地域移行後の地域生活への定着を着実に進めるため、障害者総合支援法に規定する協議会を積極的に活用し、地域相談支援の提供体制の確保に取り組むよう、よろしく願います。

なお、地域定着支援の給付決定に際して、地域移行支援を利用していない障害者や家族と同居している障害者を一律に給付対象外として運用している自治体が見受けられるが、いずれのケースも地域定着支援の給付対象となり得ること、また、地域定着支援は必ず1年間しか利用できないと認識している自治体もあるが、緊急時等の支援体制が必要と見込まれる場合には更新が可能（更なる更新も可能）であることから、各自治体においては、本人の意向や心身の状況、同居家族の状況等を十分に勘案の上、必要な方には支援が行き届くよう適切な運用に努められたい。

## ②精神障害者の退院支援体制の整備等について

平成 25 年 6 月に成立した精神保健福祉法の一部改正法により、医療保護入院者の地域生活への移行を促進する観点から、精神科病院の管理者に対する相談支援事業者等の紹介努力義務規定が設けられ、平成 26 年 4 月から施行されているところである。

これを受け、相談支援事業者等（地域援助事業者）において、通常必要となる職員に加えて退院支援に関する業務等を行うための職員の配置に必要な費用等について、地域生活支援事業費補助金のメニュー（「相談支援事業所等（地域援助事業者）における退院支援体制確保」）として支援を行っているので、積極的に活用されたい。

### （参考）相談支援事業所等（地域援助事業者）における退院支援体制確保の概要

#### ア 目的

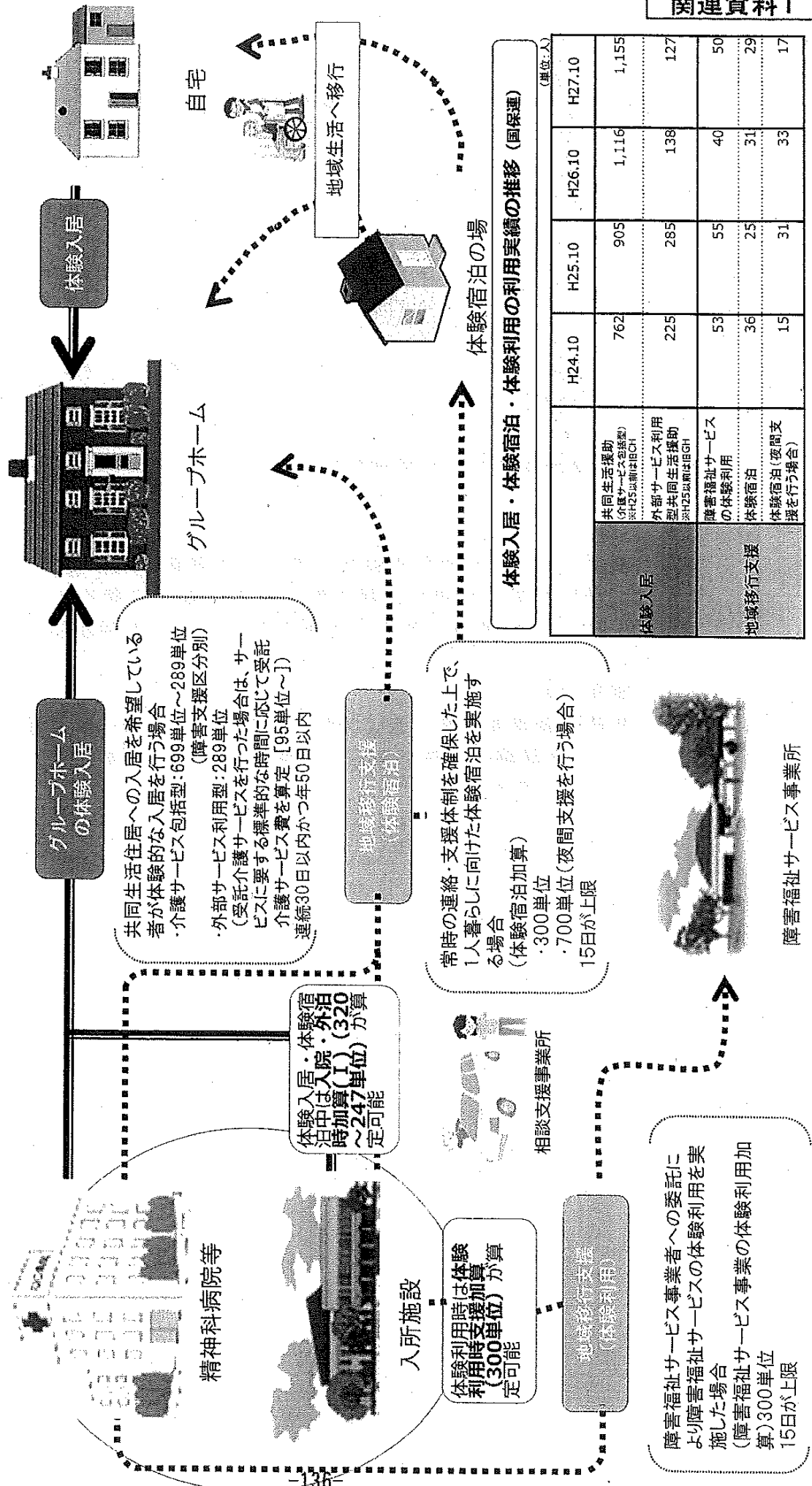
精神保健及び精神障害福祉に関する法律第 33 条の 5 の規定に基づく地域援助事業者が退院支援体制の確保に要する費用の一部について補助を行い、医療保護入院者の地域生活への移行を促進することを目的とする。

#### イ 事業内容

相談支援事業所等（地域援助事業者）における退院支援体制を確保するため、必置職員以外の職員を配置するために必要となる賃金や諸経費等について助成する。

# 施設入所者等の地域生活の体験に関する仕組み

施設入所者等の地域生活への移行を円滑に進めるためには、地域での生活に徐々に慣れていくことが重要であると考えられることから、入所・入院中の段階から宿泊等の地域生活の体験ができるようグループホーム等の体験入居や体験宿泊、障害福祉サービス体験利用を促進。また、グループホームの体験入居については、家族と同居しながら自宅で生活する障害者も利用可能。



# グループホーム等における消防設備の設置義務

【(新設)平成27年4月～(既設※1)平成30年4月～】

対象施設	スプリンクラー設備 ※3		自動火災報知設備		消防機関へ通報する火災報知設備	
	改正前	平成27年4月～	改正前	平成27年4月～	改正前	平成27年4月～
<p>【入所施設(障害児・重度障害者)、グループホーム(重度)】 ※消防法施行令別表第1(6)項関係</p> <p>①障害児施設(入所)</p> <p>②障害者支援施設・短期入所・グループホーム(障害支援区分4以上の者が概ね8割を超えるものに限る。)</p>	275㎡以上	全ての施設 ※2を除く。	全ての施設	全ての施設	全ての施設	全ての施設
<p>【上記以外(通所施設等)】 ※消防法施行令別表第1(6)項関係</p> <p>①障害児施設(通所)</p> <p>②障害者支援施設・短期入所・グループホーム(障害支援区分4以上の者が概ね8割を超えるものを除く。)</p> <p>③身体障害者福祉センター、地域活動支援センター、福祉ホーム、障害福祉サービス事業所(生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援)</p>	6000㎡以上 (平屋建てを除く)	300㎡以上	利用者を入居させ、若しくは宿泊させるもの、又は、延べ面積が300㎡以上のもの	500㎡以上		

★平成27年4月から基準を変更  
消防機関へ通報する火災報知設備は、自動火災報知設備の感知器の作動と連動して起動するものとするよう基準を変更

別冊第2①

※1 既存のグループホーム(新築、増築、改装、移転、修繕又は模様替えの工事中のものを含む)については、平成30年3月末までの道予期間あり。  
 ※2 障害支援区分の認定調査項目のうち、障害支援区分4以上で「移業」「移動」「説明の理解」「多動・行動停止」「不安定な行動」の6項目のいずれの項目も「全面的な支援が必要」「理解できない」「判断できない」等に該当しない者の数と障害支援区分3以下の者の数との合計が利用者の2割以上であって、延べ面積が275㎡未満のもの  
 ※3 防火区画を設けること等による構造上の免除要件あり(別紙)

# スプリンクラー設備の設置基準の見直し

## スプリンクラー設備の設置を要しない構造

改正消防法施行規則第12条の2

ア 1000㎡以上  
イ 延べ面積100㎡未満  
ウ 共同住宅の一部

**防火区画**

居室を耐火構造の壁・床で区画  
区画は200㎡未満

居室を準耐火構造の壁・床で区画  
区画は100㎡以下、かつ、4以上の居室を含まない

延べ面積275㎡未満の施設で、入居者が利用する居室が避難階のみの施設については、内装制限に代えて、第2項第2号の例によることができる。

**内装制限**

第1項第2号

第1項第1号

令12条第1号に掲げる防火対象物である

単一用途

入所者が利用する居室が避難階

Yes

No

居室を壁、天井、床で区画  
煙感知器

入所者が利用する居室に屋内外から開放可能な開口部

入所者が利用する居室の2方向避難

**内装制限を要しないための検証**

第2項第2号

**内装制限**  
(居室を区画すること不要)

第2項第1号

共同住宅の一部を施設としたもの(他の用途は存しないもの)

施設部分の延べ面積の合計が275㎡未満

Yes

**防火区画**

施設部分の各住戸を準耐火構造の壁・床で区画

施設部分の各住戸が100㎡未満

居室及び通路に煙感知器

避難経路

他の居室を通過しない

通路に面する扉は自閉不燃等

**内装制限**

第3項

いずれにも該当しないものはスプリンクラー設備を設置



# 障害者グループホームの消防設備に対する助成制度

グループホームのスプリンクラー設備など消防用設備の設置費用に対しては、利用者の安全確保の徹底を図る観点から、建物の所有形態（自己所有、賃貸）や消防用設備の設置義務の有無にかかわらず、助成対象としている。

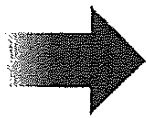
社会福祉施設等施設整備費補助金 平成27年度予算 26億円	
対象要件	【1施設当たり】 30万円以上～1,000万円以内が対象
対象法人	社会福祉法人、医療法人、公益法人、NPO法人 等
基準単価 (事業費ベース)	スプリンクラー
	自動火災報知設備
	消防機関への通報装置
負担割合	【1㎡当たり】 1,000㎡未満 18,600円以内 1,000㎡以上 35,200円以内  国 1/2 都道府県・指定都市・中核市 1/4 事業者 1/4

※ 創設の場合は、特段の加算を設けていない。(基本単価の中で対応)

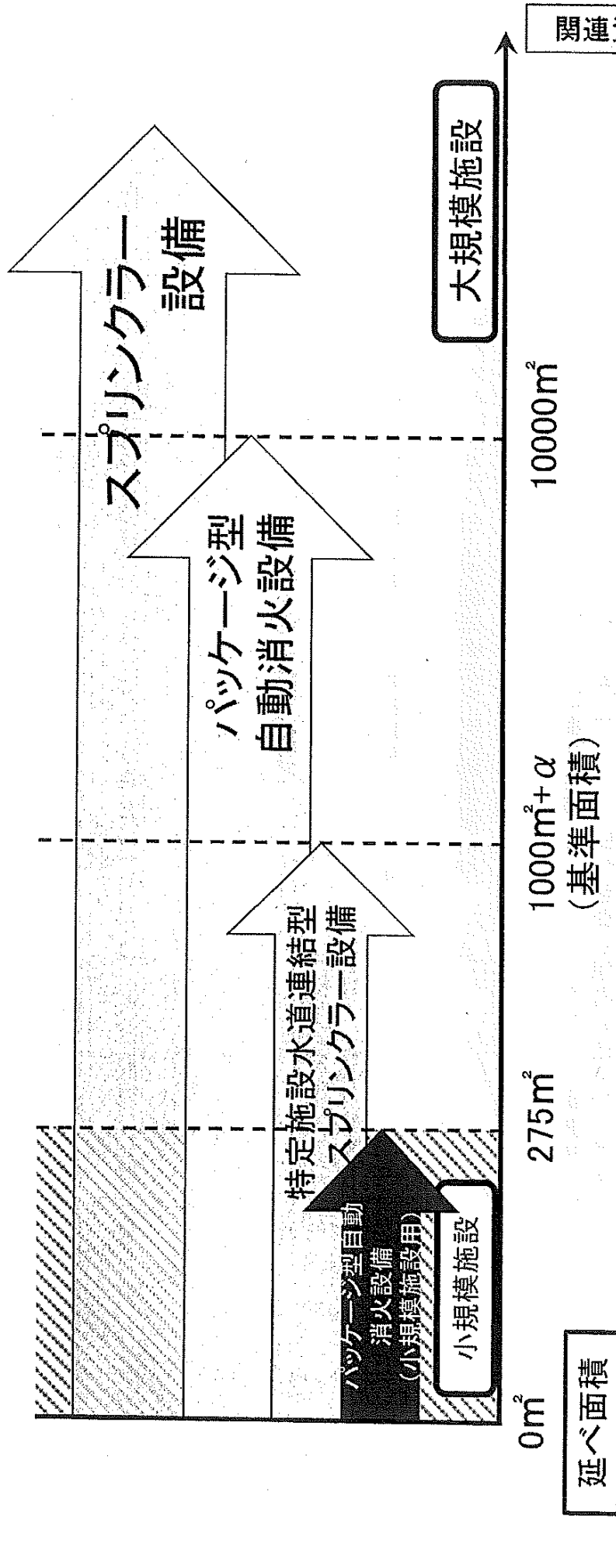


# 自動火災警報設備

スプリンクラー設備等の自動消火設備については、面積に応じて設置できるものが規定

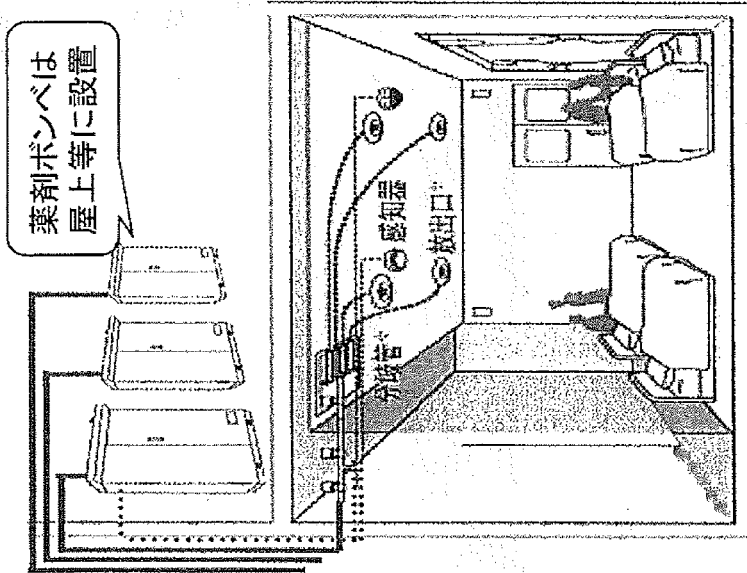


設置面積イメージ

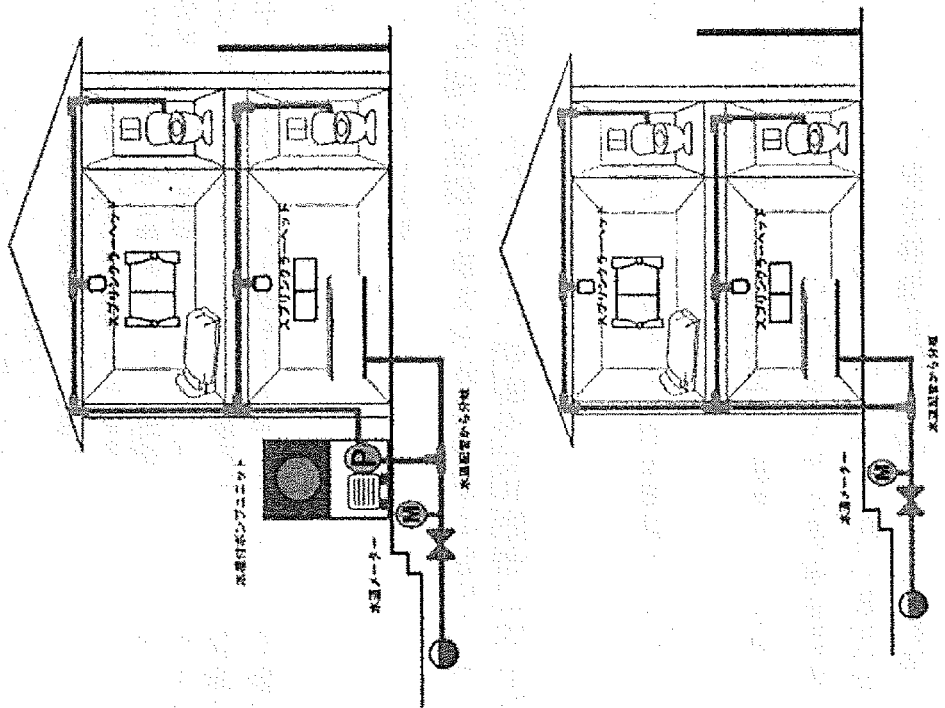


関連資料2④

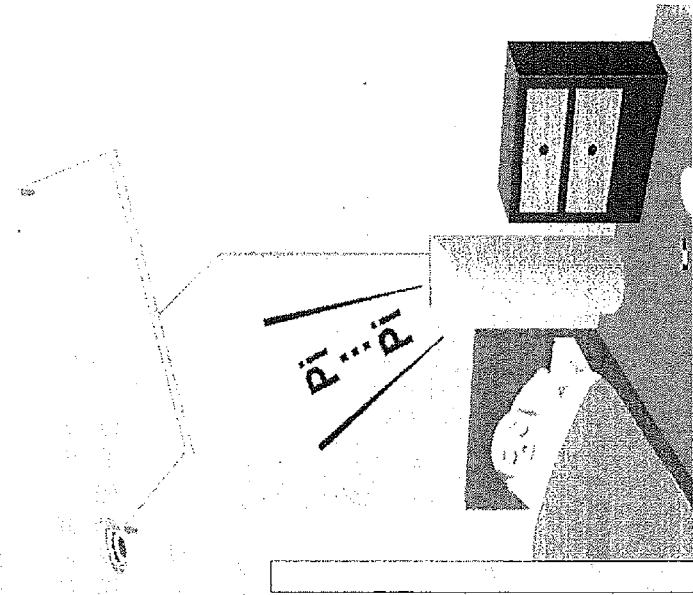
# スプリンクラー設備等の自動消火設備の種類



従来のバケージ型自動消火設備  
(10,000㎡以下対応)



特定施設水道連結型スプリンクラー設備  
(1,000㎡未満対応)



小規模施設用のバケージ型  
自動消火設備 (275㎡未満対応)

# 寄宿舎等における間仕切壁の防火対策の合理化

## ○ 背景

※「グループホーム」や「貸しルーム」は、建築基準法令上「寄宿舎」に該当。

- 平成25年2月の長崎市における認知症高齢者グループホーム火災(死者5名)を契機とし、「認知症高齢者グループホーム等火災対策検討部会」が消防庁に設置され、国土交通省も参加。
- そこでの議論を踏まえ、消防庁において消防法令を見直し、認知症高齢者グループホーム等の高齢者施設について原則全てにスプリンクラーの設置を義務付け(平成25年12月27日公布、平成27年4月1日施行)。その議論の中で「スプリンクラー設備を設けた場合には、建築基準法の防火規制を合理化すべきではないか」と指摘されたところ。
- これを受け、スプリンクラー設備を設けた場合や小規模で避難が極めて容易な構造とする場合について、防火対策の規制の合理化を実施。

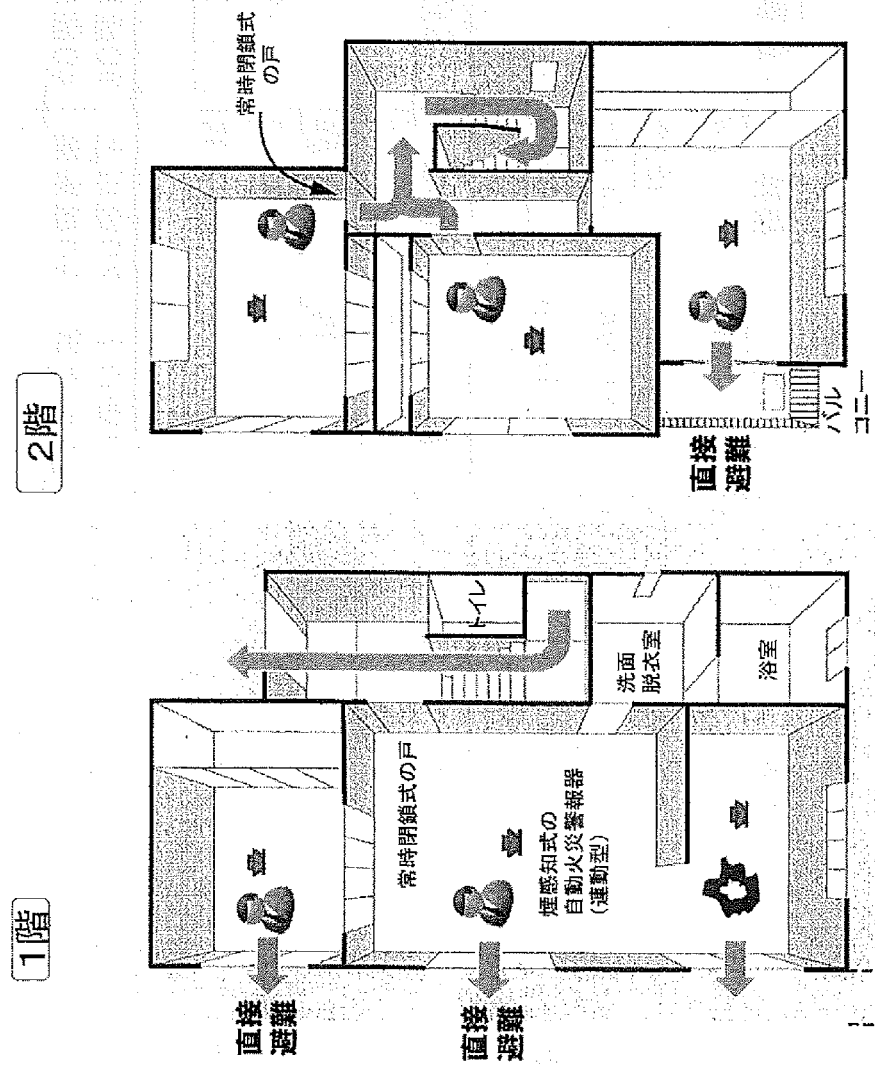
※グループホームや貸しルームについては、住宅からの転用を容易にするため、従来より防火規制の緩和の要望があったところ。

## ○ 現行と合理化の内容

建築物の利用者の避難上の安全性が十分に確保される場合(スプリンクラー設備を設けた場合や小規模で避難が極めて容易な構造とする場合)に、寄宿舎等における間仕切壁の防火対策の規制を適用除外とする。

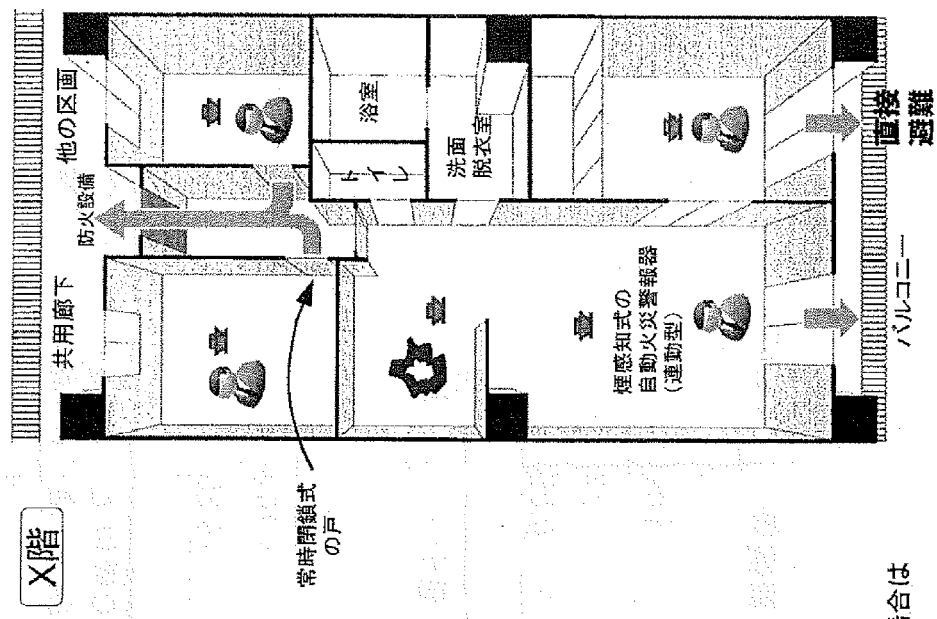
規定	現行	規制の内容 対象用途：寄宿舎、診療所など 見直し後
防火上主要な間仕切壁(令第112条第2項、令第114条第2項)	居室と廊下の間や一定規模毎の居室間の壁等を防火性能の高いもの(準耐火構造)とし、小屋裏又は天井裏に達せしめること	以下のいずれかの場合は、間仕切壁の防火対策を適用除外とする。 A：床面積200㎡以下の階又は床面積200㎡以内毎に準耐火構造の壁等で区画した部分に、スプリンクラー設備を設けた場合 B：小規模 <sup>※1</sup> で、各居室に煙感知式の住宅用防災報知設備若しくは自動火災報知設備又は運動型住宅用防災警報器が設けられ、①又は②のいずれかに適合する場合 ①各居室から直接屋外、避難上有効なバルコニー又は100㎡以内毎の他の区画(屋外及び避難上有効なバルコニーは、幅員50cm以上の通路その他の空地に面するものに限る。以下「屋外等」という。)に避難ができるものであること ②各居室の出口から屋外等に、歩行距離8m(各居室と通路の内装不燃化の場合は16m)以内で避難でき、かつ、各居室と避難経路とが間仕切壁及び常時閉鎖式の戸(ふすま、障子等を除く。)等で区画されているものであること ※1 居室の床面積の合計が100㎡以下の階又は居室の床面積の合計100㎡以内毎に準耐火構造の壁等で区画した部分
A:6月27日公布、7月1日施行 B:8月22日公布、施行	<div style="text-align: right;"> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">図解 巻3</span> </div>	

一戸建ての住宅を寄宿舎に転用する場合を想定した例



※すべての居室から直接屋外等に避難可能な場合は常時閉鎖式の戸は不要

マンションの1住戸を寄宿舎に転用する場合を想定した例



居室から直接屋外等に避難、又は居室の出口から歩行距離8m※以内に屋外等に避難  
 ※各居室及び通路の内装を不燃化した場合は16m

50cm以上

## サテライト型住居の利用者数等

「サテライト型住居」とは、グループホームの新たな支援形態として、本体住居と密接な連携を確保しつつ、本体住居とは別の場所、つまり単身生活のできる民間アパート等の一室を利用し、グループホームの世話人が巡回支援することによって生活を支えるもの。(平成26年度創設)

	総数	身体	知的	精神	障害児	難病等	事業所数
サテライト	302	9	191	102	0	0	213
割合	100.0%	3.0%	63.2%	33.8%	0.0%	0.0%	—
GH全体	96,012	6,764	64,725	24,483	18	22	6,637
割合	100.0%	7.0%	67.4%	25.5%	0.0%	0.0%	—

	総数	区分なし	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6
サテライト	302	81	45	98	51	22	4	1
割合	100.0%	26.8%	14.9%	32.5%	16.9%	7.3%	1.3%	0.3%
GH全体	96,012	20,241	3,964	20,949	22,003	14,708	8,318	5,829
割合	100.0%	21.1%	4.1%	21.8%	22.9%	15.3%	8.7%	6.1%

	総数	18歳未満	18歳以上 20歳未満	20歳以上 30歳未満	30歳以上 40歳未満	40歳以上 50歳未満	50歳以上 60歳未満	60歳以上 65歳未満	65歳以上
サテライト	302	0	11	65	83	69	51	16	7
割合	100.0%	0.0%	3.6%	21.5%	27.5%	22.8%	16.9%	5.3%	2.3%
GH全体	96,012	122	1,512	13,214	18,038	23,164	19,497	9,820	10,645
割合	100.0%	0.1%	1.6%	13.8%	18.8%	24.1%	20.3%	10.2%	11.1%

関連資料4

出典:「サテライト」は障害福祉課調べ(平成27年4月1日現在)、「GH全体」は平成27年3月国保連データ

# 宿泊型自立訓練の利用状況について

宿泊型自立訓練の利用実態を把握するため、平成27年7月1日現在の事業所情報と平成27年1月から6月までに退所した者の利用者の状況を調査。

○法人格別・対象とする退所者種別事業所数（事業所）

種別	総数	精神障害	知的障害	定めなし	特設再発
社会福祉法人	115	45	48	22	115
割合	100.0%	39.1%	41.7%	19.1%	45.3%
医療法人	113	94	0	19	113
割合	100.0%	83.2%	0.0%	16.8%	44.5%
その他	26	17	3	6	26
割合	100.0%	65.4%	11.5%	23.1%	10.2%
合計	254	156	51	47	254
割合	100.0%	61.4%	20.1%	18.5%	100.0%

○事業所の法人格別定員・利用者数

種別	定員	利用者	退所者
社会福祉法人	2,260	1,683	617
医療法人	2,211	1,569	577
その他	542	403	122
合計	5,013	3,655	1,316

※退所者数はH27.1.1～6.30までに退所した者数。以下同じ

○主たる障害種別退所者数

種別	総数	精神障害	知的障害
社会福祉法人	617	214	403
割合	100.0%	34.7%	65.3%
医療法人	577	563	14
割合	100.0%	97.6%	2.4%
その他	122	113	9
割合	100.0%	92.6%	7.4%
合計	1,316	890	426
割合	100.0%	67.6%	32.4%

○入所前及び退所後の生活の場別退所者数

退所後の生活の場	総数		民間賃貸住宅 や 公営住宅等での 入居らし		家族同居		障害者支援施設 グループホーム		精神科病院		介護保健施設		その他	
	総数	割合	総数	割合	総数	割合	総数	割合	総数	割合	総数	割合	総数	割合
入所前の生活の場	617	100.0%	32	5.2%	230	37.3%	56	9.1%	147	23.8%	1	0.2%	3	0.5%
社会福祉法人	577	100.0%	17	2.9%	58	10.1%	27	4.7%	389	67.4%	0	0.0%	0	0.0%
割合	100.0%	93.5%	5.2%	8.4%	25.0%	25.8%	12.3%	12.3%	56.8%	56.8%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
医療法人	122	100.0%	8	6.6%	27	22.1%	0	0.0%	76	62.3%	0	0.0%	4	3.3%
割合	100.0%	6.6%	6.6%	5.4%	22.1%	18.3%	0.0%	0.0%	62.3%	51.5%	0.0%	0.0%	3.3%	2.7%
合計	1,316	100.0%	57	4.3%	315	23.9%	83	6.3%	612	46.5%	1	0.1%	7	0.5%
社会福祉法人	617	100.0%	108	17.5%	122	19.8%	32	5.2%	31	5.0%	8	1.3%	1	0.2%
割合	100.0%	17.5%	17.5%	13.3%	19.8%	15.1%	5.0%	5.0%	4.6%	0.6%	0.6%	0.2%	0.2%	
医療法人	577	100.0%	128	22.2%	82	14.2%	186	32.2%	137	23.7%	13	2.3%	2	0.3%
割合	100.0%	22.2%	22.2%	16.8%	14.2%	14.2%	23.7%	23.7%	23.7%	2.3%	2.3%	0.3%	0.3%	
その他	122	100.0%	38	31.1%	16	13.1%	26	21.3%	29	23.8%	2	1.6%	0	0.0%
割合	100.0%	31.1%	31.1%	24.3%	13.1%	10.0%	21.3%	23.8%	23.8%	1.6%	1.6%	0.0%	0.0%	
合計	1,316	100.0%	274	20.8%	200	15.2%	535	40.7%	197	15.0%	23	1.7%	3	0.2%
割合	100.0%	20.8%	20.8%	15.6%	15.2%	11.6%	40.7%	15.0%	15.0%	1.7%	1.7%	0.2%	0.2%	

○標準利用期間及び利用期間別退所者数

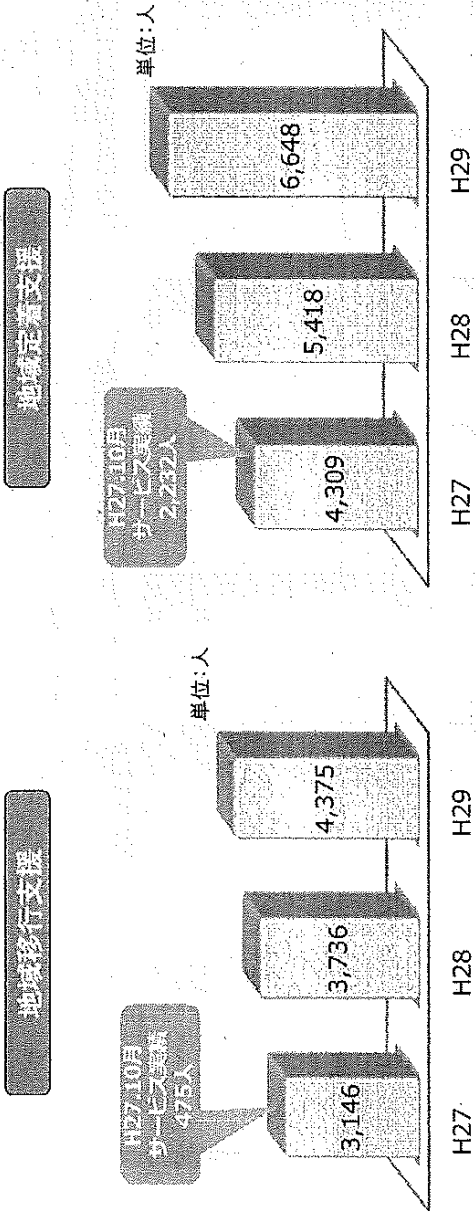
標準利用期間	入所から退所までの利用期間	
	2年以下	2年以上
社会福祉法人	617	617
割合	100.0%	100.0%
医療法人	577	577
割合	100.0%	100.0%
その他	122	122
割合	100.0%	100.0%
合計	1,316	1,316
割合	100.0%	100.0%

○これまで当該事業所を利用した回数別退所者数

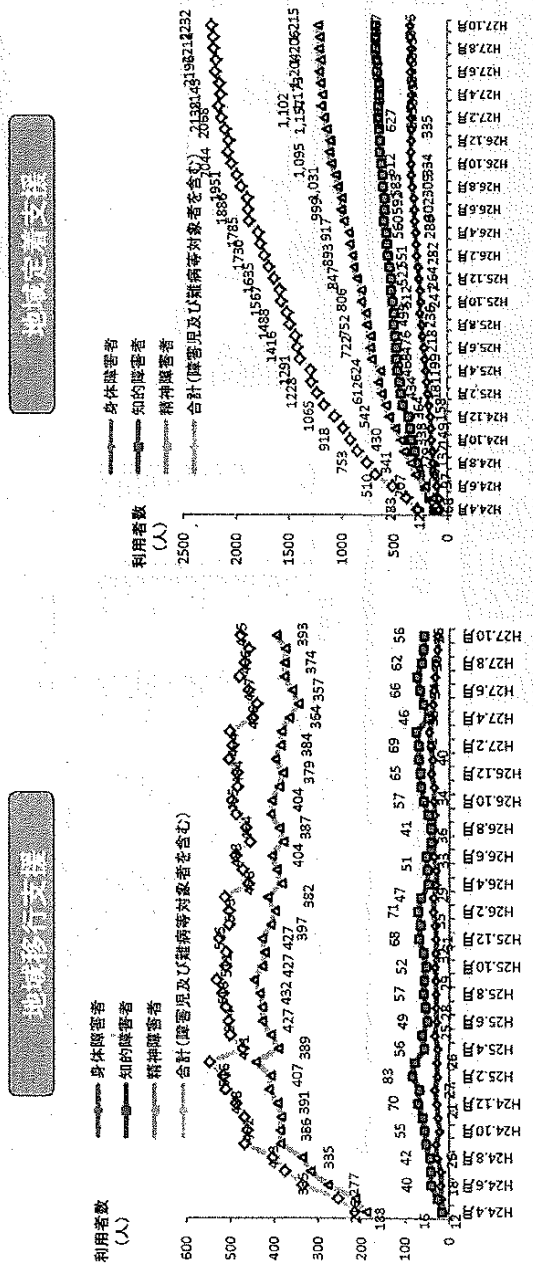
種別	回数			
	1回	2回	3回以上	合計
社会福祉法人	617	597	19	1,233
割合	100.0%	96.8%	3.1%	100.0%
医療法人	577	533	44	1,154
割合	100.0%	92.4%	5.4%	100.0%
その他	122	121	1	244
割合	100.0%	99.2%	0.8%	100.0%
合計	1,316	1,251	65	2,632
割合	100.0%	95.1%	3.9%	100.0%

# 地域相談支援（地域移行支援・地域定着支援）の利用者数実績等

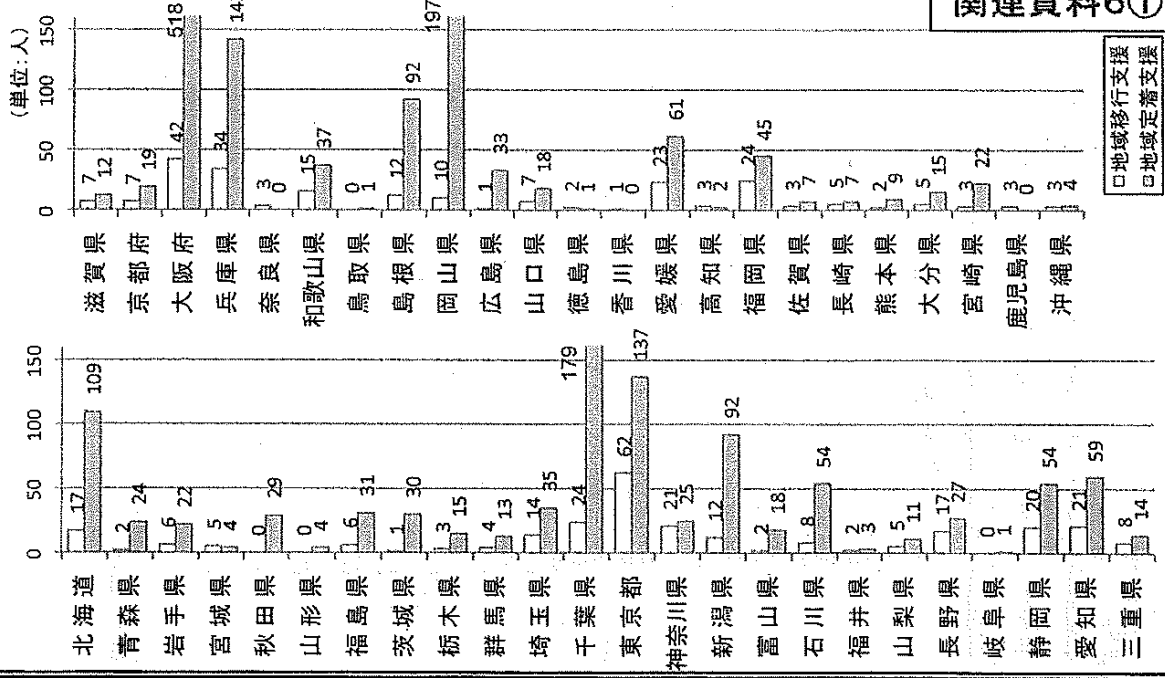
## ◆ 第4期障害福祉計画における見込量



## ◆ 障害別利用者数の推移 (H24.4～H27.10)



## ◆ 都道府県別利用者数 (H27.10)









## 12 障害者虐待の未然防止・早期発見等について

### (1) 障害者虐待の未然防止・早期発見について

#### ① 障害者虐待事例への対応状況等

平成 27 年 12 月 22 日に公表した、「平成 26 年度 都道府県・市区町村における障害者虐待事例への対応状況等（調査結果）」では、昨年度と比較して相談・通報件数は全体的に減少している。一方、当該施設の従事者や設置者・管理者による相談・通報件数は昨年度比で 24%増加しており、これはサービス事業者等において障害者虐待防止法への理解が深まり、通報義務が徹底されつつあるものと考えられる。

また、虐待判断件数は、養護者による虐待は 1,666 件と昨年度より 98 件減少し、障害者福祉施設従事者等によるものは 311 件で昨年度より 48 件増加している。これは各自治体の事実確認調査が行われた結果によるものであるが、特に施設従事者の通報義務が徹底されつつあり、各自治体におかれては、事実認定調査の強化に取り組まれない。加えて、障害福祉サービス事業者等に対する障害者虐待防止に向けた普及・啓発に努められたい。【関連資料 1】

なお、来年度の上記調査にあたっては、高齢者虐待に関する調査内容等を勘案し、個別事案毎に調査項目を入力する様式の導入や、個別の事案の深刻度に関する調査項目の新設などを検討しており、詳細については追ってお知らせすることとしているので、予めご承知おき願いたい。

#### ② 通報義務及び通報者に対する不利益取扱いの禁止の徹底について

本年度、虐待通報した職員に対して損害賠償請求が行われる事案が発生している。仮に、適切に通報した者に対して通報したことを理由に損害賠償請求を行うとすれば、通報義務や通報者の保護を定めた障害者虐待防止法の趣旨に沿わないものである。

都道府県においては、施設管理者等に対して通報義務及び通報者に対する不利益取扱いの禁止の徹底を図るため、適切に虐待通報を行おうとする、又は行った職員等への不利益な取扱いがなされないよう、障害者虐待防止法の趣旨について様々な機会を活用して周知を図るとともに、施設・事業所管理者等の研修受講状況について把握し、未だ研修を受講していない管理者等に対しては、研修受講の徹底を図られたい。

#### ③ 障害者虐待防止マニュアルの見直しについて

厚生労働省では、今年度中に「市町村・都道府県における障害者虐待の防止と対応」及び「障害者福祉施設・事業所における障害者虐待の防止と対応の手引き」の改正を検討しているが、現在予定している主な改正事項は以下のとおりである。詳細については追ってお知らせすることとしているが、今回の改正事項を留意の上、引き続き障害者の虐待防止に努められたい。

「市町村・都道府県における障害者虐待の防止と対応」の主な改正事項（案）

- 学校、保育所等、医療機関における間接的虐待防止措置の責務規定の周知徹底を追記。
- 市町村障害者虐待防止センターが行う広報・啓発において、障害者や家族等に対する障害者虐待防止法の理解のための研修を実施することや、そうした研修等において知的障害者等にわかりやすいパンフレット（平成27年度障害者総合福祉推進事業にて開発）を活用すること、女性の障害者に対する性的虐待の防止に向けた必要な情報を研修内容に取り入れることなどを追記。
- 緊急性が高いと判断できる状況に、「性的虐待等、繰り返しの被害が予測される」場合を追記。また、緊急性のある虐待を受けたとされる障害者の安全確認を現場にて目視で行うことや、複数人で対応することなどを追記。
- 可能な限り同性介助ができる体制を整えることを周知徹底し、特に性的虐待の被害に遭いやすい女性障害者に対する配慮を行うことを追記。
- 通報した職員に対して施設側が損害賠償請求を行う事案が起きていることに鑑み、適切に通報した職員に対して、通報したことを理由に損害賠償請求を行うことは、通報義務を定めた障害者虐待防止法の趣旨に沿わないことを追記。
- 調査の際の留意事項に、虚偽答弁の禁止に関する説明や、元職員からの聞き取り調査の検討に関することを追記。
- 座位保持装置等に付属するベルトやテーブルの使用について、一律に身体拘束と判断することは適当ではない旨を追記。（ただし、身体拘束に該当する場合もあるため、一律に身体拘束ではないと判断することも適当でない旨を併せて追記。）

「障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き」の主な改正事項（案）

- 職員のメンタルヘルスのための研修に、怒りの感情への対処法（アングァーコントロール）の研修を追記。
- 利用者や家族等を対象にした研修を追記。
- 女性障害者が性的虐待に遭いやすい実態を踏まえ、可能な限り女性障害者に対する同性介助が行える体制を整えることを周知徹底する旨を追記。
- 通報した職員に対して施設側が損害賠償請求を行う事案が起きていることに鑑み、適切に通報した職員に対して、通報したことを理由に損害賠償請求を行うことは、通報義務を定めた障害者虐待防止法の趣旨に沿わない旨を追記。
- 市町村・都道府県による事実確認への協力に、虚偽答弁の禁止の規定を追記。
- 座位保持装置等に付属するベルトやテーブルの使用について、一律に身体拘束と判断することは適当ではない旨を追記。（ただし、身体拘束に該当する場合もあるため、一律に身体拘束ではないと判断することも適当でない旨を併せて追記。）

## （２）障害者の意思決定支援・成年後見制度の利用促進について

障害者の意思決定支援は障害福祉サービスの提供において当然考慮されるものであり、また成年後見制度は障害福祉サービスの利用の観点から有用であり、いずれも重要な取組である。先般とりまとめられた社会保障審議会障害者部会報告書（平成 27 年 12 月 14 日）では、「障害福祉サービスの提供に関わる主体等が、障害者の意思決定の重要性を認識した上で、必要な対応が実施できるようにするとともに、成年後見制度の適切な利用を促進するため、主に以下の取組を進めるべきである」旨の指摘がなされたところである。

- ① 意思決定支援のガイドラインを作成し、このようなガイドラインを活用した研修を実施するとともに、相談支援専門員やサービス管理責任者等の研修のカリキュラムにも位置づけるべきである。
- ② 「親亡き後」への備えも含め、障害者の親族等を対象とし、成年後見

制度利用の理解促進（例えば、支援者に伝達するために作成する本人の成長・生活に関わる情報等の記録の活用）や、適切な後見類型の選択につなげることを目的とした研修を実施すべきである。

こうした指摘を踏まえ、上記①については、平成 28 年度中に意思決定支援に関するガイドラインを作成し、地方自治体を通じて周知を図るとともに、平成 30 年度を目途に相談支援専門員やサービス管理責任者の研修カリキュラムの改正を行い、意思決定支援に関する事項を盛り込むこととしている。

また、上記②については、地域生活支援事業実施要綱を一部改正し、平成 28 年度から現行の「成年後見制度普及啓発事業」において、「親亡き後」等への備えも含め、成年後見制度利用の理解促進のために、障害者の親族等が支援者に伝達するために作成する本人の成長・生活に関わる情報等の記録の活用を含めた研修等についても補助対象とすることとしており、本事業の活用についても検討されたい。

各都道府県においては、上記報告書の趣旨を十分理解いただくとともに、管内市町村や事業者等に対し、意思決定支援や成年後見制度の利用促進について周知徹底を図るようお願いする。

平成26年度 都道府県・市区町村における障害者虐待事例への対応状況等(調査結果)

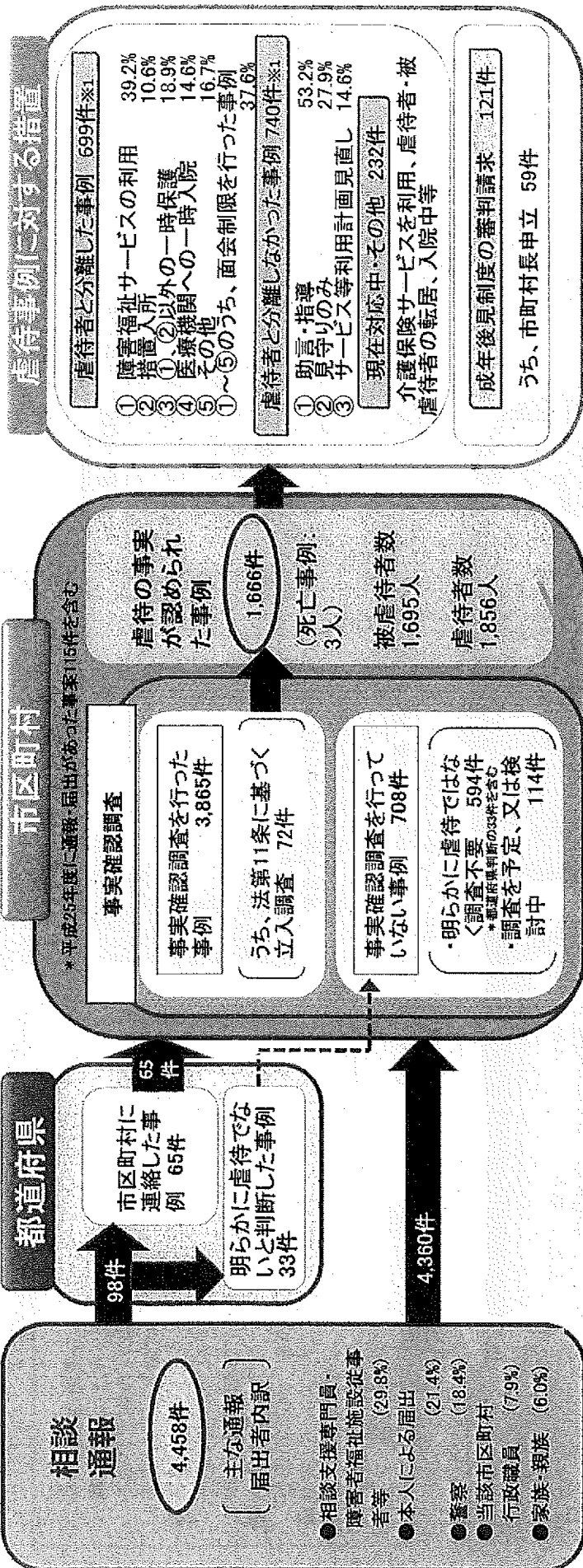
○平成24年10月1日に障害者虐待防止法施行(養護者、施設等職員、使用者による虐待)  
 →平成26年4月1日～平成27年3月31日までの1年間における養護者、施設職員等による虐待の状況について、都道府県経由で調査を実施。

	養護者による 障害者虐待	障害者福祉施設従事者等 による障害者虐待	使用者による障害者虐待	
			(参考)都道府県労働局の対応	
市区町村等への 相談・通報件数	4,458件 (4,635件)	1,746件 (1,860件)	664件 (628件)	虐待が 認められた 事業所数 299事業所 (253事業所)
市区町村等による 虐待判断件数	1,666件 (1,764件)	311件 (263件)	/	被虐待者数 483人 (393人)
被虐待者数	1,695人 (1,811人)	525人 (455人)		

【調査結果(全体像)】

- ・虐待判断件数については、平成26年4月1日から平成27年3月31日までに市区町村が虐待と判断した事例を集計したものである。
- ・カッコ内については、前回調査(平成25年4月1日から平成26年3月31日)のもの。
- ・都道府県労働局の対応については、平成27年8月27日大臣官房地方課企画室のデータを引用。

# 平成26年度 障害者虐待対応状況調査＜養護者による障害者虐待＞



**虐待者 (1,856人)**

- 性別 男性 (34.1%)、女性 (65.9%)
- 年齢 40～49歳 (22.2%)、20～29歳 (20.4%)、50～59歳 (19.1%)
- 障害種別 (重複障害あり)

身体障害	知的障害	精神障害	発達障害	その他
23.8%	51.2%	36.4%	1.3%	2.2%

- 障害支援区分のある者 (51.6%)
- 行動障害がある者 (31.1%)
- 虐待者と同居 (82.0%)
- 世帯構成 両親と兄弟姉妹 (11.4%)、両親 (10.7%)、配偶者・子 (9.7%)、単身 (9.5%)

虐待行為の類型 (複数回答)

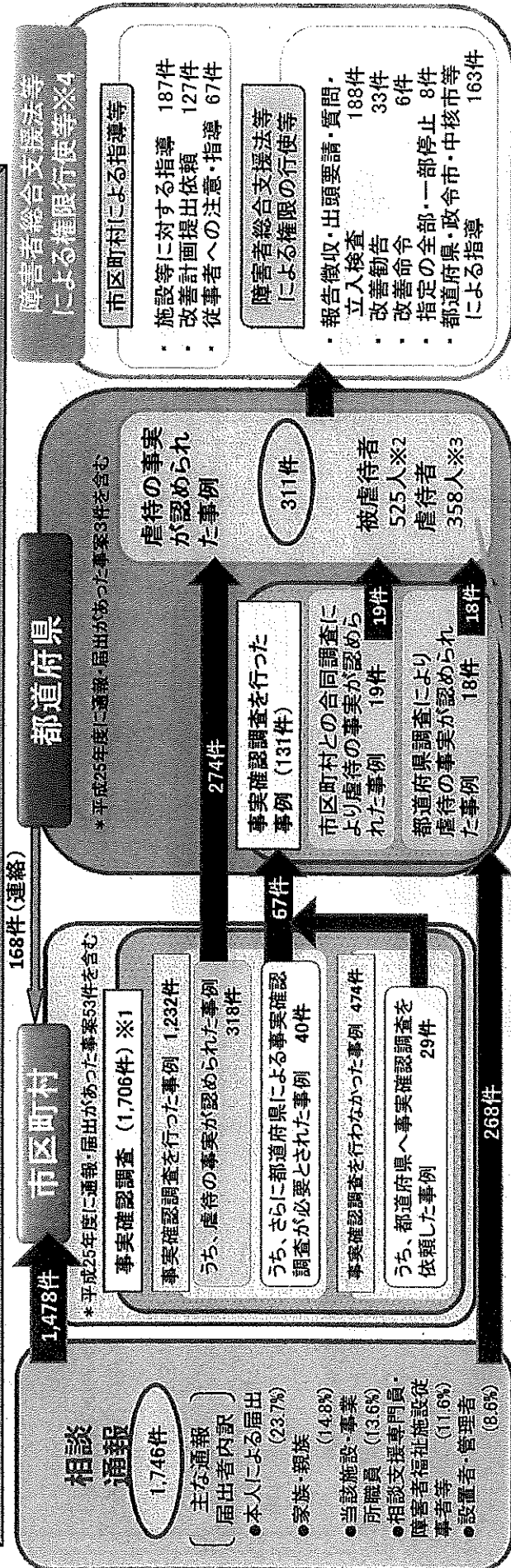
身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	放棄、放置	経済的虐待
64.9%	4.9%	33.0%	16.4%	22.5%

**虐待者 (1,856人)**

- 性別 男性 (63.9%)、女性 (35.9%)
- 年齢 60歳以上 (35.6%)、50～59歳 (23.0%)、40～49歳 (20.5%)
- 続柄 父 (21.3%)、母 (20.2%)、兄弟姉妹 (18.6%)

※1 虐待者との分離については、複数の被虐待者について異なる対応(分離と非分離)を行った事例1,666件と一致しない。

# 平成26年度 障害者虐待対応状況調査<障害者福祉施設従事者等による障害者虐待>



## 虐待者 (368人)

- 性別 男性 (76.3%)、女性 (23.7%)
- 年齢 40～49歳 (19.8%)、50～59歳 (18.2%)、60歳以上 (18.2%)
- 職種 生活支援員 (45.8%)、その他従事者 (12.8%)、管理者 (10.1%)、サービス管理責任者 (7.5%)

## 被害者 (525人)

- 性別 男性 (61.3%)、女性 (38.7%)
- 年齢 20～29歳 (22.1%)、30～39歳 (19.4%)、40～49歳 (20.0%)
- 障害種別 (重複障害あり)
 

身体障害	21.9%	知的障害	75.6%	精神障害	13.5%	発達障害	2.3%	その他	0.0%
------	-------	------	-------	------	-------	------	------	-----	------
- 障害支援区分のある者 (67.4%)
- 行動障害がある者 (25.7%)

### 虐待行為の類型 (複数回答)

身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	放棄、放置	経済的虐待
57.9%	13.5%	42.4%	2.6%	8.4%

### 障害者虐待が認められた事業所種別

事業所種別	件数	割合
障害者支援施設	76	24.4%
居宅介護	12	3.9%
重度訪問介護	1	0.3%
介護介護	7	2.2%
生活介護	40	12.9%
短期入所	13	4.2%
自立訓練	3	1.0%
就労移行支援	4	1.3%
就労継続支援A型	22	7.1%
就労継続支援B型	45	14.5%
共同生活援助	45	14.5%
一般相談支援事業及び特定相談支援事業	1	0.3%
移動支援事業	3	1.0%
地域活動支援センターを営む事業	6	1.9%
福祉ホームを営む事業	1	0.3%
児童発達支援	2	0.6%
放課後等デイサービス	30	9.6%
合計	311	100.0%

※1 複数の市区町村にまたがる事業があるため、事実確認の状況の合計は1,699件とは一致しない。  
 ※2 不特定多数の利用者に対する虐待のため被害者虐待者が特定できなかった等の6件を除く305件が対象。  
 ※3 施設全体による虐待のため虐待者のため虐待者が特定できなかった13件を除く298件が対象。  
 ※4 平成26年度までに行われた権限行使等。



## 13 発達障害者支援施策の推進について

発達障害については、早期に発見し、早期に適切な児童発達支援、教育その他の支援を行うことにより、個々の能力の向上や社会的適応を高めることが重要である。また、インクルージョンの観点から一般施策の中で他の児童とともに対応することが求められている。

このため、発達障害児者の支援にあたっては、各分野の一般施策を含めた幅広い対応が必要であり、障害福祉施策での対応に加え、医療、保健、福祉（児童福祉等）、教育、労働、司法、警察など様々な分野の施策の活用や関係機関との連携を図っていただきたい。

### (1) 平成 28 年度予算案（新規事業）における発達障害児（者）支援について

#### ① かかりつけ医等発達障害対応力向上研修事業について

発達障害は、早期発見・早期支援が重要であり、最初に相談を受け又は診療することの多いかかりつけ医等の対応が重要であるため、これまで、国立精神・神経医療研究センターにおいて医療従事者向けに指導者養成研修を実施している。

加えて、平成 28 年度予算案において、地域のかかりつけ医等の医療従事者に対して国立精神・神経医療研究センターの発達障害に関する研修内容を踏まえた研修を都道府県・政令市が実施するために必要な経費を計上している。各自治体においては、医療従事者等の国立精神・神経医療研究センターの研修への参加について特段のご配慮をいただくとともに、かかりつけ医等発達障害対応力向上研修の実施についてお願いしたい。

この研修を活用することにより、どの地域においても一定水準の発達障害の診療等を可能とし、早期発見・早期支援を推進していただきたい。

【関連資料 1、関連資料 2】

#### ② 発達障害児者支援開発事業

地域で暮らす発達障害児者と地域住民等との間で課題や困り事が生じた際に、周囲の者や関係者が発達障害の特性を理解していないことにより問題が深刻化するケースがある。

平成 28 年度予算案においては、発達障害児者支援開発事業の既存のテーマに加え、「地域で暮らす発達障害者に困り事が生じた時に発達障害者の特性を理解した上で地域や関係機関において適切な対応を行うための効果的な支援手法の開発」を新たなテーマとして設けたところであるが、本年度の本事業については多数の応募が寄せられており、来年度、本事業の実施を検討している自治体においては、効果的な支援手法の開発を目的としていること等、本事業の趣旨を確認、精査した上で必要な準備をお願いしたい。



(2) 「世界自閉症啓発デー」について

毎年4月2日は、平成19年12月に国連が制定した「世界自閉症啓発デー」である。厚生労働省においては、この日を自閉症を始めとする発達障害に関する正しい知識の浸透を図る機会として捉え、引き続き、関係団体等と連携して、広く一般国民への普及啓発を実施することとしている。

平成28年の取組については、以下のとおり予定しているので、各自治体におかれては関連イベント等の開催にあたりご留意願いたい。

- ・東京タワー・ライト・イット・アップ・ブルー（平成28年4月2日（土））
- ・世界自閉症啓発デー2016・シンポジウム（平成28年4月9日（土）東京都千代田区灘尾ホールで開催予定）

また、民間団体においても、例年、各自治体の協力をいただき全国各地のシンボルタワー等でライトアップを実施しているところであり、厚生労働省においても、こうした取組に対し後援を行っている。

については、このようなライトアップのほか、関係機関や関係団体等と連携を図りながら、広く一般の方への関心を高め、地域住民への発達障害の理解が促進されるような啓発イベント、シンポジウムやセミナーの開催等、地域の実情に応じた創意工夫による普及啓発を積極的に実施されたい。

なお、これまでの普及啓発の取組や地方における取組については、世界自閉症啓発デー・日本実行委員会の公式サイト等に掲載しているので参考とされたい。

◆世界自閉症啓発デー・日本実行委員会（公式サイト）

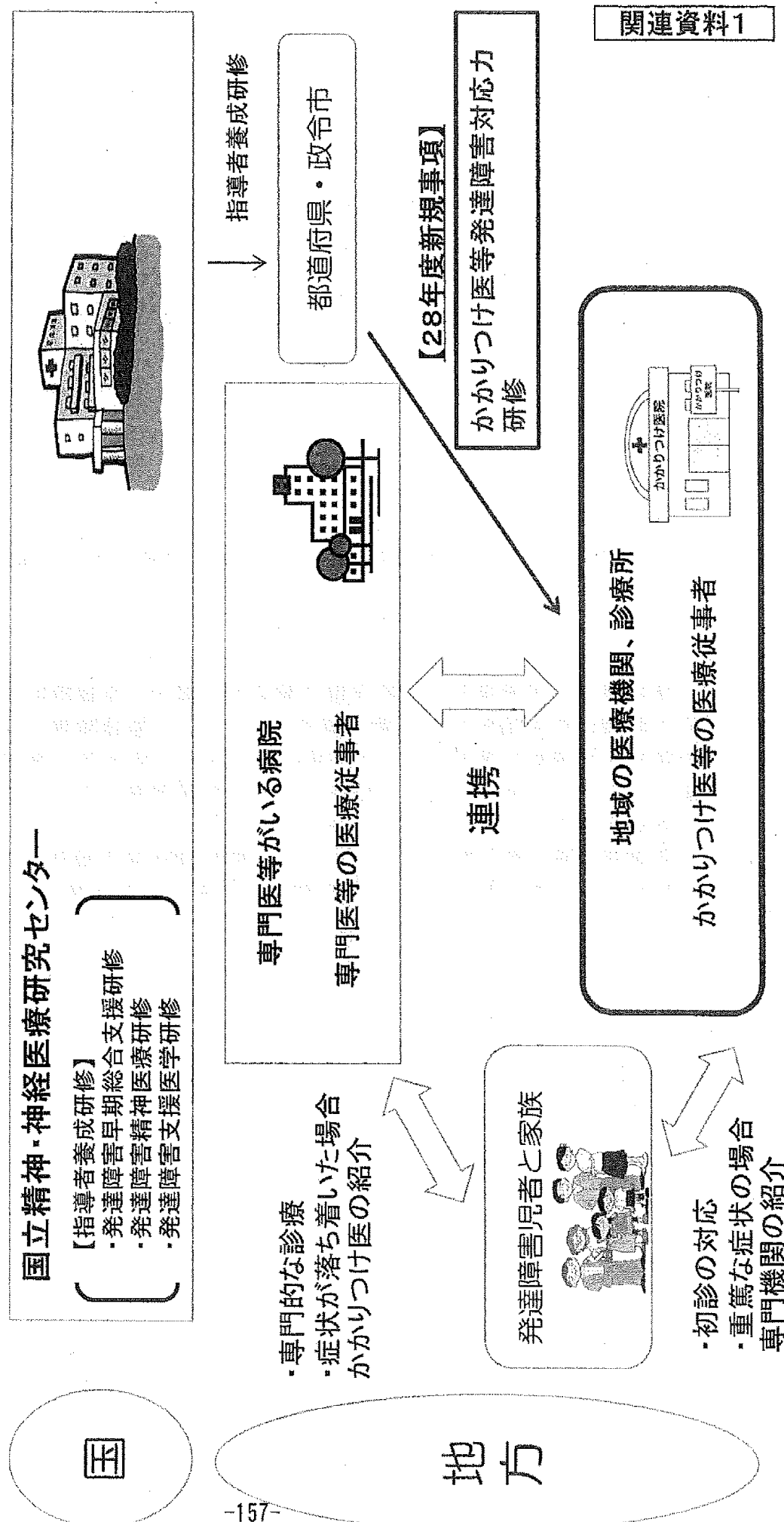
(<http://www.worldautismawarenessday.jp/>)

世界自閉症啓発デーの制定の経緯や地域における取組等に関する情報を提供

# かかりつけ医等発達障害対応力向上研修事業

平成28年度予算案 : 44百万円

かかりつけ医等発達障害対応力向上研修事業は、発達障害における早期発見・早期支援の重要性に鑑み、最初に相談を受け、又は診療することの多い小児科医などのかかりつけ医等の医療従事者に対して、発達障害に関する国の研修内容を経た対応力向上研修を実施し、どの地域においても一定水準の発達障害の診療、対応を可能とし、早期発見・早期支援の推進を図る。



(案)

関連資料 2

障発 第 号  
平成 28 年 月 日

各 都道府県知事 殿  
指定都市市長

厚生労働省社会・援護局  
障害保健福祉部長

かかりつけ医等発達障害対応力向上研修事業の実施について

発達障害の早期発見・早期支援の重要性に鑑み、発達障害者等が日頃より受診する診療所の主治医等の医療従事者等に対して、発達障害に関する国の研修内容を踏まえた研修を実施し、どの地域においても一定水準の発達障害への対応を可能とすることを目的として、別紙のとおり実施要綱を定め、平成 28 年 4 月 1 日より適用することとしたので通知する。

各都道府県・指定都市におかれては、関係団体等と連携の下、各地域における早期発見・早期支援のための体制整備及び適切な事業実施にご協力願いたい。

## (案)

(別紙)

### かかりつけ医等発達障害対応力向上研修事業実施要綱

#### (1) 目的

発達障害の早期発見・早期支援の重要性に鑑み、発達障害者等が日頃より受診する診療所の主治医等の医療従事者等に対して、発達障害に関する国の研修（国立精神・神経医療研究センターで実施している「発達障害早期総合支援研修」、「発達障害精神医療研修」、「発達障害支援医学研修」をいう。以下同じ。）の内容を踏まえた研修を実施し、どの地域においても一定水準の発達障害への対応を可能とすることを目的とする。

#### (2) 実施主体

本事業の実施主体は、都道府県及び指定都市とする。ただし、事業運営の一部を適切な事業運営が確保できると認められる関係団体等に委託することができるものとする。

#### (3) 研修対象者

各都道府県及び指定都市管内で勤務（開業を含む）する医療従事者等とする。

#### (4) 研修内容

研修受講者に対し、国の研修内容に基づき、発達障害支援に携わるものとして必要で適切な発達障害に関する診療の知識・技術などの修得に資する内容とする。また、研修内容については、国の研修で使用されているテキストの内容に基づいたものとする。

その際、「発達障害早期総合支援研修」で1コース、「発達障害精神医療研修」で1コース、「発達障害支援医学研修」で1コースという形で3コースの研修を設け、各コースの研修を異なる圏域で実施するなど工夫するものとする。なお、地域の実情に応じて複数のコースの研修内容を合わせて実施することや1コースの研修内容のみで実施することもできるものとする。

#### (5) 受講の手続き等

実施主体又は研修実施受託団体の募集要綱に基づくものとする。

#### (6) 修了証書等の交付等

ア 実施主体の長は、研修修了者に対し、別途定める様式1の例を参考に修了証書を交付することができる。

イ 実施主体の長は、研修修了者について、修了年月日、医療機関等の名称、職種、氏名、対応する国の研修名等の事項を記入した名簿を作成し、管理するものとする。なお、医師とその他の職種で名簿を分けて作成するものとする。

ウ 実施主体の長は、研修修了者の情報について、各都道府県医師会及び指定都市医師会と連携し、研修修了者の同意を得た上で、研修修了者のリスト等を作成・更新し、各市町村や発達障害者支援センター等に配布するなど、地

(案)

域の発達障害医療体制の推進並びに管内の発達障害者及びその家族等の受診の利便性に資するものとする。

(7) 個人情報の保護

事業に携わる者は、事業により知り得た個人情報等を漏らしてはならないものとする。また、事業終了後及びその職を退いた後も同様とする。

なお、本事業を実施する都道府県及び政令市が、事業の全部又は一部を委託する場合は、個人情報の保護を十分に遵守させるように指導しなければならない。

(8) その他

ア 実施主体の長は、本事業の実施に当たっては本事業の研修の講師を国立精神・神経医療研究センターの研修受講者が担う等、国立精神・神経医療研究センターの研修受講者の協力の下に行うものとし、本事業の実施を関係団体等に委託する場合については、当該団体と緊密に連携するものとする。

イ 実施主体の長は、研修受講者の募集に当たっては、各都道府県・指定都市医師会を通じ、郡市医師会の協力を得て行うものとする。

(9) 経費の補助

国は、本事業に要する経費について、別に定める交付要綱に基づき、予算の範囲内で補助するものとする。

(案)

(様式1)

(例)	第 (名簿とリンクさせる) 号
修了証書	
氏名	
あなたは(自治体名)が実施した発達障害かかりつけ医等対応力向上研修を修了したことを証します	
平成 年 月 日	実施主体の長など ○ ○ ○ ○

# 発達障害・重症心身障害児者の地域生活支援モデル事業

平成28年度予算案：48百万円  
(平成27年度予算：34百万円)

発達障害児者や重症心身障害児者及びその家族が地域で安心して暮らしていただけるよう、支援手法の開発、関係する分野との協働による支援や切れ目のない支援等を整備するためにモデル事業を実施し、これにより地域生活支援の向上を図る。

## 1 発達障害児者支援開発事業

発達障害・重症心身障害児者の地域生活支援モデル検討委員会（国）  
発達障害児者支援開発事業分科会

審査・指導・助言・総括

（都道府県・市町村）

企画・推進委員会  
(モデル事業の企画・推進等)

発達障害児者支援マネージャー  
(モデル事業の進行管理、情報収集等)

中長期的な課題設定  
発達障害児者が、地域住民等との間で課題や困り事が生じた際に当該課題の深刻化の予防、再発防止等の支援手法の開発及び既存の保健や福祉等の支援では対応が困難な行動障害・二次的障害の予防・改善のための支援手法の開発

【28年度新規事項】

- ① 地域で暮らす発達障害者に困り事が生じた時に発達障害者の特性を理解した上で地域や関係機関において適切な対応を行うための効果的な支援手法の開発  
(例) トラブルが起きにくい地域作りや深刻なトラブルへの支援の方法など)
- ② 行動障害、二次的障害の「予防」における効果的な支援手法の開発  
(例) 成人期支援の知見を見童期の支援に反映させる方法 など)
- ③ 行動障害、二次的障害の「改善」に関する効果的な支援手法の開発  
(例) 関係者が一貫した支援を行えるようにするための方法 など)

## 2 重症心身障害児者支援体制整備モデル事業

重症心身障害児者支援モデル検討委員会（国）  
重症心身障害児者支援体制整備モデル事業分科会

審査・指導・助言・総括

（都道府県・指定都市・児童相談所設置市）

重症心身障害児者支援センター（仮称）

- コーディネート機能
  - ・ 市町村、事業所等の支援
  - ・ 新規資源の開拓（既存施設、イワホナル・サビノ等）
- 人材育成
- 情報提供
- 家族支援の充実
- 地域住民に対する理解促進

教育

- ・ 特別支援学校
- ・ 訪問教育

バックアップ



## 『世界自閉症啓発デー』(4月2日)、「発達障害啓発週間」(4月2～8日)について

平成28年度予算案 : 8百万円  
(平成27年度予算 : 8百万円)

### 【背景】

#### 【国連における採択】

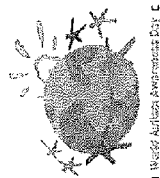
- 平成19年12月、国連総会においてカタル国が提出した議題「4月2日を世界自閉症啓発デーに定める」決議をコンセンサス(無投票)採択。  
決議事項
  - ・4月2日を「世界自閉症啓発デー」とし、2008年以降毎年祝うこととする。
  - ・全ての加盟国や、国連その他の国際機関、NGOや民間を含む市民社会が、「世界自閉症啓発デー」を適切な方法によって祝うことを促す。
  - ・それぞれの加盟国が、自閉症の子どもについて、家庭や社会全体の理解が進むように意識啓発の取り組みを行うように促す。
  - ・事務総長に対し、この決議を全ての加盟国及び国連機関に注意喚起するよう要請する。
- 平成20年4月以降国連事務総長がメッセージを发出。併せて、世界各地で当事者団体等がイベント等を開催。

(関連)平成24年12月、国連総会において、ハンガリーが提出した議題「自閉症スペクトラム障害、発達障害及び関係する障害によって受けている個人や家族、社会が必要とする社会経済的ニーズに取り組む」決議をコンセンサス採択。

### 国内の啓発活動

#### 【国における取組】

- 関係府省(内閣府、厚生労働省、文部科学省)大臣メッセージの发出
- 東京タワー・ライト・アップ・ブルー
  - ・平成28年4月2日(土) 18:15～点灯式 予定 ※同日、併せて作品展示等を実施
- 世界自閉症啓発デー2016・シンポジウム(作品展示等)
  - ・日時 平成28年4月9日(土) 10:00～16:30 予定
  - ・場所 灘尾ホール(千代田区)
  - ・主催 厚生労働省、日本自閉症協会
  - ・共催 日本発達障害ネットワーク他 (大会実行組織:世界自閉症啓発デー・日本実行委員会)



World Autism Awareness Day ©

#### 【全国各地の取り組み】

- 各都道府県等において、関係機関や関係団体等と連携しながら、名所旧跡のブルーライトアップ、シンポジウムやセミナーの開催等、地域の実情に応じて創意工夫を図りながら、広く一般市民への関心を高めるような普及啓発を実施。

これらの取組内容については、世界自閉症啓発デー・日本実行委員会WEBサイトに掲載。 <http://www.worldautismawarenessday.jp>



## 14 障害児支援について

### (1) 障害児通所支援の質の向上及び障害児通所給付費等の通所給付決定に係る留意事項について

障害児支援の推進については、障害者総合支援法3年後見直しにあわせ、社会保障審議会障害者部会で議論され、平成27年12月とりまとめられた本部会の報告書を踏まえながら、今後、所要の対応を行うこととしている。

放課後等デイサービスについては、障害者部会等において、単なる居場所となっている事例や発達支援の技術が十分ではない事業所が軽度の障害児だけを集めている事例など障害児本人にとって適切な支援がされていないケースがあるとの指摘があり【関連資料1】、このため、放課後等デイサービス等の障害児通所支援について、質の向上と支援内容の適正化を図る観点から、「障害児通所支援の質の向上及び障害児通所給付費等の通所給付決定に係る留意事項について」。以下「本件通知」という。)を发出する予定である【関連資料2】。

(参考：適切とはいえない事業所の例)

- ・テレビを見させているだけ、ゲーム等を渡して遊ばせているだけ。
- ・送迎に時間をかけ、営業時間のほとんどを車内で過ごさせる。
- ・利益を上げるために必要以上の頻度で通わせる(支給決定日数の多い自治体を探して参入している)。
- ・重度の障害児の受入れを実質的に拒否している(支援の不十分さを伝え保護者側から断らせる等)。
- ・指導員が支援経験の無い(乏しい)バイト(非常勤職員)のみ。

本件通知の趣旨は以下のとおりであり、各自治体においては、事業所に対して法令を遵守するよう指導の徹底をお願いしたい。

放課後等デイサービスの質の確保のため、平成27年4月に「放課後等デイサービスガイドライン」(以下「ガイドライン」。)を策定・公表したところであり、各自治体においては、事業者の指定、指導監査、会議等の情報伝達の場合などのあらゆる機会を通じてガイドラインの周知を図り、事業所に活用をしていただくよう努めていただきたい。

本件通知において「指定放課後等デイサービス事業者によるガイドラインの自己評価結果の公表状況の把握に努めること」としているところであるが、今後、各自治体における事業所の公表状況について調査を行うこととしているので、各自治体においては、調査のご協力をお願いしたい。

平成28年4月1日以降分の障害児通所給付費等の通所給付決定における留意事項の趣旨は、①保育所などの一般施策も含め、障害児本人にとって最良のサービスを利用する機会が確保されるよう、適切な配慮及び環境整備を図ること、②障害児通所支援について支給決定日数の目安を示すことにより、地方自治体において障害児支援利用計画案に示された支援内容の必要性を確認する

ことや、事業所において支援内容の見直しの契機とすることを促すことである。  
(参考：自治体における確認等の例)

- ・保育所や放課後児童クラブ等の一般施策の利用の可能性を確認し、支給量に反映させる。(市町村の障害児支援部局と子育て支援部局で十分な連携を図る。)
- ・障害児支援利用計画案を作成した障害児相談事業者等に利用予定の事業所、事業所における専門職種等の人員配置や支援内容とその効果を確認し、障害児本人の発達に必要な支援かどうかを判断した上で支給決定する。(発達支援に必要なものは支給決定しない。)
- ・発達支援の技術が不十分な事業所に漫然と通うことがないよう、支援の質や効果が担保されると判断した場合に支給決定する(発達支援ではなく単なる預かりである場合は日中一時支援を活用する)。

なお、支給日数の目安については、例えば集中的にまとまった期間、発達支援が必要となる状況にある場合等についてまで支給量を制限する趣旨ではなく、障害児本人の発達支援に必要な支給量については確保される必要がある。

本件通知の趣旨を御理解いただき、支給決定にあたっては十分留意していただくようお願いする。

放課後等デイサービスについては、起業セミナーやフランチャイズを活用し、利益のためだけに参入している事業所が支援の質の低下を招いているとの指摘もあり、今後、支援の質の向上のために、発達支援等の子どもに関する支援の専門的な知識・経験を有する者の配置を求めるなどの人員配置基準の見直しも含め、すべての事業所において適切な支援がされるよう必要な見直しを行っていく予定である。

## (2) 重症心身障害児者等の地域生活支援について

平成 24 年度より、在宅の重症心身障害児者に対する地域支援の向上を図る「重症心身障害児者の地域生活モデル事業」を実施し、重症心身障害児者及びその家族が安心、安全に地域でいきいきと暮らせるよう、効果的なサービスの利用や医療、保健、福祉、教育等の関係施設・機関の連携の在り方等について先進的な取組を行う団体等に対する助成等を行い、重症心身障害児者の地域支援の向上を図ってきたところである。

当該モデル事業の報告書については、厚生労働省ホームページにおいて公表しているので、各地方公共団体においては、在宅の重症心身障害児者の地域生活支援のために活用していただきたい。

(参考URL：重症心身障害児者の地域生活モデル事業)

[http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi\\_kaigo/shoug\\_aishahukushi/cyousajigyou/index.html](http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shoug_aishahukushi/cyousajigyou/index.html)

また、平成 27 年度からは、「重症心身障害児者支援体制整備モデル事業」として、重症心身障害児者への支援の強化・充実を図るため、地域の中核となる

重症心身障害児者支援センターを設置し、市町村や事業所等への支援、医療機関との連携等を行い、地域全体における重層的な支援体制の構築を図る取組を進める都道府県、指定都市、児童相談所設置市に対して補助を実施しているところであるが、平成 28 年度予算案においても同様の経費を計上したところである。平成 27 年度同様、公募により 3 団体を選定の上、実施していただくこととしており、公募に関する詳細な内容については追ってお示しする。【関連資料 3】

さらに、平成 28 年度予算案において、地域生活支援事業のメニューとして、「重症心身障害児者コーディネーター等養成研修等（市町村事業）」及び「医療型短期入所事業所開設支援（都道府県事業）」を新たに計上したところ。【関連資料 4】

また、医療型短期入所事業所については、地域偏在等により必要なサービス提供基盤が十分に整備されていないとの指摘【関連資料 5】があることから、平成 28 年度診療報酬改定においては医療型短期入所サービスにおける重症心身障害児の受入れを促進する観点から、在宅療養指導管理料を算定しているために、入院外等では別途算定することができない医療処置等について、医療型短期入所サービス利用中に算定できることを明確化する予定とされている。

#### 【関連資料 6】

加えて、平成 27 年度厚生労働科学研究において、重症心身障害児者等コーディネーター育成研修及び重症心身障害児者等支援者育成研修のテキスト等を作成しているところであり、4 月以降に厚生労働省のホームページにて公表する予定である。

各自治体においては、これらの事業等をご活用いただき、医療が必要な障害児者に対する短期入所サービスの提供体制の確保並びに重症心身障害児者等の地域生活支援の推進に一層努めていただきたい。

なお、重症心身障害児者コーディネーター等養成研修等については、地域の実情を勘案し複数市町村で実施することも可能であり、また、地域生活支援事業実施要綱のとおり、都道府県が地域の実情を勘案して、市町村に代わって市町村地域生活支援事業の一部を実施することができるものであることを申し添える。

### （3）障害児入所施設の移行状況等について

18 歳以上の入所者がいる障害児入所施設における今後の移行予定の状況等については、平成 24 年から毎年 12 月 1 日時点における状況を調査し、障害保健福祉関係主管課長会議においてお示ししてきたところであるが、平成 27 年 12 月 1 日時点における状況を調査したところ、大部分の施設は方向性が決定しているが、福祉型で 28 か所、医療型で 33 か所の施設が未定となっている。また、方向性が決定している施設についても、実際に移行が完了したところは 3 割程度にとどまっている。

平成 24 年の児童福祉法の改正において、18 歳以上の障害者については、就労支援施策や自立訓練を通じ、地域移行を促進するなど、大人としてふさわしい、より適切な支援を行っていくため、障害者施策で対応することとしたところである。一方、平成 23 年 10 月 31 日に行われた障害保健福祉関係主管課長会議でお示ししたとおり、施行後直ちに指定基準を満たすことが困難な場合もあるため、指定基準を満たさなくても事業者指定を取ることができるよう経過措置を講じ、その期限を平成 30 年 3 月末とお示したところである。施行後 3 年が過ぎたところであるが、引き続き、移行に向けた取組の推進に努めていきたい。

なお、移行予定の状況と障害児入所施設及び障害児通所支援事業所の利用状況についての調査結果は以下のとおりとなった。【関連資料 7】

①障害児入所施設の移行予定状況等について (H27. 12. 1 現在)

・福祉型障害児入所施設 (括弧書きは移行が完了したもの)

総 数	2 6 5 か所 ( 8 2 か所)
(ア)障害児入所施設として継続	1 7 4 か所 ( 6 1 か所)
(イ)障害児支援施設に転換	1 2 か所 ( 1 か所)
(ウ)障害児及び障害者施設を併設	5 1 か所 ( 2 0 か所)
(エ)未定のもの	2 8 か所

・医療型障害児入所施設 (括弧書きは移行が完了したもの)

総 数	2 1 7 か所 ( 8 4 か所)
(ア)障害児入所施設として継続	4 5 か所 ( 3 1 か所)
(イ)障害児支援施設に転換	1 か所 ( 1 か所)
(ウ)障害児及び障害者施設を併設	1 3 8 か所 ( 8 6 か所)
(エ)未定のもの	3 3 か所

②障害児入所施設等の利用状況 (H27. 12. 1 時点)

総人数 (児者併設施設 (※) を含む)	26, 221 人
・うち、児童	8, 041 人
・うち、18 歳以上 20 歳未満の特例による障害児入所施設利用	1, 893 人
・うち、児者併設施設 (※) において障害福祉サービス (施設入所支援 + 生活介護、療養介護)	15, 516 人
・うち、その他	771 人
(内訳)	
○福祉型障害児入所施設 (児者併設施設 (※) 含む) 利用者数	8, 174 人
・うち、児童	5, 270 人
・うち、18 歳以上 20 歳未満の特例による障害児入所施設利用者	

	1,007人
・うち、児者併設施設（※）において障害福祉サービス（施設入所支援＋生活介護、療養介護）	1,674人
・うち、その他	223人
○医療型障害児入所施設（児者併設施設（※）含む）利用者数	11,781人
・うち、児童	2,247人
・うち、18歳以上20歳未満の特例による障害児入所施設利用者	670人
・うち、児者併設施設（※）において障害福祉サービス（施設入所支援＋生活介護、療養介護）	8,541人
・うち、その他	323人
○指定医療機関（児者併設施設（※）含む）利用者数	6,266人
・うち、児童	524人
・うち、18歳以上20歳未満の特例による障害児入所施設利用者	216人
・うち、児者併設施設（※）において障害福祉サービス（施設入所支援＋生活介護、療養介護）	5,301人
・うち、その他	225人

※：障害児入所施設の基準を満たすことをもって、障害福祉サービスの基準を満たしているものとみなされている障害児入所施設と障害者支援施設を併設している施設

### ③障害児通所支援事業所の利用状況（H27.12.1時点）

	か所数	利用者数
総数	12,697か所	102,055人
・福祉型児童発達支援センター	507か所	14,575人
・児童発達支援事業所	3,919か所	21,305人
・医療型児童発達支援センター	92か所	1,313人
・放課後等デイサービス	7,451か所	63,537人
・保育所等訪問支援	728か所	1,325人

### （４）就学前の障害児通所支援における多子軽減制度の拡大について

就学前の障害児通所支援における多子軽減措置については、平成26年4月から施行しているところであるが、平成28年4月以降、低所得の子育て家庭の更なる負担軽減を図る観点から、年収約360万円未満相当世帯（※）について、複数の子（子の年齢は問わないこととなる見込み）がいる世帯を多子世帯とし、多子軽減制度の対象者を拡大する方向で検討している（多子軽減の対象となる児童は現行と同様、就学前の児童に限る）。

具体的な内容等については、その内容が固まり次第速やかにお示しするが、

御了知の上、各都道府県においては、貴管内市区町村への周知をお願いしたい。【関連資料 8】

(※) 世帯における市町村民税所得割合算額が、77,101 円未満である場合（生活保護世帯及び市町村民税非課税世帯を除く。)

# 障害者総合支援法施行3年後の見直しについて

～社会保障審議会 障害者部会 報告書～（平成27年12月14日）

## 9. 障害児支援について（抄）

### （1）現状・課題

（適切なサービスの確保と質の向上）

- 放課後等デイサービスについては、量的な拡大が著しく、その費用額は1,024億円（平成26年度）で対前年比5割近くの伸び、その事業所数及び利用者数は対前年比で3割近くの伸びとなり、特に営利法人が数多く参入している。

さらに、単なる居場所となっている事例や、発達支援の技術が十分ではない事業所が軽度の障害児を集めている事例があるとの指摘がある。

### （2）今後の取組

（適切なサービスの確保と質の向上）

- 障害児の放課後等の支援については、子ども・子育て支援施策である放課後児童クラブや教育施策である放課後子供教室等における受入れを引き続き推進すべきである。その際、保育所等訪問支援などを活用して、必要に応じて専門的なバックアップを行うべきである。

- 放課後等デイサービスなどの障害児通所支援については、発達支援を必要とする障害児のニーズに的確に対応するため、質の向上と支援内容の適正化を図る観点から、放課後等デイサービスガイドラインの活用を徹底するとともに、発達支援等の子どもに関する支援の専門的な知識・経験を有する者の配置を求めるとともに、障害児本人の発達支援のためのサービスの提供を徹底するなど、制度面・運用面の見直しを行うべきである。

(案)

障障発 第 号  
平成 年 月 日

都 道 府 県  
各 指 定 都 市 障害保健福祉主管部 (局) 長 殿  
児童相談所設置市

厚生労働省社会・援護局  
障害保健福祉部障害福祉課長  
( 公 印 省 略 )

障害児通所支援の質の向上及び障害児通所給付費等の  
通所給付決定に係る留意事項について

障害児通所支援事業の運営等については、児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。)等に基づき行われているところであるが、近年、特に放課後等デイサービスについて、単なる居場所となっている事例、発達支援の技術が十分ではない事業所が軽度の障害児を集めている事例等があるとの指摘がある。

このため、今後、障害児通所支援について、発達支援を必要とする障害児のニーズに的確に対応する観点から、下記のとおり留意事項をまとめたので、これを参考として障害児通所支援の質の向上及び支援内容の適正化により一層努められたい。

また、各都道府県におかれては、貴管内市区町村、関係機関等に周知徹底を図るとともに、その運用に遺憾のないようにされたい。

なお、本通知は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。

記

1. 障害児通所支援の質の向上に向けた留意事項について

(1) 指定障害児通所支援事業者の指導の徹底について

指定障害児通所支援事業者の指導に当たっては、法及び児童福祉法に基づく指定通所支援の事業所等の人員、設備及び運営に関する基準(平成24年厚生労働省令第15号。以下「基準省令」という。)等により行われているが、障害児通所支援のより一層の支援の質の向上を図るため、指定障害児通所支援事業者の指定、指導監査、会議等の情報伝達の間など、あらゆる機会を通じて、特に以下の法令の規定について指導の徹底を図られたい。

① 指定障害児事業者等は、その提供する障害児通所支援の質の評価を行うことその他の措置を講ずることにより、障害児通所支援の質の向上に努めなければならない。

(法第21条の5の17第2項)

② 指定児童発達支援事業者は、正当な理由がなく、指定児童発達支援の提供を拒んではならない。

(基準省令第14条。第54条の5(基準該当児童発達支援)、第64条(指定医療型発達支援)、第71条(指定放課後等デイサービス)、第71条の4(基準該当放課後等デイサービス)及び第79条(指定保育所等訪問支援)の規定により準用する場合)



を含む。)

- ③ 指定児童発達支援事業者は、その提供する指定児童発達支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。  
(基準省令第26条第3項、第54条の5、第64条、第71条、第71条の4及び第79条の規定により準用する場合を含む。)

(2) 放課後等デイサービスガイドラインの活用の徹底等について

指定放課後等デイサービス事業者の支援の質の向上と支援内容の適正化を図るため、以下により、放課後等デイサービスガイドライン（以下「ガイドライン」という。）の活用の徹底等を図られたい。

- ① 指定放課後等デイサービス事業者の指定、指導監査、会議等の情報伝達の場合などのあらゆる機会を通じて、指定放課後等デイサービス事業者に対し、ガイドラインの周知徹底を図ること。その際、指定放課後等デイサービス事業者がガイドライン別添の自己評価表を活用して適切に自己評価を行うこと、改善目標に沿って支援内容を改善すること、自己評価結果を公表すること等を促すように努めること。
- ② 指定放課後等デイサービス事業者によるガイドラインの自己評価結果の公表状況の把握に努めること。
- ③ 指定放課後等デイサービス事業者への指導・助言にあたっては、ガイドラインを活用すること。

2. 障害児通所給付費等の通所給付決定の留意事項について

市町村による障害児通所給付費等の通所給付決定については、障害児通所給付費等の通所給付決定等について（平成24年3月30日障発0330第14厚生労働省障害保健福祉部長通知）においてその取扱いを示しているところであるが、障害児本人の発達支援のためのサービス提供を徹底するため、以下のとおり平成28年4月1日以降分の障害児通所給付費等の通所給付決定における留意事項をまとめたので、適切な運用に努めていただきたい。

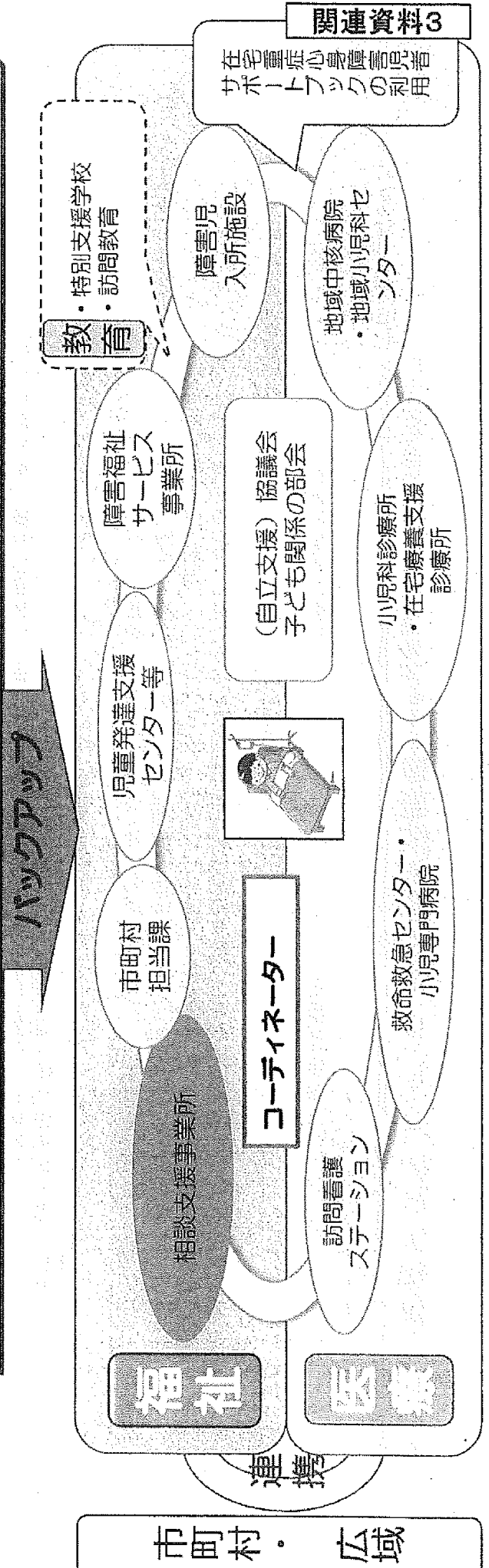
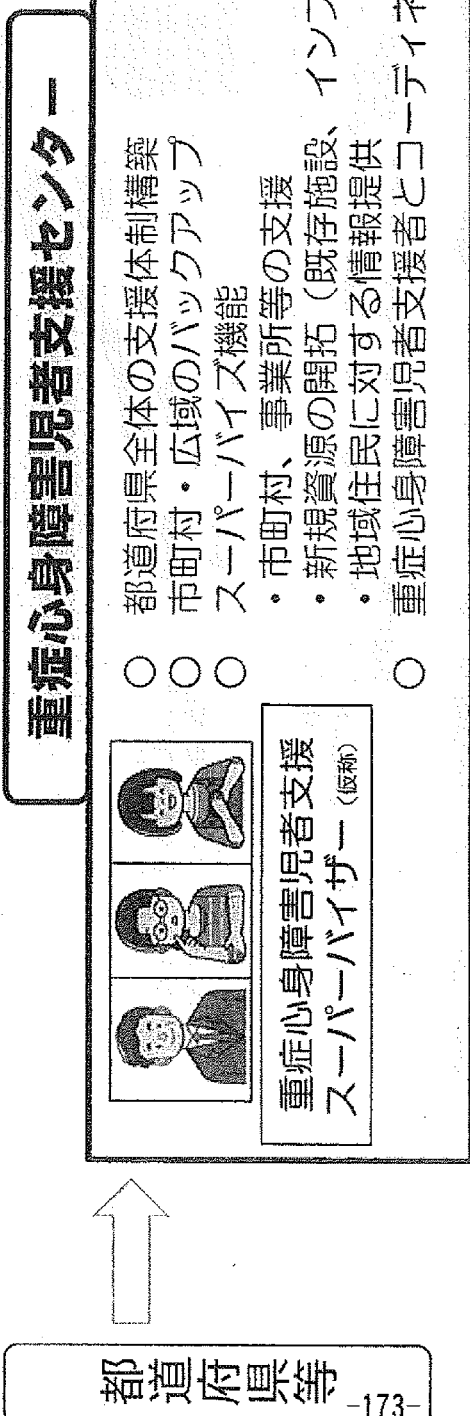
- ① 障害児通所支援は、障害児の心身の状況に応じ、障害児の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって指導、訓練等を行うものである。障害児通所給付費等の通所給付決定にあたっては、障害児本人の最善の利益を図り、その健全な発達のために必要な支援を適切に提供する観点から、支給の要否及び必要な支給量について適切に判断し、決定すること。
- ② 主として障害児の家族の就労支援又は障害児を日常的に介護している家族の一時的な休息を目的とする場合には、地域生活支援事業の日中一時支援等を活用すること。

支給量は、通所給付決定を行おうとする者の勘案事項を踏まえて、適切な一月当たりの利用必要日数を定めることとしているが、原則として、各月の日数から8日を控除した日数（以下「原則の日数」という。）を上限とすること。ただし、障害児の状態等に鑑み、市町村が必要と判断した場合には、原則の日数を超えて利用することができるものとするが、その場合には支給決定前にその支援の必要性（支援の内容とそれに要する時間等）について申請者、事業所等に十分確認した上で、必要な日数を決定すること。

- ③ 障害児についても、保育所、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）等の一般施策を利用（併行利用を含む。）する機会が確保されるよう、例えば保育所等訪問支援の活用など、適切な配慮及び環境整備に努めること。

# 重症心身障害児等の地域支援に関するモデル事業の概要

重症心身障害児者への支援の強化・充実を図るため、地域の中核となる重症心身障害児者支援センターを設置し、市町村・事業所等への支援、医療機関との連携等を行い、地域全体における重層的な支援体制の構築を図る取組みを進める都道府県・指定都市・児童相談所設置市に対して補助を実施する。





# 医療型短期入所事業所開設支援※都道府県事業(指定都市、中核市も可)

(項) 障害保健福祉費

(目) 地域生活支援事業費補助金

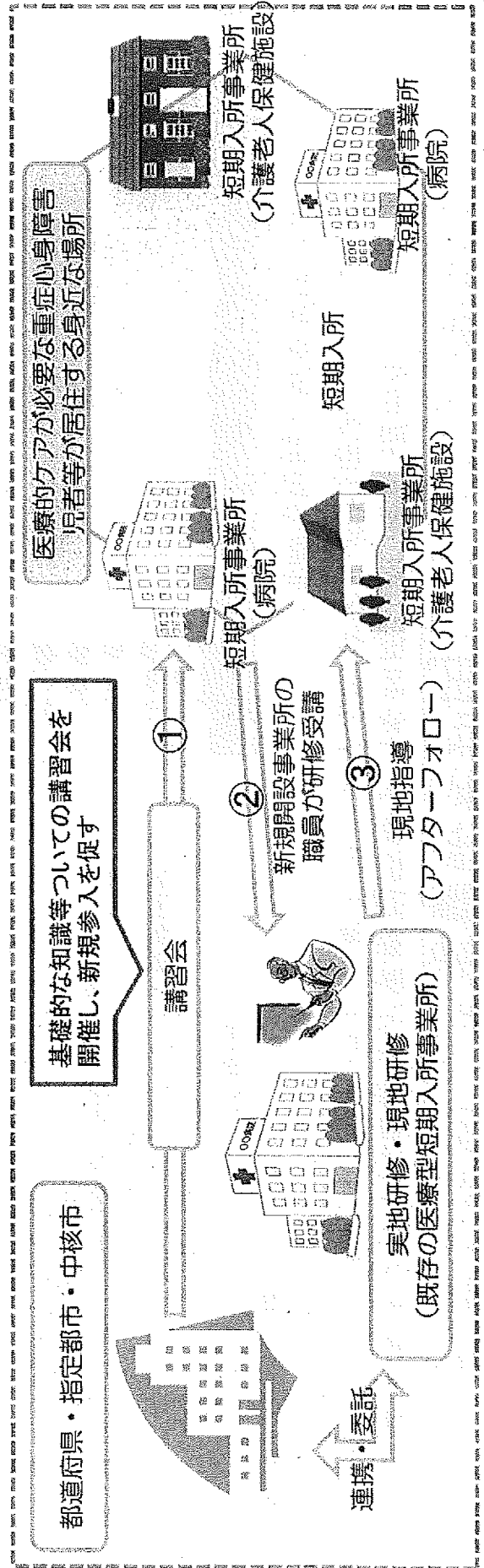
平成28年度予算案：464億円の内数

## 目的

- 医療型短期入所事業の対象である重症心身障害児等が身近な地域で短期入所を利用できるよう、医療機関や介護老人保健施設による医療型短期入所事業所の開設を支援し、重症心身障害児等が在宅で安心した生活を送れるよう支援の充実を図ることを目的とする。

## 事業内容

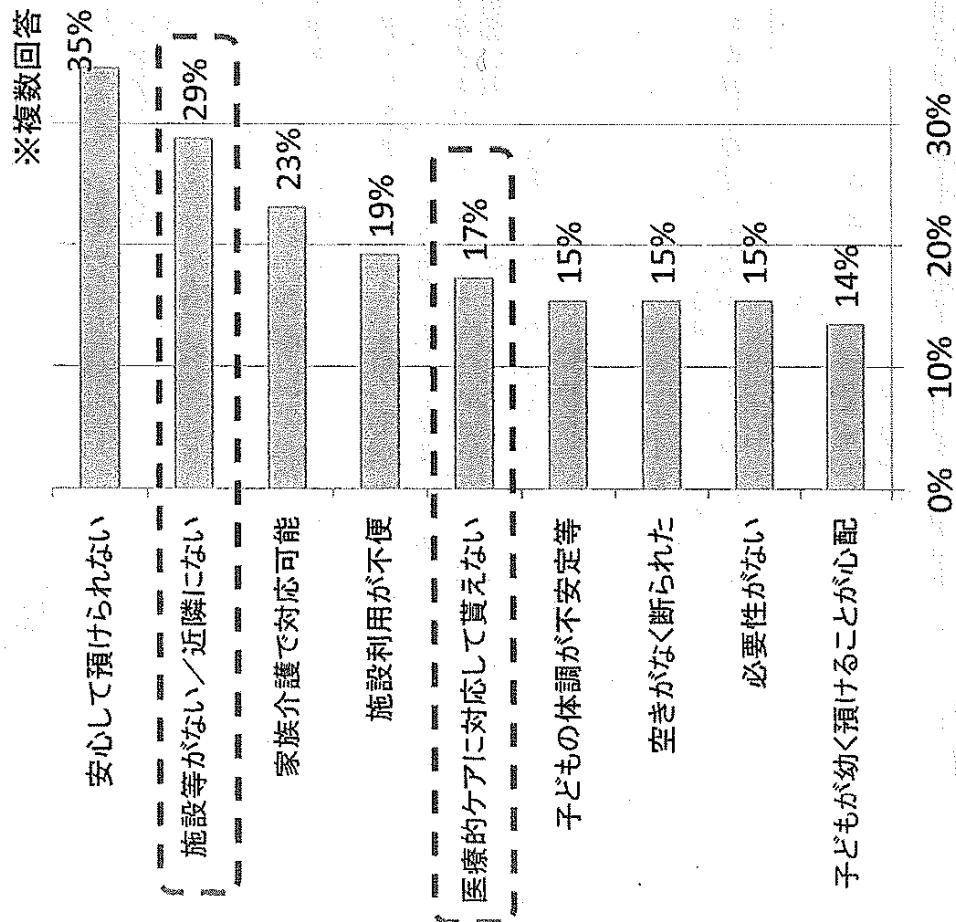
- 1) 新規開設に向けた医療機関等に対する講習等  
医療型短期入所事業所の新規開設に向けて、医療機関や介護老人保健施設等に対し、重症心身障害児等に対する支援の基礎的な知識や、既存施設の短期入所における支援事例などについての講習等を実施する。
- 2) 新規開設事業所の職員に対する研修等  
新規開設事業所の職員に対し、重症心身障害児等の障害特性に関する知識や支援技術の習得を図るための実地研修等を実施する。  
例えば、新規開設事業所と既に医療型短期入所事業所を実施している施設との間で、職員を相互に交換する研修を実施することなどが考えられる。



# 医療型短期入所事業所を利用していない理由等

○ 人工呼吸器の管理を要する障害児が医療型短期入所を利用していない理由の一つとして、「施設等がない/近隣にない」や「医療的ケアに対応して貰えない」とする回答が一定程度みられた。

＜人工呼吸器の管理を要する児が医療型短期入所を利用していない主な理由＞



＜医療型短期入所事業所の設置状況＞

都道府県	力所数	(参考)※ 医療機関数	都道府県	力所数	(参考)※ 医療機関数
北海道	18	485	滋賀県	3	49
青森県	3	79	京都府	6	158
岩手県	5	75	大阪府	15	487
宮城県	4	113	兵庫県	18	317
秋田県	2	54	奈良県	4	71
山形県	5	52	和歌山県	5	78
福島県	7	104	鳥取県	6	36
茨城県	8	154	島根県	7	43
栃木県	5	89	岡山県	10	147
群馬県	6	114	広島県	11	209
埼玉県	16	289	山口県	6	117
千葉県	7	247	徳島県	3	98
東京都	16	580	香川県	6	78
神奈川県	25	288	愛媛県	3	124
新潟県	7	108	高知県	4	112
富山県	4	85	福岡県	28	376
石川県	6	82	佐賀県	5	93
福井県	3	58	長崎県	6	124
山梨県	2	51	熊本県	9	172
長野県	11	113	大分県	10	132
岐阜県	22	90	宮崎県	3	118
静岡県	10	150	鹿児島県	3	208
愛知県	8	280	沖縄県	5	76
三重県	6	87	合計	382	7,250

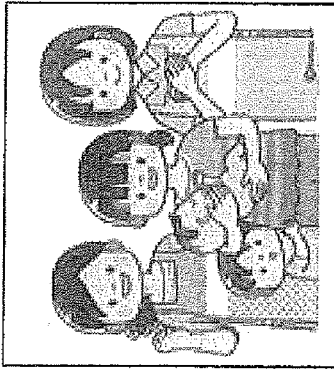
出典：力所数は平成27年度障害児・発達障害者支援室調べ

(平成27年4月1日時点)

出典：平成27年度厚生労働省社会・援護局委託事業「医療的ケアが必要な子どもに関する調査」速報値

医療機関数は平成26年医療施設調査(平成26年10月1日時点)  
(一般病院のうち一般病床を有する病院の数)

# 医療型短期入所サービス利用中の処置等の評価



医療型短期入所サービスにおける重症心身障害児の受入れを促進するため、入所中の医療処置等について、診療報酬上の取り扱いを明確にした。



## 具体的な内容

在宅療養指導管理料を算定しているために、入院該当では別途算定することができない以下の医療処置等について、医療型短期入所サービス利用中に算定できることを明確化する。

### 【対象処置等】

- |                         |                  |
|-------------------------|------------------|
| (1) 経皮的動脈血酸素飽和度測定       | (10) 留置カテーテル設置   |
| (2) 終夜経皮的動脈血酸素飽和度測定     | (11) 導尿          |
| (3) 中心静脈注射              | (12) 介達牽引        |
| (4) 植え込み型カテーテルによる中心静脈注射 | (13) 矯正固定        |
| (5) 鼻マスク式補助換気法          | (14) 変形機械矯正術     |
| (6) 体外式陰圧人工呼吸器治療        | (15) 消炎鎮痛等処置     |
| (7) 人工呼吸                | (16) 腰部又は胸部固定帯固定 |
| (8) 膀胱洗浄                | (17) 低出力レーザー照射   |
| (9) 後部尿道洗浄              | (18) 鼻腔栄養        |









障害児入所施設の利用状況

都道府県	総 数																							
	うち福祉型障害児入所施設					うち医療型障害児入所施設					うち指定児童支援施設機関													
	利用児童数	特別(18-19歳)	障害福祉サービス利用者	その他	定員数(人)	施設数(か所)	利用児童数	特別(18-19歳)	障害福祉サービス利用者	その他	定員数(人)	施設数(か所)	利用児童数	特別(18-19歳)	障害福祉サービス利用者	その他	定員数(人)	施設数(か所)	利用児童数	特別(18-19歳)	障害福祉サービス利用者	その他	定員数(人)	施設数(か所)
1 北海道	1,426	387	1,039	0	1,518	19	340	272	68	0	392	11	760	89	671	0	798	5	326	26	300	0	380	3
2 青森県	496	11	258	1	583	13	217	10	41	0	281	9	62	1	25	1	82	2	217	0	192	0	220	2
3 岩手県	509	29	337	1	560	10	171	28	35	0	190	5	81	1	49	0	110	2	256	0	253	1	260	3
4 宮城県	135	2	130	0	140	2	10	2	8	0	10	1	0	0	0	0	0	0	125	0	122	0	130	1
5 秋田県	373	5	262	0	450	9	174	3	109	0	190	5	44	2	5	0	100	2	155	0	148	0	160	1
6 山形県	91	0	0	0	150	6	51	0	0	0	50	3	33	0	0	0	60	1	7	0	0	0	0	2
7 福島県	567	48	280	0	740	14	267	46	59	0	340	9	100	2	39	0	200	3	200	0	182	0	200	2
8 茨城県	628	17	343	0	705	14	284	12	84	0	300	9	228	5	161	0	285	4	116	0	98	0	120	1
9 栃木県	510	75	289	34	510	9	131	44	56	21	130	4	297	28	223	13	300	4	82	3	0	0	90	1
10 群馬県	566	0	392	0	635	10	132	0	30	0	144	4	361	0	290	0	411	5	75	0	72	0	80	1
11 埼玉県	871	17	707	0	1,013	14	166	15	97	0	270	6	612	2	545	0	663	7	73	0	65	0	80	1
12 千葉県	571	29	202	0	634	12	340	26	16	0	369	8	116	1	92	0	125	2	115	2	94	0	140	2
13 東京都	1,787	50	1,256	14	2,023	21	510	36	125	0	620	9	1,277	14	1,131	14	1,403	12	0	0	0	0	0	0
14 神奈川県	430	15	211	0	570	9	186	6	40	0	290	5	138	6	93	0	160	3	108	3	78	0	120	1
15 新潟県	412	6	342	0	517	12	107	6	45	0	181	6	139	0	139	0	140	1	166	0	156	0	160	3
16 富山県	335	10	235	0	433	6	57	3	0	0	100	2	87	5	56	0	127	2	181	2	179	0	206	2
17 石川県	15	1	0	0	60	2	6	0	0	0	10	1	9	1	0	0	50	1	0	0	0	0	0	0
18 福井県	57	3	0	0	295	5	25	2	0	0	35	2	11	0	0	0	50	1	21	1	0	0	210	2
19 山梨県	99	6	0	0	150	3	53	4	0	0	70	1	26	0	0	0	80	1	29	1	0	0	0	1
20 長野県	452	4	254	0	500	6	25	0	2	0	30	1	166	3	41	0	190	2	261	1	241	0	280	3
21 岐阜県	116	4	7	0	323	4	73	4	7	0	90	2	23	0	0	0	53	1	20	0	0	0	180	1
22 静岡県	349	29	116	0	455	9	249	29	39	0	332	7	31	0	21	0	43	1	68	0	56	0	80	1
23 愛知県	448	195	0	0	647	9	263	43	0	0	347	7	165	142	0	0	300	2	0	0	0	0	9	0
24 三重県	348	19	138	0	451	9	113	16	1	0	145	4	74	1	0	0	136	3	161	2	135	0	170	2
25 滋賀県	351	0	0	0	419	5	115	0	0	0	160	2	236	0	0	0	259	3	0	0	0	0	0	0
26 京都府	59	8	0	0	350	4	17	3	0	0	20	1	31	4	0	0	210	2	11	1	0	0	120	1
27 大阪府	893	24	623	0	953	11	269	20	55	0	328	7	624	4	560	0	627	4	0	0	0	0	0	0
28 兵庫県	1,157	32	865	4	1,336	14	249	27	61	4	256	7	696	4	607	0	620	4	312	1	297	0	450	3
29 奈良県	304	0	155	0	542	9	90	0	0	0	159	5	113	0	59	0	203	2	101	0	96	0	180	2
30 和歌山県	484	12	360	0	493	7	77	9	4	0	80	2	249	3	215	0	253	4	158	0	141	0	160	1
31 鳥取県	224	4	141	12	285	4	58	4	0	0	85	2	13	0	0	0	50	1	153	0	141	12	160	1
32 島根県	115	3	9	0	519	11	83	2	9	0	120	5	21	1	0	0	380	4	11	0	0	0	19	2
33 岡山県	155	15	103	3	160	2	35	1	0	0	40	1	0	0	0	0	0	120	14	100	3	120	1	
34 広島県	691	16	479	20	848	15	94	9	19	0	111	5	294	7	172	4	397	7	303	0	287	16	340	3
35 山口県	366	5	263	0	400	5	90	5	32	0	100	2	83	0	58	0	100	1	193	0	173	0	200	2
36 徳島県	377	4	241	0	416	6	91	4	3	0	110	3	137	0	107	0	140	1	149	0	131	0	180	2
37 香川県	277	2	186	0	288	4	49	2	0	0	59	2	24	0	0	0	25	1	204	0	188	0	207	1
38 愛媛県	428	17	330	88	420	9	130	7	69	34	140	5	0	0	0	0	0	298	10	241	54	280	4	
39 高知県	356	269	23	204	391	6	72	21	5	16	80	3	178	168	0	168	191	2	118	100	18	100	120	1
40 福岡県	338	2	382	2	573	6	0	0	0	0	0	0	338	2	382	2	573	6	0	0	0	0	0	0
41 佐賀県	559	5	426	0	571	6	59	3	7	0	70	2	243	1	182	0	240	2	257	1	227	0	261	2
42 長崎県	621	4	492	0	680	8	99	3	14	0	170	3	443	1	406	0	490	4	79	0	72	0	80	1
43 熊本県	797	41	421	63	770	10	147	41	6	29	180	5	402	0	335	34	430	3	158	0	20	0	160	2
44 大分県	523	45	374	12	574	10	149	32	59	6	170	5	175	0	132	1	204	4	199	13	183	3	200	1
45 宮崎県	452	5	289	133	539	8	191	2	18	111	225	5	141	2	103	11	191	2	120	1	108	11	120	1
46 鹿児島県	207	8	0	0	674	12	138	6	0	0	227	6	49	0	0	0	420	2	21	2	0	0	27	2
47 沖縄県	516	44	377	0	662	10	69	10	0	0	102	4	367	34	297	0	400	4	80	0	80	0	160	2
都道府県計	21,761	1,530	13,366	671	26,934	409	6,261	818	1,313	223	7,863	208	9,602	534	7,114	248	12,267	130	5,799	184	4,939	200	6,804	71
48 札幌市	524	23	319	3	586	6	112	4	0	0	132	3	412	19	319	3	454	3	0	0	0	0	0	0
49 仙台市	128	0	23	0	331	4	59	0	23	0	60	1	83	0	0	0	191	2	6	0	0	0	80	1
50 さいたま市	39	0	0	0	1,767	16	21	0	0	0	325	6	12	0	0	0	1,202	9	6	0	0	0	240	3
51 千葉市	271	7	188	21	302	3	0	0	0	0	0	0	153	7	91	0	182	2	118	0	97	21	120	1
52 横浜市	263	6	129	0	310	7	167	4	22	0	180	5	116	2	107	0	130	2	0	0	0	0	0	0
53 川崎市	150	71	89	0	150	2	55	49	6	0	50	1	96	17	79	0	100	1	9	5	4	0	0	0
54 横須賀市	103	3	57	0	140	3	40	1	0	0	40	1	63	2	57	0	100	2	0	0	0	0	0	0
55 新潟市	129	2	114	4	170	2	0	0	0	0	0	0	9	0	0	0	90	1	120	3	114	4	120	1
56 静岡市	20	2	0	0	300	4	2	0	0	0	28	1	11	0	0	0	120	2	7	2	0	0	160	1
57 浜松市	226	73	42	0	332	4	90	3	1	0	70	2	91	48	26	9	150	1	45	22	15	0	112	1
58 名古屋市	93	3	8	0	114	2	93	3	9	0	114	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
59 京都市	201	0	151	0	240	5	110	0	71	0	120	3	91	0	80	0	120	2	0	0	0	0	0	0
60 大阪市	523	16	124	0	620	11	306	13	89	0	340	6	217	3	55	0	280	5	0	0	0	0	0	0
61 堺市	50	0	43	0	50	1	0	0	0	0	0	0	50	0	43	0	50	1	0	0	0	0	0	0
62 神戸市	120	3	21	0	194	5	110	3	21	0	118	4	10	0	0	0	78	1	0	0	0	0	0	0
63 岡山市	517	2	337	72	550	5	131	0	25	0	150	3	386	2	312	72	400	2	0	0	0	0	0	0
64 広島市	231	72	159	0	240	5	131	59	72	0	140	4	100	13	87	0	190	1	0	0	0	0	0	0
65 北九州市	134	11	38	0	270	4	80	9	0	0	100	2	74	2	38	0	160	2	0	0	0	0	0	0
66 福岡市	98	4	0	0	116	4	87	3	0	0	92	3	0	0	0	0	0	0	11	1	0	0	14	1
67 熊本市	24																							

障害児通所支援事業所の利用状況等

※当該県の利用児童数については、提出されていないため計上していない。

都道府県・指定都市・特別区	総数				福祉型児童発達支援センター				児童発達支援事業所				医療型児童発達支援センター				放課後等デイサービス				保育所等訪問支援			
	利用児童数(人)	利用児童数	定員数(人)	施設数(カ所)	利用児童数(人)	定員数(人)	先数(カ所)	施設数(カ所)	利用児童数(人)	定員数(人)	施設数(カ所)	利用児童数(人)	定員数(人)	施設数(カ所)	利用児童数(人)	定員数(人)	施設数(カ所)	利用児童数(人)	定員数(人)	施設数(カ所)	利用児童数(人)	定員数(人)	施設数(カ所)	
1 北海道	11,302	3,759	5,543	540	473	272	347	11	4,781	903	2,335	203	71	18	60	2	5,754	2,454	2,861	272	213	18	50	
2 青森県	2,105	1,273	1,504	124	230	159	190	0	156	131	200	23	55	17	47	2	1,640	987	1,007	65	52	8	8	
3 岩手県	2,020	1,145	1,210	111	88	70	80	2	823	188	370	32	20	20	20	1	1,709	844	740	68	189	23	6	
4 宮城県	1,673	821	933	101	44	44	145	7	282	177	173	20	0	0	0	0	1,102	677	635	85	64	23	9	
5 秋田県	1,139	944	475	46	228	225	79	3	171	147	65	11	21	18	30	3	595	519	265	22	114	35	5	
6 山形県	1,638	896	1,180	104	138	84	130	6	310	194	303	31	22	22	30	1	1,357	755	697	84	9	0	3	
7 福島県	3,133	1,033	1,526	144	250	113	165	0	838	273	520	52	29	9	60	2	1,878	825	761	72	138	3	12	
8 茨城県	5,074	1,233	2,827	286	191	84	98	3	1,787	274	593	94	0	0	0	0	3,403	874	1,738	188	13	1	7	
9 栃木県	2,855	963	1,329	98	28	73	110	3	1,188	301	370	29	33	15	50	2	1,569	572	705	60	57	2	4	
10 群馬県	2,461	1,230	1,525	145	172	121	150	0	398	171	295	28	0	0	0	0	1,863	936	1,110	186	45	2	11	
11 埼玉県	5,278	2,292	5,303	490	898	415	568	10	1,280	407	1,501	139	0	0	0	0	3,195	1,441	3,234	303	105	28	28	
12 千葉県	9,423	3,504	7,106	565	841	618	702	23	2,188	810	2,870	212	138	75	209	5	5,990	2,189	3,274	208	156	14	37	
13 東京都	28,882	7,472	9,314	891	2,180	918	1,132	28	8,221	1,836	2,397	207	214	87	180	5	15,969	4,824	5,835	580	798	7	13	
14 神奈川県	7,878	2,188	2,794	244	714	308	410	12	1,488	331	743	71	0	0	0	0	5,463	1,450	1,841	148	214	9	15	
15 新潟県	1,893	334	607	60	88	40	70	3	810	71	212	14	0	0	0	0	878	223	325	30	7	0	0	
16 富山県	1,858	1,100	1,761	108	194	178	146	5	395	351	730	73	11	11	60	2	1,018	543	825	82	48	18	6	
17 石川県	1,428	378	776	73	108	31	60	7	104	14	308	30	0	0	0	0	1,207	334	408	38	7	0	2	
18 福井県	1,544	433	913	89	215	02	105	0	178	25	196	13	0	0	0	0	1,035	328	442	38	118	8	11	
19 山梨県	1,156	574	622	59	118	106	82	4	103	87	80	18	8	8	15	1	814	357	445	46	77	36	4	
20 長野県	2,771	1,007	1,280	120	413	218	231	11	427	188	225	29	20	20	40	1	1,636	887	764	76	65	4	10	
21 岐阜県	6,158	1,889	2,812	200	598	183	208	4	2,870	810	1,248	71	117	43	90	3	2,433	869	1,268	103	136	8	12	
22 静岡県	3,971	1,850	2,150	189	491	411	431	13	881	285	482	38	0	0	0	0	2,471	1,192	1,261	120	148	62	16	
23 愛知県	11,020	3,712	5,740	550	880	599	650	19	2,233	690	1,522	156	101	73	100	3	8,346	2,332	3,459	345	352	76	27	
24 三重県	3,812	583	1,521	134	231	89	129	4	957	156	495	43	0	0	0	0	2,430	628	900	87	184	2	0	
25 滋賀県	2,213	集計中	1,126	86	241	集計中	170	8	961	集計中	325	20	34	集計中	40	1	937	集計中	590	58	100	集計中	11	
26 京都府	2,953	1,042	1,023	191	287	192	107	0	843	201	281	28	28	26	30	1	1,283	600	800	57	234	23	11	
27 大阪府	8,361	4,231	4,032	338	714	534	631	12	1,894	888	1,978	99	137	73	170	3	5,529	2,904	2,153	210	177	52	14	
28 兵庫県	12,102	2,828	4,513	439	500	389	485	15	3,847	793	1,441	143	189	68	220	8	7,114	1,559	2,364	239	676	21	35	
29 奈良県	5,813	1,028	2,493	279	363	220	233	3	1,010	268	870	85	15	11	0	1	2,518	580	1,320	132	9	0	3	
30 和歌山県	2,840	1,159	1,678	142	383	253	250	10	605	243	386	90	44	44	40	1	1,778	613	800	68	130	4	13	
31 鳥取県	894	320	624	57	150	66	88	5	130	31	185	17	82	25	80	3	485	188	261	28	67	2	3	
32 徳島県	1,471	458	755	31	125	48	90	0	189	48	170	18	0	0	0	0	978	360	499	47	286	2	12	
33 岡山県	3,487	1,112	1,878	180	374	279	248	7	1,072	475	685	87	38	10	40	2	1,344	344	703	72	53	4	12	
34 広島県	8,901	1,745	1,810	189	440	332	280	9	1,001	417	429	51	41	14	39	2	4,356	956	1,071	116	243	26	21	
35 山口県	2,959	1,730	1,282	125	212	194	107	0	524	477	370	32	0	0	0	0	2,189	1,039	730	72	84	20	10	
36 香川県	2,849	1,086	1,043	129	547	208	193	7	504	151	278	43	0	0	0	0	1,571	707	570	21	227	0	8	
37 愛媛県	1,049	371	985	98	88	38	40	2	282	41	335	25	17	7	35	1	1,522	282	556	57	42	3	3	
38 高知県	3,283	1,283	1,224	113	181	188	140	4	1,140	380	445	38	0	0	0	0	1,995	682	839	83	87	18	6	
39 福岡県	1,253	303	431	60	154	27	60	4	287	30	100	14	15	3	20	1	738	230	251	32	83	3	9	
40 福岡県	8,103	2,281	2,230	220	1,011	432	302	13	1,000	246	591	84	9	0	0	0	3,797	1,446	1,337	130	294	57	17	
41 佐賀県	1,806	483	796	81	297	83	118	4	408	100	187	20	0	0	0	0	1,172	294	453	48	18	0	8	
42 長崎県	3,008	993	1,027	188	273	100	140	6	894	140	851	84	0	0	0	0	2,367	750	1,138	104	272	3	14	
43 熊本県	4,295	901	1,341	154	254	40	65	0	1,119	184	463	48	22	3	20	1	2,255	559	790	80	645	0	18	
44 大分県	2,482	893	1,035	121	206	131	180	12	285	118	164	24	32	29	30	1	1,733	814	655	65	108	1	18	
45 宮崎県	2,178	1,084	1,251	122	445	290	251	10	251	151	267	28	8	6	10	1	1,322	891	723	65	152	6	17	
46 鹿児島県	7,888	2,732	3,240	327	1,136	551	567	22	2,894	908	1,118	118	0	0	0	0	3,404	1,282	1,558	151	454	51	41	
47 沖縄県	4,681	3,884	4,480	393	0	0	0	0	1,267	1,615	1,486	174	83	57	70	2	3,111	2,732	2,952	210	48	26	0	
都道府県計	211,883	73,087	101,258	9,473	18,157	9,950	15,234	394	56,791	18,857	31,040	2,839	1,935	810	1,887	58	127,480	45,725	57,094	5,466	7,642	705	0	617
48 札幌市	10,915	2,717	5,636	528	346	294	231	7	3,228	1,114	2,418	227	54	25	100	3	6,230	1,574	2,800	268	157	6	21	
49 仙台市	1,788	1,891	1,045	101	85	65	60	2	389	248	249	20	0	0	0	0	1,353	740	740	78	1	1	1	
50 さいたま市	2,276	735	1,221	117	282	120	210	0	361	109	346	33	61	18	60	2	1,377	478	708	70	197	1	0	
51 千葉市	2,459	827	912	99	112	51	70	2	838	95	171	28	78	17	55	3	1,539	484	618	61	11	0	4	
52 横浜市	5,305	2,122	2,838	299	787	355	482	10	1,168	337	326	42	197	83	340	8	3,140	1,448	1,490	149	73	1	9	
53 川崎市	2,379	2,291	1,095	87	558	535	180	4	766	766	203	27	54	50	110	4	1,003	820	592	59	0	0	3	
54 横浜国立市	1,627	588	981	80	161	77	80	2	378	38	286	18	28	21	40	1	966	458	565	58	92	0	3	
55 新潟市	1,941	380	481	38	73	73	50	1	148	44	136	11	33	33	38	1	798	210	255	25	0	0	0	
56 静岡市	1,891	399	518	58	50	41	50	1	177	32	82	11	0	0	0	0	1,445	326	404	45	9	0	1	
57 浜松市	2,454	1,203	669	49	629	393	238	9	186	105	68	8	0	0	0	0	987	413	363	31	678	302	4	
58 名古屋市	3,280	1,880	3,671	360	311	200	306	3	573	195	1,415	143	25	8	40	1	2,333	1,477	2,110	208	13	0	5	
59 京都市	3,147	830	1,118	98	1,084	397	318	9	673	108	170	17	0	0	0	0	1,389	417	825	63	1	0	9	
60 大阪市	6,583	4,147	4,768	458	563	281	314	10	2,232	1,118	1,761	181	47	33	80	2	3,387	2,714	2,583	256	174	7		

# 就学前の障害児通所支援における多子軽減制度の拡大について(案)

○ 障害通所支援の利用者負担については、平成22年4月から、実質的な応能負担として、所得に応じた負担上限月額を設定(平成24年4月からは、法律上も応能負担を原則とすることを明確化)。

※ 障害児通所支援の負担上限月額

一般2世帯(市町村民税所得割28万円以上):37,200円、一般1世帯(市町村民税所得割28万円未満):4,600円、市町村民税非課税・生活保護世帯:0円  
(負担上限月額については、低所得者対策として段階的に負担軽減措置を図ってきたところ。)

○ 平成26年4月からは、利用者負担の軽減を図るため、小学校就学前の児童(未就学児)が複数いる多子世帯について、2番目の未就学児の利用料を半額、3番目以降の未就学児の利用料を無料化(多子軽減制度)。

○ 平成28年4月以降、子育て家庭の更なる負担軽減を図る観点から、年収約360万円未満相当世帯について、多子世帯を、年齢を問わず複数の子がいる世帯とし、多子軽減制度の対象者の拡大を図る。

例:12歳児、5歳児(障害児支援利用)、3歳児(障害児支援利用)がいる世帯

【平成22年4月～】 ※一般1の場合

支援に要する費用(例)	利用者負担額
12歳児(就学児) 障害児支援の利用なし	—
5歳児(未就学児) 20,000円 → 10/100	2,000円
3歳児(未就学児) 40,000円 → 10/100	4,000円
負担上限月額4,600円 < 計6,000円	
実際の利用者負担額	

【平成26年4月～多子軽減対象】 ※一般1の場合

支援に要する費用(例)	利用者負担額
12歳児(就学児) 障害児支援の利用なし	—
5歳児(未就学児) 20,000円 → 10/100	2,000円
3歳児(未就学児) 40,000円 → 5/100	2,000円
負担上限月額4,600円 > 計4,000円	
実際の利用者負担額	

【平成28年4月～多子軽減対象拡大】 ※一般1のうち年収約360万円未満相当世帯の場合

支援に要する費用(例)	利用者負担額
12歳児(就学児) 障害児支援の利用なし 【1番目扱い】	—
5歳児(未就学児) 20,000円 → 5/100	1,000円
3歳児(未就学児) 40,000円 → 0/100	0円
負担上限月額4,600円 > 計1,000円	
実際の利用者負担額	

※年齢を問わずカウント対象

※未就学児をカウント対象

資料8

## 15 規制緩和（構造改革特区関係）等について

### （1）規制緩和（構造改革特区関係）について

平成18年5月より、障害者が近隣において指定自立訓練事業所が少ないなど自立訓練を利用することが困難な場合に、構造改革特別区域法に基づく特例措置として、地方公共団体が、構造改革特別区域計画の認定を受けた場合には、当該区域内の介護保険法による指定小規模多機能型居宅介護事業所において障害者を受け入れる「指定小規模多機能型居宅介護事業所における障害者の受入事業」を実施している。

現在は、居間及び食堂並びに宿泊室の面積、職員数について指定小規模多機能型居宅介護の利用者数と障害児（者）の利用者数の合算数で「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」を満たすこと、指定小規模多機能型居宅介護事業所が障害者関係施設から技術的支援を受けること、また、必要な研修を受けた者が個別支援計画を策定することが、地方公共団体の構造改革特別区域計画中に定められていることを条件として、小規模多機能型居宅介護を障害者が利用した際に、基準該当自立訓練（機能訓練）又は基準該当自立訓練（生活訓練）として報酬を算定している。

すでに、生活介護（平成22年度）や短期入所（平成23年度）など小規模多機能型居宅介護事業所における構造改革特区の同様の特例措置が全国展開されているところであるが、今般、特区で行われている上記自立訓練について調査を行った結果、大きな弊害は認められなかったことから、平成28年4月1日より「基準該当自立訓練（機能訓練）」及び「基準該当自立訓練（生活訓練）」として全国展開することとした。

なお、必要な通知改正等については追ってお示しする予定であるので留意願いたい。

### （2）（公財）ひかり協会の行う施設入所等の取組に対する協力について

森永ひ素ミルク中毒被害者の円滑な施設入所等に向けた相談等については、「（公財）ひかり協会の行う施設入所等の取組に対する協力について（依頼）」（平成19年1月22日食安企発第0122001号・障障発0122001号）により特段の配慮をお願いしているところであるが、今般、（公財）ひかり協会より、改めて周知の依頼があったところ。ついては、森永ひ素ミルク中毒被害者又は（公財）ひかり協会から、円滑な施設入所等に向けた相談があった場合には、その取組が促進されるよう、特段の配慮を改めてお願いしたい。

【関連資料1】

食安企発第 0122001号  
障 障 発 0122001号  
平成19年1月22日

(平成21年4月14日改正 食安企発第0414001号及び障障発第0414001号)  
(平成25年2月27日改正食安企発0227第2号及び障障発0227第2号)

各都道府県  $\left[ \begin{array}{l} \text{衛生主管部（局）長} \\ \text{障害保健福祉主管部（局）長} \end{array} \right]$  殿

厚生労働省医薬食品局  
食品安全部企画情報課長

厚生労働省社会・援護局  
障害保健福祉部障害福祉課長

(公財)ひかり協会の行う施設入所等の取組に対する協力について (依頼)

(公財)ひかり協会の行う森永ひ素ミルク中毒被害者救済事業については、「三者会談確認書(昭和48年12月23日)」に基づき、「(公財)ひかり協会の行う事業に対する協力について(依頼)」(平成3年7月8日衛食第91号厚生省生活衛生局食品保健課長通知)により御協力をお願いしているところでありますが、介護を担ってきた者の高齢化等に伴い、障害のある在宅被害者の生活の場の確保が重要な課題となっております。

このため、現在、(公財)ひかり協会においては、障害のある在宅被害者の施設への入所、グループホームへの入居等の希望状況の把握を進めており、その上で個々の対象者ごとに、該当する地方自治体等に相談するなど、将来の円滑な施設入所、グループホーム入居等に向けた取組を行うこととしております。

つきましては、在宅被害者等又は(公財)ひかり協会から、円滑な施設への入所、グループホームへの入居等に向けた相談があった場合には、被害者への支援の必要性を踏まえて、市町村等の関係行政機関と緊密な連携を図り、被害者の施設入所、グループホーム入居及びそのための事前対策(相談や入所、入居等の準備)のための取組が促進されるよう、特段の御配慮をお願いいたします。

(参考)

三者会談確認書(昭和48年12月23日)